

令和7年10月

埼玉県税務概況

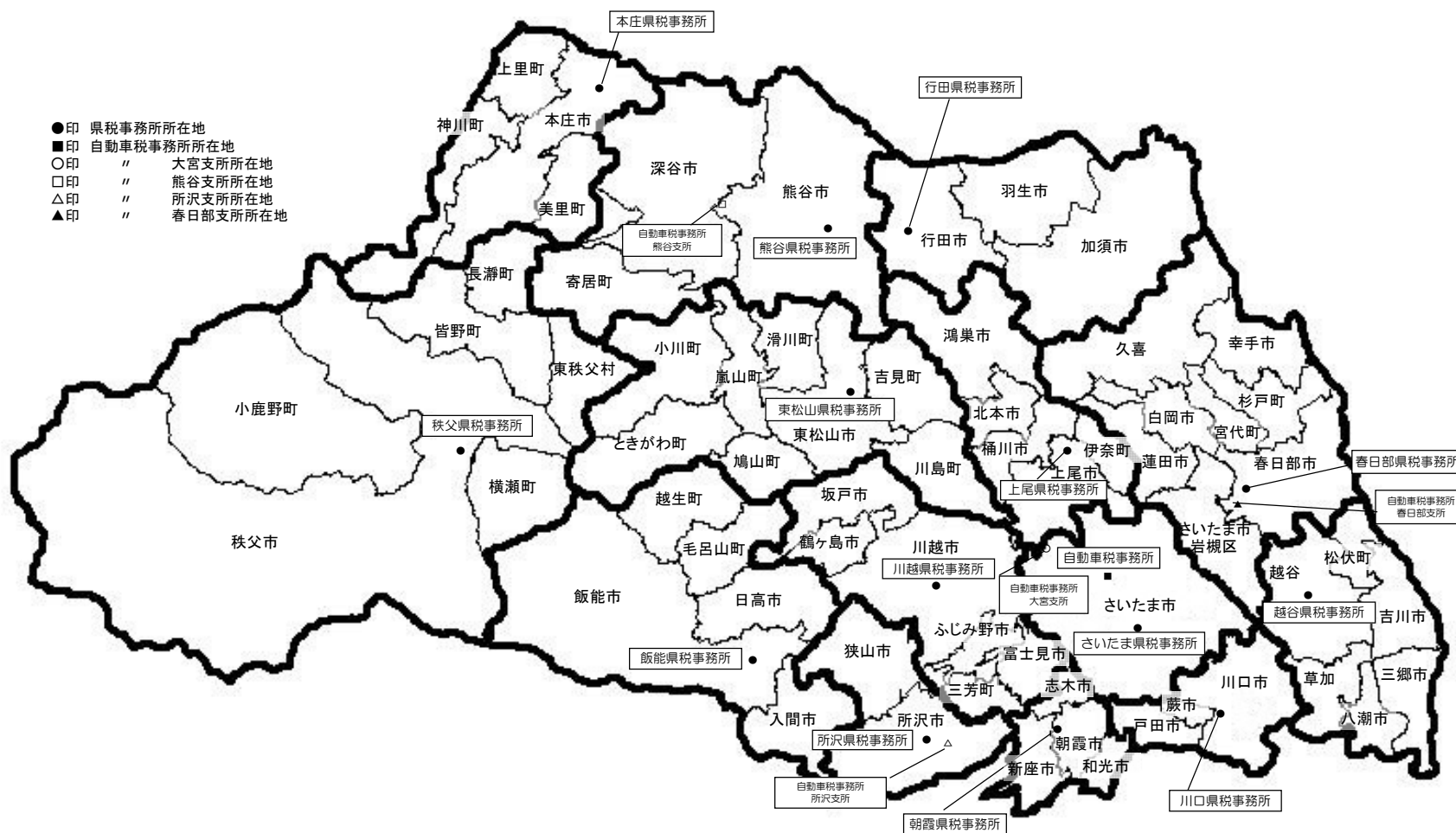
埼玉県総務部税務課

目 次

第1	税 務 事 務 運 営 の 基 本 方 針	
1	税務事務運営の基本方針について	2
2	令和7年度税収確保対策の推進について	3
3	令和7年度税務広報計画	14
4	令和7年度税務事務研修実施計画	19
第2	税 務 機 構	
1	税務機構	24
2	税務機構の沿革	26
3	税務事務分掌	35
4	税務職員数	39
5	税務職員配置状況	40
第3	財 政	
1	令和7年度一般会計予算(当初)	42
2	一般会計歳入予算(当初)構成比	44
3	一般会計歳入決算構成比	44
第4	県 税 調 定 収 入	
1	令和7年度県税歳入予算(当初)	46
2	県税歳入予算額と決算額	47
3	県税歳入予算等補正額	50
4	令和6年度県税調定収入状況	51
5	最近8年間の県税収入実績	55
6	税目別調定額構成比	59
7	税目別調定額伸長率	60
8	税目別収入額構成比	62
9	税目別収入額伸長率	63
第5	課 税 状 況	
1	納税義務者数	66
2	個人県民税	67
3	法人県民税	69
4	法人県民税(資本金・業種別調定額)	70
5	県民税利子割、個人県民税配当割・株式等譲渡所得割	71
6	鉱区税	73
7	狩猟税	73
8	個人事業税	74
9	個人事業税所得階層別	76
10	法人事業税(全法人)	77
11	法人事業税(法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人分)	78
12	法人事業税(法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業分)	79
13	法人事業税所得階層別	80

14	分割法人の所得金額	81
15	収入金額課税法人等	81
16	資本金別法人数(全法人)	81
17	資本金別法人数	82
18	決算期別法人区分別法人数(全法人)	83
19	資本金・業種別法人数(全法人)	84
20	法人事業税(資本金・業種別調定額)	85
21	外形標準課税・付加価値割	86
22	外形標準課税・資本割	88
23	地方消費税	89
24	不動産取得税(家屋)	91
25	不動産取得税(土地)	93
26	県たばこ税	94
27	ゴルフ場利用税	95
28	種別割(自動車税を含む)	96
29	環境性能割(新車)	99
30	環境性能割(中古車)	99
31	軽油引取税	100
32	地方譲与税	102
 第6 徴収状況		
1	税目別納税率	106
2	税目別収入未済額	107
3	不納欠損処分	108
4	徴収状況	110
5	収入未済額の処分別内訳	111
6	滞納処分状況	113
7	個人事業税の口座振替納税状況	114
8	収納方法別納税状況	115
9	延滞金・各種加算金等	116
10	不服申立て	116
 第7 参考資料		
1	令和7年度地方税制改正の概要(県税条例改正関係)	118
2	交付金・徴収取扱費	120
3	交付金等算定基準	123
4	徴税費	124
5	その他	
(1)	令和5年度における都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合	125
(2)	国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較	126
(3)	国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較	127
(4)	埼玉県民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較	128
(5)	令和7年度都道府県一般会計当初予算	129
(6)	令和6年度都道府県税決算見込額	130
(7)	都道府県別納税率	131
(8)	令和7年度主要経済指標(全国)	134
(9)	令和7年度地方税収入見込額(地方財政計画)	135

埼玉県県税事務所管内図(令和7年4月1日現在)



県税事務所管轄区域

(令和7年4月1日現在)

	所在地	管轄区域	管轄市町村数			
			市	町	村	合計
さいたま県税事務所	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎内 電話(048)822-5131	さいたま市(岩槻区を除く)	40 1	22 -	1 -	63 1
川口県税事務所	〒332-0035 川口市西青木2-13-1 川口地方庁舎内 電話(048)252-3571	川口市、蕨市、戸田市	3	-	-	3
上尾県税事務所	〒362-8527 上尾市大字南239-1 上尾地方庁舎内 電話(048)772-7111	鴻巣市、上尾市、桶川市、 北本市、伊奈町	4	1	-	5
朝霞県税事務所	〒351-0025 朝霞市三原1-3-1 朝霞地方庁舎内 電話(048)463-1671	朝霞市、志木市、和光市、 新座市	4	-	-	4
川越県税事務所	〒350-1124 川越市新宿町(あらじゅく まち)1-17-17 ウエスタ川越公共施設棟3階 電話(049)242-1801	川越市、富士見市、 坂戸市、鶴ヶ島市、 ふじみ野市、三芳町	5	1	-	6
所沢県税事務所	〒359-8585 所沢市並木1-8-1 所沢地方庁舎内 電話(04)2995-2112	所沢市、狭山市	2	-	-	2
飯能県税事務所	〒357-8502 飯能市双柳(なみやなぎ) 353 飯能合同庁舎内 電話(042)973-5612	飯能市、入間市、日高市、 毛呂山町、越生町	3	2	-	5
東松山県税事務所	〒355-0024 東松山市六軒町(ろっけん ちょう)5-1 東松山地方庁舎内 電話(0493)23-8946	東松山市、滑川町、嵐山町、 小川町、川島町、吉見町、 鳩山町、ときがわ町	1	7	-	8
秩父県税事務所	〒368-0042 秩父市東町(ひがしまち) 29-20 秩父地方庁舎内 電話(0494)23-2110	秩父市、横瀬町、皆野町、 長瀬町、小鹿野町、 東秩父村	1	4	1	6

	所在地	管轄区域	管轄市町村数			
			市	町	村	合計
本 庄 県 税 事 務 所	〒367-0026 本庄市朝日町(あさひちょう) 1-4-6 本庄地方庁舎内 電話(0495)22-6153	本庄市、美里町、神川町、 上里町	1	3	—	4
熊 谷 県 税 事 務 所	〒360-8501 熊谷市末広3-9-1 熊谷地方庁舎内 電話(048)523-2809	熊谷市、深谷市、寄居町	2	1	—	3
行 田 県 税 事 務 所	〒361-8503 行田市本丸2-20 行田地方庁舎内 電話(048)556-5067	行田市、加須市、羽生市	3	—	—	3
春 日 部 県 税 事 務 所	〒344-8555 春日部市大沼1-76 春日部地方庁舎内 電話(048)737-2110	さいたま市(岩槻区)、 春日部市、久喜市、 蓮田市、幸手市、白岡市、 宮代町、杉戸町	6	2	—	8
越 谷 県 税 事 務 所	〒343-8503 越谷市越ヶ谷4-2-82 越谷合同庁舎内 電話(048)962-2191	草加市、越谷市、八潮市、 三郷市、吉川市、松伏町	5	1	—	6
自 動 車 税 事 務 所	〒330-0844 さいたま市大宮区下町(しも ちょう)3-8-3 電話(048)658-0223	県内全域				
大 宮 支 所	〒331-8580 さいたま市西区中釘(なか くぎ)2152 電話(048)623-0600					
熊 谷 支 所	〒360-0844 熊谷市御稜威ヶ原(みいず がはら)701-5 電話(048)532-8011					
所 沢 支 所	〒359-0026 所沢市牛沼690-1 電話(04)2998-1321					
春 日 部 支 所	〒344-0042 春日部市増戸(ましと) 752-5 電話(048)763-4111					

県税事務所管内人口

県 税 事 務 所		令和7年1月1日現在			令和6年度県税決算	
事務所名(面積)	管内市町村	世 帯 数	人 口	構成比(%)	県税収入額(円)	構成比(%)
さいたま (168.27km ²)	1市	595,497	1,238,365	16.8	112,019,609,347	12.7
	さいたま市	595,497	1,238,365			
川 口 (85.25km ²)	3市	418,315	825,859	11.2	66,850,816,894	7.5
	川 口 市	306,660	607,447			
	蕨 市	41,817	76,342			
	戸 田 市	69,838	142,070			
上 尾 (172.91km ²)	4市1町	247,507	532,118	7.2	31,530,556,047	3.6
	鴻 巣 市	53,622	117,564			
	上 尾 市	108,636	230,066			
	桶 川 市	34,310	74,172			
	北 本 市	30,966	65,274			
	伊 奈 町	19,973	45,042			
朝 霞 (61.21km ²)	4市	232,670	473,393	6.4	37,993,479,104	4.3
	朝 霞 市	71,093	145,938			
	志 木 市	36,714	76,153			
	和 光 市	44,386	84,890			
	新 座 市	80,477	166,412			
川 越 (217.54km ²)	5市1町	380,680	787,613	10.7	57,344,843,174	6.5
	川 越 市	169,532	352,805			
	富 士 見 市	55,994	113,404			
	坂 戸 市	48,812	99,632			
	鶴ヶ島市	33,874	69,836			
	ふじみ野市	55,346	114,559			
	三 芳 町	17,122	37,377			
所 沢 (121.10km ²)	2市	243,413	490,741	6.7	32,595,714,963	3.7
	所 沢 市	170,573	342,520			
	狭 山 市	72,840	148,221			
飯 能 (359.68km ²)	3市2町	151,896	318,367	4.3	19,375,753,605	2.2
	飯 能 市	36,685	77,963			
	入 間 市	68,429	143,412			
	日 高 市	25,300	54,192			
	毛 呂 山 町	16,356	32,043			
	越 生 町	5,126	10,757			
東 松 山 (347.21km ²)	1市7町	100,820	215,082	2.9	13,300,112,450	1.5
	東 松 山 市	43,757	91,256			
	滑 川 町	8,439	19,757			
	嵐 山 町	8,455	17,328			
	小 川 町	13,112	27,448			
	川 島 町	8,280	18,671			
	吉 見 町	7,955	17,620			
	鳩 山 町	6,094	12,782			
	ときがわ町	4,728	10,220			
秩 父 (929.68km ²)	1市4町1村	41,738	92,525	1.3	4,827,632,306	0.5
	秩 父 市	26,073	57,212			
	横 瀬 町	3,319	7,601			
	皆 野 町	3,954	8,878			
	長 瀬 町	2,862	6,367			
	小 鹿 野 町	4,484	10,061			
	東 秩 父 村	1,046	2,406			

県 税 事 務 所		令和7年1月1日現在			令和6年度県税決算	
事務所名(面積)	管内市町村	世 帯 数	人 口	構成比(%)	県税収入額(円)	構成比(%)
本 庄 (199.68km ²)	1市3町	60,793	130,757	1.8	8,419,028,151	1.0
	本 庄 市	36,521	76,783			
	美 里 町	4,585	10,685			
	神 川 町	5,951	12,759			
	上 里 町	13,736	30,530			
熊 谷 (362.44km ²)	2市1町	169,610	363,411	4.9	28,683,425,423	3.2
	熊 谷 市	90,696	190,927			
	深 谷 市	63,745	140,809			
	寄 居 町	15,169	31,675			
行 田 (259.43km ²)	3市	112,484	243,568	3.3	15,614,529,058	1.8
	行 田 市	36,395	77,854			
	加 須 市	51,289	112,018			
	羽 生 市	24,800	53,696			
春 日 部 (329.69km ²)	6市2町	348,783	732,116	9.9	50,417,774,735	5.7
	さいたま市	54,088	112,135			
	春日部市	113,067	229,656			
	久 喜 市	70,198	150,976			
	蓮 田 市	28,608	61,111			
	幸 手 市	23,545	48,801			
	白 岡 市	23,127	52,404			
	宮 代 町	15,820	33,471			
	杉 戸 町	20,330	43,562			
越 谷 (183.71km ²)	5市1町	450,823	930,379	12.6	65,762,689,224	7.4
	草 加 市	126,968	251,992			
	越 谷 市	163,376	342,327			
	八 潮 市	47,095	93,655			
	三 郷 市	68,602	142,152			
	吉 川 市	32,303	72,396			
	松 伏 町	12,479	27,857			
自 動 車 税	全 県	—	—	—	339,712,846,086	38.4
合 計	40市22町1村	3,555,029	7,374,294	100.0	884,448,810,567	100.0

(注) 1 面積は「令和7年全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)」による。
2 世帯数、人口は「住民基本台帳」(令和7年1月1日現在)による。

第 1 税務事務運営の基本方針

1 税務事務運営の基本方針について

(昭和51年6月1日 各県税事務所長あて 総務部長通達)

税務行政を適正かつ円滑に運営し県税収入を確保することは、県の諸施策の執行による地方自治の発展と住民福祉の向上のための基盤をなすものである。

税務職員は、この責務を自覚し誇りを持って、県民の期待と信頼にこたえるよう一層の努力を払わなければならない。

このためには、納税者の理解と協力を得るとともに、社会経済情勢に即応した税務行政を意欲的に進めていくことが大切である。

このような趣旨から、次の事項を税務事務運営の基本方針として税務行政の運営に万全を期するものとする。

- 1 親切的な応対、迅速な事務処理に努める
- 2 適正な課税と公平な徴収に努める
- 3 綱紀の保持に努める

基本方針の主旨

1 親切的な応対、迅速な事務処理に努める

税務行政の円滑な運営を期するためには、納税者はもとよりすべての県民の理解と協力が必要である。このためには県税事務所の窓口は県の顔であるという認識のもとに、県民に親しまれる窓口となるよう心がけることが肝要である。

納税者の照会や相談に対しては常に相手の立場に立って親切的に應對することはもちろん、所内の連係を密にして迅速、的確に処理するとともに、納税者の不平や苦情についてはよくその真意を確かめて適切な措置を講じなければならない。

特に、管理監督者は職場の整理、整とん、職員の健康管理を常に心がけ、明るく清潔な職場づくりに努め、納税者にとって真に親しみやすい県税事務所となるようにしなければならない。

2 適正な課税と公平な徴収に努める

適正な課税と公平な徴収に努め、納税者の負担の公平を図ることは税務行政の根本原則である。

このためには、税務職員は関係法令、調査技術を十分に修得するとともに、市町村、税務署、法務局の資料によって課税するものにあってはこれらの機関との連絡を密にし課税資料の早期完全は握に努め、自ら調査して課税するものにあっては計画的合理的に調査を行い課税客体、課税標準の捕そくに努め課税の適正化を図らなければならない。

反面、いかに適正な課税が行われたとしても、それが滞納となっては真に負担の公平を実現することにはならないのであるから、自主的に納税する意思のない滞納者に対しては厳正な態度で臨み、善良な納税者の納税意欲を阻害することのないよう十分配慮しなければならない。

なお、真に納税困難なものに対しては、法に定める納税緩和措置を積極的に適用するものとする。

3 綱紀の保持に努める

税務職員は、常に県民全体の奉仕者であるという自覚と、県財政を支える重要な使命を担っていることを銘記して、服務規律を厳正に守り、職務の遂行に当たらなければならない。

たとえ一人の職員がじゃっ起した不正事件であっても、それが税務行政のみならず県政全般についての県民の信頼と協力を失わせることになるのであるから、職員一人一人が自粛自戒し事故防止に努めなければならない。

特に、管理監督者は、率先して範を垂れるとともに、責任体制の確立、適正な人事配置、業務上の監督指導を通じ綱紀の保持に努めなければならない。

2 令和 7 年度税収確保対策の推進について

(令和 7 年 6 月 2 日 通達税第 3 4 4 号

埼玉県税収確保対策推進本部長〔総務部長〕通達)

令和 7 年度税収確保対策を別紙のとおり定めましたので、これに基づき、貴職をはじめ職員の総力を結集して確実に成果を上げられるよう取り組んでください。

※ 一部数値については、令和 6 年度決算数値及び目標再設定「令和 7 年度税収確保対策における目標について（通達）」（令和 7 年 9 月 2 4 日付け税第 9 0 9 号）後のものとしている。

令和7年度税収確保対策

1 税務局の使命

県税収入は県政運営の財政基盤をなす貴重な自主財源であり、県財政の安定的な運営を図る上で、その確保は極めて重要である。

次の点に留意し、税務組織を挙げて、税務局の使命である県税歳入予算の確保に努める。(令和7年度 県税歳入予算額 8,794億円)

(1) 正確な事務処理の徹底

税務行政に対する県民の信頼を損なうことのないよう、常に正確な事務処理を徹底しなければならない。

(2) 適正な課税と公平な徴収

適正な課税と公平な徴収に努め、納税者の負担の公平を図ることは、税務行政の根本原則であることを忘れてはならない。

(3) 県税納税率の向上と収入未済額の圧縮

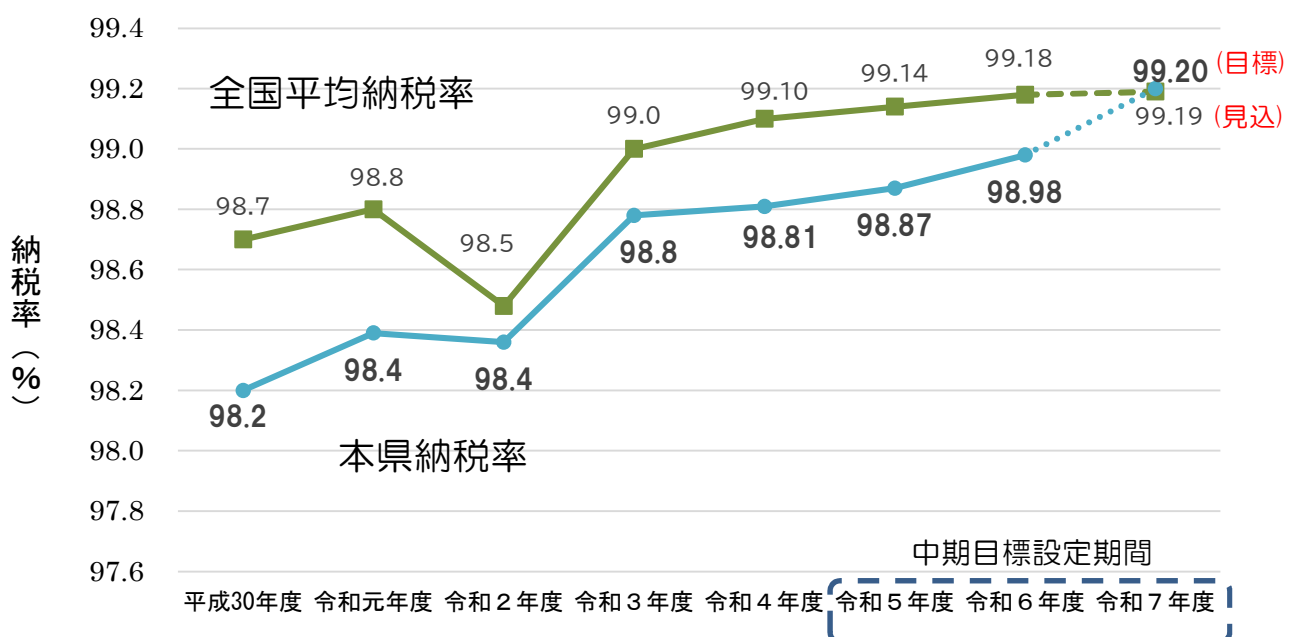
納税率の低下や収入未済額の増加は県民の納税意欲を阻害しかねないことから、不断の努力により、納税率の向上と収入未済額の圧縮に努めなければならない。

2 目標

(1) 中期目標(期間：令和5年度から7年度)(埼玉県行財政プログラム令和5年度から7年度)

「各年度の納税率の伸びは全国平均を上回るものとし、納税率は令和7年度までに全国平均を超える」ことを令和5年度から7年度における中期的な目標とする。

図1 全国平均納税率の推移と本県の目標納税率



(2) 令和7年度の目標

ア 目標納税率・収入未済額

県税全体	納税率	収入未済額
	99.20%	64億5,200万円

イ 課税部門の目標

令和7年6月2日付け通知税第345号「令和7年度税収確保対策に係る行動計画の策定について（通知）」に定める適正課税対策に係る最低限の指標の達成

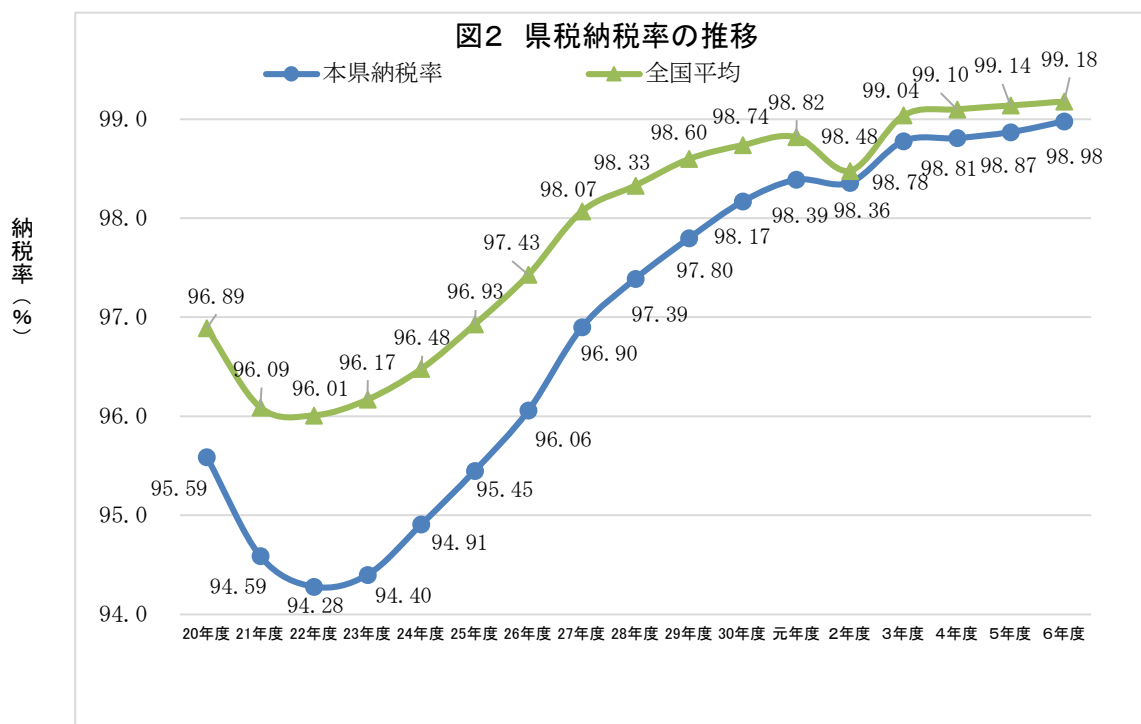
3 現状と課題

(1) 県税収入額の推移



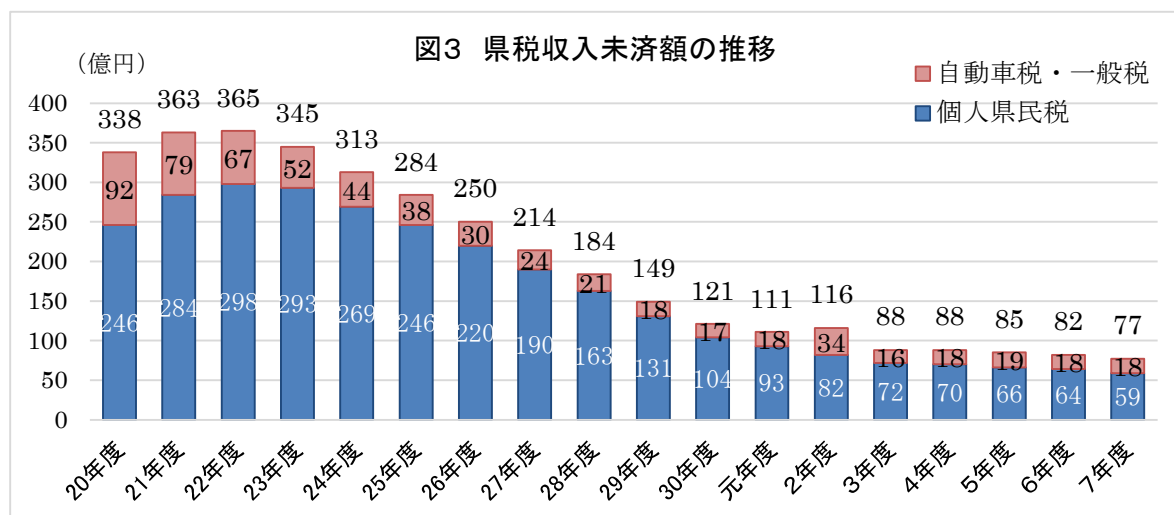
- 令和6年度の県税決算額は、8,844億4,900万円。令和5年度の決算額に対して、5.4%の増。
- 令和7年度の当初予算額は、8,794億円を計上している。そのうち約34%を個人県民税（均等割・所得割）が占める。

(2) 納税率の推移



- 令和6年度の本県の納税率は98.98%となり、前年度の納税率を0.11ポイント上回った。一方、全国平均の納税率は99.18%となった。
- 令和6年度の本県の個人県民税の納税率は13年連続で増加したものの、一般税のうち主に法人二税の納税率が前年より低下したこと等により、県税全体では微増にとどまった。

(3) 収入未済額の推移



- 令和6年度の県税収入未済額は約77億円となり、令和5年度と比べて9.0%の減少となった。
- 県が直接賦課徴収する自動車税・一般税は約18億円。
- 市町村が賦課徴収する個人県民税は約59億円。

(4) 令和7年度の目標達成のための最重要課題

本件の県税収入全体の3割以上は個人県民税であるが、納税率は他の税目に比べて相対的に低く、収入未済額全体の約8割を占めている。こうしたことから、更なる収収確保に向けた目標達成のためには、個人県民税の徴収対策が最も重要である。

市町村との緊密な連携の下、個人県民税の現年課税分を中心とした収入額の最大限の確保と、滞納処分の執行停止を含む早期整理による滞納繰越分収入未済額の圧縮強化、適正な債権管理を最重要課題とする。

4 県税事務所運営の基本的な考え方

(1) 正確な事務処理の徹底実施

税務行政を適正かつ円滑に運営するためには、正確な事務処理を通して県民の信頼を得ることが不可欠である。また、事務処理ミスは、県民はもとより、関係都道府県及び関係市町村にも回復不能な損害を与える恐れがあるため、決してあってはならないものである。

一つの事務処理の誤りであっても県民等の信頼を大きく損なうこととなり、信頼回復のためにより大きな労力が必要となる。

各県税事務所においては、進行管理の徹底やチェック体制の確保等、事務処理ミス防止のための具体的な方策を検討・策定すること。

その上で、全職員がダブルチェックや進行管理の徹底等、事務処理ミス防止に向けた取組を実践すること。

(2) 柔軟な組織運営

各県税事務所においては、例えば、納税・個人県民税対策担当の全職員が個人県民税対策を分掌する等、それぞれの実情に応じた柔軟な組織運営とする。

また、課税担当においてもグループ制の特性を生かし、例えば、一時的に業務量が増大する場合等には、組織運営を柔軟にするなどして対応すること。

(3) 組織的な進行管理の徹底

県税事務所長及び副所長並びに各担当部門の担当部長及び担当課長は、事務の進捗状況を随時把握し、必要な指示を迅速に行う等、全職員が各県税事務所で定めた目標に向かって収収確保対策に取り組めるよう進行管理を徹底すること。

(4) 専門知識・実務を進める上でのスキル継承に向けた人材育成

税務局人材育成指針（平成28年3月策定、令和3年4月改定）に基づき、人材育成及び職員のアップスキリングを図ること。この際、TXで生み出した時間も有効に活用すること。

特に、多くの新規採用職員が県税事務所に配属されることや、数年後には若手職員が中核的な役割を担うことを踏まえ、若手職員を管理監督者に育てるという、スキル継承の視点を持つこと。

税務課又は個人県民税対策課が開講する研修については、対象職員の受講を徹底するとともに、業務に係る事務所単位やグループ単位での所内研修を実施すること。

あわせて、事務所同士の意見交換や情報交換は積極的に行うこと。

また、個人県民税の徴収対策のより一層の強化を図るため、徴収経験の浅い県税事務所の納税・個人県民税対策担当の若手職員を中心に、個人県民税対策課における徴収技術の向上及び市町村との関係強化を図ること等を目的とした実務研修に参加させるよう努めること。

さらに、自治大学校研修専門研修課程（税務専門課程税務・徴収コース及び会計コース）の受講を促し、高度な専門性を有する職員を育成すること。

（５）ワークエンゲージメントの向上

彩の国人材開発ビジョン（平成１１年３月策定、令和６年３月改訂）に基づき、全ての職員が能力を最大限発揮し、税收確保対策を着実に遂行できるよう、働きやすい職場環境を整備し、職員の心身の健康増進と併せて、ワークエンゲージメントの向上を図ること。

特に、新規採用職員や初めて税務局に配属された職員に対しては、所長をはじめとする周囲の職員の目配り・気配りを徹底すること。

５ 令和７年度税收確保対策の方針

中期目標における計画期間の最終年度である令和７年度は、目標達成に向け、令和６年度の活動量を上回るとともに、取組に優先順位を付ける等の工夫をしながら業務を進め、県財政の基盤である県税収入の確保に組織的・戦略的に取り組んでいく。

（１）適正課税対策

適切な法令の解釈及び適用に基づき適正課税を行う。特に以下の点に留意して取り組むこと。

ア 課税調査について随時、効果を検証し、調査方法を見直す等、工夫と改善に努めること。

イ 調査に当たっては、管内の実情を踏まえ、特に重点化する調査項目を設定した上で果敢な取組を行うこと。

ウ 未届法人調査等では、インターネット情報等の机上調査等を十分に行った上で、必要な実地調査に取り組むこと。

エ 外形標準課税等の専門性が高い分野においては、実地調査やＯＪＴを通じて、知識・経験の蓄積とその実践に努めること。

オ 不動産取得税の承継課税は登記通知データを活用し、登記から課税に至る期間の短縮を図ること。

カ 市町村との連携により、計画的かつ捕捉漏れがない家屋評価を実施するとともに、大規模新築家屋については、可能な限り早期評価を行い当該年度の収入とすること。

キ 個人事業税の事務処理要領等に則り、適正に審査するとともに、定期課税後に当該年度の審査済案件を見直すことにより、適正な業種認定に努めること。

（２）個人県民税対策

市町村の実情に応じた自立性を高める支援を実施し、個人県民税の納税率向上と

収入未済額の圧縮を図る必要がある。

市町村ごとに異なる固有の現状と課題を分析し、当該市町村長訪問等による業務改善の要請を行うとともに、実務研修生受入れ等による市町村職員の徴収技術の向上や組織的な進行管理の手法を普及させるための取組等を行うこと。

については、次の点に留意して取り組むこと。

ア 現年課税分対策の強化

滞納整理の早期着手、早期完結を推進するために、催告、財産調査、差押え等の効率的かつ効果的な手法や戦略的広報を提案し、市町村と連携した対策を実施する。

督促状や催告書の改善、催告回数の見直しや財産調査、債権優先の差押え等、具体的解決策の提案を行うとともに、行動計画及びスケジュールの作成協力を行うこと。

あわせて、新たな高額滞納（普通徴収の随時課税分等）の発生防止のため、課税部門と収税部門の情報共有の実施、相互連携による早期の納付しょうよう・滞納整理の実施を働き掛けること。

また、「個人住民税の現年課税分共同進行管理について（令和5年4月25日付け埼玉県・市町村個人住民税税収確保対策協議会代表幹事会決定）」に基づき、共同進行管理を徹底すること。

なお、令和7年度は、令和6年度に引き続き、特別徴収分を中心に定額減税の影響で、納税率及び収入未済額の動向が例年と異なることに留意すること。

イ 大規模市を中心とした直接関与の実施

行動計画に定める各県税事務所の目標を確実に達成するため、管内市町村の現状を十分踏まえた上で、課税年度から2年以内での事案完結を徹底すること。また、収入未済額の多い大規模市に対しては、県税事務所プロジェクトチームやチーム型派遣及び地方税法第739条の5に基づく直接徴収等により、高額・困難事案の集中的な滞納税理を実施すること。

ウ 長期少額分納の発生防止に対する取組

個人県民税の現年課税分について最大限の収入確保を徹底していくためには、新たな長期に渡る少額の分納事案を発生させない取組が重要である。

この取組を推進するために、「分割納付取扱モデル基準（令和6年2月1日埼玉県・市町村個人住民税税収確保対策協議会代表幹事会報告）」を参考に、分割納付基準の策定や見直しが済んでいない市町村には策定や見直しに向けた支援を行うとともに、分割納付基準の策定や見直しが済んでいる市町村には既に定めた基準等について組織的な運用が徹底されるよう提案や支援を行うこと。

（３）自動車税・一般税対策

滞納整理の目的は「滞納事案を完結させる」ことである。このことを意識した上で、加算金や延滞金のみの滞納を含めた全ての事案について、組織的な進行管理に基づく財産調査や滞納処分の徹底により、完結に導く必要がある。

預貯金調査が可能な金融機関に対しては、原則として預貯金調査システムによる調査を継続するとともに、早期から計画的に調査を行い、調査の迅速化により事案

整理を促進すること。

このため、以下のように取り組むこと。

ア 高額滞納事案の迅速な整理

一般税については、高額遡及課税事案に伴う滞納が多く発生していることから、所内連携により課税情報を早期に把握し、納期限内の納税しようように努めるとともに、滞納となった場合は当該事案の財産調査を効率よく進め、早期完結を図ること。

イ 現年滞納事案整理のスピードアップ

自動車税（種別割）については、地方税統一QRコード等の多様な納税方法を積極的に周知し、納期内納税を促進すること。

また、預貯金・生命保険に係る債権の電子調査の積極的な活用等により、財産の早期発見・差押えを行い、早期完結を促進させること。

特に給与差押えについては、年末の賞与支給時期での執行を視野に、勤務先調査及び給与照会を8月から計画的に実施し、12月までの完結を徹底すること。

ウ 滞納繰越事案の進行管理の徹底

滞納整理方針を定め、適切な進行管理により、早期の事案完結に努めること。

また、課税年度から2年以内での事案完結を徹底すること。なお、年度を繰り越した差押処分済事案については、速やかに換価するものとし、未処理事案の解消に努めること。

エ 軽油引取税徴収猶予事案に係る年度内収入の確保

特別徴収義務者への説明を適切に行い、猶予期間が出納整理期間と同時期に終了する徴収猶予事案について、確実に歳計現金化し、年度内の収入として確保すること。

（４）管理業務関係

ア 全般

バックオフィス連携の推進、キャッシュレス決済の導入、電子申請・届出サービスを利用した納税証明書の交付請求への対応等、業務環境や業務内容の変化を踏まえた効率的、効果的な業務のあり方を検討すること。

イ キャッシュレス納税への適切な対応等

窓口や電話対応時の機会を捉え、夜間・休日でも納付可能なキャッシュレス納税について積極的に周知すること。

ウ 所内連携の徹底

（ア） 高額滞納事案等の発生が見込まれる場合は、早期滞納整理の着手を視野に入れた納税担当の要請に応じ早期完結を図るため、督促状を早期に発付する等、早期着手に努めること。

（イ） 課税担当と連携し、速やかな調定入力を行うことによって、法人二税等の消込保留の早期解消に努めること。

（５）税務広報等

税の社会的意義や具体的な使途の説明、納税率向上等の取組やその成果等を次に

より広報等を行う。

ア 地方税統一QRコードやスマートフォン決済アプリによるキャッシュレス納税の周知、自動車税チャットボットの活用による納期内納税の促進等

各種ソーシャルメディア（X、LINE、Facebook、Instagram等）やデジタルサイネージ、県ホームページ等のデジタルメディアとともに、ポスター、広報紙等の従来型メディアも最大限活用し、地方税統一QRコードやスマートフォン決済アプリによるキャッシュレス納税の周知を呼びかけ、納期内納税の促進を図ること。

また、令和6年度に稼働した自動車税チャットボットは、自動車税（種別割）に関する納税者からの質問に24時間365日対応できる、AI技術を活用した自動会話プログラムである。活用を促進することで、納期内納税の機会損失の防止が期待されることから、引き続き普及拡大を図ること。

加えて、個人事業税の口座振替納税については、納期内納税を推進する上で効果が高いことから、窓口での案内や税理士会の支部例会等を通じて、積極的に利用を働き掛けること。

イ キャッシュレス納付の普及促進

令和5年度に収入証紙及び納税証紙が廃止になったことから、納税証明書の電子申請及び納税証明書交付手数料のキャッシュレス納付について、窓口でのポスター掲示やチラシの配布、ホームページでの案内、関係団体への周知等により普及促進を図ること。

ウ 県ホームページ等や各団体を通じたeLTAXの利用促進

eLTAXが利用できる手続（法人県民税・法人事業税・特別法人事業税等、ゴルフ場利用税、県たばこ税及び軽油引取税の電子申告・電子申請・地方税共通納税システムの利用）を県ホームページに掲載するとともに、申告書裏面及び申告書送付用封筒にPR文を記載する等して、利用率の向上及び利用拡大を図ること。

また、窓口での案内や、税理士会・法人会の支部例会等を通じて、積極的に利用を働き掛けること。

エ 納税意識の高揚を図るための租税教育の推進

次代を担う児童・生徒が、税の社会的意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、納税者として社会や国の在り方を主体的に考えるという自覚を涵養することを目的に、教材の作成・配布や租税教室の開催等を通じて、租税教育の充実を図ること。

（6）税務業務におけるDX・TX推進

税務行政の更なるDX化を推進し、ペーパーレス化、業務の効率化を実現するとともに、県民サービスの向上を図ること。

令和8年1月には新滞納整理支援システムを先行して稼働させるとともに、7月には税務業務における文書管理システムの稼働、テレワークシステムの運用開始を予定していることから、新しいシステムを活用すること。

また、生成AIやノーコードツールを業務に活用することも併せて、これらにより生み出した時間を業務の質の向上につなげるなど、TXを推進すること。

6 行動計画の策定

各県税事務所においては、それぞれ現状と課題を整理した上で、別に定める「事務所別目標」を達成するための「行動計画」を策定すること。

その上で、行動計画で定めた取組については、全職員が職位に応じて全うし、「事務所別目標」について、各県税事務所における「県税全体」納税率を確実に達成すること。

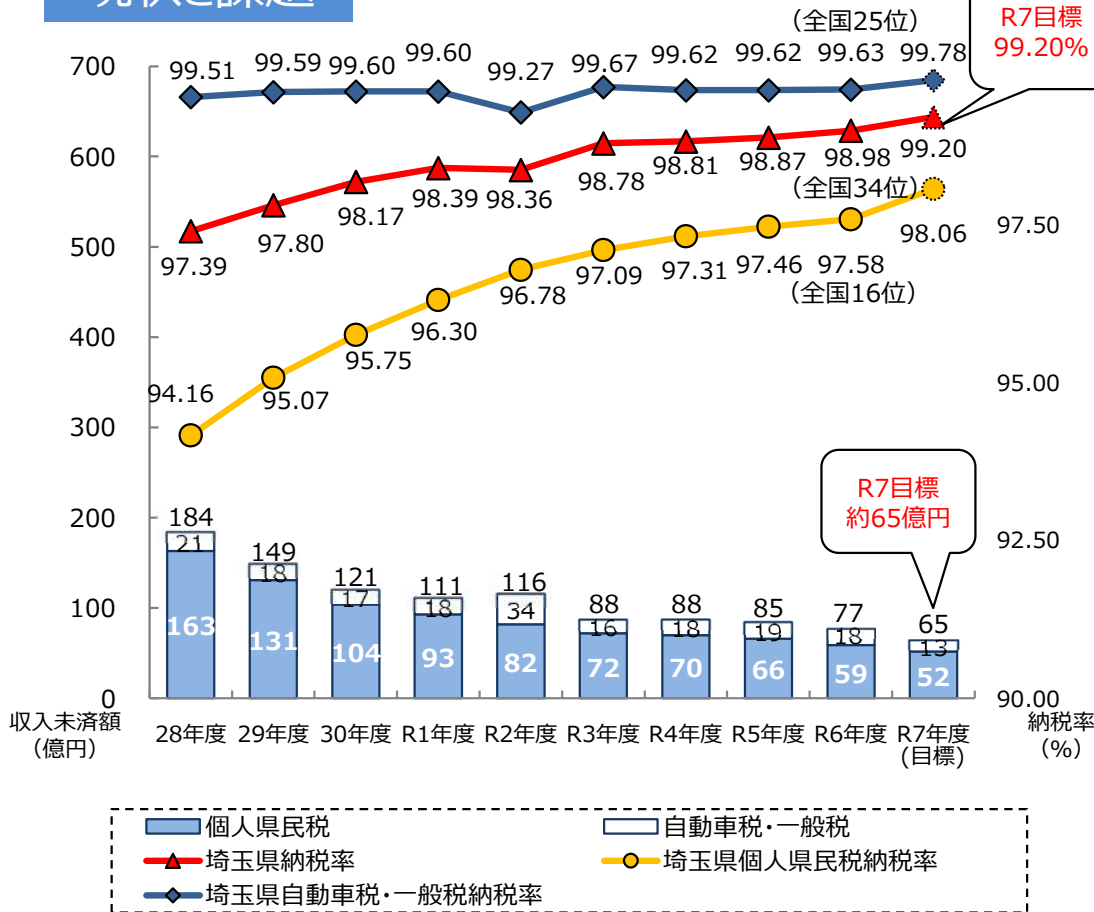
なお、「個人県民税」「自動車税」「一般税」の納税率については、「県税全体」納税率等を達成するための目安として示しているので、参考とすること。

令和7年度 税収確保対策

【令和7年度 県税歳入予算額 8,794億円】

R7.9.24更新

現状と課題



目標

納税率 **99.20%以上**

収入未済額 **64億5,200万円以下**

適正課税対策

事務処理ミス防止対策の徹底

主な対策

個人県民税対策

納税率98.06% 収入未済額 52億200万円

現年課税分対策

- 催告、財産調査、差押えなどの効率的で効果的な手法や戦略的な広報を市町村に提案し、連携した対策を推進
- 共同進行管理の徹底、長期少額分納の発生防止に向けた市町村支援

滞納繰越分対策

- 課税年度から2年以内での事案完結の徹底など、適正な債権管理の強化
- 大規模市を中心とした直接関与による高額・困難事案の集中的な滞納整理

自動車税・一般税対策

自動車税: 納税率99.70% 収入未済額 1億9,400万円
一般税: 納税率99.79% 収入未済額 10億5,600万円

現年課税分対策

- 地方税統一QRコード等の多様な納税方法を積極的に周知し、納期内納税を促進
- 給与照会から差押えまでの年内完結や所内連携による滞納未然防止対策の徹底

滞納繰越分対策

- 適切な進行管理による早期事案完結(課税年度から2年以内)

適正課税対策

- 未届法人調査、未申告法人調査、分割基準調査及び外形法人調査(法人二税)
- 承継課税に要する期間の短縮や大規模新築家屋・附属設備の早期評価(不動産取得税)

事務処理ミス防止対策

- 全職員による事務処理ミス防止に向けた取組の実践

【納税率と収入未済額の現状】

- 令和6年度決算では、**県税全体 納税率 98.98%** 収入未済額 77億円
- R7目標は、全国平均納税率及び県税納税率の推移を踏まえて設定を行った。

【中期目標(R5~R7)と課題解決の考え方】

- ◎ 各年度の納税率の伸びは全国平均を上回るものとし、納税率は令和7年度までに全国平均を超える

3 令和7年度 税務広報計画（月別）

◎は重点広報項目

月	広 報 内 容	広 報 媒 体 ・ 手 段	実施主体
通年	○常設納税相談 ○三税納税相談	・にこにこ県税事務所宣言	税務課、県税、自動車税
	○租税教育の推進	・租税教室の開催	税務課、県税
	○納期内納税	・ホームページ	税務課
	○県税の概要	・ホームページ	税務課
	○税務署管内納税貯蓄組合総連合会を通じた広報	・会報への県税に関する記事掲載	県税
	○税政連絡協議会を通じた広報	・会員団体の会報への県税に関する記事掲載	税務課、県税
	○公売情報	・ホームページ ・不動産共同公売広報紙の配付	税務課、個人県民税対策課、県税、自動車税
	○納めてプラスキャンペーン（キャンペーンの周知、協賛店の募集）	・ホームページ ・ポスター（税務課作成）	税務課、自動車税
	○大法人の電子申告義務化の周知	・e L T A Xのメッセージボックス ・ホームページ	税務課
	○未届法人への周知	・ホームページ	税務課
	○個人住民税特別徴収徹底周知	・SNS（X・Facebook・LINE） ・データ放送「各課フリー枠」 ・ホームページ ・テレビ「いまドキッ！埼玉」	税務課、個人県民税対策課
	○自動車税事務所支所の現金収納廃止の周知	・ホームページ	税務課
	◎e L T A X（地方税ポータルサイト）の利用促進	・彩の国だより ・ラジオ「朝情報★埼玉」 ・テレビ「いまドキッ！埼玉」 ・e L T A Xのメッセージボックス ・ホームページ ・SNS（X・Facebook・LINE）	税務課、個人県民税対策課
	◎地方税統一QRコードに係る周知	・ホームページ	税務課
	◎納税証明書交付手数料のキャッシュレス納付について	・ホームページ	税務課
	◎税制改正に関する制度周知	・ホームページ	税務課
	◎納税証明書の電子申請について	・ホームページ	税務課
	○消費税インボイス制度の周知	・ホームページ	税務課
4	◎自動車税キャンペーン（納期内納税）	・市町村広報紙への掲載依頼（3月） ・関係団体への広報紙掲載依頼（3月） ・「マイカーと税金」（リーフレット） ・ポスター（地方税共同機構作成）配付 【一部納税貯蓄組合総連合会に掲示業務委託】 ・知事定例記者会見 ・記者発表	税務課
5	◎自動車税キャンペーン（納期内納税・「納めてプラス！」キャンペーン）	・彩の国だより ・イベントカレンダー ・ホームページ ・ラジオ「朝情報★埼玉」 ・テレビ「いまドキッ！埼玉」 ・SNS（X・Facebook・LINE） ・職員ポータル ・懸垂幕（各庁舎）（任意） ・公営競技場（電光掲示板、場内放送） ・知っとく情報 ・県内イオン店舗でのポスター掲示 ・ラジオスポットCM ・デジタルサイネージ ・さいたま新都心駅前大型映像装置	税務課、県税、自動車税

		・埼玉りそな銀行の各支店店頭のりそなビジョン ・埼玉スタジアム2002 オーロラビジョン ・浦和税務署 待合室 ・県庁舎デジタルサイネージ ・埼玉会館大型映像装置 ・埼玉高速鉄道車内ビジョン ・テレビ「いまドキッ！埼玉」インフォメーションコーナー	
	○自動車税（環境性能割・種別割）の制度周知	・彩の国だより ・イベントカレンダー ・ホームページ ・ラジオ「朝情報★埼玉」 ・テレビ「いまドキッ！埼玉」 ・「マイカーと税金」（リーフレット）	税務課
	◎障害者減免制度	・彩の国だより ・イベントカレンダー ・ホームページ ・ラジオ「朝情報★埼玉」 ・テレビ「いまドキッ！埼玉」	税務課
	○自動車税コールセンター及びチャットボットの周知	・彩の国だより ・イベントカレンダー ・ホームページ ・ラジオ「朝情報★埼玉」 ・テレビ「いまドキッ！埼玉」	税務課
6	◎個人住民税納期内納付広報（第1期）	・彩の国だより（情報版） ・イベントカレンダー ・ホームページ ・電光掲示板（埼玉スタジアム2002 オーロラビジョン他） ・SNS（X・Facebook・LINE） ・データ放送「各課フリー枠」 ・ラジオ「朝情報★埼玉」 ・テレビ「いまドキッ！埼玉」 ・埼玉りそな銀行の各支店店頭のりそなビジョン ・埼玉会館大型映像装置 ・埼玉高速鉄道車内ビジョン ・県庁舎デジタルサイネージ	個人県民税対策課、税務課、県税、自動車税
	○自動車税（種別割）納付のしようよう（納付がお済みでない方への呼びかけ）	・彩の国だより ・イベントカレンダー ・ホームページ ・ラジオ「朝情報★埼玉」 ・テレビ「いまドキッ！埼玉」	税務課
	○租税教育用副教材「わたしたちの暮らしと税」の配布	・中学3年生用	税務課、県税
7	○不動産取得税の周知	・彩の国だより ・イベントカレンダー ・ホームページ ・ラジオ「朝情報★埼玉」 ・テレビ「いまドキッ！埼玉」 ・「マイホームと税金」（リーフレット）	税務課、県税
	◎ワンストップサービス利用促進	・彩の国だより ・イベントカレンダー ・ラジオ「朝情報★埼玉」 ・テレビ「いまドキッ！埼玉」	税務課
	○地方税共通納税システムについて	・彩の国だより ・イベントカレンダー ・ホームページ ・ラジオ「朝情報★埼玉」 ・テレビ「いまドキッ！埼玉」 ・チラシ（課ホームページに掲載）	税務課

月	広 報 内 容	広 報 媒 体 ・ 手 段	実施主体
8	◎個人事業税納期の周知(第1期)	・彩の国だより ・イベントカレンダー ・ホームページ ・ラジオ「朝情報★埼玉」 ・テレビ「いまドキッ!埼玉」 ・税政連絡協議会構成団体への広報文掲載依頼 ・納税通知書同封用リーフレット ・懸垂幕(各庁舎)(任意)	税務課、県税
	◎個人住民税納期内納付広報(第2期)	・彩の国だより(情報版) ・イベントカレンダー ・ホームページ ・SNS(X・Facebook・LINE) ・データ放送「各課フリー枠」 ・ラジオ「朝情報★埼玉」 ・テレビ「いまドキッ!埼玉」 ・埼玉りそな銀行の各支店店頭のりそなビジョン ・埼玉会館大型映像装置 ・埼玉高速鉄道車内ビジョン ・県庁舎デジタルサイネージ	個人県民税対策課
	○租税教育用副教材「わたしたちのくらしと税」の配布	・点字版	税務課
9	○ゴルフ場利用税の周知	・彩の国だより ・イベントカレンダー ・ホームページ ・ラジオ「朝情報★埼玉」 ・テレビ「いまドキッ!埼玉」	税務課
	○不正軽油撲滅	・彩の国だより ・イベントカレンダー ・ホームページ ・ラジオ「朝情報★埼玉」 ・テレビ「いまドキッ!埼玉」 ・市町村広報紙への掲載依頼	税務課
	○自動車点検まつり	・イベントカレンダー	自動車税
10	○不正軽油撲滅強化期間	・彩の国だより ・イベントカレンダー ・ラジオ「朝情報★埼玉」 ・テレビ「いまドキッ!埼玉」 ・SNS(X・Facebook・LINE) ・ホームページ ・不正軽油撲滅キャンペーン ・ポスター ・チラシ	税務課
	○軽油の県内購入促進	・彩の国だより ・イベントカレンダー ・ラジオ「朝情報★埼玉」 ・テレビ「いまドキッ!埼玉」	税務課
	◎県税・市町村税滞納整理強化期間	・彩の国だより(県政版) ・イベントカレンダー ・ホームページ ・ポスター(データ配布) ・記者発表 ・SNS(X・Facebook・LINE) ・データ放送「各課フリー枠」 ・ラジオ「朝情報★埼玉」 ・テレビ「いまドキッ!埼玉」	個人県民税対策課、税務課、県税
	◎個人住民税納期内納付広報(第3期)	・彩の国だより(情報版) ・イベントカレンダー ・ホームページ ・SNS(X・Facebook・LINE)	個人県民税対策課

		・データ放送「各課フリー枠」 ・ラジオ「朝情報★埼玉」 ・テレビ「いまドキッ！埼玉」 ・埼玉りそな銀行の各支店店頭のりそなビジョン ・埼玉会館大型映像装置 ・埼玉高速鉄道車内ビジョン ・県庁舎デジタルサイネージ	
	○自動車点検まつり	・イベントカレンダー	自動車税
1 1	◎「個人住民税市町村表彰式」及び受賞団体の長と知事との意見交換会	・記者発表 ・イベントカレンダー ・ホームページ	個人県民税対策課
	◎個人事業税納期の周知(第2期)	・彩の国だより ・イベントカレンダー ・ホームページ ・ラジオ「朝情報★埼玉」 ・テレビ「いまドキッ！埼玉」 ・税政連絡協議会構成団体への広報文掲載依頼 ・懸垂幕(各庁舎)(任意)	税務課、県税
	◎「県税協力団体等表彰式」及び「中学生の税についての作文」について	・ホームページ ・記者発表	税務課
	○税を考える週間	・事務所ごとに対応 ・彩の国だより ・イベントカレンダー ・ラジオ「朝情報★埼玉」 ・テレビ「いまドキッ！埼玉」 ・ポスター掲示(地方税共同機構・国税庁作成)	税務課、県税
1 2	◎自動車税(種別割)納税通知書用封筒への広告主の募集について	・彩の国だより ・イベントカレンダー ・ホームページ ・ラジオ「朝情報★埼玉」 ・テレビ「いまドキッ！埼玉」	税務課
	○たばこの県内購入促進	・ホームページ	税務課
	○法人県民税の特例の延長について	・ホームページ	税務課
1	○地方消費税	・彩の国だより ・イベントカレンダー ・ホームページ ・ラジオ「朝情報★埼玉」 ・テレビ「いまドキッ！埼玉」	税務課
	○寄附金税制について	・彩の国だより ・イベントカレンダー ・ホームページ ・ラジオ「朝情報★埼玉」 ・テレビ「いまドキッ！埼玉」	税務課
	◎個人住民税納期内納付広報(第4期)	・彩の国だより(情報版) ・イベントカレンダー ・ホームページ ・SNS(X・Facebook・LINE) ・データ放送「各課フリー枠」 ・ラジオ「朝情報★埼玉」 ・テレビ「いまドキッ！埼玉」 ・埼玉りそな銀行の各支店店頭のりそなビジョン ・埼玉会館大型映像装置 ・埼玉高速鉄道車内ビジョン ・県庁舎デジタルサイネージ ・アイ大宮東ビジョン	個人県民税対策課
2	○自動車の適正登録	・彩の国だより ・イベントカレンダー ・ホームページ ・ラジオ「朝情報★埼玉」 ・テレビ「いまドキッ！埼玉」	税務課
	◎確定申告の周知	・彩の国だより	税務課、県税

		・イベントカレンダー ・ホームページ ・ラジオ「朝情報★埼玉」 ・テレビ「いまドキッ！埼玉」 ・SNS（X・Facebook・LINE） ・ポスター（国税庁作成） ・懸垂幕（各庁舎）（任意） ・職員ポータルサイト	
	◎無料税務相談	・彩の国だより ・イベントカレンダー ・ホームページ ・ラジオ「朝情報★埼玉」 ・テレビ「いまドキッ！埼玉」 ・SNS（X・Facebook・LINE）	税務課
3	○自動車の適正登録	・彩の国だより ・イベントカレンダー ・ホームページ ・ラジオ「朝情報★埼玉」 ・テレビ「いまドキッ！埼玉」	税務課
	◎確定申告の周知	・彩の国だより ・イベントカレンダー ・ホームページ ・ラジオ「朝情報★埼玉」 ・テレビ「いまドキッ！埼玉」 ・SNS（X・Facebook・LINE） ・ポスター（国税庁作成） ・懸垂幕（各庁舎）（任意） ・職員ポータルサイト	税務課、県税
	○自動車保有関係手続のワンストップサービス	・彩の国だより ・イベントカレンダー ・ホームページ ・ラジオ「朝情報★埼玉」 ・テレビ「いまドキッ！埼玉」	税務課、自動車税
	○租税教育用副教材「わたしたちのくらしと税」の配布	・小学6年生用	税務課、県税
	◎県税・市町村税滞納整理強化期間	・記者発表	個人県民税対策課

4 令和7年度税務事務研修実施計画

1 税務事務研修

(1)基礎研修

初めて税務局に配属された職員に対する共通研修及び担当別研修。税務課が実施する。

研修名		目的	対象者	人員	予定時期	摘要
共通	新任税務職員研修	税務職員として必要な税務についての基礎的な知識の習得	税務事務経験が1年未満の職員	80名	4月2日	Teams、オンデマンド
	簿記会計研修	簿記会計(3級程度)に関する知識の習得	税務職員で指定する職の者	30名	6月	
納税・管理担当	納税事務研修(基礎)	差押えの手順や折衝等納税事務に関する基礎的知識及び滞納整理支援システム操作の習得	納税事務経験が1年未満の納税事務担当職員	40名	4月21日、22日	集合
	管理事務研修(基礎)	管理事務に関する基礎的知識の習得	管理事務経験が1年未満の職員	20名	4月17日、24日、25日	集合、Teams
課税(法人)担当	法人二税研修(基礎)	法人二税事務に関する基礎的知識の習得	法人二税事務経験が1年未満の職員	20名	4月	オンデマンド
	外形標準課税研修(導入)	外形標準課税に関する基礎的知識の習得	法人二税事務担当職員	20名	5月(導入) 8月(実践)	
	外形標準課税研修(基礎)	外形標準課税事務に関する基礎的知識の習得(法人税法等の研修も含む)	法人二税事務担当職員	20名	6・7・8月	
	法人二税研修(自主決定)	自主決定法人(医療法人、電気供給業)の調査事務に関する基礎的知識の習得	法人二税事務担当職員	20名	8月～9月 (2日間)	
課税(不動産)担当	個人県民税研修(基礎)	個人県民税調定事務知識の習得	個人県民税の調定事務担当職員	20名	5月1日	Teams
	不動産取得税研修(基礎)	不動産取得税事務に関する基礎的知識の習得	不動産取得税事務経験が1年未満の職員	20名	4月24日・25日	Teams
	家屋評価研修(基礎)	家屋評価事務に関する基礎的知識の習得	家屋評価事務担当者のうち、基礎的研修を希望する職員	20名	6月	
課税(個人)担当	個人事業税研修(基礎)	個人事業税事務に関する基礎的知識の習得	個人事業税事務経験が1年未満の職員	20名	4月22日、23日	Teams・集合
	狩猟税研修(基礎)	狩猟税に関する基礎的知識の習得	狩猟税事務経験が1年未満の職員	10名	9月	
課税(軽油)担当	軽油引取税研修(基礎)	軽油引取税事務に関する基礎的知識の習得	軽油引取税事務経験が1年未満の職員	20名	4月21日	Teams
	軽油引取税研修(路上採油実地研修・分析研修)	軽油引取税路上採油及び分析業務の実務の習得	軽油引取税事務経験が1年未満の職員	5名	5月	集合
課税(ゴルフ)担当	ゴルフ場利用税研修(基礎)	ゴルフ場利用税事務に関する基礎的知識の習得	ゴルフ場利用税事務経験が1年未満の職員	3名	4月17日	Teams
課税(自動車)担当	自動車税課税保留事務研修	自動車税の課税保留事務に関する基礎的知識の習得	納税事務担当職員	40名	4月23日	Teams
税務DX推進担当	税務システム業務別操作研修	各担当の新任研修と合わせて実施	各担当の新任研修に準じる			

(2)中級研修

税務事務の経験年数が1年以上の職員に対する専門的な担当別研修。税務課及び個人県民税対策課が実施する。

研修名		目的	対象者	人員	予定時期	摘要
納税・管理担当	納税事務ステップアップ研修	納税事務に関する専門知識(深度ある財産調査、搜索、差押えのポイント、公売など)の習得	納税事務担当職員	各20～40名	6～1月	テーマごとに複数回実施
	管理事務担当者研修(中級)	管理事務に関する事例や事務処理についての意見交換、管理事務に関する専門的知識の習得	管理事務担当職員	15名	4～1月	テーマごとに複数回実施
課税(法人)担当	法人二税研修(専門)	法人二税課税事務研修と同様の形式で演習問題及び解説を実施し、本番に備える	法人二税事務担当職員	20名	7～8月	
課税(不動産)担当	不動産取得税担当者研修(専門)	不動産取得税事務に関する専門的知識の習得、事例演習、問題提起・解決、家屋評価事務に関する専門的知識の習得	不動産取得税事務担当職員、家屋評価事務担当職員	20名	11月	Taems・集合
課税(個人)担当	個人事業税研修(専門)	個人事業税事務に関する専門的知識の習得 調査手法や困難事案を対象に意見交換	個人事業税事務担当職員	20名	11月	
課税(軽油)担当	軽油引取税研修(中級)	軽油引取税事務に関する専門的知識と技術の習得	軽油引取税事務担当職員	20名	7月・10月・12月	集合
税務DX推進担当	税務システム推進委員会	事務所における情報セキュリティ管理、税務システム全般、ネットワーク・機器に関する専門的知識の習得、情報交換	税務システム推進委員	20名	6月	
個人県民税対策課(企画指導担当)	個人県民税対策担当者研修	個人県民税対策(市町村支援)に関する知識の習得・意見交換	個人県民税対策を担当する職員	25名	6月	Web開催予定
個人県民税対策課(直接徴収担当)	個人県民税対策課直接徴収の事例報告会	個人県民税対策課が地方税法第739条の5(旧48条)に基づいて行った直接徴収事案の事例発表	個人県民税対策を担当する職員	90名	9～10月	市町村職員参加可 Web開催予定
	事務担当者研修	徴収事務に関する知識の習得	個人県民税対策を担当する職員	80名	7月(1日)	市町村課と合同開催
	個人県民税対策課における実務研修	個人県民税対策課が地方税法第739条の5(旧48条)に基づいて引き受けた直接徴収事案の滞納整理を通じた実務研修	実務研修職員	11名	4～3月	11市町11名

(3)管理監督者研修その他研修

管理監督者として必要なマネジメント等に関する研修等。税務課が実施する。

研修名		目的	対象者	人員	予定時期	摘要
課税担当	課税管理監督者研修	課税担当の管理監督者として必要なマネジメント等に関する知識の習得	課税担当部長	16名	4月下旬	
納税・管理担当	納税事務管理監督者研修	滞納整理に係る進行管理方法及び、滞納整理支援システムの管理者メニューの機能及び操作の習得	新任の所長、副所長、納税担当部長	20名	4月25日	
	納税管理監督者研修	滞納整理における管理監督者のマネジメントに関する知識の習得	所長、副所長、納税担当部長など	40名	10月	
総務・企画担当	一般管理監督者研修	管理監督者として必要な知識の習得	担当課長以上の職員で指定する職の者	40名	11月	
	会計年度任用職員研修	税務局に勤務する会計年度任用職員として必要な知識の習得	会計年度任用職員	70名	12月	

2 外部研修

高度な税務専門知識の習得を目的として、外部機関が実施する研修に参加する。

(1) 長期(2か月以上)

主催	研修名	目的	対象者	人員	期間	備考
自治大学校	会計コース	体系的な会計教育を通じて、専門的な知識の習得を目指す。	原則として、税務事務経験が一定以上で、簿記2級以上を取得している担当課長以下の職員	1名	(通信研修) 3月中旬 ～6月中旬 (宿泊研修) 7月7日 ～10月3日	
	税務・徴収コース	地方税の賦課、徴収に携わる職員の資質を向上させ、地方税の公平かつ確実な賦課・徴収の実現を目指す。	原則として、納税事務を担当する担当部長又は担当課長	1名	(宿泊研修) 10月20日 ～11月21日	

(2) 中期(3日～4日)

主催	研修名	目的	対象者	人員	期間	備考
地方税 共同機構	不動産評価事務研修 (家屋評価)	非木造家屋評価に係る問題点や課題等について講義及び事例研究を通じて評価能力の向上を図る。	不動産の評価事務の基礎的知識を有する中堅職員	2名	9月9日 ～12日 (大阪府)	
	法人二税課税事務研修 (法人二税)	実務精通者等から知識を学び、併せて事例演習を実施することで、実務能力の向上を図る。	法人二税の基礎的知識を有する中堅職員	2名	11月17日 ～20日 (埼玉県)	
	軽油引取税調査事務研修	犯則調査を中心とした高度かつ専門的な講義や、事例演習、情報交換等により、各団体のリーダーを養成する。	軽油引取税の調査に関する基礎的知識を有する中堅職員	2名	10月28日 ～10月31日 (群馬県)	
	ブロック別徴収事務研修	中堅職員等の専門的・実務的能力の向上と他団体との情報交換を目的とし、知識と意識のレベルアップを図る。	徴収事務の基礎的知識を有し、実務経験概ね2年以上の職員	4名	10月1日 ～3日 (東京都)	

(3) 短期(1～2日)

主催	研修名	目的	対象者	人員	期間	備考
日本経営協会 (NOMA)	徴収事務を実務的にマスターするシリーズ(全8講座)	8回に分けてテーマを絞り、当該テーマに係る業務の遂行に必要な知識の習得	原則として納税事務経験が1年超の職員(県としての基準)	11名	1講座2～3日 (7月～2月)	
地方財務協会	都道府県税務職員研修会	税務職員として必要な税務についての全般的な知識の習得	新任の税務職員	8名	6月上旬	
税収確保対策協議会 地域部会	地域セミナー	市町村の優れた取組事例を紹介し、県と市町村の徴収技術の向上を図る。	市町村職員・県税事務所職員		随時	
市町村課	市町村税務職員初任者研修	次の税目に関する基礎知識の習得 ○ 地方税法総則 ○ 市町村民税(個人・法人) ○ 固定資産税(概要・土地・家屋・償却資産) ○ 軽自動車税	税務事務経験1年未満の市町村職員 県税事務所職員		6～12月	Youtubeによる動画配信を予定
	固定資産税実務担当者研修(家屋)	家屋の評価の留意点に関する講義及び意見交換を通じた知識の習得	固定資産税(家屋)担当の職員 県税事務所職員		10月	ハイブリッド開催を予定
	固定資産税実務担当者研修(償却資産)	償却資産に関する講義及び意見交換を通じた知識の習得	固定資産税(償却資産)担当の職員 県税事務所職員		10月	ハイブリッド開催を予定

3 職場研修

県職員として適切な職務遂行に必要な知識・技能等を習得させる研修や、税務職員としての基礎を身に付ける研修等。各職場において実施する。

(1) 一般行政事務に係る研修

研修名	目的	対象者	時期	備考
公務員倫理研修	服従規律を確保し、不祥事の防止を図る。	全職員	4月～6月	
ハラスメント防止研修	職場におけるハラスメントを未然に防止し、職員が働きやすい環境づくりを進める。	全職員	4月～6月	
交通安全研修	交通事故を防止するための安全運転のポイントを学ぶ。	全職員	4月～6月	
情報セキュリティ研修	情報漏洩、不正アクセス、ウイルス侵入の危機を回避するための対策を学ぶ。	全職員	4月～6月	
情報開示、個人情報、 守秘義務研修	情報公開や個人情報保護の必要性や、税務情報の守秘義務について適切な対応について習得する。	全職員	4月～6月	
健康管理、メンタルヘルス研修	職員の心と体の健康管理を図る。また、職員自身のストレス対応力を高め、メンタルヘルスの向上を図る。	全職員	4月～6月	
接遇研修	電話やカウンターでの応対の際に、相手方に好印象を与える接遇方法を習得する。	全職員	4月～6月	
不当要求防止研修 (行政対象暴力等)	各職場の行政対象暴力マニュアルをもとに、対応方法を学ぶ。	全職員	4月～6月	

(2) 税務事務に係る研修

研修名	目的	対象者	時期	備考
担当業務ポイント研修	税務知識の習得の向上、所内連携強化のため、各担当業務のポイントを習得する。	原則、当該研修内容の担当外の職員を対象	随時	
担当内研修(※)	担当内で、各種事務の制度・手続等を実務を通じて理解・確認する。	原則、担当職員	随時	
フィードバック研修	外部研修等を受講した職員を講師として、習得した専門的知識を他事務所職員へ研修を実施することで、職場全体の基礎能力を向上させる。	原則、担当職員	随時	

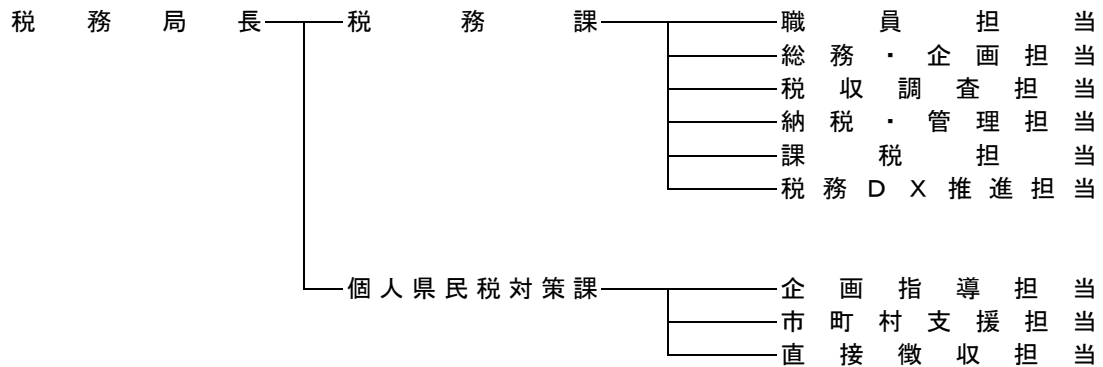
※担当内研修として、課税では法人二税の研修、個人事業税の研修、家屋評価事務の研修、自動車税研修(減免受付含む)等が、納税では搜索、ロールプレイング、各種差押えに係る研修等が想定される。

第 2 稅 務 機 構

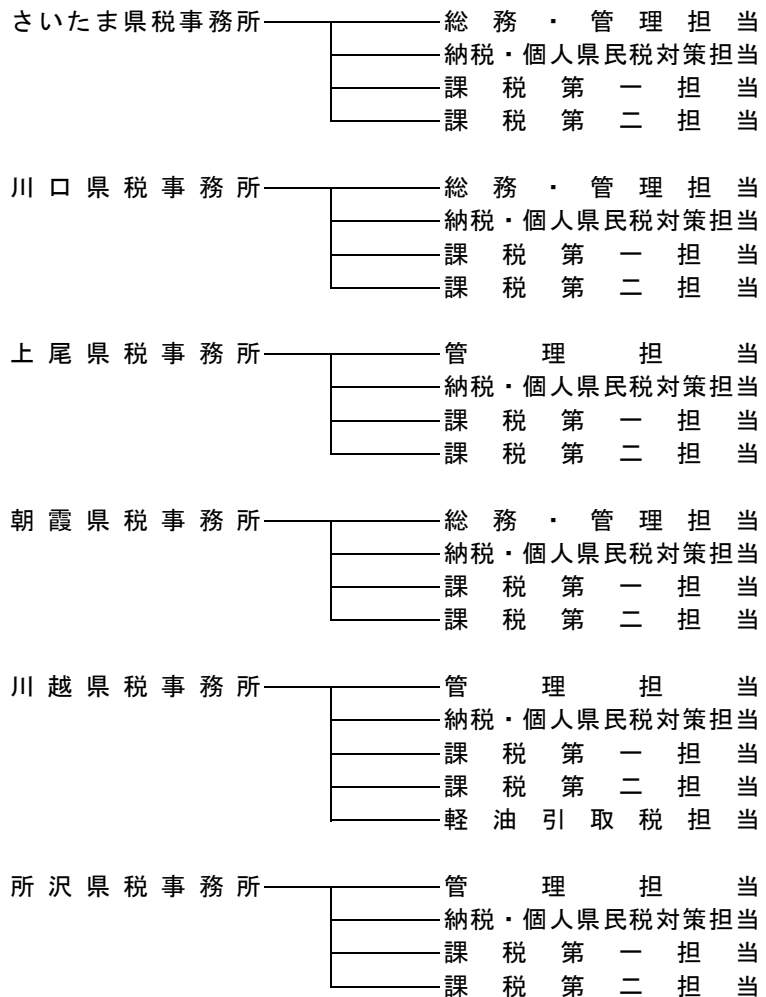
1 税務機構

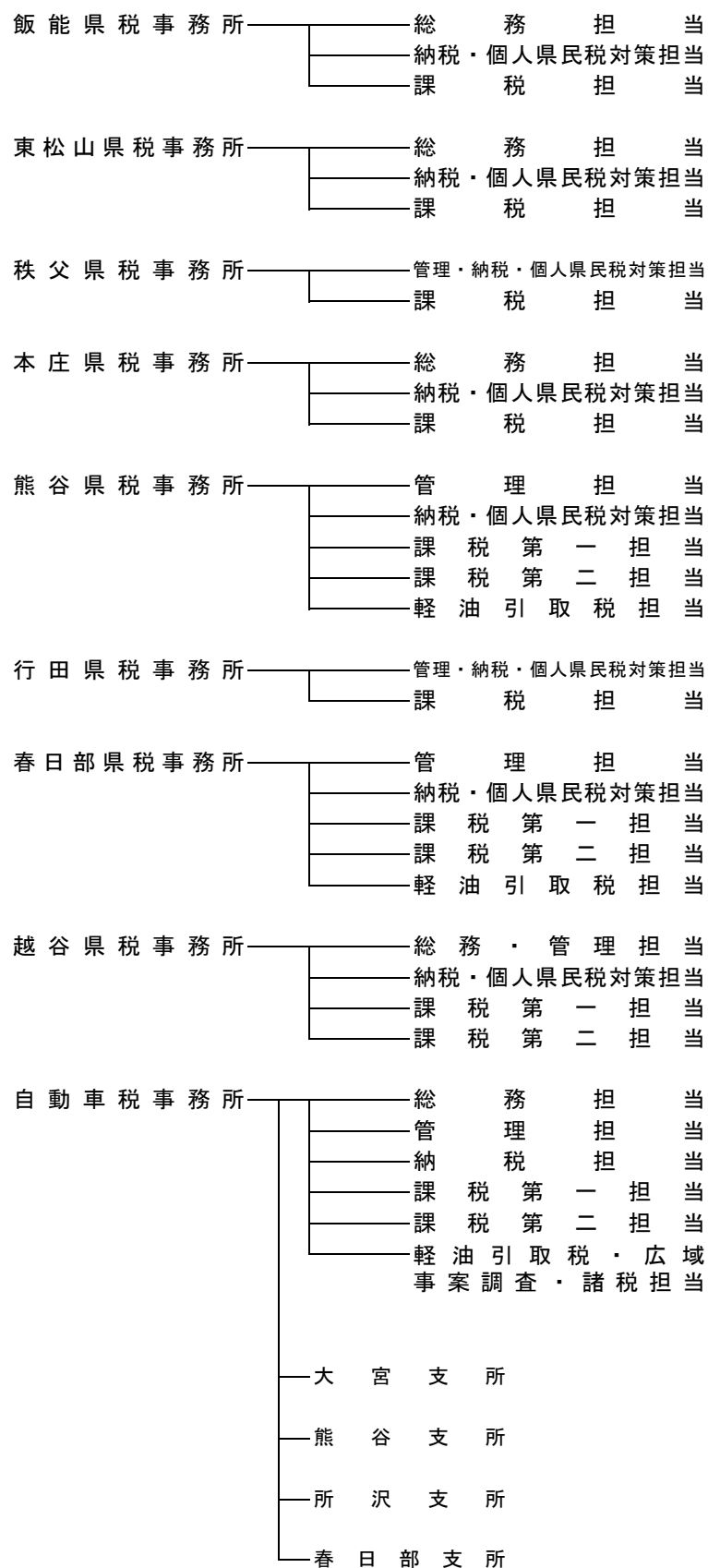
(令和7年4月1日現在)

(1) 本庁



(2) 地域機関





2 税務機構の沿革

(1) 本庁

昭和22年	10月	25日	庶務課（現財政課）税務係から分離して税務課となる。
昭和24年	4月	1日	係制（管理係、第一係、第二係）を設置する。
昭和25年	4月	1日	第三係を新設し、管理係を庶務係に改称、4係制となる。
昭和32年	7月	1日	企画係を新設し、第三係を徴収係に改称、5係制となる。
昭和37年	5月	1日	計算係を新設し、第一係を直税係、第二係を間税係、徴収係を収税係に改称、6係制となる。
昭和40年	5月	1日	自動車税係を新設し、7係制となる。
昭和44年	4月	1日	自動車取得税係を新設し、大宮市に大宮出張所を設置、8係1出張所制となる。
昭和46年	5月	1日	自動車税係、自動車取得税係、計算係、大宮出張所を廃止し、収税係を調査管理係に改称、5係制となる。
昭和48年	7月	1日	税務電算係を新設し、6係制となる。
昭和51年	5月	1日	調査管理係を管理係、納税係に分離し、7係制となる。
昭和58年	4月	1日	管理係と納税係を統合して、納税管理係とし、6係制となる。 さらに、税務電算係の中に税務総合オンライン開発グループを新設する。
昭和60年	4月	1日	税務特別対策班を新設する。
昭和61年	4月	1日	税務電算係を廃止し、税務電算班を新設する。
昭和62年	4月	1日	争訟事案担当主査を新設する。
昭和63年	4月	1日	納税管理係の事務の一部を税務特別対策班に移行し、納税管理係を管理係に、税務特別対策班を納税・特別対策班とする。
平成2年	4月	1日	争訟事案担当主査を廃止し、税収調査係を新設、6係制となる。
平成3年	4月	1日	管理係を廃止し、納税管理係とし、納税・特別対策班を特別対策班とする。
平成5年	4月	1日	税務監を設置する。
平成7年	4月	1日	直税係の事務のうち個人事業税、自動車税及び自動車取得税を間税係に移行し、間税係の事務のうち鉱区税、狩猟者登録税を直税係に移行する。
平成8年	4月	1日	上尾県税事務所設置準備担当を設置する。
平成8年	12月	1日	上尾県税事務所設置準備担当を廃止する。

平成１０年	４月	１日	本庁の組織改正に伴い、係制を改め、グループ制（総務担当、企画担当、税収調査担当、納税管理担当、直税担当、間税担当、特別対策担当、税務総合オンライン担当）とする。
平成１２年	４月	１日	税務監を廃止する。 税制調整担当を設置する。 軽油引取税広域事案調査担当を設置する（自動車税事務所を除く各県税事務所を兼務し、大宮県税事務所に駐在する。）。 納税管理担当の事務の一部を税収調査担当に移管し、納税管理担当を納税担当とする。
平成１４年	４月	１日	税制調整担当を廃止する。
平成１４年	８月	１日	特別機動整理担当を設置する（自動車税事務所を除く各県税事務所を兼務する。）。 特別対策担当が自動車税事務所を除く各県税事務所を兼務する。
平成１５年	４月	１日	総務担当と企画担当を統合して、企画・総務担当を設置する。
平成１６年	４月	１日	税務局長を新設する。 特別徴収対策室長を新設し、特別整理対策担当及び個人県民税対策担当を設置する（自動車税事務所を除く各県税事務所を兼務する。）。特別徴収対策室長への事務移管に伴い、税務課の特別機動整理担当及び特別対策担当を廃止する。 税務課に総務・職員担当及び調整担当を設置する。また、総務・職員担当への事務の一部移管に伴い、企画・総務担当を企画担当に改める。
平成１７年	１月	１日	税務課の直税担当に不動産取得税の家屋評価に係る事務のための職員を配置する（自動車税事務所を除く各県税事務所を兼務する。）。。
平成１７年	４月	１日	軽油引取税広域事案調査担当の大宮県税事務所駐在を解く。
平成１８年	４月	１日	調整担当を廃止する。
平成１９年	４月	１日	特別徴収対策室長に、指導・公売担当を設置する（特別整理対策担当及び指導・公売担当は、各県税事務所を兼務する。）。また、個人県民税対策担当を改組し、個人県民税徴収支援担当と個人県民税直接徴収担当を設置する（自動車税事務所を除く各県税事務所を兼務する。）。。
平成２０年	４月	１日	税務課の直税担当に法人外形標準課税調査に係る事務のための職員を配置する（自動車税事務所を除く各県税事務所を兼務する。）。。

平成 21 年	4 月	1 日	税務課の総務・職員担当、企画担当、直税担当及び間税担当を廃止し、職員担当、総務・企画担当及び課税担当を設置し、納税担当を納税・公売担当に改める。 特別徴収対策室長を廃止して、特別徴収課税調査課を新設する。特別徴収課税調査課に総務・高額事案整理担当（各県税事務所を兼務する。）、個人県民税対策担当、課税調査担当及び軽油引取税広域事案調査担当（個人県民税対策担当、課税調査担当、軽油引取税広域事案調査担当は自動車税事務所を除く各県税事務所を兼務する。）を設置する。
平成 22 年	4 月	1 日	特別徴収課税調査課の総務・高額事案整理担当及び個人県民税対策担当を廃止し、個人県民税対策・高額事案担当（各県税事務所を兼務する。）を設置する。
平成 23 年	4 月	1 日	税務課に軽油引取税・広域事案担当（自動車税事務所を除く各県税事務所を兼務する。）を設置し、税務総合オンライン担当を税務システム担当に改める。 特別徴収課税調査課を廃止して特別徴収対策課を新設する。特別徴収対策課に個人県民税対策・高額事案担当（各県税事務所を兼務する。）を設置する。
平成 24 年	4 月	1 日	広域事案調査事務の自動車税事務所への移管に伴い、税務課の軽油引取税・広域事案担当を廃止する。 特別徴収対策課を廃止して個人県民税対策課を新設する。個人県民税対策課に企画指導担当、市町村支援担当、直接徴収担当を設置する（自動車税事務所を除く各県税事務所を兼務する。）。
平成 25 年	4 月	1 日	税務課の納税・公売担当を納税・管理担当に改め、税込調査担当の事務の一部を納税・管理担当に移管する。
平成 26 年	4 月	1 日	税務課の納税・管理担当に県税事務所の高額困難事案指導に係る事務のための職員（マイスター）を配置する（県税事務所に常駐する）。
平成 27 年	4 月	1 日	税務課の課税担当に法人外形標準課税調査に係る事務のための職員を配置する（自動車税事務所を除く各県税事務所を兼務する。） 個人県民税対策課に不動産公売担当を設置する（自動車税事務所を除く各県税事務所を兼務する。）
平成 29 年	4 月	1 日	個人県民税対策課の不動産公売担当を廃止する。
令和 4 年	4 月	1 日	税務課に D X 推進担当を設置する。
令和 6 年	4 月	1 日	税務課の税務システム担当と D X 推進担当を統合して、税務 D X 推進担当を設置する。

(2) 地域機関

昭和22年	7月	1日	8 地方事務所に税務課を設置する。
昭和23年	10月	1日	北足立地方事務所の管轄区域の一部を管轄区域として、川口地方税務事務所を設置（総務課、第一課、第二課の3課制）する。
昭和25年	4月	1日	地方事務所税務課に係制を設置、北足立、入間、大里、北埼玉、埼玉は3係制（第一係、第二係、第三係）、その他は2係制（第一係、第二係）となる。
昭和25年	4月	5日	シャープ勧告に基づく税制改革に伴い、大宮、飯能、越谷地方税務事務所を増設し、大宮は3課制（総務課、第一課、第二課）、飯能、越谷は2課制（第一課、第二課）となる。
昭和26年	4月	16日	地方税務事務所を県税事務所に改称する。
昭和26年	8月	1日	北足立及び入間地方事務所税務課に第四係を新設し4係制、秩父地方事務所税務課に第三係を新設し3係制となる。
昭和30年	5月	1日	地方事務所を廃止する等の県行政機構の改革により、地方事務所の管轄区域をもって県税事務所（8カ所）を設置し、12県税事務所となる。 浦和、川口、大宮、川越、熊谷は4課制（総務課、課税第一課、課税第二課、徴収課）、秩父、行田、春日部は3課制（総務課、課税第一課、課税第二課）、飯能、東松山、本庄、越谷は2課制（総務課、課税課）となる。
昭和31年	6月	1日	飯能、東松山、本庄、越谷県税事務所課税課を課税第一課、課税第二課に分け、3課制となる。
昭和36年	5月	1日	飯能、東松山、秩父、本庄、行田、春日部、越谷県税事務所に徴収課を新設し、4課制となる。
昭和37年	5月	1日	浦和、川口、大宮、川越、熊谷県税事務所に管理課を新設し5課制となるとともに、従来の課税第一課を直税課、課税第二課を間税課、徴収課を収税課に改称する。
昭和38年	5月	1日	飯能、東松山、秩父、本庄、行田、春日部、越谷県税事務所に管理課を新設し5課制となるとともに、浦和、川口、大宮、川越熊谷県税事務所の直税課を直税第一課、直税第二課に分け6課制となる。
昭和43年	4月	1日	川口県税事務所の収税課を収税第一課、収税第二課に分け7課制となる。
昭和45年	5月	1日	浦和、大宮、川越の各県税事務所の収税課を収税第一課に改め、収税第二課を新設し、7課制となる。 春日部、越谷の各県税事務所の直税課を直税第一課に改め、直税第二課を新設し、6課制となる。
昭和45年	6月	1日	朝霞市に朝霞県税事務所を新設し、13県税事務所となる。

- 昭和４６年　５月　１日　　大宮市に自動車税事務所を新設し、１４県税事務所となる。
自動車税事務所を除く各県税事務所とも総務課、管理課、課税課の３課制に改め、浦和、川口、大宮、川越の各県税事務所の管理課に管理係、収税第一係、収税第二係、課税課に直税第一係、直税第二係、間税第一係、間税第二係を新設し、３課７係制となる。
熊谷県税事務所の管理課に管理係、収税係、課税課に直税第一係、直税第二係、間税第一係、間税第二係を新設し３課６係制となる。
春日部、越谷の各県税事務所の管理課に管理係、収税係、課税課に直税第一係、直税第二係、間税係を新設し３課５係制となる。
朝霞、飯能、東松山、秩父、本庄、行田の各県税事務所の管理課に管理係、収税係、課税課に直税係、間税係を新設し３課４係制となる。
自動車税事務所は総務課、管理課、課税課、収税課の４課制とし、総務課に庶務係、企画係、管理課に管理第一係から管理第四係まで、課税課に課税第一係から課税第三係まで、収税課に収税第一係から収税第五係までの１４係を新設し、４課１４係制となる。
- 昭和４７年　５月　１日　　春日部、越谷の各県税事務所の間税係を間税第一係と間税第二係に分け、６係制となる。
- 昭和４８年　７月　１日　　浦和、川口、大宮、川越、春日部、越谷の各県税事務所の課税課を課税第一課、課税第二課に分け、全県税事務所の総務課に庶務係を新設し、川口県税事務所に収税第三係を、自動車税事務所に課税第四係を新設し、春日部、越谷の各県税事務所の収税係を収税第一係と収税第二係に分ける。
- 昭和４９年　５月　１日　　朝霞、飯能、東松山、秩父、本庄、行田の各県税事務所の庶務係を廃止し、３課４係制となる。
- 昭和５０年　３月２０日　　熊谷市に自動車税事務所熊谷支所を新設し、自動車税事務所は４課１支所１７係制となる。
- 昭和５０年　５月　１日　　浦和、大宮、川越、春日部、越谷の各県税事務所の管理課を納税管理課に、課税第一課を直税課に、課税第二課を間税課に改め庶務係を廃止し、収税第一係、収税第二係を納税第一係、納税第二係に、直税第一係、直税第二係を事業税係、不動産取得税係に、間税第一係、間税第二係を料飲税係、娯楽軽油税係に改め、４課７係制となる。
川口県税事務所も上記と同じく改め、さらに収税第三係を納税第三係に改め、４課８係制となる。
熊谷県税事務所も上記と同じく改めるが、収税第一係、収税第二係に代わる収税係を納税係と改め、４課６係制となる。
朝霞、飯能、東松山、秩父、本庄、行田の各県税事務所の管理課を納税管理課に改め、収税係を納税係に改める。
自動車税事務所の収税課を納税課に改め、収税第一係、収税第二係、収税第三係、収税第四係、収税第五係を納税第一係、納税第二係、納税第三係、納税第四係、納税第五係に改める。

昭和 53 年	4 月	1 日	自動車税事務所の課税第四係を廃止し、自動車税事務所熊谷支所に納税係を新設する。
昭和 54 年	4 月	1 日	係制を改め課制とする。自動車税事務所に納税第六課を新設し、自動車税事務所熊谷支所の納税課を納税第一課と納税第二課に改める。
昭和 54 年	6 月	1 日	所沢市に所沢県税事務所を新設し、15 県税事務所となる。
昭和 57 年	2 月	1 日	所沢市に自動車税事務所所沢支所を新設し、自動車税事務所は 1 支所 19 課から 2 支所 18 課制となる。
昭和 58 年	4 月	1 日	浦和、大宮、川越、熊谷、春日部、越谷の各県税事務所の料飲税課と娯楽軽油税課を統合して間税課とし、浦和、大宮、川越、春日部、越谷は 7 課制、熊谷は 6 課制となる。 川口県税事務所は料飲税課と娯楽軽油税課を統合して間税課とし、納税第三課を廃止し、7 課制となる。
昭和 58 年 11 月	1 日	朝霞、所沢、飯能、熊谷の各県税事務所の納税課を納税第一課、納税第二課に分け、朝霞、所沢、飯能は 6 課制、熊谷は 7 課制となる。 自動車税事務所は納税第二課、納税第三課、納税第四課を廃止し、納税第一課を納税課として、7 課制となる。 自動車税事務所所沢・熊谷両支所は納税第一課、納税第二課を廃止し、2 課制となる。	
昭和 61 年	4 月	1 日	川口、大宮、越谷の各県税事務所に納税第三課を新設し、8 課制となる。 朝霞、所沢の両県税事務所の直税課を事業税課、不動産取得税課に改め、7 課制となる。 東松山、秩父、本庄、行田の各県税事務所の管理課を廃止し、4 課制となる。
平成 2 年	4 月	1 日	大宮県税事務所の間税課を特別地方消費税課と軽油引取税課に分け、9 課制となる。
平成 2 年 11 月	1 日	春日部市に自動車税事務所春日部支所を新設し、自動車税事務所は 3 支所 13 課制となる。	
平成 5 年	4 月	1 日	課制を改めて部課制とする。 浦和、川口、大宮、朝霞、川越、所沢、熊谷、春日部、越谷の各県税事務所は、3 部制（管理部（総務課、管理課の事務を所掌）、納税部（納税第一、二、三課の事務を所掌）、課税部（事業税課、不動産取得税課、間税課、特別地方消費税課、軽油引取税課の事務を所掌））。 飯能、東松山、秩父、本庄、行田の各県税事務所は、2 部制（納税管理部（総務課、管理課、納税（第一、二）課の事務を所掌）、課税部（直税課、間税課の事務を所掌））。 自動車税事務所は、3 部制（総務納税部（総務課、納税課の事務を所掌）、管理部（管理第一、二課の事務を所掌）、課税部（課税第一、二、三課の事務を所掌））。

平成 7 年 4 月 1 日	事業税課又は直税課の事務のうち個人事業税を間税課又は特別地方消費税課に移行し、名称をそれぞれ法人事業税課、個人事業税間税課に改める。 また、浦和、川口、大宮、春日部、越谷の各県税事務所の納税部に、処分済滞納の整理促進担当の主査 1 人を置く（大宮は、従前の高額滞納整理担当主査 1 人を充てる。）。
平成 8 年 12 月 1 日	上尾市に上尾県税事務所を新設し、16 県税事務所となる。 大宮県税事務所は納税第三課を廃止し、3 部 8 課制となる。
平成 9 年 4 月 1 日	地方消費税の創設に伴い、浦和県税事務所がその事務を分掌する。
平成 10 年 4 月 1 日	秩父、本庄、行田を除く各県税事務所の納税部に滞納整理担当を設置する。 大宮県税事務所に軽油引取税広域事案調査担当を設置する（税務課及び自動車税事務所を除く各県税事務所を兼務する。）。 浦和、川口、大宮、春日部、越谷の各県税事務所の処分済滞納整理促進担当を廃止する。
平成 12 年 4 月 1 日	本庄、行田の各県税事務所の納税管理部に滞納整理担当を設置する。
平成 13 年 4 月 1 日	出先機関の組織改正に伴い、課制を改め、グループ制とする。 軽油引取税の賦課徴収事務を大宮、川越、熊谷、春日部の 4 県税事務所に集約する。 浦和、川口、大宮、上尾、朝霞、川越、所沢、熊谷、春日部、越谷の各県税事務所は、3 部制（管理部（総務担当、管理担当の事務を所掌）、納税部（納税担当、滞納整理担当の事務を所掌）、課税部（課税第一、二担当、軽油引取税担当の事務を所掌））。 飯能、東松山、秩父、本庄、行田の各県税事務所は、2 部制（納税管理部（総務担当、管理担当、納税担当、滞納整理担当の事務を所掌）、課税部（課税担当の事務を所掌））。 自動車税事務所は、3 部制（総務納税部（総務担当、納税担当、滞納整理担当の事務を所掌）、管理部（管理第一、二、三担当の事務を所掌）、課税部（課税第一、二、三担当の事務を所掌））。
平成 13 年 7 月 1 日	輸入軽油緊急対策担当を設置する（平成 14 年 3 月 31 日までとし、税務課特別対策担当及び納税担当の職員が、自動車税事務所を除く各県税事務所を兼務する。）。
平成 16 年 4 月 1 日	滞納整理担当を納税担当に統合する。
平成 18 年 4 月 1 日	部制を廃止する。 納税担当に「機能別分担方式」を導入し、浦和、大宮、上尾、朝霞、川越、所沢、熊谷、春日部の各県税事務所の納税担当を納税第一担当、納税第二担当、自動車税担当に分け、川口、越谷の各県税事務所の納税担当を納税第一担当、納税第二担当、納税第三担当、自動車税第一担当、自動車税第二担当に分ける。 自動車税事務所の納税担当を大宮合同庁舎駐在とする。

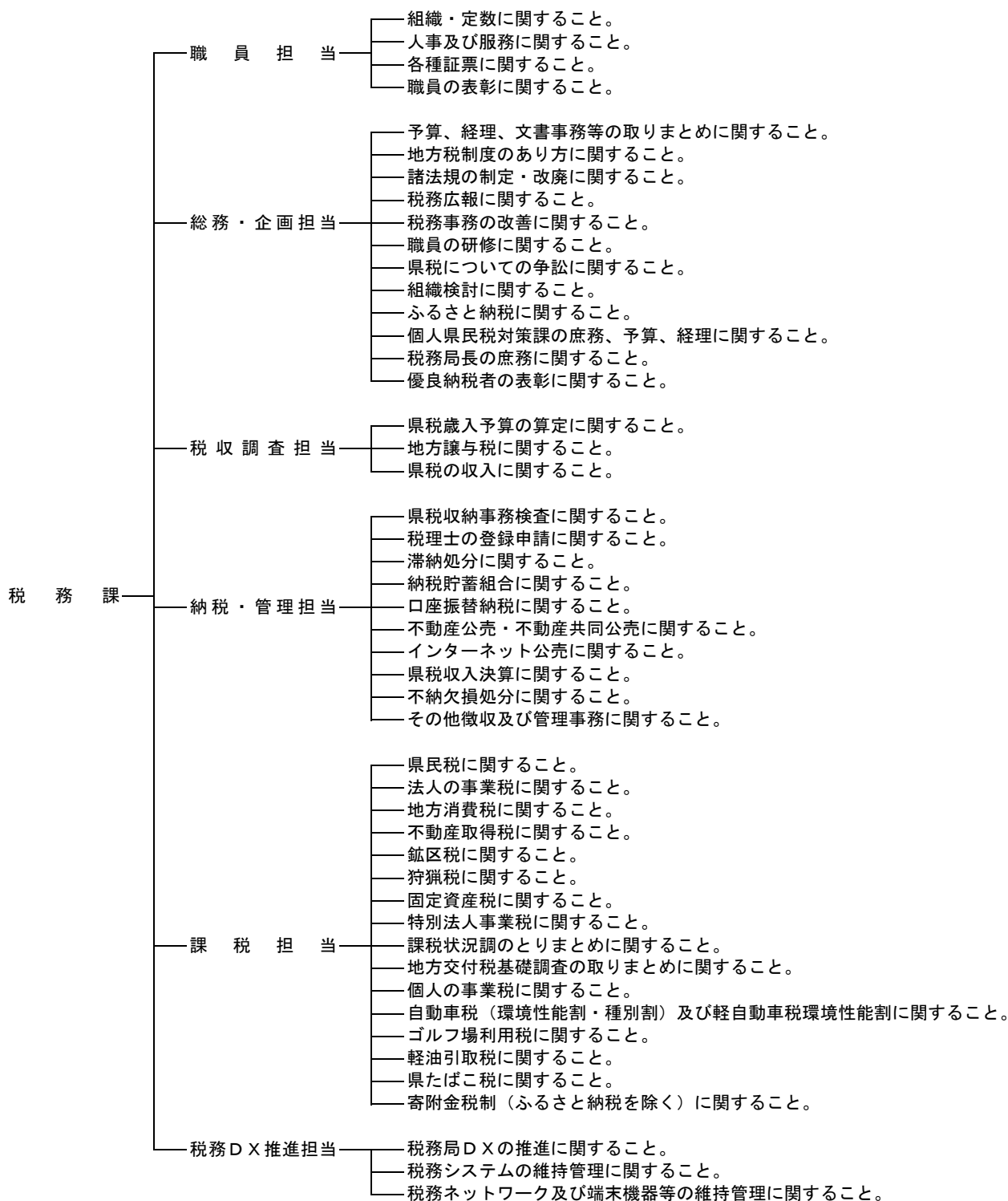
- 平成１９年　４月　１日　　飯能県税事務所の総務担当と管理担当を統合して、総務担当を設置する。
- 平成２０年　４月　１日　　上尾、朝霞、所沢、飯能、東松山、秩父、本庄、行田の各県税事務所の総務担当と管理担当を統合して、総務・管理担当を設置する。
川口、越谷の各県税事務所の納税部門を納税第一担当、納税第二担当、納税第三担当、自動車税担当とする。
大宮、上尾、朝霞、所沢、熊谷の各県税事務所の納税部門を納税第一担当、納税第二担当とする。
- 平成２１年　４月　１日　　浦和県税事務所の納税部門を納税第一担当、納税第二担当とする。
川口県税事務所の総務担当と管理担当を統合して、総務・管理担当を設置する。
総務事務の集約化に伴い、浦和、飯能、東松山、本庄、越谷の各県税事務所の総務担当は、各県税事務所が所在する庁舎内の各地域機関の総務事務を所掌する。
総務事務が地域振興センターに移管されたことに伴い、川越、熊谷、春日部の各県税事務所の総務担当を廃止し、上尾、所沢、秩父、行田の各県税事務所の総務・管理担当を管理担当に改める。
- 平成２２年　２月２２日　　自動車税に関する県民からの問い合わせに対する応答と、自動車税の滞納者に対する催告の一部を実施する自動車税コールセンターを、民間委託により設置する。
- 平成２３年　４月　１日　　川口、越谷の各県税事務所の納税部門を納税第一担当、納税第二担当、納税第三担当とする。
川越、春日部の各県税事務所の納税部門を納税第一担当、納税第二担当とする。
自動車税事務所の管理第一担当と管理第三担当を統合して、管理第一担当を設置する。また、自動車税事務所熊谷支所、所沢支所、春日部支所の担当制を廃止する。
- 平成２３年　７月　１日　　県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、鉱区税の賦課徴収事務を大宮県税事務所に集約する。また、地方消費税に関する事務を浦和県税事務所から大宮県税事務所に移管する。
ゴルフ場利用税の賦課徴収事務を大宮、川越、熊谷、春日部の各県税事務所に集約する。
- 平成２４年　４月　１日　　浦和、大宮の各県税事務所を廃止し、さいたま市浦和区にさいたま県税事務所を新設する。１５県税事務所となる。
大宮県税事務所の廃止に伴い、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、鉱区税、県たばこ税、ゴルフ場利用税（大宮県税事務所所管分）の賦課徴収事務、地方消費税に関する事務を自動車税事務所に移管する。
自動車税事務所を大宮合同庁舎に移転し、さいたま市西区に自動車税事務所大宮支所を新設する。
自動車税事務所の管理第一担当と管理第二担当を統合し管理担当を設置するとともに、課税第三担当を廃止し、また、軽油引取税・広域事案調査・諸税担当を新設する。

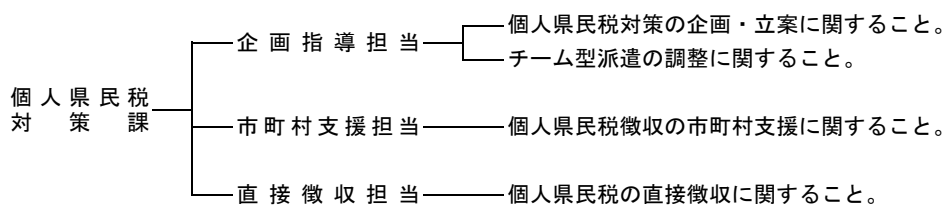
平成 25 年	4 月	1 日	これにより自動車税事務所は 4 支所 6 担当制となる。 さいたま、川口、上尾、朝霞、川越、所沢、熊谷、春日部、越谷の各県税事務所の納税部門を初動調査担当、納税・個人県民税対策担当とする。 さいたま、越谷の各県税事務所の総務担当と管理担当を統合して、総務・管理担当を設置する。
平成 26 年	4 月	1 日	朝霞県税事務所の初動調査担当と納税・個人県民税対策担当を統合して、納税・個人県民税対策担当を設置する。
平成 27 年	4 月	1 日	熊谷県税事務所の初動調査担当と納税・個人県民税対策担当を統合して、納税・個人県民税対策担当を設置する。
平成 28 年	4 月	1 日	さいたま県税事務所の課税第一担当に法人外形標準課税調査に係る事務のための職員を配置する。
平成 30 年	4 月	1 日	上尾、所沢の各県税事務所の初動調査担当と納税・個人県民税対策担当を統合して、納税・個人県民税対策担当を設置する。 秩父、行田の各県税事務所の管理担当と納税・個人県民税対策担当を統合して、管理・納税・個人県民税対策担当を設置する。
平成 31 年	4 月	1 日	さいたま、川口、川越、春日部、越谷の各県税事務所の初動調査担当と納税・個人県民税対策担当を統合して、納税・個人県民税対策担当を設置する。

3 税務事務分掌

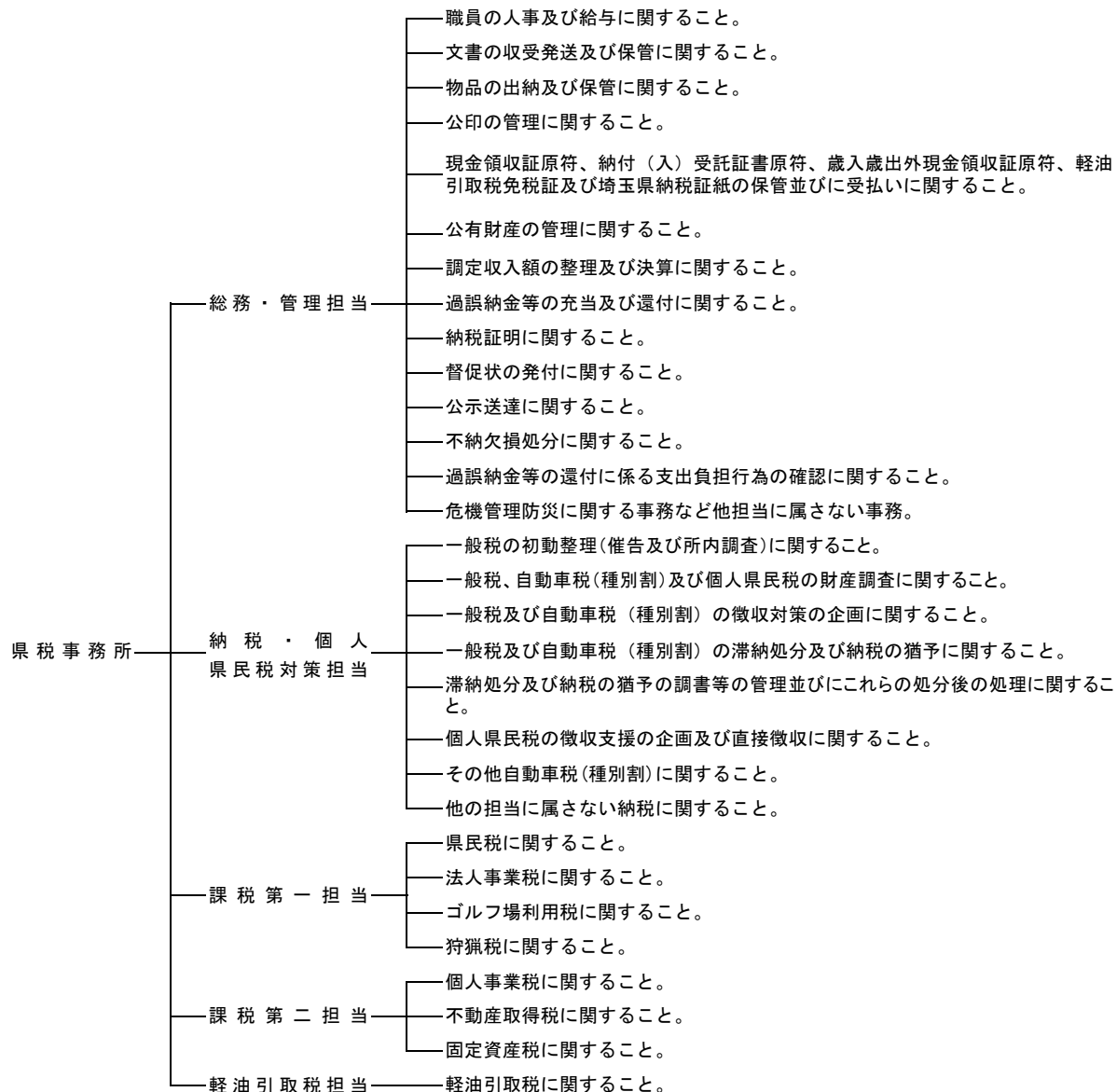
(令和7年4月1日現在)

(1) 本庁



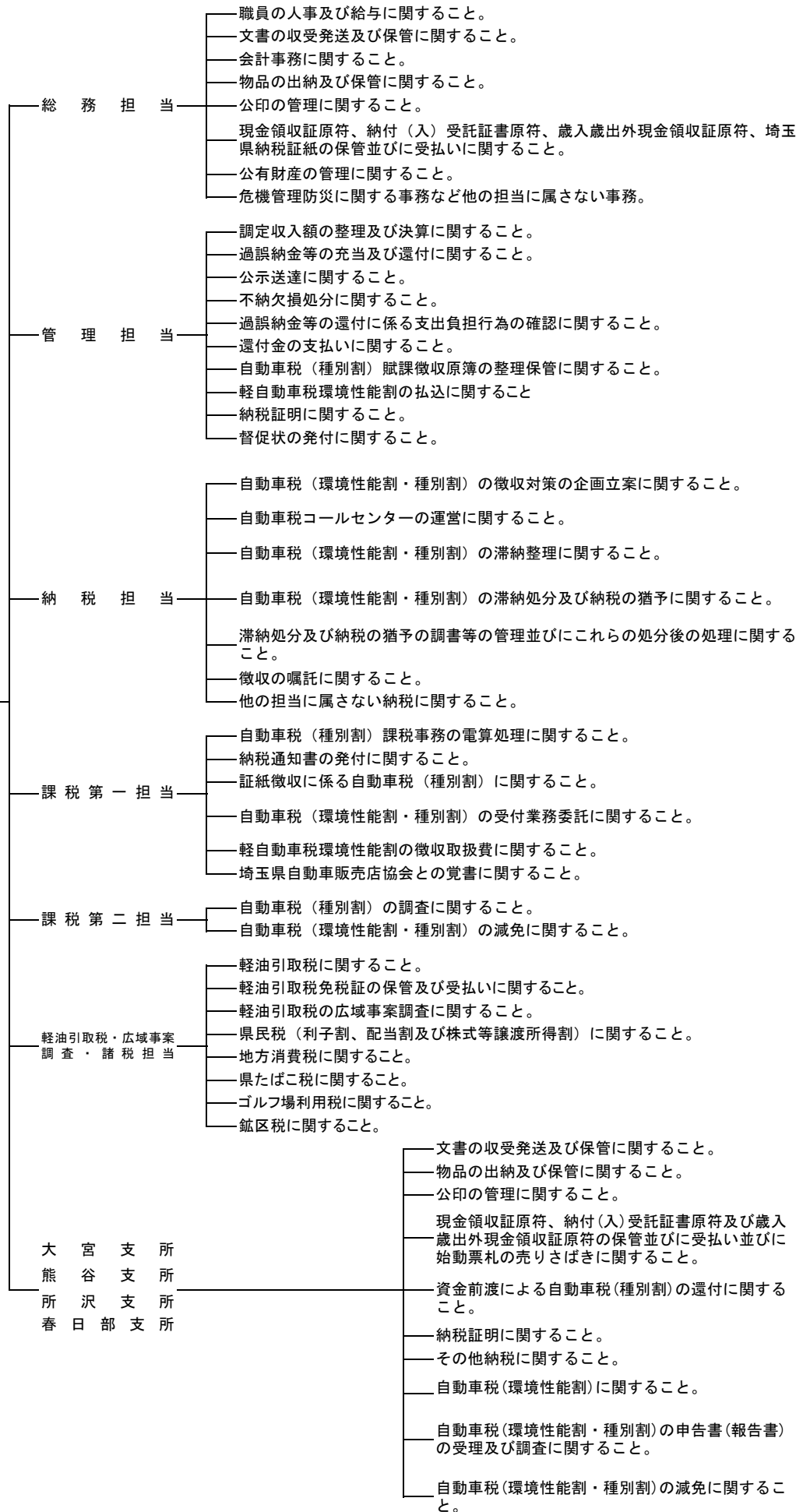


(2) 地域機関



- さいたま、飯能、東松山、本庄及び越谷県税事務所の総務・管理担当は、庁舎内各地域機関（県土整備部、都市整備部を除く。）の総務担当の事務を分掌する。
- 上尾、川越、所沢、熊谷及び春日部県税事務所においては管理担当を設け、上記の総務・管理担当の事務のうち県税管理事務を分掌する。
- 飯能、東松山及び本庄県税事務所においては総務担当を設け、上記の総務・管理担当の事務を分掌する。
- 秩父、行田県税事務所においては管理・納税・個人県民税対策担当を設け、上記の総務・管理担当の事務のうち県税管理事務、上記の納税・個人県民税対策担当の事務を分掌する。
- 飯能、東松山、秩父、本庄及び行田県税事務所においては課税担当を設け、上記の課税第一担当及び課税第二担当の事務を分掌する。
- さいたま市の区域に係る個人の県民税に関する事務（自動車税事務所において分掌するものを除く）及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等に係る狩猟税に関する事務は、さいたま県税事務所課税第一担当において分掌する。
- 県民税の利子割、配当割、株式等譲渡所得割及び鉦区税に関する事務、地方消費税に関する事務、県たばこ税に関する事務並びに県内に事務所又は事業所を有しない特約業者又は元売業者からの軽油の引取りに係る軽油引取税に関する事務は、自動車税事務所の軽油引取税・広域事案調査・諸税担当において分掌する。
- ゴルフ場利用税に係る事務は熊谷、春日部県税事務所の課税第一担当、川越県税事務所の軽油引取税担当及び自動車税事務所の軽油引取税・広域事案調査・諸税担当において分掌する。

自動車税
事務所



4 税務職員数

(単位:人)

	職 種 別							担 当 別			
	正職員			再 任 用 員	小 計	税 務 事 務 嘱 託 員	合 計	総務・管理	課税	納税	合 計
	事務	技術技能	計								
令和5年度	508	0	508	68	576	95	671	178	286	207	671
令和6年度	518	0	518	55	573	95	668	183	279	206	668
令和7年度	521	0	521	47	568	94	662	181	279	202	662
	(職種別人数の内訳)							(担当別人数の内訳)			
さいたま	44	0	44	7	51	11	62	15	27	20	62
川 口	46	0	46	4	50	7	57	11	22	24	57
上 尾	20	0	20	4	24	3	27	5	12	10	27
朝 霞	22	0	22	2	24	5	29	7	12	10	29
川 越	39	0	39	1	40	6	46	7	24	15	46
所 沢	24	0	24	1	25	5	30	6	14	10	30
飯 能	22	0	22	1	23	2	25	7	10	8	25
東 松 山	20	0	20	3	23	2	25	9	10	6	25
秩 父	14	0	14	1	15	0	15	4	7	4	15
本 庄	19	0	19	2	21	0	21	8	8	5	21
熊 谷	23	0	23	5	28	7	35	6	19	10	35
行 田	18	0	18	1	19	2	21	5	10	6	21
春 日 部	32	0	32	6	38	10	48	7	23	18	48
越 谷	43	0	43	5	48	10	58	11	22	25	58
自動車税	59	0	59	3	62	22	84	32	43	9	84
税 務 課	55	0	55	1	56	2	58	35	16	7	58
個人県民税 対 策 課	21	0	21	0	21	0	21	6	0	15	21

(注) 1 各年度4月1日現在。

2 人数は現員。

3 担当は組織上の担当区分により分類した。ただし、各支所は実情に応じ分類した。

4 税務局長は税務課に含め「総務・管理」に分類した。

5 税務課の総務・企画担当、税収調査担当、職員担当、税務DX推進担当は「総務・管理」に分類した。

6 個人県民税対策課の課長、副課長、企画指導担当は、「総務・管理」に分類し、市町村からの自治法派遣(長期)は計上している。

7 所長は「総務・管理」に分類した。副所長は、総括整理を所掌する場合は「総務・管理」に、納税各担当を所掌する場合は「納税」に分類した。

8 育児休業等代替職員及び任期付短時間勤務職員は計上していない。

9 税務課付で市町村及び団体へ派遣されている職員は計上していない。

10 税務事務嘱託員は週29時間勤務の者を計上している。

5 税務職員配置状況

税務局長		1		(令和7年4月1日現在)									
本庁	税 務 課								個人県民税対策課				
	総務・企画担当	税収調査担当	職員担当	納税・管理担当	課税担当	税務DX推進担当	小計	合計	企画指導担当	市町村支援担当	直接徴収担当	小計	合計
	1						1	55	1			1	21
	1					2	1			1			
	1		0	2	1	2	6		1	1	2	4	
	2	1	1	2	5	2	13		1	5	1	7	
	5	2	1	3	10	12	33		2	0	6	8	

県税事務所	所長	副所長	総務・管理担当	管理担当	納税・管理担当	担(課税部税長)	課(法人事業税等)	課(個人事業税)	課(不動産取得税)	担(軽油引取当税)	合計
さいたま	1	2	3 7		3 14	1	3 7	1 4	1 4		51
川口	1	2	1 6		4 18	1	1 5	1 4	1 5		50
上尾	1	1		1 2	2 8	1	1 2	1 1	1 2		24
朝霞	1	1	1 3		3 6	1	1 3	1 1	1 1		24
川越	1	1		1 3	3 11	1	1 4	1 3	1 5	1 3	40
所沢	1	1		1 2	2 7	1	1 2	1 2	1 3		25
飯能	1	1	1 4		2 6	1	1 2	1 3			23
東松山	1	1	1 5		2 4	1	1 2	1 4			23
秩父	1	1		2 4		1	1 2	1 2			15
本庄	1	1	1 5		2 3	1	1 2	1 3			21
熊谷	1	1		1 2	2 7	1	1 3	1 1	1 2	1 3	28
行田	1	1		2 6		1	1 3	1 3			19
春日部	1	1		1 2	3 12	1	1 3	2 2	1 4	1 3	38
越谷	1	2	2 5		4 17	1	1 4	1 4	2 4		48
合計	14	17	10 35	5 11	36 123	14	16 44	25 67	3 9		429

自動車税事務所	所（支所長）	副所長	担当部長（総務、管理）	総務担当	管理担当	納税担当	担当課税部長	担当課税第一	担当課税第二	・広域引取調税・諸事案調査・	担当支所長	支所	合計
自動車税事務所	1	1	1	0 2	2 6	2 6	1	1 5	1 3	3 5			40
大宮支所	1										1 4		7
熊谷支所	1										2 2		5
所沢支所	1										2 2		5
春日部支所	1										2 2		5
合計	5	1	1	0 2	2 6	2 6	1	1 5	1 3	3 5	1	7 10	62

- (注) 1 税務課付の派遣職員、育児休業等代替職員、任期付短時間勤務職員及び嘱託職員を含まず、再任用職員を含む数である。
2 事務所の各担当上段が役付職員(ただし、副所長及び支所の担当部長は別掲)、下段が担当の数である。
3 総務事務の集約に伴って、集約先事務所においては、総務担当が管理担当業務を所掌している。(管理担当がない事務所)
4 秩父、行田県税事務所の管理・納税・個人県民税対策担当の人数は、納税・個人県民税対策担当の合計に計上している。

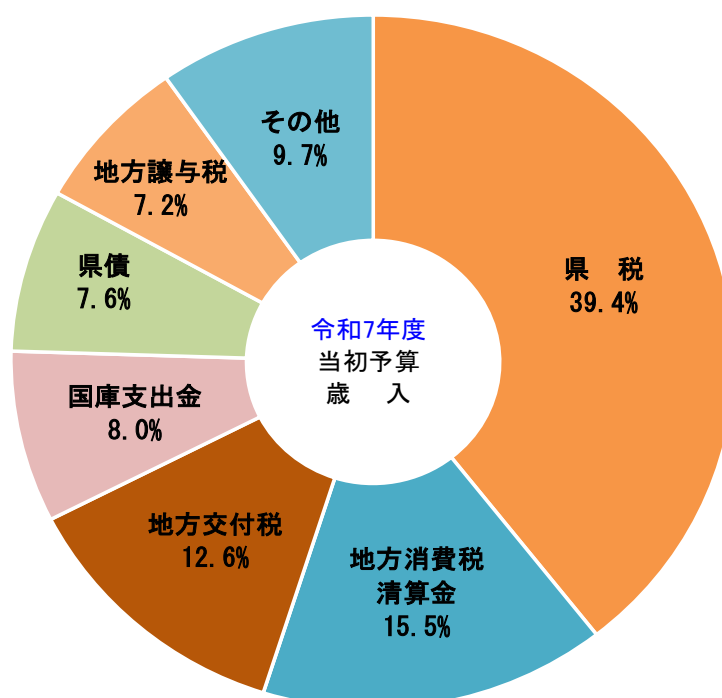
第 3 財 政

1 令和7年度一般会計予算（当初）

（1）歳入

（単位：千円、％）

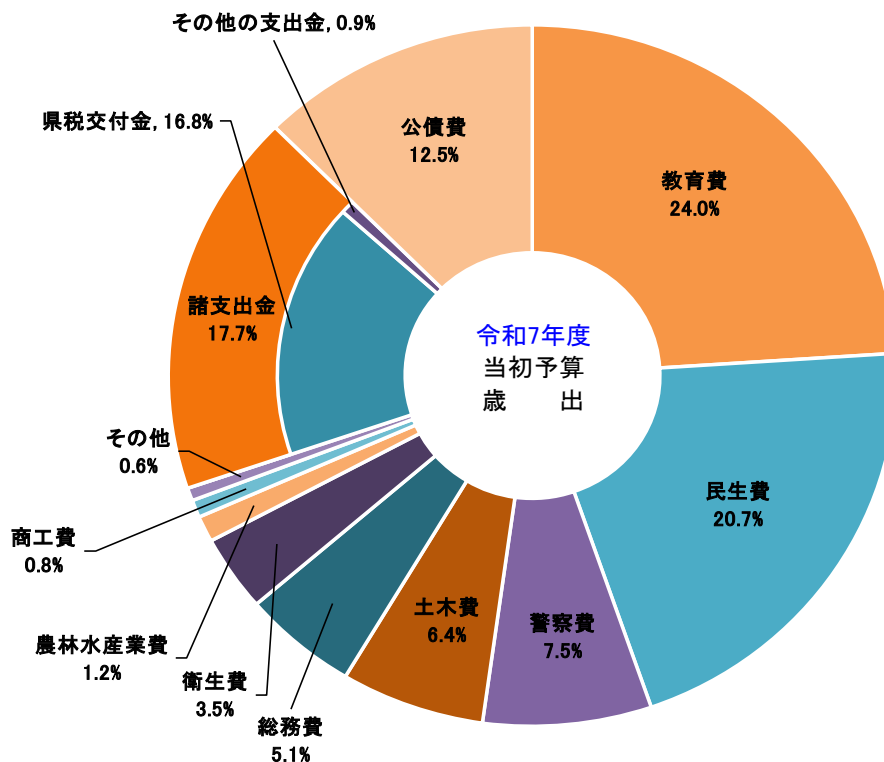
款 別	令和7年度		令和6年度		比較増減	
	予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	増 減 額	伸び率
県 税	879,400,000	39.4	805,200,000	38.0	74,200,000	9.2
地方消費税清算金	346,672,000	15.5	317,299,000	15.0	29,373,000	9.3
地 方 譲 与 税	159,415,000	7.2	139,233,000	6.6	20,182,000	14.5
地方特例交付金	4,672,000	0.2	25,064,000	1.2	△ 20,392,000	△ 81.4
地 方 交 付 税	281,996,000	12.6	268,225,000	12.6	13,771,000	5.1
交通安全対策特別交付金	1,205,000	0.1	1,332,000	0.1	△ 127,000	△ 9.5
分担金及び負担金	3,199,788	0.1	2,515,939	0.1	683,849	27.2
使用料及び手数料	26,682,714	1.2	26,816,783	1.3	△ 134,069	△ 0.5
国 庫 支 出 金	177,329,082	8.0	166,077,793	7.8	11,251,289	6.8
財 産 収 入	11,069,440	0.5	8,372,755	0.4	2,696,685	32.2
寄 附 金	156,623	0.0	120,984	0.0	35,639	29.5
繰 入 金	140,869,086	6.3	148,384,575	7.0	△ 7,515,489	△ 5.1
繰 越 金	500,000	0.0	500,000	0.0	0	0.0
諸 収 入	28,991,267	1.3	30,373,171	1.4	△ 1,381,904	△ 4.5
県 債	168,732,000	7.6	180,229,000	8.5	△ 11,497,000	△ 6.4
合 計	2,230,890,000	100.0	2,119,744,000	100.0	111,146,000	5.2



(2) 歳出

(単位：千円、%)

款 別	令和7年度		令和6年度		比較増減	
	予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	増 減 額	伸び率
議 会 費	3,202,347	0.1	3,197,311	0.1	5,036	0.2
総 務 費	113,695,243	5.1	107,568,869	5.1	6,126,374	5.7
民 生 費	462,075,560	20.7	441,619,785	20.8	20,455,775	4.6
衛 生 費	77,697,953	3.5	75,912,764	3.6	1,785,189	2.4
労 働 費	5,623,203	0.3	5,399,009	0.3	224,194	4.2
農 林 水 産 業 費	25,979,202	1.2	24,964,581	1.2	1,014,621	4.1
商 工 費	19,000,300	0.8	19,584,248	0.9	△ 583,948	△ 3.0
土 木 費	142,379,193	6.4	128,604,557	6.1	13,774,636	10.7
警 察 費	167,333,242	7.5	157,775,692	7.4	9,557,550	6.1
教 育 費	534,534,932	24.0	506,757,586	23.9	27,777,346	5.5
災 害 復 旧 費	2,380,050	0.1	2,329,415	0.1	50,635	2.2
公 債 費	279,540,932	12.5	283,564,349	13.4	△ 4,023,417	△ 1.4
諸 支 出 金	395,447,843	17.7	360,465,834	17.0	34,982,009	9.7
予 備 費	2,000,000	0.1	2,000,000	0.1	0	0.0
合 計	2,230,890,000	100.0	2,119,744,000	100.0	111,146,000	5.2



2 一般会計歳入予算（当初）構成比

(単位：％)

年 度 款 別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
県 税	38.8	40.6	40.7	40.7	41.0	39.6	35.6	36.0	36.8	38.0	39.4
地 方 消 費 税 清 算 金	11.4	11.2	11.7	13.0	13.0	15.8	14.4	13.3	15.1	15.0	15.5
地 方 譲 与 税	6.2	5.3	5.2	5.7	6.0	6.6	4.1	5.9	6.0	6.6	7.2
地 方 特 例 交 付 金	0.2	0.2	0.2	0.2	0.6	0.3	0.3	0.2	0.2	1.2	0.2
地 方 交 付 税	10.0	11.3	11.0	10.5	10.9	11.2	10.2	11.2	11.0	12.6	12.6
交通安全対策特別交付金	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
分 担 金 及 び 負 担 金	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
使 用 料 及 び 手 数 料	1.3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.4	1.3	1.2	1.2	1.3	1.2
国 庫 支 出 金	9.0	9.4	8.6	8.0	8.4	8.4	12.6	15.7	13.5	7.8	8.0
財 産 収 入	0.6	0.5	0.4	0.8	0.4	0.5	0.4	0.7	0.4	0.4	0.5
寄 附 金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
繰 入 金	5.2	5.0	5.3	4.7	4.7	3.7	3.8	4.8	4.8	7.0	6.3
繰 越 金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
諸 収 入	2.0	1.9	1.9	2.0	1.8	1.5	2.0	1.8	1.7	1.4	1.3
県 債	15.0	12.8	13.2	12.6	11.4	10.7	15.1	9.0	9.1	8.5	7.6
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

3 一般会計歳入決算構成比

(単位：％)

年 度 款 別	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
県 税	39.1	41.6	42.6	42.7	42.3	41.7	34.6	30.5	34.4	38.0	38.7
地 方 消 費 税 清 算 金	7.9	12.6	11.4	11.9	13.6	12.9	12.9	11.9	13.9	14.9	15.2
地 方 譲 与 税	6.9	6.1	5.2	5.3	6.1	5.9	4.8	4.5	5.9	6.5	7.1
地 方 特 例 交 付 金	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.6	0.3	0.2	0.2	0.2	1.1
地 方 交 付 税	10.7	11.3	11.9	11.1	11.2	11.6	9.7	11.0	10.4	12.2	13.3
交通安全対策特別交付金	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
分 担 金 及 び 負 担 金	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
使 用 料 及 び 手 数 料	1.1	1.3	1.6	1.5	1.5	1.5	1.2	1.0	1.1	1.2	1.1
国 庫 支 出 金	9.9	9.1	9.3	8.8	7.9	8.6	21.0	26.6	19.0	10.9	8.7
財 産 収 入	0.7	0.6	0.4	0.4	0.9	0.4	0.5	0.3	0.6	0.3	0.4
寄 附 金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
繰 入 金	1.7	1.3	1.7	1.4	0.8	1.6	1.1	0.7	1.7	2.2	3.1
繰 越 金	0.4	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1.5	2.0	2.1	1.8
諸 収 入	2.4	2.0	2.2	2.2	2.1	2.1	1.5	1.7	1.9	2.2	1.7
県 債	18.8	13.0	12.7	13.7	12.6	12.4	11.7	9.9	8.7	9.1	7.6
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第 4 県税調定収入

1 令和7年度県税歳入予算（当初）

（単位：千円、％）

	令和7年度		令和6年度		比較増減	増減率
	当初予算	構成比	当初予算	構成比		
県 税	879,400,000	100.0	805,200,000	100.0	74,200,000	9.2
現年課税分	876,178,871	99.7	801,709,865	99.7	74,469,006	9.3
滞納繰越分	3,221,129	0.3	3,490,135	0.3	△269,006	△7.7
県民税	353,585,000	40.2	309,602,000	38.4	43,983,000	14.2
個人	334,202,000	38.0	292,998,000	36.4	41,204,000	14.1
現年課税分	331,726,000	37.7	290,351,000	36.1	41,375,000	14.2
滞納繰越分	2,476,000	0.3	2,647,000	0.3	△171,000	△6.5
均等割・所得割	296,572,000	33.7	267,558,000	33.2	29,014,000	10.8
現年課税分	294,096,000	33.4	264,911,000	32.9	29,185,000	11.0
滞納繰越分	2,476,000	0.3	2,647,000	0.3	△171,000	△6.5
配当割（現年）	13,870,000	1.6	11,770,000	1.5	2,100,000	17.8
株式等譲渡所得割（現年）	23,760,000	2.7	13,670,000	1.7	10,090,000	73.8
法人	17,233,000	2.0	15,909,000	1.9	1,324,000	8.3
現年課税分	17,204,000	2.0	15,880,000	1.9	1,324,000	8.3
滞納繰越分	29,000	0.0	29,000	0.0	0	0.0
利子割	2,150,000	0.2	695,000	0.1	1,455,000	209.4
現年課税分	2,149,999	0.2	694,999	0.1	1,455,000	209.4
滞納繰越分	1	0.0	1	0.0	0	0.0
事業税	196,646,000	22.4	178,535,000	22.2	18,111,000	10.1
個人	16,353,000	1.9	15,318,000	1.9	1,035,000	6.8
現年課税分	16,207,000	1.9	15,153,000	1.9	1,054,000	7.0
滞納繰越分	146,000	0.0	165,000	0.0	△19,000	△11.5
法人	180,293,000	20.5	163,217,000	20.3	17,076,000	10.5
現年課税分	180,179,000	20.5	163,115,000	20.3	17,064,000	10.5
滞納繰越分	114,000	0.0	102,000	0.0	12,000	11.8
地方消費税	157,039,000	17.9	145,064,000	18.0	11,975,000	8.3
譲渡	156,105,000	17.8	144,266,000	17.9	11,839,000	8.2
現年課税分	156,105,000	17.8	144,266,000	17.9	11,839,000	8.2
貨物	934,000	0.1	798,000	0.1	136,000	17.0
現年課税分	934,000	0.1	798,000	0.1	136,000	17.0
不動産取得税	18,063,000	2.0	19,729,000	2.5	△1,666,000	△8.4
現年課税分	18,030,000	2.0	19,643,000	2.5	△1,613,000	△8.2
滞納繰越分	33,000	0.0	86,000	0.0	△53,000	△61.6
県たばこ税	8,081,000	0.9	8,168,000	1.0	△87,000	△1.1
現年課税分	8,080,999	0.9	8,167,999	1.0	△87,000	△1.1
滞納繰越分	1	0.0	1	0.0	0	0.0
ゴルフ場利用税	2,221,000	0.2	2,093,000	0.3	128,000	6.1
現年課税分	2,220,999	0.2	2,092,999	0.3	128,000	6.1
滞納繰越分	1	0.0	1	0.0	0	0.0
軽油引取税	51,643,125	5.9	51,628,131	6.4	14,994	0.0
現年課税分	51,340,000	5.9	51,340,000	6.4	0	0.0
滞納繰越分	303,125	0.0	288,131	0.0	14,994	5.2
自動車税	92,097,000	10.5	90,356,000	11.2	1,741,000	1.9
自動車	1,000	0.0	3,000	0.0	△2,000	△66.7
現年課税分	0	0.0	0	0.0	0	-
滞納繰越分	1,000	0.0	3,000	0.0	△2,000	△66.7
環境性能割	9,897,000	1.1	7,529,000	0.9	2,368,000	31.5
現年課税分	9,896,999	1.1	7,528,999	0.9	2,368,000	31.5
滞納繰越分	1	0.0	1	0.0	0	0.0
種別割	82,199,000	9.4	82,824,000	10.3	△625,000	△0.8
現年課税分	82,081,000	9.4	82,655,000	10.3	△574,000	△0.7
滞納繰越分	118,000	0.0	169,000	0.0	△51,000	△30.2
鉱区税	4,887	0.0	5,262	0.0	△375	△7.1
現年課税分	4,886	0.0	5,261	0.0	△375	△7.1
滞納繰越分	1	0.0	1	0.0	0	0.0
狩猟税	18,988	0.0	18,607	0.0	381	2.0
現年課税分	18,988	0.0	18,607	0.0	381	2.0
旧法による税（自動車取得税）	1,000	0.0	1,000	0.0	0	0.0
現年課税分	1	0.0	1	0.0	0	0.0
滞納繰越分	999	0.0	999	0.0	0	0.0
地方譲与税	159,415,000	100.0	139,233,000	100.0	20,182,000	14.5
特別法人事業譲与税	155,390,000	97.5	134,941,000	96.9	20,449,000	15.2
地方揮発油譲与税	2,905,000	1.8	3,142,000	2.2	△237,000	△7.5
石油ガス譲与税	85,000	0.0	96,000	0.1	△11,000	△11.5
自動車重量譲与税	895,000	0.6	923,000	0.7	△28,000	△3.0
森林環境譲与税	140,000	0.1	131,000	0.1	9,000	6.9

（注） 自動車税種別割に係る証紙特別会計繰入金は、現年課税分に含めた。

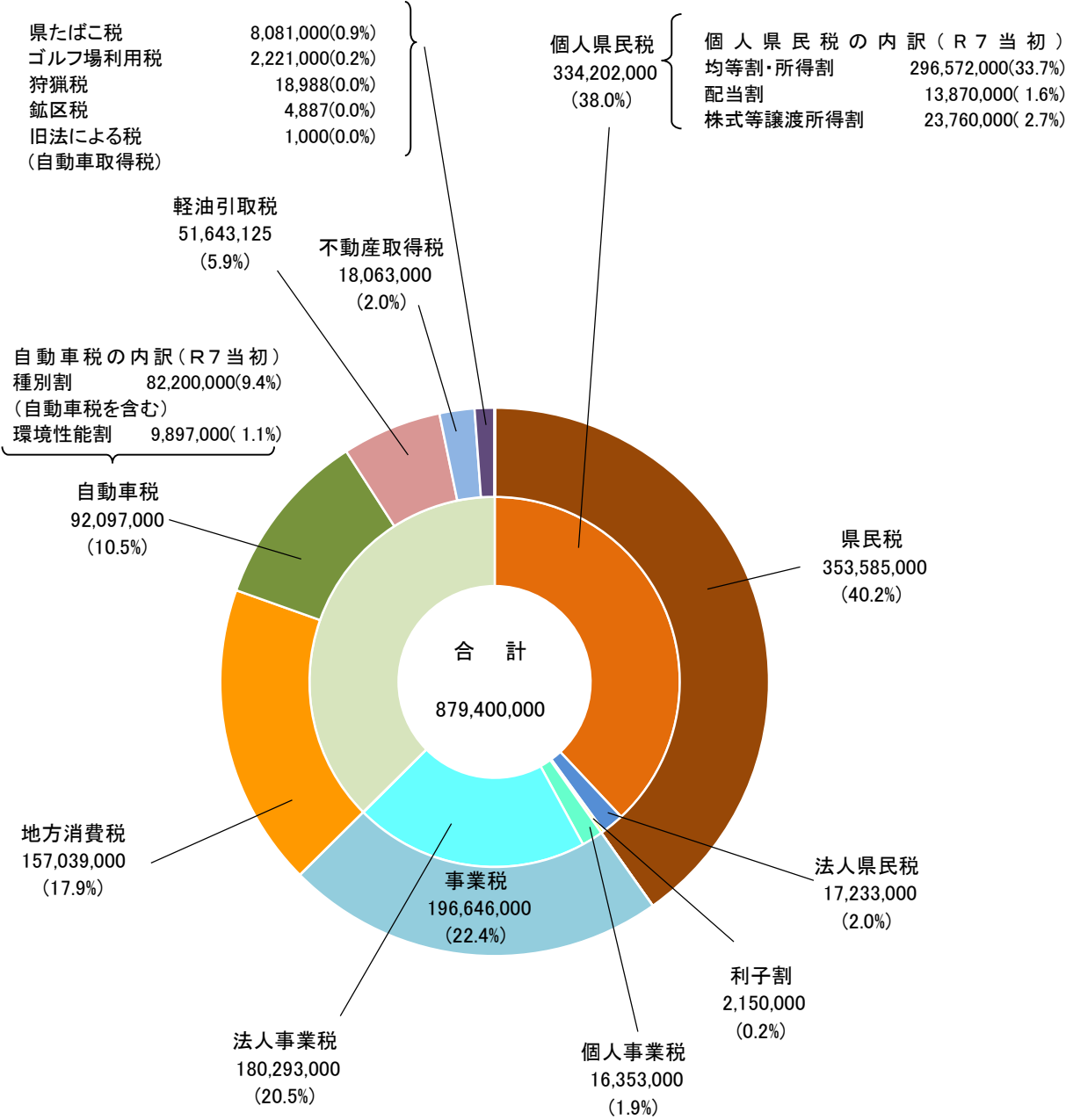
2 県税歳入予算額と決算額

(単位：千円、%)

年 度	県税当初予算額	前年比	一般会計 に占める 割 合	県税最終予算額	前年比	県税決算額	前年比	一般会計 に占める 割 合
9	671,600,000	106.6	37.8	651,200,000	102.4	652,515,576	102.1	36.7
10	700,700,000	104.3	36.5	621,500,000	95.4	626,905,088	96.1	31.2
11	610,000,000	87.1	33.8	601,225,000	96.7	604,450,285	96.4	32.3
12	625,600,000	102.6	34.5	636,840,000	105.9	639,593,264	105.8	35.1
13	641,000,000	102.5	35.8	630,600,000	99.0	632,178,173	98.8	35.1
14	586,100,000	91.4	34.1	568,700,000	90.2	572,035,701	90.5	32.8
15	553,200,000	94.4	33.3	572,500,000	100.7	578,495,435	101.1	34.7
16	574,100,000	103.8	33.9	597,500,000	104.4	602,945,313	104.2	35.8
17	594,900,000	103.6	36.3	620,200,000	103.8	628,180,260	104.2	38.4
18	633,800,000	106.5	37.7	679,700,000	109.6	682,400,591	108.6	40.2
19	823,300,000	129.9	48.1	809,900,000	119.2	812,131,476	119.0	48.3
20	820,600,000	99.7	47.8	785,400,000	97.0	783,863,060	96.5	45.8
21	701,000,000	85.4	41.3	662,800,000	84.4	674,395,306	86.0	38.4
22	605,400,000	86.4	36.1	637,400,000	96.2	640,789,562	95.0	37.9
23	621,500,000	102.7	36.8	627,000,000	98.4	634,405,022	99.0	38.1
24	635,000,000	102.2	37.8	648,300,000	103.4	654,109,835	103.1	39.2
25	649,000,000	102.2	38.7	662,500,000	102.2	667,445,768	102.0	39.9
26	661,200,000	101.9	38.2	680,000,000	102.6	687,098,548	102.9	39.1
27	710,000,000	107.4	38.8	747,100,000	109.9	753,412,950	109.7	41.6
28	764,000,000	107.6	40.6	760,400,000	101.8	770,022,378	102.2	42.6
29	759,300,000	99.4	40.7	780,600,000	102.7	784,504,124	101.9	42.7
30	759,000,000	100.0	40.7	765,400,000	98.1	768,576,451	98.0	42.3
元	774,100,000	102.0	41.0	763,000,000	99.7	768,104,088	99.9	41.7
2	775,500,000	100.2	39.6	768,100,000	100.7	775,831,682	101.0	34.6
3	755,100,000	97.4	35.6	805,300,000	104.8	811,194,889	104.6	30.5
4	801,800,000	106.2	36.0	820,300,000	101.9	823,156,824	101.5	34.4
5	814,800,000	101.6	36.9	831,800,000	101.4	838,855,897	101.9	38.0
6	805,200,000	98.8	38.0	871,900,000	104.8	884,448,811	105.4	38.7
7	879,400,000	109.2	39.4	—	—	—	—	—

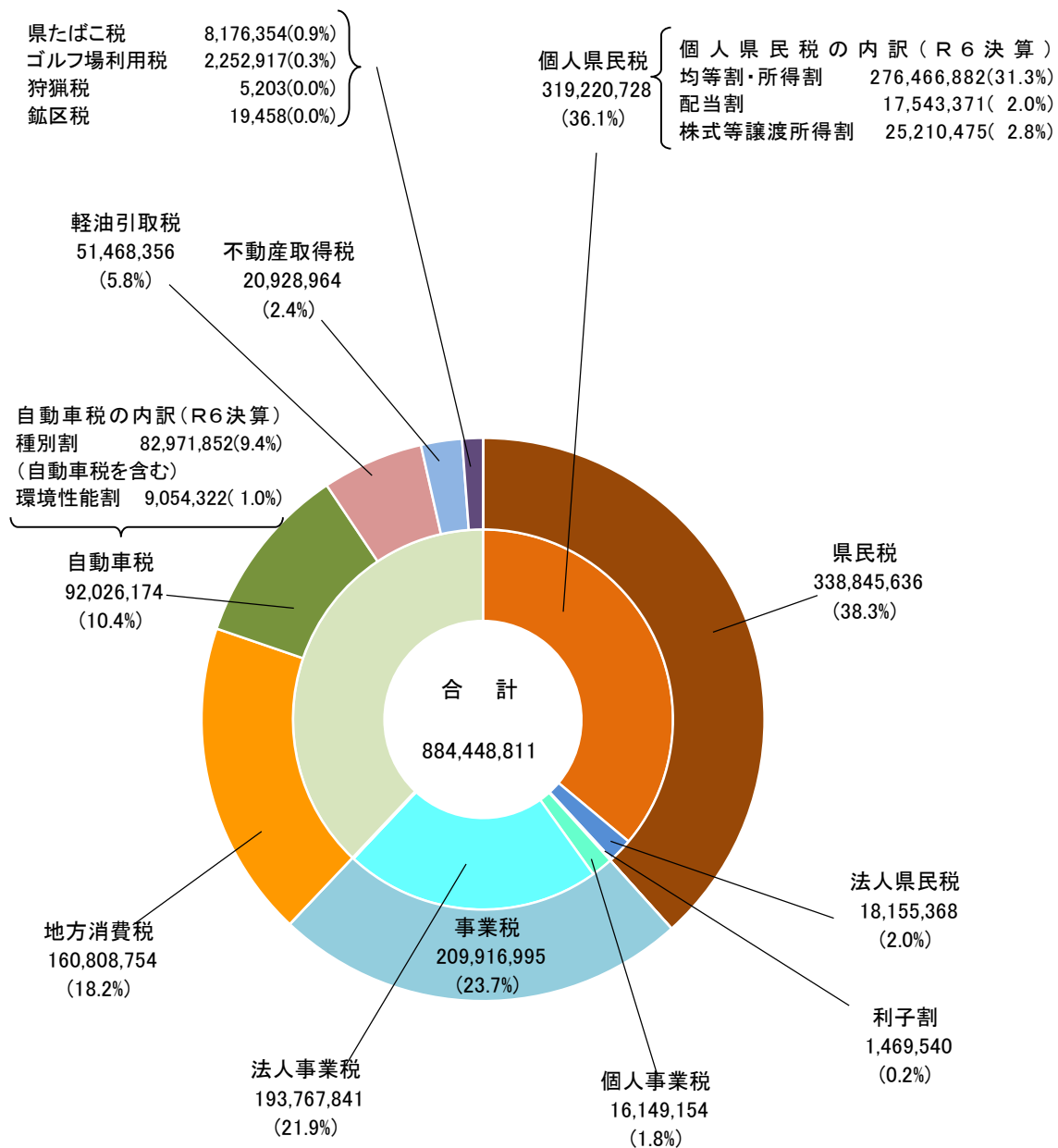
令和7年度県税歳入予算(当初)

(単位:千円)



令和6年度県税決算額

(単位: 千円)



3 県税歳入予算等補正額

(1) 県税歳入予算

(単位：千円)

（単位：円）												
年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	年 度	
当 初 予 算 額	710,000,000	764,000,000	759,300,000	759,000,000	774,100,000	775,500,000	755,100,000	801,800,000	814,800,000	805,200,000	当 初 予 算 額	
補 正 の 時 期	2月	2月	2月	2月	2月	2月	2月	2月	2月	2月	補 正 の 時 期	
県民税	個 人	11,192,000	△10,794,000	4,949,000	△3,367,000	△3,095,000	3,360,000	12,293,000	3,222,000	8,605,000	24,194,000	個 人
	均等割・所得割	2,478,000	4,032,000	2,254,000	500,000	868,000		3,815,000	5,062,000	5,238,000	6,985,000	均等割・所得割
	配 当 割	2,000,000	△8,083,000	△1,349,000	△1,376,000	△358,000	△932,000	3,592,000	2,488,000	△1,694,000	5,758,000	配 当 割
	株式等譲渡所得割	6,714,000	△6,743,000	4,044,000	△2,491,000	△3,605,000	4,292,000	4,886,000	△4,328,000	5,061,000	11,451,000	株式等譲渡所得割
	法 人	1,020,000		1,327,000		△2,345,000	△1,179,000	4,717,000		△382,000	2,175,000	法 人
	利 子 割					△1,136,000	404,000		△466,000		400,000	利 子 割
	事業税								2,264,000	511,000		個 人
	法 人	3,385,000		10,015,000		△4,336,000	△6,414,000	32,949,000	10,654,000	7,877,000	27,018,000	法 人
	地方消費税	19,012,000	2,718,000		7,678,000	2,656,000			304,000	△3,303,000	11,222,000	地方消費税
	不動産取得税	1,201,000	1,857,000		1,774,000	△1,187,000	△1,338,000		1,907,000	2,192,000		不動産取得税
正 額 の 内 訳	県 た ば こ 税							409,000	326,000			県 た ば こ 税
	ゴルフ場利用税					78,000	△279,000	241,000	140,000			ゴルフ場利用税
	自動車取得税	1,290,000	933,000	1,724,000	315,000							自動車取得税
	軽油引取税		559,000	1,667,000		△1,376,000	△1,954,000					軽油引取税
	環境性能割								723,000	1,691,060		環境性能割
	種 別 割 （自動車税を含む）		1,127,000	1,618,000		△359,000			184,000	△60		種 別 割 （自動車税を含む）
	鉦 区 税											鉦 区 税
	狩 猟 税											狩 猟 税
	料理飲食等消費税											料理飲食等消費税
	特別地方消費税											特別地方消費税
旧法による税	自動車取得税							66,000	267,000			自動車取得税
	軽油引取税											軽油引取税
	合 計	37,100,000	△3,600,000	21,300,000	6,400,000	△11,100,000	△7,400,000	50,200,000	18,500,000	17,000,000	66,700,000	合 計
	年 度 計	37,100,000	△3,600,000	21,300,000	6,400,000	△11,100,000	△7,400,000	50,200,000	18,500,000	17,000,000	66,700,000	年 度 計
	最終予算額 A	747,100,000	760,400,000	780,600,000	765,400,000	763,000,000	768,100,000	805,300,000	820,300,000	831,800,000	871,900,000	最終予算額 A
県税決算額 B	753,412,950	770,022,378	784,504,124	768,576,451	768,104,088	775,831,682	811,194,889	823,156,824	838,855,897	884,448,811	県税決算額 B	
増減差額 B－A	6,312,950	9,622,378	3,904,124	3,176,451	5,104,088	7,731,682	5,894,889	2,856,824	7,055,897	12,548,811	増減差額 B－A	

(2) 県税還付金補正額

(単位：千円)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	年 度
当 初 予 算 額	6,676,000	6,881,000	9,281,000	6,091,000	5,888,000	5,833,000	5,917,000	6,648,000	6,648,000	6,648,000	当 初 予 算 額
補 正 の 時 期	2月	2月	2月	2月	2月						補 正 の 時 期
県 税 還 付 金 補 正 額	△864,000	△1,150,000	△4,047,000	△1,167,000	△486,000	0	0	0	0	0	県 税 還 付 金 補 正 額
年 度 計	△864,000	△1,150,000	△4,047,000	△1,167,000	△486,000	0	0	0	0	0	年 度 計
最 終 予 算 額 A	5,812,000	5,731,000	5,234,000	4,924,000	5,402,000	5,833,000	5,917,000	6,648,000	6,648,000	6,648,000	最 終 予 算 額 A
決 算 額 B	5,320,357	5,188,696	4,931,045	4,332,535	4,934,568	5,505,006	5,678,360	5,542,520	6,640,057	6,052,746	決 算 額 B
執 行 残 A - B	491,643	542,304	302,955	591,465	467,432	327,994	238,640	1,105,480	7,943	595,254	執 行 残 A - B

4 令和6年度県税調定収入状況（その1 総額、県税事務所別）

（単位：円、％）

			総 額			さ い た ま			川 口			上 尾						
			調 定	収 入	納税率	調 定	収 入	納税率	調 定	収 入	納税率	調 定	収 入	納税率				
現 年 課 税 分	県 民 税	個 人	319,414,533,148	316,448,550,894	99.1	35,481,036,641	35,173,868,290	99.1	37,988,019,126	37,493,187,726	98.7	20,304,992,822	20,152,285,184	99.2	個 人	県 民 税	現 年 課 税 分	
		均等割・所得割	276,660,687,592	273,694,705,338	98.9	35,481,036,641	35,173,868,290	99.1	37,988,019,126	37,493,187,726	98.7	20,304,992,822	20,152,285,184	99.2	均等割・所得割			
		配 当 割	17,543,370,718	17,543,370,718	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	配 当 割			
		株式等譲渡所得割	25,210,474,838	25,210,474,838	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	株式等譲渡所得割			
		法 人	18,178,732,600	18,129,264,245	99.7	6,101,700,700	6,095,136,287	99.9	2,105,188,800	2,098,574,356	99.7	802,014,900	799,872,733	99.7	法 人			
	事 業 税	利 子 割	1,469,540,244	1,469,540,244	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	利 子 割			
		計	339,062,805,992	336,047,355,383	99.1	41,582,737,341	41,269,004,577	99.2	40,093,207,926	39,591,762,082	98.7	21,107,007,722	20,952,157,917	99.3	計			
		個 人	16,191,412,800	16,028,334,586	99.0	3,346,564,500	3,330,746,903	99.5	2,212,658,800	2,190,936,993	99.0	839,906,400	832,313,139	99.1	個 人			
		法 人	194,032,559,494	193,658,409,076	99.8	63,466,962,337	63,402,556,097	99.9	21,904,287,000	21,863,145,766	99.8	8,508,445,100	8,505,540,072	99.9	法 人			
		税	計	210,223,972,294	209,686,743,662	99.7	66,813,526,837	66,733,303,000	99.9	24,116,945,800	24,054,082,759	99.7	9,348,351,500	9,337,853,211	99.9	計		
課 税 分	地 方 消 費 税	地方消費税	160,808,754,140	160,808,754,140	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	地方消費税			
		不動産取得税	21,278,255,807	20,889,245,965	98.2	3,781,347,607	3,695,743,614	97.7	2,781,152,700	2,694,335,014	96.9	1,070,048,300	1,053,567,800	98.5	不動産取得税			
		県 た ば こ 税	8,176,353,740	8,176,353,740	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	県 た ば こ 税		
		ゴルフ場利用税	2,252,916,600	2,252,916,600	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	ゴルフ場利用税		
		軽 油 引 取 税	51,415,115,757	51,164,741,811	99.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	軽 油 引 取 税		
	自 動 車 税	環 境 性 能 割	9,054,321,700	9,054,321,700	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	環 境 性 能 割		
		種 別 割	83,026,851,474	82,817,535,792	99.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	種 別 割		
		計	92,081,173,174	91,871,857,492	99.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	計		
		鉦 区 税	5,202,700	5,202,700	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	鉦 区 税		
		狩 猟 税	19,457,500	19,457,500	100.0	6,452,500	6,452,500	100.0	—	—	—	—	—	—	—	狩 猟 税		
分	旧法による税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	旧法による税			
	自 動 車 取 得 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自 動 車 取 得 税			
	合 計	885,324,007,704	880,922,628,993	99.5	112,184,064,285	111,704,503,691	99.6	66,991,306,426	66,340,179,855	99.0	31,525,407,522	31,343,578,928	99.4	合 計				
	滞 納 繰 越 分	県 民 税	個 人	6,652,049,394	2,772,176,712	41.7	810,070,189	290,656,693	35.9	1,095,412,395	458,686,159	41.9	403,837,265	162,198,189	40.2	個 人	県 民 税	滞 納 繰 越 分
			均等割・所得割	6,652,049,394	2,772,176,712	41.7	810,070,189	290,656,693	35.9	1,095,412,395	458,686,159	41.9	403,837,265	162,198,189	40.2	均等割・所得割		
法 人			69,179,880	26,104,311	37.6	8,692,689	2,984,319	34.3	7,481,377	3,802,646	50.2	4,954,709	1,705,200	34.4	法 人			
利 子 割			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	利 子 割			
計			6,721,229,274	2,798,281,023	41.6	818,762,878	293,641,012	35.9	1,102,893,772	462,488,805	41.9	408,791,974	163,903,389	40.1	計			
事 業 税		個 人	277,078,527	120,820,323	43.5	23,245,534	12,870,775	55.4	30,644,836	16,093,317	52.5	29,747,357	12,742,830	42.8	個 人			
		法 人	410,827,007	109,431,849	26.6	40,857,514	4,038,473	9.9	35,227,086	20,528,018	58.3	38,924,820	8,331,355	21.4	法 人			
		税	計	687,905,534	230,252,172	33.4	64,103,048	16,909,248	26.4	65,871,922	36,621,335	55.6	68,672,177	21,074,185	30.7	計		
		地 方 消 費 税	地方消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	地方消費税		
			不動産取得税	146,230,212	39,717,456	27.2	28,786,096	4,555,396	15.8	21,838,693	11,526,899	52.8	3,423,690	1,999,545	58.4	不動産取得税		
県 た ば こ 税	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	県 た ば こ 税			
ゴルフ場利用税	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	ゴルフ場利用税			
軽 油 引 取 税	303,614,132		303,614,132	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	軽 油 引 取 税			
自 動 車 税	自 動 車 税	自 動 車 税	3,706,022	370,264	10.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自 動 車 税			
		環 境 性 能 割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	環 境 性 能 割		
		種 別 割	341,158,698	153,946,527	45.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	種 別 割		
		計	344,864,720	154,316,791	44.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	計		
		鉦 区 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	鉦 区 税		
	分	狩 猟 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	狩 猟 税		
		旧法による税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	旧法による税		
		自 動 車 取 得 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自 動 車 取 得 税		
		合 計	8,203,843,872	3,526,181,574	43.0	911,652,022	315,105,656	34.6	1,190,604,387	510,637,039	42.9	480,887,841	186,977,119	38.9	合 計			
		総 計	893,527,851,576	884,448,810,567	99.0	113,095,716,307	112,019,609,347	99.0	68,181,910,813	66,850,816,894	98.0	32,006,295,363	31,530,556,047	98.5	総 計			

- （注）1 調定額は過誤納金還付充当未済額を加算した数値である。
2 収入額は過誤納金還付充当未済額を含んだ数値である。
3 納税率は過誤納金還付充当未済額を除いて算出した数値である。

4 令和6年度県税調定収入状況（その2 県税事務所別）

（単位：円、％）

			朝霞			川越			所沢			飯能						
			調定	収入	納税率	調定	収入	納税率	調定	収入	納税率	調定	収入	納税率				
現年課税分	県民税	個人	23,085,718,943	22,873,194,353	99.1	31,921,431,148	31,649,954,046	99.1	20,654,441,684	20,415,167,672	98.8	11,209,727,464	11,089,605,822	98.9	個人	県民税	現年課税分	
		均等割・所得割	23,085,718,943	22,873,194,353	99.1	31,921,431,148	31,649,954,046	99.1	20,654,441,684	20,415,167,672	98.8	11,209,727,464	11,089,605,822	98.9	均等割・所得割			
		配当割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	配当割			
		株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	株式等譲渡所得割			
		法人	833,089,600	830,126,976	99.6	1,541,518,600	1,538,134,216	99.8	764,903,800	762,286,800	99.7	583,147,700	581,989,511	99.8	法人			
	利子割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	利子割			
	計	23,918,808,543	23,703,321,329	99.1	33,462,949,748	33,188,088,262	99.2	21,419,345,484	21,177,454,472	98.9	11,792,875,164	11,671,595,333	99.0	計				
	事業税	個人	1,438,628,100	1,428,222,344	99.3	1,652,635,900	1,635,556,177	99.0	1,107,956,200	1,095,318,347	98.9	487,291,200	483,948,954	99.3	個人			
		法人	11,542,651,703	11,523,174,093	99.8	16,258,548,014	16,246,663,217	99.9	8,303,871,976	8,295,512,972	99.9	6,020,517,900	6,014,937,035	99.9	法人			
	税	計	12,981,279,803	12,951,396,437	99.8	17,911,183,914	17,882,219,394	99.8	9,411,828,176	9,390,831,319	99.8	6,507,809,100	6,498,885,989	99.9	計			
	課税分	地方消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	地方消費税		
		不動産取得税	1,154,321,900	1,114,051,285	96.5	2,393,550,200	2,336,636,700	97.6	1,809,283,800	1,764,703,800	97.5	1,096,512,900	1,090,490,700	99.5	不動産取得税			
		県たばこ税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	県たばこ税		
		ゴルフ場利用税	—	—	—	1,409,316,450	1,409,316,450	100.0	—	—	—	—	—	—	—	ゴルフ場利用税		
		軽油引取税	—	—	—	2,210,592,706	2,210,592,706	100.0	—	—	—	—	—	—	—	軽油引取税		
		環境性能割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	環境性能割		
		自動車種別割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自動車種別割		
計		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	計			
鉾区税		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	鉾区税			
狩猟税		—	—	—	3,768,000	3,768,000	100.0	—	—	—	—	—	—	—	狩猟税			
旧法による税		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	旧法による税			
自動車取得税		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自動車取得税			
合 計	38,054,410,246	37,768,769,051	99.2	57,391,361,018	57,030,621,512	99.4	32,640,457,460	32,332,989,591	99.1	19,397,197,164	19,260,972,022	99.3	合 計					
滞年課税分	県民税	個人	437,456,310	203,060,116	46.4	712,460,386	283,308,194	39.8	502,020,299	218,866,456	43.6	238,985,391	110,826,279	46.4	個人	県民税	滞年課税分	
		均等割・所得割	437,456,310	203,060,116	46.4	712,460,386	283,308,194	39.8	502,020,299	218,866,456	43.6	238,985,391	110,826,279	46.4	均等割・所得割			
		法人	2,768,371	1,124,795	40.6	10,975,681	2,785,512	25.4	10,250,191	4,457,766	43.3	814,537	368,707	45.3	法人			
		利子割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			利子割
		計	440,224,681	204,184,911	46.4	723,436,067	286,093,706	39.5	512,270,490	223,324,222	43.6	239,799,928	111,194,986	46.4	計			
	事業税	個人	18,598,352	5,379,941	28.8	34,283,621	14,657,538	42.8	22,985,275	15,268,571	65.9	5,315,309	1,593,830	29.1	個人			
		法人	27,009,891	14,153,682	52.4	73,945,215	6,351,001	8.6	82,618,332	21,870,358	26.5	2,416,481	930,369	38.5	法人			
	税	計	45,608,243	19,533,623	42.8	108,228,836	21,008,539	19.4	105,603,607	37,138,929	35.0	7,731,790	2,524,199	32.1	計			
	地方消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	地方消費税			
	不動産取得税	9,001,100	991,519	11.0	18,756,003	7,119,417	38.0	5,090,240	2,262,221	44.4	4,581,182	1,062,398	23.2	不動産取得税				
	県たばこ税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	県たばこ税			
	ゴルフ場利用税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	ゴルフ場利用税			
	軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	軽油引取税			
	自動車税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自動車税			
	環境性能割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	環境性能割			
	種別割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	種別割			
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	計			
鉾区税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	鉾区税				
狩猟税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	狩猟税				
旧法による税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	旧法による税				
自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自動車取得税				
合 計	494,834,024	224,710,053	45.4	850,420,906	314,221,662	36.9	622,964,337	262,725,372	42.1	252,112,900	114,781,583	45.5	合 計					
総 計	38,549,244,270	37,993,479,104	98.6	58,241,781,924	57,344,843,174	98.5	33,263,421,797	32,595,714,963	98.0	19,649,310,064	19,375,753,605	98.6	総 計					

- (注)1 調定額は過誤納金還付充当未済額を加算した数値である。
2 収入額は過誤納金還付充当未済額を含んだ数値である。
3 納税率は過誤納金還付充当未済額を除いて算出した数値である。

4 令和6年度県税調定収入状況（その3 県税事務所別）

（単位：円、％）

			東 松 山			秩 父			本 庄			熊 谷								
			調 定	収 入	納税率	調 定	収 入	納税率	調 定	収 入	納税率	調 定	収 入	納税率						
現 年 課 税 分	県 民 税	個 人	7,078,602,375	7,012,662,491	99.1	2,661,133,780	2,639,273,750	99.2	4,208,398,431	4,171,014,851	99.1	12,854,916,778	12,732,562,818	99.0	個 人	県 民 税	現 年 課 税 分			
		均等割・所得割	7,078,602,375	7,012,662,491	99.1	2,661,133,780	2,639,273,750	99.2	4,208,398,431	4,171,014,851	99.1	12,854,916,778	12,732,562,818	99.0	均等割・所得割					
		配 当 割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	配 当 割					
		株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	株式等譲渡所得割					
		法 人	484,635,100	481,046,938	99.3	152,430,900	152,241,222	99.9	312,100,500	311,055,128	99.7	806,460,800	804,671,077	99.8	法 人					
	利 子 割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	利 子 割						
	計	7,563,237,475	7,493,709,429	99.1	2,813,564,680	2,791,514,972	99.2	4,520,498,931	4,482,069,979	99.1	13,661,377,578	13,537,233,895	99.1	計						
	事 業 税	個 人	271,640,100	264,928,727	97.5	109,557,100	108,314,999	98.9	157,569,600	156,764,600	99.5	480,184,100	473,320,400	98.6	個 人					
		法 人	4,999,937,500	4,972,122,621	99.4	1,783,847,200	1,783,821,700	99.9	3,394,746,600	3,389,548,756	99.8	9,032,661,731	9,025,163,785	99.9	法 人					
	税	計	5,271,577,600	5,237,051,348	99.3	1,893,404,300	1,892,136,699	99.9	3,552,316,200	3,546,313,356	99.8	9,512,845,831	9,498,484,185	99.8	計					
課 税 分	地 方 消 費 税	地方消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	地方消費税	課 税 分	課 税 分			
		不動産取得税	497,770,800	495,849,048	99.6	119,160,800	118,610,847	99.5	359,628,600	354,869,400	98.7	901,783,100	896,992,654	99.5	不動産取得税					
		県 た ば こ 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	県 た ば こ 税					
		ゴルフ場利用税	—	—	—	—	—	—	—	—	601,185,300	601,185,300	100.0	ゴルフ場利用税						
		軽 油 引 取 税	—	—	—	—	—	—	—	—	4,035,373,728	4,035,373,728	100.0	軽 油 引 取 税						
	自 動 車 税	環境性能割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	環境性能割					
		種 別 割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	種 別 割					
		計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	計					
		鉱 区 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	鉱 区 税					
		狩 猟 税	1,926,700	1,926,700	100.0	2,566,400	2,566,400	100.0	—	—	—	2,568,400	2,568,400	100.0	狩 猟 税					
旧 法 に よ る 税	旧法による税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	旧法による税						
	自 動 車 取 得 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自 動 車 取 得 税						
	合 計	13,334,512,575	13,228,536,525	99.2	4,828,696,180	4,804,828,918	99.5	8,432,443,731	8,383,252,735	99.4	28,715,133,937	28,571,838,162	99.5	合 計						
滞 納 繰 越 分	県 民 税	個 人	148,602,415	66,518,473	44.8	52,502,851	20,876,699	39.8	66,578,693	32,816,845	49.3	243,360,051	105,718,991	43.4	個 人	県 民 税	滞 納 繰 越 分			
		均等割・所得割	148,602,415	66,518,473	44.8	52,502,851	20,876,699	39.8	66,578,693	32,816,845	49.3	243,360,051	105,718,991	43.4	均等割・所得割					
		法 人	3,510,385	590,800	16.8	329,340	241,040	73.2	1,225,800	566,900	46.2	2,806,151	1,022,859	36.5	法 人					
		利 子 割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	利 子 割					
		計	152,112,800	67,109,273	44.1	52,832,191	21,117,739	40.0	67,804,493	33,383,745	49.2	246,166,202	106,741,850	43.4	計					
	事 業 税	個 人	5,460,024	1,872,105	34.3	3,560,649	1,128,650	31.7	2,461,015	1,091,571	44.4	10,942,407	3,192,863	29.2	個 人					
		法 人	20,843,498	877,787	4.2	47,100	47,100	100.0	5,673,097	945,500	15.9	9,984,613	1,081,997	10.8	法 人					
	税	計	26,303,522	2,749,892	10.5	3,607,749	1,175,750	32.6	8,134,112	2,037,071	24.6	20,927,020	4,274,860	20.4	計					
	繰 越 分	地 方 消 費 税	地方消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			地方消費税	繰 越 分	繰 越 分
			不動産取得税	3,551,526	1,716,760	48.3	598,199	509,899	85.2	366,572	354,600	96.7	1,613,476	570,551	35.4			不動産取得税		
県 た ば こ 税			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	県 た ば こ 税					
ゴルフ場利用税			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	ゴルフ場利用税					
軽 油 引 取 税			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	軽 油 引 取 税					
自 動 車 税		自動車税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自動車税					
		環境性能割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	環境性能割					
		種 別 割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	種 別 割					
		計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	計					
		鉱 区 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	鉱 区 税					
旧 法 に よ る 税	狩 猟 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	狩 猟 税						
	旧法による税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	旧法による税						
	自 動 車 取 得 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自 動 車 取 得 税						
合 計			181,967,848	71,575,925	39.3	57,038,139	22,803,388	40.0	76,305,177	35,775,416	46.9	268,706,698	111,587,261	41.5	合 計					
総 計			13,516,480,423	13,300,112,450	98.4	4,885,734,319	4,827,632,306	98.8	8,508,748,908	8,419,028,151	98.9	28,983,840,635	28,683,425,423	99.0	総 計					

- (注)1 調定額は過誤納金還付充当未済額を加算した数値である。
2 収入額は過誤納金還付充当未済額を含んだ数値である。
3 納税率は過誤納金還付充当未済額を除いて算出した数値である。

4 令和6年度県税調定収入状況（その4 県税事務所別）

（単位：円、％）

			行 田			春 日 部			越 谷			自 動 車 税					
			調 定	収 入	納税率	調 定	収 入	納税率	調 定	収 入	納税率	調 定	収 入	納税率			
現 年 課 税 分	県 民 税	個 人	7,917,972,177	7,833,282,935	98.9	22,331,203,883	22,060,390,006	98.8	38,963,092,340	38,398,255,394	98.6	42,753,845,556	42,753,845,556	100.0	個 人	県 民 税	現 年 課 税 分
		均等割・所得割	7,917,972,177	7,833,282,935	98.9	22,331,203,883	22,060,390,006	98.8	38,963,092,340	38,398,255,394	98.6	—	—	—	均等割・所得割		
		配 当 割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,543,370,718	17,543,370,718	100.0	配 当 割		
		株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25,210,474,838	25,210,474,838	100.0	株式等譲渡所得割		
		法 人	541,888,500	540,550,100	99.8	1,212,975,000	1,202,741,993	99.2	1,936,677,700	1,930,836,908	99.7	—	—	—	法 人		
	事 業 税	利 子 割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,469,540,244	1,469,540,244	100.0	利 子 割	事 業 税	現 年 課 税 分
		計	8,459,860,677	8,373,833,035	99.0	23,544,178,883	23,263,131,999	98.8	40,899,770,040	40,329,092,302	98.6	44,223,385,800	44,223,385,800	100.0	計		
		個 人	331,653,200	327,344,454	98.7	1,313,426,500	1,298,502,300	98.9	2,441,741,100	2,402,116,249	98.4	—	—	—	個 人		
		法 人	5,998,500,900	5,987,022,052	99.8	12,656,774,444	12,535,906,204	99.0	20,160,807,089	20,113,294,706	99.8	—	—	—	法 人		
		計	6,330,154,100	6,314,366,506	99.8	13,970,200,944	13,834,408,504	99.0	22,602,548,189	22,515,410,955	99.6	—	—	—	計		
	課 税 分	地 方 消 費 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	160,808,754,140	160,808,754,140	100.0	地 方 消 費 税	課 税 分	現 年 課 税 分
		不動産取得税	844,976,200	839,595,793	99.4	2,090,345,000	2,069,835,218	99.0	2,378,373,900	2,363,964,092	99.4	—	—	—	不動産取得税		
		県 た ば こ 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,176,353,740	8,176,353,740	100.0	県 た ば こ 税		
		ゴルフ場利用税	—	—	—	27,383,200	27,383,200	100.0	—	—	—	215,031,650	215,031,650	100.0	ゴルフ場利用税		
		軽 油 引 取 税	—	—	—	10,964,445,736	10,964,445,736	100.0	—	—	—	34,204,703,587	33,954,329,641	99.3	軽 油 引 取 税		
	分 税 分	環境性能割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,054,321,700	9,054,321,700	100.0	環境性能割	分 税 分	現 年 課 税 分
		種 別 割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	83,026,851,474	82,817,535,792	99.7	種 別 割		
		計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	92,081,173,174	91,871,857,492	99.8	計		
		鉦 区 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,202,700	5,202,700	100.0	鉦 区 税		
		狩 猟 税	—	—	—	1,787,900	1,787,900	100.0	387,600	387,600	100.0	—	—	—	狩 猟 税		
	課 税 分	旧 法 に よ る 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税	課 税 分	現 年 課 税 分
		自 動 車 取 得 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自 動 車 取 得 税		
		合 計	15,634,990,977	15,527,795,334	99.3	50,598,341,663	50,160,992,557	99.1	65,881,079,729	65,208,854,949	99.0	339,714,604,791	339,254,915,163	99.9	合 計		
滞 納 繰 越 分	県 民 税	個 人	189,645,764	82,901,495	43.7	604,509,792	223,637,504	37.0	1,146,607,593	512,104,619	44.7	—	—	—	個 人	県 民 税	滞 納 繰 越 分
		均等割・所得割	189,645,764	82,901,495	43.7	604,509,792	223,637,504	37.0	1,146,607,593	512,104,619	44.7	—	—	—	均等割・所得割		
		法 人	1,021,429	293,053	28.7	8,730,218	3,488,655	40.0	5,619,002	2,672,059	47.6	—	—	—	法 人		
		利 子 割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	利 子 割		
		計	190,667,193	83,194,548	43.6	613,240,010	227,126,159	37.0	1,152,226,595	514,776,678	44.7	—	—	—	計		
	事 業 税	個 人	7,218,322	2,512,679	34.8	40,391,643	13,926,134	34.4	42,224,183	18,489,519	43.8	—	—	—	個 人	事 業 税	滞 納 繰 越 分
		法 人	8,301,470	520,864	6.3	42,419,823	12,704,331	29.9	22,558,067	17,051,014	75.6	—	—	—	法 人		
		計	15,519,792	3,033,543	19.5	82,811,466	26,630,465	32.1	64,782,250	35,540,533	54.9	—	—	—	計		
		地 方 消 費 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	地 方 消 費 税		
		不動産取得税	1,342,026	505,633	37.7	37,670,854	3,025,554	8.0	9,610,555	3,517,064	36.6	—	—	—	不動産取得税		
	課 税 分	県 た ば こ 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	県 た ば こ 税	課 税 分	滞 納 繰 越 分
		ゴルフ場利用税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	ゴルフ場利用税		
		軽 油 引 取 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	303,614,132	303,614,132	100.0	軽 油 引 取 税		
		自 動 車 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,706,022	370,264	10.0	自 動 車 税		
		環境性能割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	環境性能割		
	分 税 分	種 別 割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	341,158,698	153,946,527	45.1	種 別 割	分 税 分	滞 納 繰 越 分
		計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	344,864,720	154,316,791	44.7	計		
		鉦 区 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	鉦 区 税		
		狩 猟 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	狩 猟 税		
		旧 法 に よ る 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税		
	課 税 分	自 動 車 取 得 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自 動 車 取 得 税	課 税 分	滞 納 繰 越 分
		合 計	207,529,011	86,733,724	41.8	733,722,330	256,782,178	35.0	1,226,619,400	553,834,275	45.2	648,478,852	457,930,923	70.6	合 計		
		總 計	15,842,519,988	15,614,529,058	98.6	51,332,063,993	50,417,774,735	98.2	67,107,699,129	65,762,689,224	98.0	340,363,083,643	339,712,846,086	99.8	總 計		

- （注）1 調定額は過誤納金還付充当未済額を加算した数値である。
2 収入額は過誤納金還付充当未済額を含んだ数値である。
3 納税率は過誤納金還付充当未済額を除いて算出した数値である。

5 最近8年間の県税収入実績（その1 令和6年度・令和5年度）

（単位：円、％）

		令和6年度			令和5年度		
		調 定	収 入	納税率	調 定	収 入	納税率
県	税	893,527,851,576	884,448,810,567	99.0	848,450,930,900	838,855,896,509	98.9
	現年課税分	885,324,007,704	880,922,628,993	99.5	840,007,445,321	835,201,878,618	99.4
	滞納繰越分	8,203,843,872	3,526,181,574	43.0	8,443,485,579	3,654,017,891	43.3
県民	税	345,784,035,266	338,845,636,406	98.0	340,111,105,552	332,516,520,334	97.8
個	人	326,066,582,542	319,220,727,606	97.9	322,970,467,590	315,461,780,938	97.7
	現年課税分	319,414,533,148	316,448,550,894	99.1	316,081,387,550	312,718,851,782	98.9
	滞納繰越分	6,652,049,394	2,772,176,712	41.7	6,889,080,040	2,742,929,156	39.8
均等割・所得割		283,312,736,986	276,466,882,050	97.6	296,055,691,517	288,547,004,865	97.5
	現年課税分	276,660,687,592	273,694,705,338	98.9	289,166,611,477	285,804,075,709	98.8
	滞納繰越分	6,652,049,394	2,772,176,712	41.7	6,889,080,040	2,742,929,156	39.8
配当割		17,543,370,718	17,543,370,718	100.0	12,434,174,974	12,434,174,974	100.0
	現年課税分	17,543,370,718	17,543,370,718	100.0	12,434,174,974	12,434,174,974	100.0
株式等譲渡所得割		25,210,474,838	25,210,474,838	100.0	14,480,601,099	14,480,601,099	100.0
	現年課税分	25,210,474,838	25,210,474,838	100.0	14,480,601,099	14,480,601,099	100.0
法人		18,247,912,480	18,155,368,556	99.5	16,457,954,099	16,372,055,533	99.5
	現年課税分	18,178,732,600	18,129,264,245	99.7	16,398,707,400	16,348,598,910	99.7
	滞納繰越分	69,179,880	26,104,311	37.6	59,246,699	23,456,623	39.4
利子割		1,469,540,244	1,469,540,244	100.0	682,683,863	682,683,863	100.0
	現年課税分	1,469,540,244	1,469,540,244	100.0	682,683,863	682,683,863	100.0
事業	税	210,911,877,828	209,916,995,834	99.5	187,545,885,889	186,747,710,495	99.6
個	人	16,468,491,327	16,149,154,909	98.1	15,898,848,955	15,589,626,456	98.1
	現年課税分	16,191,412,800	16,028,334,586	99.0	15,612,660,594	15,438,273,010	98.9
	滞納繰越分	277,078,527	120,820,323	43.5	286,188,361	151,353,446	52.9
法人		194,443,386,501	193,767,840,925	99.7	171,647,036,934	171,158,084,039	99.7
	現年課税分	194,032,559,494	193,658,409,076	99.8	171,408,906,564	171,090,324,408	99.8
	滞納繰越分	410,827,007	109,431,849	26.6	238,130,370	67,759,631	28.1
地方消費税		160,808,754,140	160,808,754,140	100.0	143,983,334,387	143,983,334,387	100.0
	現年課税分	160,808,754,140	160,808,754,140	100.0	143,983,334,387	143,983,334,387	100.0
不動産取得税		21,424,486,019	20,928,963,421	97.7	22,287,377,344	21,803,289,403	97.8
	現年課税分	21,278,255,807	20,889,245,965	98.2	22,116,097,800	21,744,172,870	98.3
	滞納繰越分	146,230,212	39,717,456	27.2	171,279,544	59,116,533	34.5
県たばこ税		8,176,353,740	8,176,353,740	100.0	8,280,141,758	8,280,141,758	100.0
	現年課税分	8,176,353,740	8,176,353,740	100.0	8,280,141,758	8,280,141,758	100.0
	滞納繰越分	0	0	—	0	0	—
ゴルフ場利用税		2,252,916,600	2,252,916,600	100.0	2,213,235,650	2,213,235,650	100.0
	現年課税分	2,252,916,600	2,252,916,600	100.0	2,213,235,650	2,213,235,650	100.0
	滞納繰越分	0	0	—	0	0	—
自動車取得税		0	0	—	267,207,800	267,207,800	100.0
	現年課税分	—	—	—	267,207,800	267,207,800	100.0
	滞納繰越分	—	—	—	—	—	—
軽油引取税		51,718,729,889	51,468,355,943	99.5	52,029,816,653	51,726,202,521	99.4
	現年課税分	51,415,115,757	51,164,741,811	99.5	51,572,663,555	51,269,049,423	99.4
	滞納繰越分	303,614,132	303,614,132	100.0	457,153,098	457,153,098	100.0
自動車税		92,426,037,894	92,026,174,283	99.6	91,708,453,067	91,293,881,361	99.5
自動車税		3,706,022	370,264	10.0	21,823,749	1,880,502	8.6
	現年課税分	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越分	3,706,022	370,264	10.0	21,823,749	1,880,502	8.6
環境性能割		9,054,321,700	9,054,321,700	100.0	7,746,201,000	7,746,201,000	100.0
	現年課税分	9,054,321,700	9,054,321,700	100.0	7,746,201,000	7,746,201,000	100.0
	滞納繰越分	—	—	—	—	—	—
種別割		83,368,010,172	82,971,482,319	99.5	83,940,428,318	83,545,799,859	99.5
	現年課税分	83,026,851,474	82,817,535,792	99.7	83,619,844,600	83,395,430,957	99.7
	滞納繰越分	341,158,698	153,946,527	45.1	320,583,718	150,368,902	46.9
鉱区税		5,202,700	5,202,700	100.0	5,198,200	5,198,200	100.0
	現年課税分	5,202,700	5,202,700	100.0	5,198,200	5,198,200	100.0
狩猟税		19,457,500	19,457,500	100.0	19,174,600	19,174,600	100.0
	現年課税分	19,457,500	19,457,500	100.0	19,174,600	19,174,600	100.0

地方譲与税	162,704,993,000	162,704,993,000	100.0	142,872,290,000	142,872,290,000	100.0
特別法人事業譲与税	158,410,280,000	158,410,280,000	100.0	138,500,800,000	138,500,800,000	100.0
地方揮発油譲与税	3,166,136,000	3,166,136,000	100.0	3,226,093,000	3,226,093,000	100.0
石油ガス譲与税	89,491,000	89,491,000	100.0	95,190,000	95,190,000	100.0
自動車重量譲与税	911,450,000	911,450,000	100.0	913,361,000	913,361,000	100.0
地方道路譲与税	—	—	—	—	—	—
森林環境譲与税	127,636,000	127,636,000	100.0	136,846,000	136,846,000	100.0

- （注） 1 調定額は過誤納金還付充当未済額を加算した数値である。
2 収入額は過誤納金還付充当未済額を含んだ数値である。
3 納税率は過誤納金還付充当未済額を除いて算出した数値である。

5 最近8年間の県税収入実績（その2 令和4年度・令和3年度）

（単位：円、％）

		令和4年度			令和3年度		
		調 定	収 入	納税率	調 定	収 入	納税率
県	税	833,055,242,854	823,156,824,327	98.8	821,221,304,667	811,194,889,402	98.8
	現年課税分	824,447,144,553	819,647,323,607	99.4	810,003,055,121	805,806,133,172	99.5
	滞納繰越分	8,608,098,301	3,509,500,720	40.8	11,218,249,546	5,388,756,230	48.0
県民	税	328,225,928,115	320,308,269,189	97.6	328,538,551,016	320,178,742,424	97.5
個	人	310,827,168,542	302,984,695,576	97.5	310,549,245,387	302,270,479,167	97.3
	現年課税分	303,553,147,805	300,174,545,017	98.9	302,142,507,294	299,063,444,022	99.0
	滞納繰越分	7,274,020,737	2,810,150,559	38.6	8,406,738,093	3,207,035,145	38.1
均等割・所得割		291,667,928,281	283,825,455,315	97.3	284,159,112,295	275,880,346,075	97.1
	現年課税分	284,393,907,544	281,015,304,756	98.8	275,752,374,202	272,673,310,930	98.9
	滞納繰越分	7,274,020,737	2,810,150,559	38.6	8,406,738,093	3,207,035,145	38.1
配当割		10,781,877,459	10,781,877,459	100.0	12,073,318,149	12,073,318,149	100.0
	現年課税分	10,781,877,459	10,781,877,459	100.0	12,073,318,149	12,073,318,149	100.0
株式等譲渡所得割		8,377,362,802	8,377,362,802	100.0	14,316,814,943	14,316,814,943	100.0
	現年課税分	8,377,362,802	8,377,362,802	100.0	14,316,814,943	14,316,814,943	100.0
法人		16,673,458,518	16,598,272,558	99.5	16,787,382,792	16,706,340,420	99.5
	現年課税分	16,608,676,445	16,570,702,199	99.8	16,608,820,767	16,567,023,955	99.7
	滞納繰越分	64,782,073	27,570,359	42.4	178,562,025	139,316,465	78.0
利子割		725,301,055	725,301,055	100.0	1,201,922,837	1,201,922,837	100.0
	現年課税分	725,301,055	725,301,055	100.0	1,201,922,837	1,201,922,837	100.0
事業	税	187,252,119,850	186,618,530,148	99.7	175,079,814,891	174,512,090,701	99.7
個	人	17,708,926,587	17,375,501,911	98.1	15,026,376,875	14,787,017,574	98.4
	現年課税分	17,498,976,577	17,274,812,309	98.7	14,802,673,824	14,674,801,293	99.1
	滞納繰越分	209,950,010	100,689,602	47.9	223,703,051	112,216,281	50.2
法人		169,543,193,263	169,243,028,237	99.8	160,053,438,016	159,725,073,127	99.8
	現年課税分	169,278,911,018	169,123,886,667	99.9	158,538,107,810	158,370,274,914	99.9
	滞納繰越分	264,282,245	119,141,570	44.8	1,515,330,206	1,354,798,213	89.4
地方消費税		143,012,944,640	143,012,944,640	100.0	147,804,220,222	147,804,220,222	100.0
	現年課税分	143,012,944,640	143,012,944,640	100.0	147,804,220,222	147,804,220,222	100.0
不動産取得税		20,880,831,013	20,415,265,047	97.8	19,038,796,054	18,631,780,737	97.9
	現年課税分	20,690,431,500	20,369,586,382	98.4	18,772,261,200	18,469,063,121	98.4
	滞納繰越分	190,399,513	45,678,665	23.9	266,534,854	162,717,616	61.0
県たばこ税		8,219,496,638	8,219,494,238	99.9	7,795,908,483	7,795,851,035	99.9
	現年課税分	8,219,439,190	8,219,439,190	100.0	7,795,908,483	7,795,851,035	99.9
	滞納繰越分	57,448	55,048	95.8	0	0	—
ゴルフ場利用税		2,260,996,150	2,260,996,150	100.0	2,208,268,900	2,208,268,900	100.0
	現年課税分	2,260,996,150	2,260,996,150	100.0	2,188,542,900	2,188,542,900	100.0
	滞納繰越分	0	0	—	19,726,000	19,726,000	100.0
自動車取得税		66,595,800	66,595,800	100.0	0	0	—
	現年課税分	66,595,800	66,595,800	100.0	—	—	—
	滞納繰越分	—	—	—	—	—	—
軽油引取税		51,486,082,639	51,028,929,541	99.1	51,161,058,548	50,901,726,102	99.5
	現年課税分	51,226,750,193	50,769,597,095	99.1	50,921,332,731	50,662,000,285	99.5
	滞納繰越分	259,332,446	259,332,446	100.0	239,725,817	239,725,817	100.0
自動車税		91,626,028,609	91,201,580,174	99.5	89,570,255,753	89,137,778,481	99.5
自動車税		66,831,824	7,066,146	10.6	171,336,846	34,420,678	20.1
	現年課税分	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越分	66,831,824	7,066,146	10.6	171,336,846	34,420,678	20.1
環境性能割		6,973,863,800	6,973,863,800	100.0	5,273,740,100	5,273,740,100	100.0
	現年課税分	6,973,863,800	6,973,863,800	100.0	5,273,740,100	5,273,740,100	100.0
	滞納繰越分	—	—	—	—	—	—
種別割		84,585,332,985	84,220,650,228	99.6	84,125,178,807	83,829,617,703	99.6
	現年課税分	84,306,890,980	84,080,833,903	99.7	83,928,586,153	83,710,817,688	99.7
	滞納繰越分	278,442,005	139,816,325	50.2	196,592,654	118,800,015	60.4
鉱区税		4,907,400	4,907,400	100.0	4,875,100	4,875,100	100.0
	現年課税分	4,907,400	4,907,400	100.0	4,875,100	4,875,100	100.0
狩猟税		19,312,000	19,312,000	100.0	19,555,700	19,555,700	100.0
	現年課税分	19,312,000	19,312,000	100.0	19,555,700	19,555,700	100.0

地方譲与税	142,304,281,001	142,304,281,001	100.0	120,611,737,014	120,611,737,014	100.0
特別法人事業譲与税	137,960,212,000	137,960,212,000	100.0	116,432,717,000	116,432,717,000	100.0
地方揮発油譲与税	3,203,815,000	3,203,815,000	100.0	3,371,157,000	3,371,157,000	100.0
石油ガス譲与税	100,595,000	100,595,000	100.0	105,506,000	105,506,000	100.0
自動車重量譲与税	902,813,000	902,813,000	100.0	566,922,000	566,922,000	100.0
地方道路譲与税	1	1	100.0	14	14	100.0
森林環境譲与税	136,846,000	136,846,000	100.0	135,435,000	135,435,000	100.0

- （注） 1 調定額は過誤納金還付充当未済額を加算した数値である。
2 収入額は過誤納金還付充当未済額を含んだ数値である。
3 納税率は過誤納金還付充当未済額を除いて算出した数値である。

5 最近8年間の県税収入実績（その3 令和2年度・令和元年度）

（単位：円、％）

	令和2年度			令和元年度		
	調 定	収 入	納税率	調 定	収 入	納税率
県 税	788,792,725,750	775,831,681,666	98.4	780,704,577,419	768,104,088,026	98.4
現年課税分	777,893,193,684	771,355,345,077	99.2	768,710,773,365	763,356,069,578	99.3
滞納繰越分	10,899,532,066	4,476,336,589	40.8	11,993,804,054	4,748,018,448	39.6
県 民 税	326,658,506,159	317,129,421,936	97.1	329,333,559,947	318,603,339,896	96.7
個 人	306,573,610,511	297,262,421,418	97.0	301,738,364,220	291,119,869,356	96.5
現年課税分	297,233,324,943	293,679,847,756	98.8	291,131,001,716	287,051,769,162	98.6
滞納繰越分	9,340,285,568	3,582,573,662	38.4	10,607,362,504	4,068,100,194	38.4
均等割・所得割	289,459,833,287	280,148,644,194	96.8	287,169,909,463	276,551,414,599	96.3
現年課税分	280,119,547,719	276,566,070,532	98.7	276,562,546,959	272,483,314,405	98.5
滞納繰越分	9,340,285,568	3,582,573,662	38.4	10,607,362,504	4,068,100,194	38.4
配 当 割	7,786,110,185	7,786,110,185	100.0	9,057,876,328	9,057,876,328	100.0
現年課税分	7,786,110,185	7,786,110,185	100.0	9,057,876,328	9,057,876,328	100.0
株式等譲渡所得割	9,327,667,039	9,327,667,039	100.0	5,510,578,429	5,510,578,429	100.0
現年課税分	9,327,667,039	9,327,667,039	100.0	5,510,578,429	5,510,578,429	100.0
法 人	18,591,260,585	18,373,365,455	98.8	26,246,957,779	26,135,232,592	99.6
現年課税分	18,499,686,370	18,323,505,367	99.0	26,172,484,948	26,108,106,082	99.8
滞納繰越分	91,574,215	49,860,088	54.3	74,472,831	27,126,510	36.3
利 子 割	1,493,635,063	1,493,635,063	100.0	1,348,237,948	1,348,237,948	100.0
現年課税分	1,493,635,063	1,493,635,063	100.0	1,348,237,948	1,348,237,948	100.0
事 業 税	154,256,064,831	152,048,215,746	98.6	155,552,196,979	154,960,551,915	99.6
個 人	14,221,323,198	13,965,908,611	98.2	13,852,697,909	13,580,406,859	98.0
現年課税分	13,977,365,800	13,854,928,239	99.1	13,616,477,578	13,472,650,823	98.9
滞納繰越分	243,957,398	110,980,372	45.5	236,220,331	107,756,036	45.5
法 人	140,034,741,633	138,082,307,135	98.6	141,699,499,070	141,380,145,056	99.8
現年課税分	139,783,206,449	137,942,823,226	98.7	141,544,291,233	141,329,277,751	99.8
滞納繰越分	251,535,184	139,483,909	55.4	155,207,837	50,867,305	32.7
地 方 消 費 税	139,453,497,883	139,453,497,883	100.0	120,893,661,217	120,893,661,217	100.0
現年課税分	139,453,497,883	139,453,497,883	100.0	120,893,661,217	120,893,661,217	100.0
不 動 産 取 得 税	18,911,194,241	18,426,195,453	97.4	19,743,273,885	19,327,358,332	97.9
現年課税分	18,713,055,300	18,332,710,216	98.0	19,580,483,300	19,263,096,110	98.4
滞納繰越分	198,138,941	93,485,237	46.9	162,790,585	64,262,222	39.1
県 た ば こ 税	7,400,273,864	7,400,273,864	100.0	7,422,192,237	7,422,192,237	100.0
現年課税分	7,400,273,864	7,400,273,864	100.0	7,422,162,373	7,422,162,373	100.0
滞納繰越分	0	0	—	29,864	29,864	100.0
ゴ ル フ 場 利 用 税	1,869,072,596	1,849,346,596	98.9	2,084,727,782	2,084,727,782	100.0
現年課税分	1,869,072,596	1,849,346,596	98.9	2,084,727,782	2,084,727,782	100.0
自 動 車 取 得 税	0	0	—	5,617,562,400	5,617,562,400	100.0
現年課税分	—	—	—	5,617,562,400	5,617,562,400	100.0
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—
軽 油 引 取 税	49,929,064,858	49,689,372,023	99.5	51,684,171,770	51,439,002,325	99.5
現年課税分	49,642,607,646	49,402,914,811	99.5	51,455,163,926	51,209,994,481	99.5
滞納繰越分	286,457,212	286,457,212	100.0	229,007,844	229,007,844	100.0
自 動 車 税	90,289,630,318	89,809,937,165	99.5	88,347,281,671	87,729,769,622	99.3
自 動 車 税	487,182,548	213,170,109	43.7	85,122,483,771	84,505,372,722	99.3
現年課税分	—	—	—	84,593,798,744	84,304,504,249	99.7
滞納繰越分	487,182,548	213,170,109	43.7	528,685,027	200,868,473	37.9
環 境 性 能 割	5,251,932,500	5,251,932,500	100.0	2,534,947,900	2,534,947,900	100.0
現年課税分	5,251,932,500	5,251,932,500	100.0	2,534,947,900	2,534,947,900	100.0
種 別 割	84,550,515,270	84,344,834,556	99.8	689,850,000	689,449,000	99.9
現年課税分	84,550,114,270	84,344,508,556	99.8	689,850,000	689,449,000	99.9
滞納繰越分	401,000	326,000	81.3	—	—	—
鉾 区 税	5,092,000	5,092,000	100.0	5,153,031	5,125,800	99.5
現年課税分	5,092,000	5,092,000	100.0	5,125,800	5,125,800	100.0
滞納繰越分	0	0	—	27,231	—	—
狩 猟 税	20,329,000	20,329,000	100.0	20,796,500	20,796,500	100.0
現年課税分	20,329,000	20,329,000	100.0	20,796,500	20,796,500	100.0

地 方 譲 与 税	107,485,986,013	107,485,986,013	100.0	108,092,582,320	108,092,582,320	100.0
特別法人事業譲与税	103,415,744,000	103,415,744,000	100.0	—	—	—
地方法人特別譲与税	—	—	—	104,030,596,000	104,030,596,000	100.0
地方揮発油譲与税	3,266,137,000	3,266,137,000	100.0	3,358,479,000	3,358,479,000	100.0
石油ガス譲与税	108,249,000	108,249,000	100.0	151,386,000	151,386,000	100.0
自動車重量譲与税	561,628,000	561,628,000	100.0	462,635,000	462,635,000	100.0
地方道路譲与税	13	13	100.0	1,320	1,320	100.0
森林環境譲与税	134,228,000	134,228,000	100.0	89,485,000	89,485,000	100.0

- （注） 1 調定額は過誤納金還付充当未済額を加算した数値である。
2 収入額は過誤納金還付充当未済額を含んだ数値である。
3 納税率は過誤納金還付充当未済額を除いて算出した数値である。

5 最近8年間の県税収入実績（その4 平成30年度・平成29年度）

（単位：円、％）

	平成30年度			平成29年度		
	調 定	収 入	納税率	調 定	収 入	納税率
県 税	782,868,464,973	768,576,450,950	98.2	802,158,351,308	784,504,123,665	97.8
現年課税分	768,245,784,025	762,938,492,025	99.3	784,062,405,366	778,236,216,859	99.3
滞納繰越分	14,622,680,948	5,637,958,925	38.6	18,095,945,942	6,267,906,806	34.6
県 民 税	332,803,635,042	320,410,192,569	96.3	362,757,078,612	347,109,433,234	95.7
個 人	303,316,493,813	291,020,338,580	95.9	333,970,129,188	318,443,287,065	95.4
現年課税分	290,186,085,184	286,087,699,894	98.6	317,649,608,939	312,979,860,932	98.5
滞納繰越分	13,130,408,629	4,932,638,686	37.6	16,320,520,249	5,463,426,133	33.5
均等割・所得割	289,144,162,174	276,848,006,941	95.7	314,957,959,269	299,431,117,146	95.1
現年課税分	276,013,753,545	271,915,368,255	98.5	298,637,439,020	293,967,691,013	98.4
滞納繰越分	13,130,408,629	4,932,638,686	37.6	16,320,520,249	5,463,426,133	33.5
配 当 割	7,386,251,554	7,386,251,554	100.0	9,076,831,418	9,076,831,418	100.0
現年課税分	7,386,251,554	7,386,251,554	100.0	9,076,831,418	9,076,831,418	100.0
株式等譲渡所得割	6,786,080,085	6,786,080,085	100.0	9,935,338,501	9,935,338,501	100.0
現年課税分	6,786,080,085	6,786,080,085	100.0	9,935,338,501	9,935,338,501	100.0
法 人	26,903,199,375	26,805,912,135	99.6	26,077,016,083	25,956,212,828	99.5
現年課税分	26,819,642,504	26,774,334,413	99.8	25,978,685,252	25,922,690,611	99.8
滞納繰越分	83,556,871	31,577,722	37.7	98,330,831	33,522,217	34.1
利 子 割	2,583,941,854	2,583,941,854	100.0	2,709,933,341	2,709,933,341	100.0
現年課税分	2,583,941,854	2,583,941,854	100.0	2,709,933,341	2,709,933,341	100.0
事 業 税	154,254,617,716	153,773,962,469	99.7	149,961,021,260	149,443,744,768	99.7
個 人	13,566,997,669	13,287,625,047	97.9	13,235,259,838	12,926,152,443	97.7
現年課税分	13,319,035,000	13,177,324,836	98.9	12,947,273,700	12,813,029,497	99.0
滞納繰越分	247,962,669	110,300,211	44.4	287,986,138	113,122,946	39.3
法 人	140,687,620,047	140,486,337,422	99.9	136,725,761,422	136,517,592,325	99.8
現年課税分	140,576,997,522	140,449,208,608	99.9	136,601,224,013	136,484,334,641	99.9
滞納繰越分	110,622,525	37,128,814	33.5	124,537,409	33,257,684	26.7
地 方 消 費 税	117,529,586,166	117,529,586,166	100.0	114,185,439,172	114,185,439,172	100.0
現年課税分	117,529,586,166	117,529,586,166	100.0	114,185,439,172	114,185,439,172	100.0
不 動 産 取 得 税	20,255,089,879	19,779,785,070	97.6	19,109,334,539	18,697,590,482	97.8
現年課税分	20,098,814,200	19,720,197,651	98.1	18,881,891,300	18,580,318,540	98.4
滞納繰越分	156,275,679	59,587,419	37.9	227,443,239	117,271,942	51.5
県 た ば こ 税	7,431,147,687	7,431,122,539	99.9	7,438,966,214	7,438,966,214	100.0
現年課税分	7,431,147,687	7,431,122,539	99.9	7,438,966,214	7,438,966,214	100.0
ゴ ル フ 場 利 用 税	2,141,826,361	2,141,826,361	100.0	2,180,640,232	2,180,640,232	100.0
現年課税分	2,141,826,361	2,141,826,361	100.0	2,180,640,232	2,180,640,232	100.0
自 動 車 取 得 税	10,721,966,800	10,721,966,800	100.0	10,291,711,700	10,291,711,700	100.0
現年課税分	10,721,966,800	10,721,966,800	100.0	10,291,711,700	10,291,711,700	100.0
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—
軽 油 引 取 税	51,232,977,485	51,003,449,882	99.6	50,150,964,814	49,921,038,930	99.5
現年課税分	51,003,056,200	50,773,528,597	99.5	49,943,405,312	49,713,479,428	99.5
滞納繰越分	229,921,285	229,921,285	100.0	207,559,502	207,559,502	100.0
自 動 車 税	86,471,345,337	85,758,313,825	99.2	86,056,614,565	85,208,978,733	99.0
現年課税分	85,807,412,047	85,521,509,037	99.7	85,227,045,991	84,909,232,351	99.6
滞納繰越分	663,933,290	236,804,788	35.6	829,568,574	299,746,382	36.0
鉱 区 税	4,860,200	4,832,969	99.4	4,914,800	4,914,800	100.0
現年課税分	4,860,200	4,832,969	99.4	4,914,800	4,914,800	100.0
狩 猟 税	21,412,300	21,412,300	100.0	21,665,400	21,665,400	100.0
現年課税分	21,412,300	21,412,300	100.0	21,665,400	21,665,400	100.0

地 方 譲 与 税	110,220,815,000	110,220,815,000	100.0	97,944,795,000	97,944,795,000	100.0
地方法人特別譲与税	106,262,309,000	106,262,309,000	100.0	93,971,788,000	93,971,788,000	100.0
地方揮発油譲与税	3,785,755,000	3,785,755,000	100.0	3,782,924,000	3,782,924,000	100.0
地方道路譲与税	—	—	—	—	—	—
石油ガス譲与税	172,751,000	172,751,000	100.0	190,083,000	190,083,000	100.0

- （注） 1 調定額は過誤納金還付充当未済額を加算した数値である。
2 収入額は過誤納金還付充当未済額を含んだ数値である。
3 納税率は過誤納金還付充当未済額を除いて算出した数値である。

6 税目別調定額構成比

(単位:%)

区 分		令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			区 分
		現 年	滞 繰	計	現 年	滞 繰	計	現 年	滞 繰	計	現 年	滞 繰	計	現 年	滞 繰	計	現 年	滞 繰	計	
個 人 県 民 税		37.9	88.4	38.6	38.2	85.7	38.9	37.3	74.9	37.8	36.8	84.5	37.3	37.6	81.6	38.1	36.1	81.1	36.5	個 人 県 民 税
	均 等 割 割 ・ 所 得 割	36.0	88.4	36.7	36.0	85.7	36.7	34.0	74.9	34.6	34.5	84.5	35.0	34.4	81.6	34.9	31.3	81.1	31.7	
	配 当 割	1.2	—	1.2	1.0	—	1.0	1.5	—	1.5	1.3	—	1.3	1.5	—	1.5	2.0	—	2.0	
	株 式 等 譲 渡 割 所 得 割	0.7	—	0.7	1.2	—	1.2	1.8	—	1.7	1.0	—	1.0	1.7	—	1.7	2.8	—	2.8	
県 民 税 利 子 割		0.2	—	0.2	0.2	—	0.2	0.1	—	0.2	0.1	—	0.1	0.1	—	0.1	0.2	—	0.2	県 民 税 利 子 割
法人二税	県 民 税	3.4	0.6	3.4	2.4	0.9	2.4	2.0	1.6	2.0	2.0	0.7	2.0	2.0	0.7	1.9	2.1	0.8	2.0	県 民 税
	事 業 税	18.4	1.3	18.1	17.9	2.3	17.7	19.6	13.5	19.5	20.5	3.1	20.3	20.4	2.8	20.2	21.9	5.0	21.8	事 業 税
	計	21.8	1.9	21.5	20.3	3.2	20.1	21.6	15.1	21.5	22.5	3.8	22.3	22.4	3.5	22.1	24.0	5.8	23.8	計
個 人 事 業 税		1.8	2.0	1.8	1.8	2.2	1.8	1.8	2.0	1.8	2.1	2.5	2.1	1.9	3.4	1.9	1.8	3.4	1.8	個 人 事 業 税
地 方 消 費 税		15.7	—	15.5	17.9	—	17.7	18.2	—	18.0	17.4	—	17.2	17.1	—	17.0	18.2	—	18.0	地 方 消 費 税
不 動 産 取 得 税		2.5	1.4	2.5	2.4	1.8	2.4	2.3	2.4	2.3	2.5	2.2	2.5	2.6	2.0	2.6	2.4	1.8	2.4	不 動 産 取 得 税
県 た ば こ 税		1.0	—	1.0	1.0	—	0.9	1.0	—	1.0	1.0	—	1.0	1.0	—	1.0	0.9	—	0.9	県 た ば こ 税
ゴ ル フ 場 利 用 税		0.3	—	0.3	0.2	—	0.2	0.3	0.2	0.3	0.3	0.0	0.3	0.3	0.0	0.3	0.2	0.0	0.3	ゴ ル フ 場 利 用 税
自 動 車 取 得 税 (旧法によるものを含む)		0.7	—	0.7	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	自 動 車 取 得 税 (旧法によるものを含む)
軽 油 引 取 税 (旧法によるものを含む)		6.7	1.9	6.6	6.4	2.6	6.3	6.3	2.1	6.2	6.2	3.0	6.2	6.1	5.4	6.1	5.8	3.7	5.8	軽 油 引 取 税 (旧法によるものを含む)
自動車税	自 環 境 性 能 割	0.3	—	0.3	0.7	—	0.7	0.7	—	0.6	0.9	—	0.8	0.9	—	0.9	1.0	—	1.0	自 環 境 性 能 割
	種 別 割 (自動車税を含む)	11.1	4.4	11.0	10.9	4.5	10.8	10.4	3.3	10.3	10.2	4.0	10.2	10.0	4.1	9.9	9.4	4.2	9.3	種 別 割 (自動車税を含む)
鉦 区 税		0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	鉦 区 税
狩 猟 税		0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	狩 猟 税
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	合 計

(注) 調定額は過誤納金還付充当未済額を加算した数値である。

7 税目別調定額伸長率(その1 平成25年度～平成30年度)

(単位：％)

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
個 人 県 民 税		105.2	102.2	100.3	99.1	104.2	90.8
	均 等 割		均等割引上げ	均等割引上げ			指定都市への 税源移譲
	・ 所 得 割	100.4	101.3	100.6	102.5	101.6	91.8
	配 当 割	軽減税率廃止 (12/31) 186.6	189.3	77.7	66.1	132.7	81.4
株 式 等 譲 渡 所 所 得 割		軽減税率廃止 (12/31) 1,076.7	70.6	128.7	39.7	238.4	68.3
県 民 税 利 子 割		90.2	91.2	86.1	特定公社債の利子 を配当割へ移行 68.0	144.8	95.4
法 人 二 税	県 民 税	法人実効税率引下げ、 課税ベース拡大 92.6	110.8	法人税割 税率引下げ 86.6	法人税割 税率引下げ 89.3	103.9	103.2
	事 業 税	課税ベース拡大 105.9	110.2	特別税 1/3復元 115.1	特別税 1/3復元 118.6	所得割を引下げ 外形分を引上げ 101.3	102.9
	計	102.3	110.4	108.1	112.8	101.7	102.9
個 人 事 業 税		102.0	103.4	105.3	102.6	103.3	102.5
地 方 消 費 税		102.5	税率引上げ 111.5	税率引上げ 171.2	99.3	96.0	102.9
不 動 産 取 得 税		111.4	103.3	106.1	107.3	93.0	106.0
県 た ば こ 税		税源移譲 59.9	90.6	98.2	97.4	94.6	99.9
ゴ ル フ 場 利 用 税		96.4	102.3	98.3	99.6	97.3	98.2
自 動 車 取 得 税 (旧法によるものを含む)		88.4	税率引下げ エコカー減税の拡充 44.8	エコカー減税の 基準見直し 166.2	105.0	エコカー減税の 基準見直し 130.8	104.2
軽 油 引 取 税 (旧法によるものを含む)		101.6	100.0	101.5	104.0	103.8	102.2
自 動 車 税	環 境 性 能 割	-	-	-	-	-	-
	種 別 割 (自動車税を含む)	99.3	98.4	99.2	99.3	100.3	100.5
鉱 区 税		94.8	102.8	100.7	100.5	99.6	98.9
狩 猟 税		93.8	96.1	81.7	99.1	99.9	98.8
現 年 課 税 分 計		102.0	102.9	109.5	102.2	101.9	98.0
滞 納 繰 越 分		91.3	89.8	88.3	85.4	85.7	80.8
合 計		101.5	102.3	108.7	101.7	101.5	97.6

(注) 調定額は過誤納金還付充当未済額を加算した数値で計算している。

7 税目別調定額伸長率(その2 令和元年度～令和6年度)

(単位：％)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個 人 県 民 税		99.5	101.6	101.3	100.1	103.9	101.0
	均 等 割						定額減税
	・ 所 得 割	99.3	100.8	98.2	102.6	101.5	95.7
	配 当 割	122.6	86.0	155.1	89.3	115.3	141.1
株 式 等 譲 渡 所 得 割		81.2	169.3	153.5	58.5	172.9	174.1
県 民 税 利 子 割		52.2	110.8	80.5	60.3	94.1	政策金利引上げ 215.3
法 人 二 税	県 民 税	97.6	法人税割 税率引下げ 70.8	法人税割 税率引下げ 90.3	法人税割 税率引下げ 99.3	98.7	110.9
	事 業 税	100.7	地方法人特別税廃止 特別法人事業税創設 98.8	114.3	105.9	101.2	113.3
	計	100.2	94.5	111.5	105.3	101.0	113.1
個 人 事 業 税		102.1	102.7	105.7	117.9	89.8	103.6
地 方 消 費 税		102.9	税率引上げ 115.4	税率引上げ 106.0	税率引上げ 96.8	100.7	111.7
不 動 産 取 得 税		97.5	95.8	100.7	109.7	106.7	96.1
県 た ば こ 税		99.9	99.7	105.3	105.4	100.7	98.7
ゴ ル フ 場 利 用 税		97.3	89.7	118.1	102.4	97.9	101.8
自 動 車 取 得 税 (旧法によるものを含む)		R1.9月で 廃止 52.4	皆減	－	不正エンジンへの 追徴課税 皆増	不正エンジンへの 追徴課税 401.2	－
軽 油 引 取 税 (旧法によるものを含む)		100.9	96.6	102.5	100.6	101.1	99.4
自 動 車 税	環 境 性 能 割	自動車税環境 性能割の創設 皆増	207.2	臨時的軽減措置 の廃止 100.4	臨時的軽減措置 の廃止 132.2	税率区分見直し 6年1月から 111.1	税率区分見直し 6年1月から 116.9
	種 別 割 (自動車税を含む)	自動車税 種別割の創設 99.2	税率引下げ 99.1	税率引下げ 99.1	税率引下げ 100.4	税率引下げ 99.2	99.3
鉱 区 税		106.0	98.8	95.7	100.7	105.9	100.1
狩 猟 税		97.1	97.8	96.2	98.8	99.3	101.5
現 年 課 税 分 計		100.1	101.2	104.1	101.8	101.9	105.4
滞 納 繰 越 分		82.0	90.9	102.9	76.7	98.1	97.2
合 計		99.7	101.0	104.1	101.4	101.8	105.3

(注) 調定額は過誤納金還付充当未済額を加算した数値で計算している。

8 税目別収入額構成比

(単位:%)

区 分		令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			区 分
		現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	
個人県民税		37.6	85.7	37.9	38.0	80.0	38.3	37.1	59.5	37.3	36.6	80.1	36.8	37.4	75.1	37.6	36.0	78.6	36.2	個人県民税
	均等割・所得割	35.7	85.7	36.0	35.8	80.0	36.1	33.8	59.5	34.0	34.3	80.1	34.5	34.2	75.1	34.4	31.1	78.6	31.3	均等割・所得割
	配当割	1.2	—	1.2	1.0	—	1.0	1.5	—	1.5	1.3	—	1.3	1.5	—	1.5	2.0	—	2.0	配当割
	株式等譲渡所得割	0.7	—	0.7	1.2	—	1.2	1.8	—	1.8	1.0	—	1.0	1.7	—	1.7	2.9	—	2.9	株式等譲渡所得割
県民税利子割		0.2	—	0.2	0.2	—	0.2	0.1	—	0.1	0.1	—	0.1	0.1	—	0.1	0.2	—	0.2	県民税利子割
法人二税	県民税	3.4	0.6	3.4	2.4	1.1	2.3	2.1	2.6	2.1	2.0	0.8	2.0	2.0	0.6	1.9	2.0	0.8	2.0	県民税
	事業税	18.5	1.1	18.4	17.9	3.1	17.8	19.6	25.1	19.7	20.6	3.4	20.6	20.5	1.9	20.4	22.0	3.1	21.9	事業税
	計	21.9	1.7	21.8	20.3	4.2	20.1	21.7	27.7	21.8	22.6	4.2	22.6	22.5	2.5	22.3	24.0	3.9	23.9	計
個人事業税		1.8	2.3	1.8	1.8	2.5	1.8	1.8	2.1	1.8	2.1	2.8	2.1	1.9	4.1	1.8	1.8	3.4	1.8	個人事業税
地方消費税		15.9	—	15.7	18.1	—	18.0	18.3	—	18.2	17.4	—	17.4	17.2	—	17.2	18.3	—	18.2	地方消費税
不動産取得税		2.5	1.3	2.5	2.4	2.1	2.4	2.3	3.0	2.3	2.5	1.3	2.5	2.6	1.6	2.6	2.4	1.1	2.4	不動産取得税
県たばこ税		1.0	0.0	1.0	1.0	0.0	1.0	1.0	0.0	1.0	1.0	0.0	1.0	1.0	0.0	1.0	0.9	0.0	0.9	県たばこ税
ゴルフ場利用税		0.3	—	0.3	0.2	—	0.2	0.3	0.4	0.3	0.3	0.0	0.3	0.3	0.0	0.3	0.2	0.0	0.2	ゴルフ場利用税
自動車取得税 (旧法によるものを含む)		0.7	—	0.7	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	自動車取得税 (旧法によるものを含む)
軽油引取税 (旧法によるものを含む)		6.7	4.8	6.7	6.4	6.4	6.4	6.3	4.5	6.3	6.2	7.4	6.2	6.1	12.5	6.2	5.8	8.6	5.8	軽油引取税 (旧法によるものを含む)
自動車税	環境性能割	0.3	—	0.3	0.7	—	0.7	0.7	—	0.6	0.9	—	0.8	0.9	—	0.9	1.0	—	1.0	環境性能割
	種別割 (自動車税を含む)	11.1	4.2	11.1	10.9	4.8	10.9	10.4	2.8	10.3	10.3	4.2	10.2	10.0	4.2	10.0	9.4	4.4	9.4	種別割 (自動車税を含む)
鉱区税		0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	鉱区税
狩猟税		0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0	狩猟税
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	合 計

(注) 収入額は過誤納金還付充当未済額を含んだ数値である。

9 税目別収入額伸長率（その1 平成29年度～令和2年度）

（単位：％）

区 分		平 成 2 9 年 度			平 成 3 0 年 度			令 和 元 年 度			令 和 2 年 度		
		現 年	滞 繰	計	現 年	滞 繰	計	現 年	滞 繰	計	現 年	滞 繰	計
個 人 県 民 税		104.3	96.7	104.2	91.4	90.3	91.4	100.3	82.5	100.0	102.3	88.1	102.1
	均 等 割 ・ 所 得 割	101.7	96.7	101.6	92.5	90.3	92.5	100.2	82.5	99.9	101.5	88.1	101.3
	配 当 割	132.7	—	132.7	81.4	—	81.4	122.6	—	122.6	86.0	—	86.0
	株 式 等 譲 渡 所 得 割	238.4	—	238.4	68.3	—	68.3	81.2	—	81.2	169.3	—	169.3
県 民 税 利 子 割		144.8	—	144.8	95.4	—	95.4	52.2	—	52.2	110.8	—	110.8
法 人 二 税	県 民 税	103.9	75.5	103.9	103.3	94.2	103.3	97.5	85.9	97.5	法人税割 税率引下げ 70.2	183.8	70.3
	事 業 税	101.3	56.7	所得割を引下げ 外形分を引上げ 101.3	102.9	111.6	102.9	100.6	137.0	100.6	地方法人特別税廃止 特別法人事業税創設 97.6	274.2	97.7
	計	101.7	64.8	101.7	103.0	102.9	103.0	100.1	113.5	100.1	93.3	242.8	93.4
個 人 事 業 税		103.5	100.9	103.5	102.8	97.5	102.8	102.2	97.7	102.2	102.8	103.0	102.8
地 方 消 費 税		96.0	—	96.0	102.9	—	102.9	102.9	—	102.9	税率引上げ 115.4	—	115.4
不 動 産 取 得 税		93.2	156.8	93.4	106.1	50.8	105.8	97.7	107.8	97.7	95.2	145.5	95.3
県 た ば こ 税		94.6	—	94.6	99.9	—	99.9	99.9	皆増	99.9	99.7	皆減	99.7
ゴ ル フ 場 利 用 税		97.3	—	97.3	98.2	—	98.2	97.3	—	97.3	88.7	—	88.7
自 動 車 取 得 税 （旧法によるものを含む）		130.8	—	エコカー減税の 基準見直し 130.8	104.2	—	104.2	52.4	—	R1.9月で 廃止 52.4	皆減	—	皆減
軽 油 引 取 税 （旧法によるものを含む）		103.8	93.8	103.7	102.1	110.8	102.2	100.9	99.6	100.9	96.5	125.1	96.6
自 動 車 税	環 境 性 能 割	—	—	—	—	—	—	皆増	—	自動車税環境 性能割の創設 皆増	207.2	—	207.2
	種 別 割 （自動車税を含む）	100.3	65.7	100.1	100.7	79.0	100.6	99.4	84.8	自動車税 種別割の創設 99.3	税率引下げ 99.2	106.3	99.3
鉦 区 税		99.6	—	99.6	98.3	—	98.3	106.1	—	106.1	99.3	—	99.3
狩 猟 税		99.9	—	99.9	98.8	—	98.8	97.1	—	97.1	97.8	—	97.8
旧 法 に よ る 税 料 理 飲 食 等 消 費 税		—	皆減	皆減	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		101.9	94.8	101.9	98.0	89.9	98.0	100.1	84.2	99.9	101.0	94.3	101.0

（注） 収入額は過誤納金還付充当未済額を含んだ数値で計算している。

9 税目別収入額伸長率（その2 令和3年度～令和6年度）

（単位：％）

区 分		令 和 3 年 度			令 和 4 年 度			令 和 5 年 度			令 和 6 年 度		
		現 年	滞 繰	計	現 年	滞 繰	計	現 年	滞 繰	計	現 年	滞 繰	計
個 人 県 民 税		101.8	89.5	101.7	100.4	87.6	100.2	104.2	97.6	104.1	101.2	101.1	101.2
	均 等 割 ・ 所 得 割	98.6	89.5	98.5	103.1	87.6	102.9	101.7	97.6	101.7	定額減税 95.8	101.1	95.8
	配 当 割	155.1	—	155.1	89.3	—	89.3	115.3	—	115.3	141.1	—	141.1
	株 式 等 譲 渡 所 得 割	153.5	—	153.5	58.5	—	58.5	172.9	—	172.9	174.1	—	174.1
県 民 税 利 子 割		80.5	—	80.5	60.3	—	60.3	94.1	—	94.1	政策金利引上げ 215.3	—	215.3
法人 二 税	県 民 税	法人税割 税率引下げ 90.4	感染症拡大によ る特例猶予 279.4	90.9	法人税割 税率引下げ 100.0	—	99.4	98.7	85.1	98.6	110.9	111.3	110.9
	事 業 税	114.8	感染症拡大によ る特例猶予 971.3	115.7	106.8	8.8	106.0	101.2	56.9	101.1	113.2	161.5	113.2
	計	111.9	感染症拡大によ る特例猶予 789.1	112.8	106.1	9.8	105.3	100.9	62.2	100.9	113.0	148.6	113.0
個 人 事 業 税		105.9	101.1	105.9	117.7	89.7	117.5	89.4	150.3	89.7	103.8	79.8	103.6
地 方 消 費 税		税率引上げ 106.0	—	106.0	税率引上げ 96.8	—	96.8	100.7	—	100.7	111.7	—	111.7
不 動 産 取 得 税		100.7	174.1	101.1	110.3	28.1	109.6	106.7	129.4	106.8	96.1	67.2	96.0
県 た ば こ 税		105.3	—	105.3	105.4	皆増	105.4	100.7	皆減	100.7	98.7	—	98.7
ゴ ル フ 場 利 用 税		118.3	皆増	119.4	103.3	皆減	102.4	97.9	—	97.9	101.8	—	101.8
自 動 車 取 得 税 （旧法によるものを含む）		—	—	—	不正エンジン への追徴課税 皆増	—	皆増	不正エンジン への追徴課税 401.2	—	401.2	皆減	—	皆減
軽 油 引 取 税 （旧法によるものを含む）		102.5	83.7	102.4	100.2	108.2	100.2	101.0	176.3	101.4	99.8	66.4	99.5
自動車 税 種	環 境 性 能 割	臨時的軽減措置 の廃止 100.4	—	100.4	臨時的軽減措置 の廃止 132.2	—	132.2	税率区分見直し 6年1月から 111.1	—	111.1	税率区分見直し 6年1月から 116.9	—	116.9
	別 割 （自動車税を含む）	税率引下げ 99.2	71.8	99.2	税率引下げ 100.4	95.9	100.4	税率引下げ 99.2	103.7	99.2	99.3	101.4	99.3
鉦 区 税		95.7	—	95.7	100.7	—	100.7	105.9	—	105.9	100.1	—	100.1
狩 猟 税		96.2	—	96.2	98.8	—	98.8	99.3	—	99.3	101.5	—	101.5
旧 法 に よ る 税 料 理 飲 食 等 消 費 税		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		104.5	120.4	104.6	101.7	65.1	101.5	101.9	104.1	101.9	105.5	96.5	105.4

（注）収入額は過誤納金還付充当未済額を含んだ数値で計算している。

第 5 課 税 状 況

1 納税義務者数

区 分	民 税				事 業 税				不 動 産 取 得 税	県たば こ税	ゴルフ場 利 用 税	自動車税		鉦 区 税	自 動 車 取 得 税	軽 油 引 取 税	狩 猟 税	計	区 分
	個		人	法 人	利子割	個	人	法 人				環境性能割	種別割						
	均等割・所得割	配当割																	
令和２年度	3,892,298	3,520	269	(166,136) 153,930	150	70,289	59,972	59,178	13	83	(48,568) 109,057	(99,075) 2,522,121	102	(0) 0	316	1,965	6,873,263	令和２年度	
令和３年度	3,897,788	3,477	269	(169,853) 157,027	141	74,621	62,847	63,627	13	83	(44,167) 95,441	(94,917) 2,508,062	98	(0) 0	313	1,902	6,865,709	令和３年度	
令和４年度	3,931,924	3,572	276	(171,652) 160,421	135	82,929	64,825	66,056	16	83	(42,355) 93,709	(87,491) 2,498,264	99	(0) 395	306	1,906	6,904,916	令和４年度	
令和５年度	3,965,903	3,583	292	(174,708) 162,912	136	76,156	66,279	72,541	18	83	(30,953) 91,536	(74,983) 2,509,237	104	(0) 1,303	308	1,911	6,952,302	令和５年度	
令和６年度	4,026,835	3,635	306	(177,219) 164,999	125	78,444	68,167	72,106	19	83	100,321	2,515,051	101	0	303	1,940	7,032,435	令和６年度	
(令和６年度の内訳)										(令和６年度の内訳)									
さいたま	745,410			(32,362) 30,551		12,665	13,747	10,375									500	813,248	さいたま
川 口	460,440			(26,619) 24,793		9,946	10,419	9,324										514,922	川 口
上 尾	287,502			(9,577) 8,840		4,652	3,511	4,075										308,580	上 尾
朝 霞	261,991			(11,122) 10,106		5,874	3,998	3,914										285,883	朝 霞
川 越	423,983			(16,225) 15,579		8,570	6,186	7,285		44					41	330	462,018	川 越	
所 沢	266,002			(11,073) 9,763		5,242	3,855	5,083										289,945	所 沢
飯 能	172,375			(6,842) 6,356		3,117	2,427	3,515										187,790	飯 能
東 松 山	118,177			(4,488) 4,258		1,777	1,644	2,624								248	128,728	東 松 山	
秩 父	49,999			(2,337) 2,135		775	768	1,152								411	55,240	秩 父	
本 庄	70,627			(2,959) 2,801		1,087	1,118	1,754									77,387	本 庄	
熊 谷	195,120			(8,112) 7,627		2,989	3,114	4,587		26					23	287	213,773	熊 谷	
行 田	131,625			(5,142) 4,848		2,247	2,004	2,934										143,658	行 田
春 日 部	333,311			(15,158) 14,080		7,491	5,703	7,300		1					41	134	368,061	春 日 部	
越 谷	510,273			(25,203) 23,262		12,012	9,673	8,184								30	563,434	越 谷	
自 動 車		3,635	306		125				19	12	100,321	2,515,051	101	0	198		2,619,768	自 動 車	

(注) 1 「法人県民税」及び「法人事業税」にあつては、各年度中に納付すべき税額があつた納税義務者数を示す。
2 「法人県民税」の()内の数値は登録のある法人数を示す(未申告法人や実際に活動をしていない法人も含む)。下段は、実際に活動をしている法人数。
3 「不動産取得税」にあつては課税件数を、「自動車税」及び「自動車取得税」にあつては課税台数を示す。
「狩猟税」にあつては狩猟者登録数を示す。

4 「特別徴収」により徴収する税目(「個人県民税 均等割・所得割」以外)にあつては、特別徴収義務者数を示す。
5 令和5年度までの「自動車税」及び「自動車取得税」の()内の数値は、証紙徴収分の内書である。
6 「種別割」には「自動車税(～R1.9)」を含む。
7 「均等割・所得割」は確定課税額報告書、利子割、鉦区税は総務省統計、その他の税目は税務電算資料等から集計した数値である。

2 個人県民税

(1) 普通徴収に係る課税額

(単位：千円、%)

年度	均 等 割		分離課税以外		分 離 課 税				課 税 総 額	
		構成比		構成比	退職所得	構成比	譲渡所得等	構成比		構成比
26	1,883,338	0.7	73,632,684	25.7	0	0.0	6,911,899	2.4	82,427,921	28.8
27	1,470,310	0.5	59,161,452	20.4	0	0.0	5,789,894	2.0	66,421,656	22.9
28	1,421,150	0.5	57,718,349	19.6	0	0.0	6,848,180	2.3	65,987,679	22.4
29	1,374,237	0.5	56,683,544	18.9	0	0.0	7,351,593	2.4	65,409,374	21.8
30	1,364,565	0.5	51,084,123	18.7	0	0.0	6,965,426	2.6	59,414,115	21.8
元	1,365,039	0.5	51,347,770	18.5	0	0.0	6,980,174	2.5	59,692,983	21.5
2	1,378,680	0.5	51,503,454	18.3	0	0.0	6,808,901	2.4	59,691,035	21.2
3	1,320,551	0.5	50,458,996	18.3	0	0.0	5,687,355	2.1	57,466,902	20.9
4	1,340,578	0.5	54,821,751	19.2	0	0.0	7,425,113	2.6	63,587,442	22.3
5	1,353,628	0.5	53,682,140	18.5	0	0.0	8,258,572	2.8	63,294,340	21.8
6	906,565	0.3	51,582,036	18.5	0	0.0	9,438,021	3.4	61,926,622	22.2

(注) 構成比は課税総額に対する割合である。

(2) 特別徴収に係る課税額

(単位：千円、%)

年度	均 等 割		分離課税以外		分 離 課 税				課 税 総 額	
		構成比		構成比	退職所得	構成比	譲渡所得等	構成比		構成比
26	3,453,356	1.2	197,119,378	68.9	2,619,023	0.9	510,125	0.2	203,701,882	71.2
27	3,934,087	1.3	216,991,763	74.7	2,526,412	0.9	534,617	0.2	223,986,879	77.1
28	4,071,928	1.4	221,863,168	75.2	2,334,489	0.8	781,153	0.2	229,050,738	77.6
29	4,208,665	1.4	226,956,276	75.8	2,380,009	0.8	645,266	0.2	234,190,216	78.2
30	4,300,906	1.6	206,186,620	75.5	2,337,707	0.9	816,902	0.3	213,642,134	78.2
元	4,383,104	1.6	210,069,198	75.7	2,468,576	0.9	860,772	0.3	217,781,650	78.5
2	4,443,266	1.6	213,674,943	76.1	2,481,830	0.9	663,223	0.2	221,263,262	78.8
3	4,508,488	1.6	209,945,551	76.3	2,532,120	0.9	903,403	0.3	217,889,562	79.1
4	4,541,373	1.6	213,364,575	74.8	2,447,829	0.8	1,338,994	0.5	221,692,771	77.7
5	4,576,941	1.6	218,635,430	75.3	2,555,673	0.9	1,265,502	0.4	227,033,546	78.2
6	3,114,642	1.1	209,447,207	75.2	2,680,200	1.0	1,292,108	0.5	216,534,157	77.8

(注) 構成比は課税総額に対する割合である。

(3) 課税額の合計

(単位：千円、%)

年度	均等割		分離課税以外		分離課税				課税総額
		構成比		構成比	退職所得	構成比	譲渡所得等	構成比	
26	5,336,694	1.9	270,752,062	94.6	2,619,023	0.9	7,422,024	2.6	286,129,803
27	5,404,397	1.8	276,153,215	95.1	2,526,412	0.9	6,324,511	2.2	290,408,535
28	5,493,078	1.9	279,581,517	94.8	2,334,489	0.8	7,629,333	2.5	295,038,417
29	5,582,902	1.8	283,639,820	94.7	2,380,009	0.8	7,996,859	2.7	299,599,590
30	5,665,471	2.1	257,270,744	94.2	2,337,707	0.9	7,782,327	2.9	273,056,249
元	5,748,143	2.1	261,416,968	94.2	2,468,576	0.9	7,840,946	2.8	277,474,633
2	5,821,946	2.1	265,178,397	94.4	2,481,830	0.9	7,472,124	2.6	280,954,297
3	5,829,039	2.1	260,404,548	94.6	2,532,120	0.9	6,590,757	2.4	275,356,464
4	5,881,951	2.1	268,186,326	94.0	2,447,829	0.8	8,764,107	3.1	285,280,213
5	5,930,569	2.0	272,317,570	93.8	2,555,673	0.9	9,524,074	3.3	290,327,886
6	4,021,207	1.4	261,029,244	93.7	2,680,200	1.0	10,730,128	3.9	278,460,779

(注) 構成比は課税総額に対する割合である。

(4) 納税義務者数

(単位：人、%)

年度	均等割のみ	前年比	所得割のみ	前年比	均等割と所得割併課	前年比	計	前年比
26	(135,703) 227,973	106.9	(1,924) 2,834	83.3	(1,151,964) 3,348,171	100.5	(1,289,591) 3,578,978	100.9
27	(113,661) 235,373	103.2	(184) 473	16.7	(912,338) 3,374,918	100.8	(1,026,183) 3,610,764	100.9
28	(110,014) 239,187	101.6	(151) 442	93.4	(874,084) 3,435,753	101.8	(984,249) 3,675,382	101.8
29	(104,866) 237,161	99.2	(811) 1,101	249.1	(861,467) 3,498,027	101.8	(967,144) 3,736,289	101.7
30	(106,490) 246,254	103.8	(784) 784	71.2	(853,711) 3,543,115	101.3	(960,985) 3,790,153	101.4
元	(104,948) 248,044	100.7	(86) 88	11.2	(851,796) 3,595,239	101.5	(956,830) 3,843,371	101.4
2	(104,913) 250,805	101.1	(3) 17	19.3	(855,970) 3,641,476	101.3	(960,886) 3,892,298	101.3
3	(98,885) 247,595	98.7	(1) 3	17.6	(823,470) 3,650,190	100.2	(922,356) 3,897,788	100.1
4	(97,654) 248,680	100.4	(2) 31	1,033.3	(839,577) 3,683,213	100.9	(937,233) 3,931,924	100.9
5	(100,095) 253,191	101.8	(2) 13	41.9	(846,278) 3,712,699	100.8	(946,375) 3,965,903	100.9
6	(171,269) 467,493	184.6	(3) 3	23.1	(767,452) 3,559,339	95.9	(938,724) 4,026,835	101.5

(注) ()内は普通徴収の内書きである。

3 法人県民税

総務省統計

区 分	確 定 法 人 税 割 額						確 定 法 人 税 割 額 に 対 応 す る 前 年 度 分 割 額		確 定 申 告 が 翌 年 度 に な る 中 間 申 告 額		確 定 申 告 期 限 が 翌 年 度 と な る 見 込 納 付 額		既 予 算 付 請 求 利 子 割 額 が 過 大 あ る 場 合 の 納 付 額	
	事 業 年 度 数			税 額										
	確定申告の あったもの	うち決定 したもの	確定申告の ないもの	確定申告の あったもの ①（千円）	うち決定 したもの （千円）	確定申告の ないもの ②（千円）	事業年度数	税 額 ③（千円）	事業年度数	税 額 ④（千円）	事業年度数	税 額 ⑤（千円）		⑥（千円）
令和 2 年度	154,984	549	226	16,489,696	349	19,966	24,506	6,855,929	23,705	2,055,474	226	127,628	0	
令和 3 年度	158,108	518	203	9,008,934	70	32,423	23,462	2,034,030	25,838	3,139,457	277	178,937	0	
令和 4 年度	161,500	543	148	9,667,369	162	18,354	25,564	3,109,513	26,470	3,379,881	273	131,754	0	
令和 5 年度	164,122	602	80	9,481,089	1,400	1,960	26,159	3,307,146	27,507	3,382,808	360	197,916	0	
令和 6 年度	166,234	636	201	10,675,143	44	90,066	27,074	3,326,458	28,465	3,677,374	322	208,528	0	
(令和6年度の内訳)														
普 通 法 人	本 県 本 店 分	7,348	8	17	1,997,637	0	1,222	1,869	649,860	2,000	698,771	26	16,451	0
	他 県 本 店 分	21,228	11	78	6,222,946	2	86,520	7,313	2,052,826	7,753	2,297,283	251	172,060	0
	法 人 内 法 人	129,949	573	106	2,211,096	42	2,324	17,892	623,772	18,712	681,320	39	19,863	0
	計 A	158,525	592	201	10,431,679	44	90,066	27,074	3,326,458	28,465	3,677,374	316	208,374	0
	特 別 法 人 B	880	2	0	226,105	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公 益 法 人 等 C	4,517	34	0	15,256	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農等のみを有する法人 D													
	人 格 な き 社 団 等 E	926	5	0	1,174	0	0	0	0	0	4	84	0	0
	清 算 法 人 F	1,376	3	0	929	0	0	0	0	0	2	70	0	0
	特 定 信 託 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法 人 課 税 信 託 H	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計 (A+B+C+D+E+F+G+H)	166,234	636	201	10,675,143	44	90,066	27,074	3,326,458	28,465	3,677,374	322	208,528	0	

区 分	中 間 納 付 額 の 歳 出 還 付 額		現事業年度分 調 定 額 ①+②-③+④ +⑤+⑥+⑦ ⑧（千円）	過事業年度分 調 定 額 ⑨（千円）	法人税割 調 定 額 （⑧+⑨） ⑩（千円）	均 等 割							合 計 （⑩+⑪） （千円）	当 該 年 度 に 発 生 し た 歳 出 還 付 ⑫（千円）	⑬のうち 利子割に 係る額 ⑬（千円）	⑬の件数	
	前 年 度 に 収 入 し た も の ⑦（千円）	当 該 年 度 に 収 入 し た も の （千円）				納 税 義 務 者 数					調 定 額 ⑪（千円）						
						総数	50億円超	10億円超 50億円以下	1億円超 10億円以下	1,000万円超 1億円以下		左記以外					
令和 2 年度	630,389	0	12,467,224	260,934	12,728,158	153,927	1,351	1,197	3,849	19,146	128,384	5,753,067	18,481,225	123,878	5	5	
令和 3 年度	212,691	0	10,538,412	187,201	10,725,613	157,026	1,345	1,201	3,905	19,225	131,350	5,874,372	16,599,985	122,315	11	6	
令和 4 年度	271,001	0	10,358,846	214,631	10,573,477	160,416	1,349	1,208	3,879	19,407	134,573	6,027,919	16,601,396	117,602	1	2	
令和 5 年度	412,269	0	10,168,896	216,037	10,384,933	162,904	1,341	1,197	3,900	19,402	137,064	6,002,260	16,387,193	108,297	16	1	
令和 6 年度	366,182	0	11,690,835	348,951	12,039,786	164,992	1,343	1,198	3,942	19,452	139,057	6,133,304	18,173,090	131,720	0	0	
(令和6年度の内訳)																	
普 通 法 人	本 県 本 店 分	66,189	0	2,130,410	51,054	2,181,464	7,304	63	69	372	2,051	4,749	331,968	2,513,432			
	他 県 本 店 分	175,316	0	6,901,299	220,670	7,121,969	21,045	1,227	1,045	2,931	7,234	8,608	2,638,889	9,760,858			
法 人	法 人 計 A	124,677	0	2,415,508	75,561	2,491,069	129,016	14	57	588	9,930	118,427	3,013,700	5,504,769			
	人 計 A	366,182	0	11,447,217	347,285	11,794,502	157,365	1,304	1,171	3,891	19,215	131,784	5,984,557	17,779,059	131,720	0	0
特 別 法 人	特 別 法 人 B	0		226,105	1,259	227,364	873	29	24	44	146	630	61,702	289,066			
公 益 法 人 等	公 益 法 人 等 C	0		15,256	208	15,464	4,497	10	3	6	6	4,472	55,038	70,502			
農 業 等 の み を 有 す る 法 人	農 業 等 の み を 有 す る 法 人 D						7	0	0	0	0	7	137	137			
人 格 な き 社 団 等	人 格 な き 社 団 等 E	0		1,258	99	1,357	923	0	0	0	0	923	19,049	20,406			
清 算 法 人	清 算 法 人 F	0		999	100	1,099	1,327	0	0	1	85	1,241	12,821	13,920			
特 定 信 託	特 定 信 託 G	0	0	0	0	0							0				
法 人 課 税 信 託	法 人 課 税 信 託 H	0	0	0	0	0							0				
合 計 (A+B+C+D+E+F+G+H)		366,182	0	11,690,835	348,951	12,039,786	164,992	1,343	1,198	3,942	19,452	139,057	6,133,304	18,173,090	131,720	0	0

(注) 1 分割法人とは、事務所等が複数の県に所在する法人をいう
(1) 本県本店 本県が県内に所在する法人
(2) 他県本店 本県が他県に所在する法人
2 県内法人とは、事務所等が県内に所在する法人をいう
3 特別法人とは、農業協同組合、消費生活協同組合、信用組合等をいう

4 法人県民税（資本金・業種別調定額）

（単位：千円、％）

業 種		令和5年度	令和6年度	資 本 金 階 層 別 内 訳 （ 5 年 度 ）								資本金	業 種
				100万円以下	500万円以下	1,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	10億円以下	50億円以下	50億円超	構成比	
農 林 水 産 業		31,021	26,430	3,089	7,904	4,649	4,203	1,770	271	676	3,868	0.1	農 林 水 産 業
鉱 業		5,691	7,730	10	268	855	414	2,619	3,564	0	0	0.0	鉱 業
建 設 業		1,750,494	1,932,959	139,788	434,030	254,873	404,698	211,858	110,799	107,233	269,680	10.6	建 設 業
製 造 業	食 料 品 ・ た ば こ	391,696	507,990	1,701	10,338	26,130	65,689	51,064	141,217	72,313	139,538	2.8	食 料 品 ・ た ば こ
	織 維 工 業	85,055	84,851	690	5,213	7,015	12,099	14,049	2,515	23,327	19,943	0.5	織 維 工 業
	木 材 ・ 家 具	39,218	36,202	730	7,798	6,219	7,751	6,857	2,087	601	4,159	0.2	木 材 ・ 家 具
	パルプ・紙・紙加工品	79,140	125,580	670	4,528	8,661	25,610	18,070	18,992	16,141	32,908	0.7	パルプ・紙・紙加工品
	出版・印刷・関連産業	145,878	259,033	2,948	13,563	18,787	37,788	44,257	34,422	5,887	101,381	1.4	出版・印刷・関連産業
	化 学 工 業	558,409	670,555	1,196	2,535	11,916	46,779	76,699	115,678	73,138	342,614	3.7	化 学 工 業
	石 油 ・ 石 炭 製 品	37,187	37,142	121	3,432	6,777	9,551	12,063	1,888	2,087	1,223	0.2	石 油 ・ 石 炭 製 品
	ゴ ム 製 品	50,444	54,574	143	2,718	9,563	9,773	6,363	17,468	3,366	5,180	0.3	ゴ ム 製 品
	窯 業 ・ 土 石 製 品	48,136	71,900	67	5,837	5,889	17,546	7,340	14,924	7,518	12,779	0.4	窯 業 ・ 土 石 製 品
	鉄 鋼 業	94,590	91,543	1,114	3,953	9,507	14,252	51,363	1,620	5,296	4,438	0.5	鉄 鋼 業
	非 鉄 金 属	58,089	62,426	447	3,467	5,748	11,845	11,326	17,551	6,342	5,700	0.3	非 鉄 金 属
	金 属 製 品	293,660	310,791	3,312	30,857	46,466	56,065	65,396	47,404	22,773	38,518	1.7	金 属 製 品
	一 般 機 械 器 具	552,044	554,770	1,908	20,785	33,782	65,741	63,839	54,902	36,804	277,009	3.1	一 般 機 械 器 具
	電 気 機 械 器 具	456,116	467,707	821	8,260	23,376	43,070	77,107	65,560	73,130	176,383	2.6	電 気 機 械 器 具
業	輸 送 用 機 械 器 具	268,997	339,357	504	6,066	12,128	27,569	20,778	41,772	39,451	191,089	1.9	輸 送 用 機 械 器 具
	精 密 機 械 器 具	371,977	408,623	1,797	7,916	16,810	59,385	58,574	54,610	48,552	160,979	2.3	精 密 機 械 器 具
	そ の 他 の 製 造 業	510,725	590,035	4,575	38,036	63,265	83,763	125,704	94,734	74,263	105,695	3.2	そ の 他 の 製 造 業
	計	4,041,361	4,673,079	22,744	175,302	312,039	594,276	710,849	727,344	510,989	1,619,536	25.8	計
	卸 売 ・ 小 売 業	3,958,965	4,303,505	119,906	431,235	562,245	818,755	747,398	557,137	524,273	542,556	23.7	卸 売 ・ 小 売 業
	金 銀 行 業	698,351	888,113	0	20	0	0	223,720	0	1,355	663,018	4.9	金 銀 行 業
	そ の 他 の 金 融 業	152,572	135,682	1,363	1,775	11,797	1,095	9,428	3,518	58,127	48,579	0.7	そ の 他 の 金 融 業
	保 証 券 業 ・ 商 品 取 引 業	62,208	86,052	3,905	2,120	680	566	100	2,096	11,728	64,857	0.5	保 証 券 業 ・ 商 品 取 引 業
	保 險 業	164,066	333,357	53,262	1,706	731	762	3,588	1,448	909	270,951	1.8	保 險 業
	業 計	1,077,197	1,443,204	58,530	5,621	13,208	2,423	236,836	7,062	72,119	1,047,405	7.9	業 計
	不 動 産 業	1,120,519	1,147,145	119,168	269,914	195,613	179,066	139,665	72,370	89,813	81,536	6.3	不 動 産 業
	運 倉 庫 業	95,335	105,546	1,549	10,486	7,326	13,832	16,889	10,670	15,842	28,952	0.6	運 倉 庫 業
	鉄 道 軌 道 業	59,448	138,993	0	55	0	0	100	343	0	138,495	0.8	鉄 道 軌 道 業
	そ の 他 の 運 輸 通 信 業	673,555	709,491	15,501	40,435	81,803	159,376	128,133	79,333	41,702	163,208	3.9	そ の 他 の 運 輸 通 信 業
	業 計	828,338	954,030	17,050	50,976	89,129	173,208	145,122	90,346	57,544	330,655	5.3	業 計
電 気 ・ ガ ス 業		203,775	247,607	6,222	6,288	7,285	16,824	14,077	52,224	6,655	138,032	1.4	電 気 ・ ガ ス 業
サ ー ビ ス 業		2,507,732	2,652,037	338,571	466,685	389,718	450,091	361,412	242,127	191,353	212,080	14.6	サ ー ビ ス 業
そ の 他		862,100	785,364	197,553	57,042	81,609	138,314	36,872	51,060	39,721	183,193	4.3	そ の 他
非 製 造 業 計		12,345,832	13,500,011	999,887	1,729,963	1,599,184	2,187,996	1,897,629	1,186,960	1,089,387	2,809,005	74.2	非 製 造 業 計
合 計		16,387,193	18,173,090	1,022,631	1,905,265	1,911,223	2,782,272	2,608,478	1,914,304	1,600,376	4,428,541	100.0	合 計
構 成 比 （ 6 年 度 ）		—	100.0	5.6	10.5	10.5	15.3	14.4	10.5	8.8	24.4		構 成 比 （ 6 年 度 ）

5 県民税利子割、個人県民税配当割・株式等譲渡所得割

(1) 県民税利子割

総務省統計

(単位：千円)

年 度		税 額
令 和 2 年 度		1,491,831
令 和 3 年 度		1,201,923
令 和 4 年 度		725,301
令 和 5 年 度		682,683
令 和 6 年 度		1,469,540
(令和6年度の内訳)		
公 社 債 利 子 等	特定公社債以外の公社債の利子	3,826
	銀行預金利子	869,725
	銀行以外の金融機関の預貯金利子	181,844
	勤務先預金等の利子	378,597
	合同運用信託の収益の分配	3,048
	公社債投資信託のうち 公募公社債投資信託以外の収益の分配	2
	郵便貯金利子	24
	国外一般公社債等の利子等	286
	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	15,968
私 募 公 社 債 等	私募公社債等運用投資信託の収益の分配	16
運用投資信託等	特定目的信託の社債的受益証券の 収益の分配	0
の収益の分配等	国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配	0
金 融 類 似 商 品	懸賞金付預貯金等の懸賞金等	2,066
	定期積金の給付補てん金	1,528
	掛金の給付補てん金	0
	抵当証券の利息	0
	貴金属等の売戻し条件付売買契約の利益	0
	外貨建預貯金等の為替差益	6
	一時払養老保険・一時払損害保険等の差益	12,604
そ の 他		0
合 計		1,469,540

(単位：人、件)

年 度	特別徴収義務者数	営 業 所 数
令 和 2 年 度	150	426
令 和 3 年 度	141	294
令 和 4 年 度	135	291
令 和 5 年 度	136	280
令 和 6 年 度	125	272
(令和6年度の内訳)		
銀行等	29	110
信用金庫等	23	78
農林中央金庫等	16	21
証券会社	3	5
保険会社等	10	10
社内預金実施企業	13	17
その他の金融機関等	31	31
合 計	125	272

(2) 個人県民税配当割

総務省統計

(単位：千円)

年	度	税	額
令和2年	度	7,786,074	
令和3年	度	12,073,318	
令和4年	度	10,781,877	
令和5年	度	12,434,124	
令和6年	度	17,543,371	
(令和6年度の内訳)			
上場株式等の配当等		5,036,074	
投資信託でその設定に係る受益権の募集が 公募により行われたものの収益の配分		284,384	
特定投資法人の投資口の配当等		20	
特定目的信託の社債的受益証券の剰余金の 配分のうち公募のもの		1	
特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金		121,281	
源泉徴収選択口座内配当等		12,101,611	

(3) 個人県民税株式等譲渡所得割

総務省統計

(単位：千円)

年	度	税	額
令和2年	度	9,327,667	
令和3年	度	14,316,693	
令和4年	度	8,377,363	
令和5年	度	14,480,601	
令和6年	度	25,210,475	
(令和6年度の内訳)			
特定株式等譲渡所得		25,210,475	

6 鉱区税

総務省統計

区 分		総鉱区		左のうち非課税鉱区		課税対象鉱区		調 定 額
		件 数	面積又は延長	件 数	面積又は延長	件 数	面積又は延長	
			百アール		百アール		百アール	千円
令 和	2 年 度	102	14,446	1	116	102	14,526	5,092
令 和	3 年 度	98	13,981	1	116	102	14,627	4,875
令 和	4 年 度	99	15,151	1	116	99	14,528	4,907
令 和	5 年 度	104	15,902	1	116	103	15,829	5,198
令 和	6 年 度	101	15,054	1	116	107	16,774	5,203
(令和6年度の内訳)								
試掘鉱区	石油又は天然ガス鉱区	0	0	0	0	0	0	0
	その他	22	4,495	0	0	29	6,297	1,012
採掘鉱区	石油又は天然ガス鉱区	0	0	0	0	0	0	0
	その他	79	10,559	1	116	78	10,477	4,191
砂鉱区	法附則第13条の規定の適用を受ける鉱区	0	千メートル 0	0	千メートル 0	0	千メートル 0	0
	法第180条第1項第2号に規定する鉱区	0	百アール 0	0	百アール 0	0	百アール 0	0

(注) 総鉱区、非課税鉱区は各年度末現在の数値である。

7 狩猟税

総務省統計

区 分					狩猟者登録 総 件 数	調 定 額
						千円
令和2年度					1,965	20,329
令和3年度					1,902	19,556
令和4年度					1,906	19,312
令和5年度					1,911	19,175
令和6年度					1,940	19,458
(令和6年度の内訳)						
法 第 700 条 の 52 関 係	第 1	第1号に該当するもの (16,500円)			706	11,649
		第2号に該当するもの (11,000円)			21	231
		第3号に該当するもの (8,200円)			145	1,189
		第4号に該当するもの (5,500円)			11	61
		第5号に該当するもの (5,500円)			110	605
	法附則第32条第1項関係					51
法附則第32条第2項関係					0	—
法附則第32条の2第1項関係					33	207
法附則第32条の2第2項関係					863	5,516

8 個人事業税（分割個人他県本店分を除く）

総務省統計

（１）第一種・第二種・第三種事業の合計

区 分	課 税 人 員			所 得 金 額			事業主控除額 ② 千円	差引課税所得金額 （①－②） 千円
	所得税課税者 人	所得税失格者 人	計 人	所得税課税者 千円	所得税失格者 千円	計 ① 千円		
令和２年度	65,726	866	66,592	457,630,268	3,248,722	460,878,990	191,191,690	269,687,300
令和３年度	69,593	892	70,485	483,101,814	3,160,090	486,261,904	202,520,790	283,741,114
令和４年度	76,850	1,012	77,862	554,487,631	3,816,395	558,304,026	223,865,769	334,438,257
令和５年度	69,879	1,026	70,905	495,049,223	3,802,697	498,851,920	203,543,808	295,308,112
令和６年度	72,300	962	73,262	515,119,114	3,352,522	518,471,636	210,362,447	308,109,189

（２）令和６年度の事業別内訳

（第一種事業の内訳）	課 税 人 員			所 得 金 額			事業主控除額 ② 千円	差引課税所得金額 （①－②） 千円
	所得税課税者 人	所得税失格者 人	計 人	所得税課税者 千円	所得税失格者 千円	計 ① 千円		
物品販売業	3,213	55	3,268	19,136,152	178,361	19,314,513	9,351,567	9,962,946
保険業	0	0	0	0	0	0	0	0
金銭貸付業	11	1	12	130,348	4,170	134,518	33,592	100,926
物品貸付業	65	0	65	366,421	0	366,421	188,500	177,921
不動産貸付業	24,181	280	24,461	231,666,552	965,569	232,632,121	69,972,162	162,659,959
製造業	2,501	59	2,560	13,870,034	193,642	14,063,676	7,353,935	6,709,741
電気供給業	0	0	0	0	0	0	0	0
土石採取業	0	0	0	0	0	0	0	0
電気通信事業	0	0	0	0	0	0	0	0
運送業	2,486	34	2,520	10,786,769	117,355	10,904,124	7,230,690	3,673,434
運送取扱業	10	0	10	61,334	0	61,334	29,000	32,334
船舶ていけい場業	1	0	1	3,266	0	3,266	2,900	366
倉庫業	40	0	40	265,723	0	265,723	114,067	151,656
駐車場業	926	18	944	5,025,445	62,315	5,087,760	2,695,077	2,392,683
請負業	25,317	337	25,654	137,119,164	1,209,720	138,328,884	73,960,510	64,368,374
印刷業	50	1	51	256,519	3,003	259,522	145,727	113,795
出版業	42	1	43	338,053	6,837	344,890	124,700	220,190
写真業	157	2	159	724,048	6,617	730,665	460,134	270,531
席貸業	7	0	7	38,742	0	38,742	20,300	18,442
旅館業	16	0	16	77,301	0	77,301	46,400	30,901
料理店業	137	5	142	751,593	19,329	770,922	404,309	366,613
飲食店業	1,089	26	1,115	5,741,419	89,015	5,830,434	3,179,140	2,651,294
周旋業	149	1	150	1,082,331	4,082	1,086,413	429,926	656,487
代理業	206	2	208	1,109,018	6,426	1,115,444	601,025	514,419
仲立業	43	1	44	332,959	3,157	336,116	125,667	210,449
問屋業	14	0	14	68,810	0	68,810	37,943	30,867
両替業	0	0	0	0	0	0	0	0
公衆浴場業	5	0	5	28,910	0	28,910	14,259	14,651
演劇興行業	1	0	1	4,114	0	4,114	2,900	1,214
遊技場業	23	3	26	168,576	10,843	179,419	72,743	106,676
遊覧所業	0	0	0	0	0	0	0	0
商品取引業	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産売買業	24	0	24	281,442	0	281,442	67,184	214,258
広告業	159	0	159	1,015,996	0	1,015,996	452,401	563,595
興信所業	12	0	12	53,124	0	53,124	34,800	18,324
案内業	23	0	23	105,523	0	105,523	65,975	39,548
冠婚葬祭業	55	1	56	343,194	3,510	346,704	162,400	184,304
合 計	60,963	827	61,790	430,952,880	2,883,951	433,836,831	177,379,933	256,456,898

（注） 1 事業主控除による失格者は含まない。
2 分割個人については本県本店分を計上した。

(第二種事業の内訳)	課税人員			所得金額			事業主控除額 ② 千円	差引課税所得金額 (①-②) 千円
	所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者	所得税失格者	計 ①		
	人	人	人	千円	千円	千円		
畜産業	5	0	5	26,072	0	26,072	14,500	11,572
水産業	0	0	0	0	0	0	0	0
薪炭製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	5	0	5	26,072	0	26,072	14,500	11,572

(第三種事業の内訳)	課税人員			所得金額			事業主控除額 ② 千円	差引課税所得金額 (①-②) 千円
	所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者	所得税失格者	計 ①		
	人	人	人	千円	千円	千円		
医業	689	1	690	7,894,348	3,539	7,897,887	1,985,056	5,912,831
歯科医業	591	3	594	5,668,721	8,451	5,677,172	1,714,869	3,962,303
薬剤師業	12	0	12	60,652	0	60,652	32,384	28,268
あん摩等の事業	362	5	367	1,764,379	16,815	1,781,194	1,063,576	717,618
獣医業	164	2	166	1,578,514	6,878	1,585,392	481,159	1,104,233
装蹄師業	6	0	6	36,399	0	36,399	17,400	18,999
弁護士業	563	7	570	5,820,044	22,632	5,842,676	1,646,235	4,196,441
司法書士業	392	6	398	3,394,979	20,628	3,415,607	1,154,200	2,261,407
行政書士業	221	2	223	1,320,926	6,001	1,326,927	645,250	681,677
公証人業	20	0	20	436,390	0	436,390	54,618	381,772
弁理士業	58	2	60	712,774	6,807	719,581	172,550	547,031
税理士業	1,353	11	1,364	15,116,923	51,528	15,168,451	3,938,446	11,230,005
公認会計士業	179	0	179	1,928,207	0	1,928,207	514,992	1,413,215
計理士業	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険労務士業	381	2	383	2,696,064	5,884	2,701,948	1,109,009	1,592,939
コンサルタント業	1,421	16	1,437	9,267,084	59,458	9,326,542	4,076,703	5,249,839
設計監督者業	701	10	711	4,206,190	36,690	4,242,880	2,049,580	2,193,300
不動産鑑定業	47	0	47	459,930	0	459,930	136,300	323,630
デザイン業	884	9	893	4,740,945	27,116	4,768,061	2,575,446	2,192,615
諸芸師匠業	564	9	573	2,912,906	26,751	2,939,657	1,643,822	1,295,835
理容業	410	10	420	2,026,294	33,546	2,059,840	1,213,651	846,189
美容業	1,671	24	1,695	7,989,185	71,723	8,060,908	4,839,398	3,221,510
クリーニング業	51	5	56	239,760	24,699	264,459	160,951	103,508
公衆浴場業	4	0	4	18,459	0	18,459	11,600	6,859
歯科衛生士業	0	0	0	0	0	0	0	0
歯科技工士業	249	7	256	1,293,514	23,084	1,316,598	739,742	576,856
測量士業	77	1	78	499,408	3,053	502,461	225,959	276,502
土地家屋調査士業	257	3	260	2,032,515	13,288	2,045,803	750,618	1,295,185
海事代理士業	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷製版業	5	0	5	24,652	0	24,652	14,500	10,152
合計	11,332	135	11,467	84,140,162	468,571	84,608,733	32,968,014	51,640,719

(注) 1 事業主控除による失格者は含まない。

2 分割個人については本県本店分を計上した。

9 個人事業税所得階層別（分割個人他県本店分を除く）

総務省統計

区 分		3 0 0 万円超				3 1 0 万円超		3 2 0 万円超		3 3 0 万円超		3 4 0 万円超		3 5 0 万円超		
		3 0 0 万円以下		3 1 0 万円以下		3 2 0 万円以下		3 3 0 万円以下		3 4 0 万円以下		3 5 0 万円以下		3 6 0 万円以下		
		人 員 (人)	所得金額 (千円)	人 員 (人)	所得金額 (千円)	人 員 (人)	所得金額 (千円)	人 員 (人)	所得金額 (千円)	人 員 (人)	所得金額 (千円)	人 員 (人)	所得金額 (千円)	人 員 (人)	所得金額 (千円)	
令 和 2 年 度		2,122	6,218,869	2,120	6,436,312	2,028	6,345,940	1,902	6,136,934	1,883	6,270,828	1,880	6,444,983	1,746	6,152,452	
令 和 3 年 度		2,210	6,479,650	2,184	6,617,618	2,086	6,540,398	2,096	6,786,346	1,944	6,481,287	1,871	6,419,746	1,924	6,783,512	
令 和 4 年 度		2,031	5,951,406	2,108	6,404,523	2,093	6,555,799	1,973	6,368,019	1,848	6,157,804	1,801	6,168,958	1,831	6,460,002	
令 和 5 年 度		2,088	6,139,769	2,057	6,237,246	2,069	6,473,904	1,967	6,344,839	1,978	6,601,507	1,783	6,103,557	1,789	6,315,570	
令 和 6 年 度		2,101	6,169,384	2,075	6,268,730	1,957	6,122,850	2,062	6,645,765	1,915	6,381,433	1,781	6,083,842	1,858	6,557,839	
(令和6年度の内訳)																
第一種事業		所得税課税者	1,610	4,730,940	1,604	4,860,332	1,548	4,851,865	1,638	5,296,439	1,596	5,324,492	1,443	4,950,966	1,528	5,399,519
		所得税失格者	96	275,340	100	285,527	60	174,837	63	187,058	35	113,470	47	139,790	37	121,345
		計	1,706	5,006,280	1,704	5,145,859	1,608	5,026,702	1,701	5,483,497	1,631	5,437,962	1,490	5,090,756	1,565	5,520,864
第二種事業		所得税課税者	0	0	0	0	0	0	1	3,250	1	3,349	0	0	0	0
		所得税失格者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	1	3,250	1	3,349	0	0	0	0
第三種事業	あん摩業等 以外のもの	所得税課税者	348	1,024,595	335	1,014,037	320	1,006,110	332	1,068,156	264	876,523	272	929,754	271	958,825
		所得税失格者	22	64,799	18	54,165	12	36,358	8	25,926	6	20,093	5	15,052	7	24,841
		計	370	1,089,394	353	1,068,202	332	1,042,468	340	1,094,082	270	896,616	277	944,806	278	983,666
	あん摩業等	所得税課税者	25	73,710	16	48,578	16	50,511	20	64,936	13	43,506	14	48,280	15	53,309
		所得税失格者	0	0	2	6,091	1	3,169	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	25	73,710	18	54,669	17	53,680	20	64,936	13	43,506	14	48,280	15	53,309
	小	所得税課税者	395	1,163,104	371	1,122,871	349	1,096,148	360	1,159,018	283	940,122	291	993,086	293	1,036,975
		所得税失格者	118	340,139	120	345,783	73	214,364	71	212,984	41	133,563	52	154,842	44	146,186
		計	2,101	6,169,384	2,075	6,268,730	1,957	6,122,850	2,062	6,645,765	1,915	6,381,433	1,781	6,083,842	1,858	6,557,839
合 計	所得税課税者	1,983	5,829,245	1,955	5,922,947	1,884	5,908,486	1,991	6,432,781	1,874	6,247,870	1,729	5,929,000	1,814	6,411,653	
	所得税失格者	118	340,139	120	345,783	73	214,364	71	212,984	41	133,563	52	154,842	44	146,186	
	計	2,101	6,169,384	2,075	6,268,730	1,957	6,122,850	2,062	6,645,765	1,915	6,381,433	1,781	6,083,842	1,858	6,557,839	

区 分		3 6 0 万円超		3 7 0 万円超		3 8 0 万円超		4 0 0 万円超		5 0 0 万円超		7 0 0 万円超		1, 0 0 0 万円超		合 計		(参考) 課税人員		
		3 7 0 万円以下		3 8 0 万円以下		4 0 0 万円以下		5 0 0 万円以下		7 0 0 万円以下		1, 0 0 0 万円以下		1, 0 0 0 万円超		合 計		(人)		
		人員 (人)	所得金額 (千円)	人員 (人)	所得金額 (千円)	人員 (人)	所得金額 (千円)	人員 (人)	所得金額 (千円)	人員 (人)	所得金額 (千円)	人員 (人)	所得金額 (千円)	人員 (人)	所得金額 (千円)	人員 (人) ①	所得金額 (千円)	他 県 本店分 ②	総 合 計 (人) ①+②	
令和 2 年 度		1,754	6,355,045	1,635	6,087,204	3,186	12,328,377	12,900	57,139,493	14,324	83,286,350	9,294	75,814,602	9,818	175,861,601	66,592	460,878,990	80	66,672	
令和 3 年 度		1,761	6,395,179	1,684	6,285,098	3,318	12,853,220	13,697	60,801,052	15,647	91,068,392	9,720	79,269,300	10,343	183,481,106	70,485	486,261,904	81	70,566	
令和 4 年 度		1,763	6,407,521	1,611	6,005,031	3,293	12,751,869	14,004	62,165,730	16,980	99,390,820	14,047	116,178,972	12,479	211,337,572	77,862	558,304,026	112	77,974	
令和 5 年 度		1,717	6,228,378	1,728	6,419,573	3,314	12,833,123	13,499	59,805,920	15,728	91,492,751	10,245	83,588,400	10,943	194,267,383	70,905	498,851,920	92	70,997	
令和 6 年 度		1,809	6,547,218	1,675	6,235,730	3,289	12,740,816	13,905	61,741,376	16,541	96,425,119	10,822	88,338,707	11,472	202,212,827	73,262	518,471,636	102	73,364	
(令和6年度の内訳)																				
第一種事業		所得税課税者	1,468	5,329,970	1,404	5,245,341	2,764	10,715,247	11,697	52,042,443	14,091	82,291,633	9,159	74,738,124	9,413	165,175,569	60,963	430,952,880	38	61,001
		所得税失格者	38	121,754	28	96,235	48	176,640	139	535,679	88	393,558	30	124,947	18	137,771	827	2,883,951	0	827
		計	1,506	5,451,724	1,432	5,341,576	2,812	10,891,887	11,836	52,578,122	14,179	82,685,191	9,189	74,863,071	9,431	165,313,340	61,790	433,836,831	38	61,828
第二種事業		所得税課税者	1	3,672	0	0	0	0	1	4,913	0	0	0	0	1	10,888	5	26,072	0	5
		所得税失格者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	1	3,672	0	0	0	0	1	4,913	0	0	0	0	1	10,888	5	26,072	0	5
第三種事業	あん摩業等 以外のもの	所得税課税者	280	1,017,489	226	830,474	443	1,718,183	1,967	8,723,066	2,288	13,328,110	1,595	13,189,390	2,023	36,654,672	10,964	82,339,384	58	11,022
		所得税失格者	8	23,310	3	11,240	6	22,101	21	75,364	7	32,678	6	26,203	1	19,626	130	451,756	0	130
		計	288	1,040,799	229	841,714	449	1,740,284	1,988	8,798,430	2,295	13,360,788	1,601	13,215,593	2,024	36,674,298	11,094	82,791,140	58	11,152
	あん摩業等	所得税課税者	13	47,367	14	52,440	27	104,746	80	359,911	67	379,140	32	260,043	16	214,301	368	1,800,778	6	374
		所得税失格者	1	3,656	0	0	1	3,899	0	0	0	0	0	0	0	5	16,815	0	5	
		計	14	51,023	14	52,440	28	108,645	80	359,911	67	379,140	32	260,043	16	214,301	373	1,817,593	6	379
	小	計	302	1,091,822	243	894,154	477	1,848,929	2,068	9,158,341	2,362	13,739,928	1,633	13,475,636	2,040	36,888,599	11,467	84,608,733	64	11,531
		所得税課税者	1,762	6,398,498	1,644	6,128,255	3,234	12,538,176	13,745	61,130,333	16,446	95,998,883	10,786	88,187,557	11,453	202,055,430	72,300	515,119,114	102	72,402
		所得税失格者	47	148,720	31	107,475	55	202,640	160	611,043	95	426,236	36	151,150	19	157,397	962	3,352,522	0	962
合 計		1,809	6,547,218	1,675	6,235,730	3,289	12,740,816	13,905	61,741,376	16,541	96,425,119	10,822	88,338,707	11,472	202,212,827	73,262	518,471,636	102	73,364	

(注) 所得金額は、事業主控除前の年所得金額であり、中途開廃業者についてはその所得を年所得に換算した額の所得区分欄に人員及び実数を計上した。

10 法 人 事 業 税 （全法人）

総務省統計

区 分		現 事 業 年 度 分												確定事業税額に対応する 前年度分の中間申告額		確定申告が翌年度 になる中間申告額	
		事 業 年 度 数		確 定 額		確 定 申告 及 び 決 定 の な い 中 間 申 告											
		確定申告が あったもの	うち決定 したもの	所 得 (収 入) 金 額 (千円)	確定申告が あったもの ① (千円)	うち決定 したもの (千円)	事 業 年 度 数	税 額 ② (千円)	事 業 年 度 数	税 額 ③ (千円)	事 業 年 度 数	税 額 ④ (千円)					
令	和	2	年	155,533	549		130,678,774	822	239	245,393	24,541	47,537,215	24,148	49,694,873			
令	和	3	年	158,785	518		146,248,451	1,417	217	407,850	23,827	47,889,799	26,313	51,612,284			
令	和	4	年	162,197	544		155,077,112	2,511	162	225,752	25,936	50,036,737	26,697	56,059,941			
令	和	5	年	164,799	602		157,325,479	25,844	98	105,326	26,326	53,757,981	27,766	58,106,875			
令	和	6	年	166,923	638		176,074,041	79	224	993,630	27,253	55,569,389	28,711	63,277,338			
(令 和 6 年 度 の 内 訳)																	
法 第 一 七 号 に よ る 第 一 人 分	普 通 法 人	本 県 本 店 分	6,998	8	236,096,254	16,207,143	14	17	13,224	1,712	4,198,015	1,838	4,687,820				
	分 割 法 人	他 県 本 店 分	18,182	10	543,404,585	37,263,174	50	53	68,861	5,677	9,949,290	5,986	10,957,199				
	法 人	県 内 法 人	127,136	572	659,375,652	40,940,872	0	111	44,216	17,059	10,489,151	17,945	12,127,030				
	小 計 A		152,316	590	1,438,876,491	94,411,189	64	181	126,301	24,448	24,636,456	25,769	27,772,049				
	特 別 法 人	B	3,934	3	65,775,933	3,382,308	0	0	0	0	0	0	0				
	公 益 法 人	等 C	4,517	34	5,864,967	351,769	0	0	0	0	0	0	0				
	人 格 な き 社 団	等 D	925	5	802,950	28,979	0	0	0	0	0	0	0				
	清 算 法 人	E	1,373	3	253,920	16,543	0	0	0	0	0	0	0				
	特 定 信 託	F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	法 人 課 税 信 託	G	10	0	56	2	0	0	0	0	0	0	0				
項 計 (A + B + C + D + E + F + G)	H	163,075	635	1,511,574,317	98,190,790	64	181	126,301	24,448	24,636,456	25,769	27,772,049					
法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業分	I	753	3	4,382,049	15	8	412	390	2,149,639	408	2,226,708						
課税標準の特例による課税分	J	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人分	K	3,095	0	73,501,202	0	35	866,917	2,415	28,783,294	2,534	33,278,581						
合 計 (H + I + J + K)		166,923	638	176,074,041	79	224	993,630	27,253	55,569,389	28,711	63,277,338						
(参考)	地 方 法 人 特 別 税 分				0	0	0	0	0	0	0	0					
	特 別 法 人 事 業 税 分				72,016,160	0	1,569,862	22,048,243	26,111,048								
	特 別 税 を 含 む 合 計	166,923	638	248,090,201	79	224	2,563,492	27,253	77,617,632	28,711	89,388,386						

区 分		現 事 業 年 度 分					過 事 業 年 度 分		合 計 ⑨ (⑦+⑧)	当該年度に おいて発生 した歳出 還 付 額	
		確定申告期限が翌年度 となる見込納付額		中間納付額の歳出還付額			所得 (収入) 金 額	調 定 額 ⑧ (千円)			
		事 業 年度数	税額 ⑤ (千円)	前年度に収入 したもの ⑥ (千円)	当該年度に 収入したもの (千円)	調 定 額 ⑦ (①+②-③ +④+⑤+⑥) (千円)					
令和2年度	253	1,731,542	3,289,209	0	138,102,576		1,512,948	139,615,524	1,467,204		
令和3年度	311	2,095,166	4,147,471	0	156,621,423		1,844,424	158,465,847	1,386,775		
令和4年度	203	1,605,541	3,871,272	0	166,802,881		2,410,324	169,213,205	1,610,793		
令和5年度	267	2,204,274	4,609,284	0	168,593,257		2,706,390	171,299,647	1,804,540		
令和6年度	285	2,238,234	4,048,717	0	191,062,571		2,935,189	193,997,760	1,741,088		
(令 和 6 年 度 の 内 訳)											
法第一七号 十 二に 条掲 げの 二 る 第 法 一 人 分 項	普通法人小計	17	184,007	590,630	0	17,484,809	6,179,129	278,375	17,763,184		
	分割本県本店分	110	578,419	842,583	0	39,760,946	5,820,165	313,770	40,074,716		
	法人他県本店分	23	283,923	1,919,385	0	44,826,275	18,224,236	648,436	45,474,711		
	県内法人	150	1,046,349	3,352,598	0	102,072,030	30,223,530	1,240,581	103,312,611		
	特別法人B	0	0	937	0	3,383,245	540,927	29,100	3,412,345		
	公益法人等C	0	0	301	0	352,070	84,221	4,540	356,610		
	人格なき社団等D	4	103	0	0	29,082	48,271	2,061	31,143		
	清算法人E	0	0	0	0	16,543	31,765	1,309	17,852		
	特定信託F	0	0	0	0	0	0	0	0		
	法人課税信託G	0	0	0	0	2	0	0	2		
	計 (A + B + C + D + E + F + G)	H	154	1,046,452	3,353,836	0	105,852,972	30,928,714	1,277,591	107,130,563	
	法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業分	I	4	24,059	12,498	0	4,496,087		21,043	4,517,130	
	課税標準の特例による課税分	J	0	0	0	0	0	0	0	0	
	法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人分	K	127	1,167,723	682,383	0	80,713,512		1,636,555	82,350,067	
合 計 (H + I + J + K)		285	2,238,234	4,048,717	0	191,062,571		2,935,189	193,997,760		
(参考)	地方法人特別税分		0	0	0	0		175,791	175,791		
	特別法人事業税分		1,169,444	2,030,296	0	80,848,567		733,257	81,581,824		
	特別税を含む合計	285	3,407,678	6,079,013	0	271,911,138		3,844,237	275,755,375	1,741,088	

11 法人事業税（法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人分）

総務省統計

区 分		現 事 業 年 度 分											
		確 定 額					確 定 申 告 及 び 決 定 の 中 間 申 告		確 定 事 業 税 額 に 対 応 す る 前 年 度 分 の 中 間 申 告 額		確 定 申 告 が 翌 年 度 に なる 中 間 申 告 額		
		事 業 年 度 数	確 定 申 告 が あ っ た も の	う ち 決 定 し た も の	所 得 金 額、付 加 価 値 額 又 は 資 本 金 等 の 額 (千 円)	確 定 申 告 が あ っ た も の (千 円)	う ち 決 定 し た も の (千 円)	事 業 年 度 数	税 額 (千 円)	事 業 年 度 数	税 額 (千 円)	事 業 年 度 数	税 額 (千 円)
		3,489	0	0	64,416,032	0	18	110,657	2,724	27,869,595	2,770	28,948,625	
令和 2 年 度		3,377	0	0	65,790,133	0	19	222,741	2,603	27,412,517	2,685	28,700,509	
令和 3 年 度		3,252	0	0	68,194,802	0	11	100,190	2,519	27,357,878	2,600	29,971,346	
令和 4 年 度		3,156	0	0	68,233,730	0	5	88,824	2,455	28,559,523	2,602	30,508,638	
令和 5 年 度		3,095	0	0	73,501,202	0	35	866,917	2,415	28,783,294	2,534	33,278,581	
令和 6 年 度													
(令和 6 年度の内訳)													
所得 割 分	普通 法人	211	0	0	223,088,261	2,200,705	0	1	0	171	829,964	177	914,653
	分割 本 県 本 店 分	2,772	0	0	1,095,334,585	10,800,620	0	34	585,201	2,166	3,825,741	2,275	4,819,480
	他 県 本 店 分	112	0	0	24,630,376	245,100	0	0	0	78	71,684	82	101,769
	県 内 法 人	3,095	0	0	1,343,053,222	13,246,425	0	35	585,201	2,415	4,727,389	2,534	5,835,902
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
付 加 価 値 割 分	普通 法人	3,095	0	0	1,343,053,222	13,246,425	0	35	585,201	2,415	4,727,389	2,534	5,835,902
	分割 本 県 本 店 分				618,362,402	7,425,091	0		1,093		3,011,642		3,205,031
	他 県 本 店 分				2,901,730,929	34,982,958	0		223,787		13,166,328		15,845,091
	県 内 法 人				74,836,956	901,053	0		0		342,084		390,797
	小 計				3,594,930,287	43,309,102	0		224,880		16,520,054		19,440,919
資 本 割 分	普通 法人				0	0	0		0		0		0
	分割 本 県 本 店 分				3,594,930,287	43,309,102	0		224,880		16,520,054		19,440,919
	他 県 本 店 分				741,170,747	3,703,903	0		630		1,549,213		1,586,275
	県 内 法 人				2,553,629,222	12,838,875	0		56,206		5,854,296		6,278,435
	小 計				80,119,721	402,897	0		0		132,342		137,050
合 計 (A + B + C)		3,095	0	0	73,501,202	0	35	866,917	2,415	28,783,294	2,534	33,278,581	
(参考)	地 方 法 人 特 別 税 分					0	0		0		0		0
	特 別 法 人 特 別 税 分					34,473,298	0		1,522,963		12,302,845		15,187,703
特 別 税 を 含 む 合 計		3,095	0	0	107,974,500	0	35	2,389,880	2,415	41,086,139	2,534	48,466,284	

区 分		現 事 業 年 度 分					過 事 業 年 度 分		合 計 ⑨ (調定額) (⑦+⑧)	当該年度に おいて発生 した歳出 還付額
		確 定 申 告 期 限 が 翌 年 度 となる見込納付額	中 間 納 付 額 の 歳 出 還 付 額	調 定 額 ⑦	所 得 金 額、 付 加 価 値 額 又 は 資 本 金 等 の 額	調 定 額 ⑧				
		事 業 年 度 数	税 額 ⑤	前 年 度 に 収 入 し た も の ⑥	当 該 年 度 に 収 入 し た も の	(①+②-③ +④+⑤+⑥)	(千 円)	(千 円)	(千 円)	(千 円)
			(千 円)	(千 円)	(千 円)	(千 円)	(千 円)	(千 円)	(千 円)	(千 円)
令和2年度		129	1,389,969	450,713	0	67,446,401	1,325,882	68,772,283	1,152,904	
令和3年度		92	1,353,151	971,972	0	69,625,989	1,373,220	70,999,209	1,022,317	
令和4年度		78	1,000,157	628,986	0	72,537,603	1,621,360	74,158,963	1,265,462	
令和5年度		113	1,202,669	808,437	0	72,282,775	1,506,203	73,788,978	1,377,763	
令和6年度		127	1,167,723	682,383	0	80,713,512	1,636,555	82,350,067	1,296,987	
(令和6年度の内訳)										
所得割分	普通法人	2	2,075	31,642	0	2,319,111	1,149,573	7,592	2,326,703	
	分割本県本店分	125	297,009	267,655	0	12,944,224	10,782,867	90,473	13,034,697	
	他県本店分	0	0	2,331	0	277,516	19,831	120	277,636	
	県内法人	127	299,084	301,628	0	15,540,851	11,952,271	98,185	15,639,036	
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	
付加価値割分	普通法人	127	299,084	301,628	0	15,540,851	11,952,271	98,185	15,639,036	
	分割本県本店分		6,416	42,471	0	7,668,460	5,867,777	72,253	7,740,713	
	他県本店分		631,993	253,425	0	38,770,926	70,117,942	953,517	39,724,443	
	県内法人		△ 263	1,329	0	950,832	480,795	5,627	956,459	
	小計		638,146	297,225	0	47,390,218	76,466,514	1,031,397	48,421,615	
資本割分	普通法人		0	0	0	0	0	0	0	
	分割本県本店分		638,146	297,225	0	47,390,218	76,466,514	1,031,397	48,421,615	
	他県本店分		26,164	59,904	0	3,827,663	32,709,454	159,109	3,986,772	
	県内法人		203,644	23,635	0	13,546,499	66,111,405	345,538	13,892,037	
	小計		685	△ 9	0	408,281	477,320	2,326	410,607	
合計	(A+B+C)	127	1,167,723	682,383	0	80,713,512	1,636,555	82,350,067		
(参考)	地方法人特別税分		0	0	0	0		11,392	11,392	
	特別法人事業税分		778,348	784,972	0	40,444,439	255,524	40,699,963		
	特別税を含む合計	127	1,946,071	1,467,355	0	121,157,951	1,903,471	123,061,422	1,296,987	

12 法人事業税（法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業分）

総務省統計

区 分			現 事 業 年 度 分										
			確 定 額					確 定 申 告 及 び 決 定 の 額					
			事 業 年 度 数	確 定 申 告 があったもの	収入金額、所得金額、付加価値額又は資本金等の額 (千円)	税 額 確定申告があったもの (千円)	うち決定したもの (千円)	確 定 申 告 及 び 決 定 の 額 な い 中 間 申 告 事 業 年 度 数	税 額 ② (千円)	確 定 事 業 税 額 に 対 応 す る 前 年 度 分 の 中 間 申 告 額	事 業 年 度 数	税 額 ③ (千円)	確 定 申 告 が 翌 年 度 に なる 中 間 申 告 額
令 和 5 年 度		752	1		5,494,920	0	3	1,031	391	3,222,678	401	2,959,190	
令 和 6 年 度		753	3		5,643,706	15	8	536	390	2,770,922	408	2,864,671	
(令和6年度の内訳)													
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業分		収 入 割 分	57	0	407,603,071	3,912,752	0	0	44	1,929,225	48	1,981,761	
		地方 法人 特別 税 分				0	0	0	0	0	0	0	
特 別 法 人 事 業 税 分					1,174,936	0	0	0	579,315		595,091		
計 A		57	0		5,087,688	0	0	44	2,508,540	48	2,576,852		
法 第三号に掲げる事業分 第七十二条の二第一項	同号イに掲げる法人分	収 入 割 分	39	0	18,032,945	116,482	0	0	19	54,207	20	61,534	
		付 加 価 値 割 分			21,766,153	69,370	0	0	0	32,283		36,646	
		資 本 割 分			26,537,566	34,288	0	0	0	15,957		18,113	
		事 業 税 計	39	0		220,140	0	0	19	102,447	20	116,293	
		特 別 法 人 事 業 税 分				34,978	0	0	0	16,277		18,478	
		計 B	39	0		255,118	0	0	19	118,724	20	134,771	
	同号ロに掲げる法人分	収 入 割 分	656	3	23,739,925	153,775	15	8	412	326	71,562	340	81,234
		所 得 割 分			5,631,304	89,764	0	0	0	41,774		47,420	
		事 業 税 計	656	3		243,539	15	8	412	326	113,336	340	128,654
		特 別 法 人 事 業 税 分				48,961	0	0	124	23,591		24,394	
		計 C	656	3		292,500	15	8	536	326	136,927	340	153,048
		収 入 割 分	1	0	927,255	4,451	0	0	1	3,360	0	0	
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業分		付 加 価 値 割 分			115,422	889	0	0		1,128		0	
		資 本 割 分			86,940	278	0	0		143		0	
		事 業 税 計	1	0		5,618	0	0	1	4,631	0	0	
		特 別 法 人 事 業 税 分				2,782	0	0		2,100		0	
		計 D	1	0		8,400	0	0	1	6,731	0	0	
合 計 (A+B+C+D)		753	3		5,643,706	15	8	536	390	2,770,922	408	2,864,671	

区 分		現 事 業 年 度 分					過 事 業 年 度 分		合 計 ⑨ (調定額) (⑦+⑧)	当該年度に おいて発生 した歳出 還 付 額	
		確定申告期限が翌年度 となる見込納付額		中間納付額の歳出還付額		調 定 額 ⑦ ①+②-③ (千円) ④+⑤+⑥	収入金額、所得 金額、付加 価値額又は資 本金等の額 (千円)	調 定 額 ⑧ (千円)			
		事業 年度数	税額 ⑤ (千円)	前年度に収入 したもの ⑥ (千円)	当該年度に 収入したもの (千円)						
令 和 5 年 度		4	46,028	570,940	0	5,849,431		9,428	5,858,859	0	
令 和 6 年 度		4	27,602	15,752	0	5,781,345		27,451	5,808,796	0	
(令和 6 年度の内訳)											
法第72条の2第1項第2号に 掲げる事業分		収 入 割 分	0	0	8,519	0	3,973,807	1,220,682	14,344	3,988,151	
		地方 法人 特別 税 分			0	0	0		929		929
法第72条の2第1項第4号に 掲げる事業分	第三号に掲げる事業分 同号イに掲げる法人分	特別 法人 事業 税 分			2,558	0	1,193,270		4,307	1,197,577	
		計 A	0	0	11,077	0	5,167,077		19,580	5,186,657	
		収 入 割 分	3	8,283	999	0	133,091	197,443	1,683	134,774	
		付 加 価 値 割 分		8,575	595	0	82,903	238,323	1,002	83,905	
		資 本 割 分		3,684	294	0	40,422	290,577	495	40,917	
		事 業 税 計	3	20,542	1,888	0	256,416		3,180	259,596	
	同号ロに掲げる法人分	特別 法人 事業 税 分		2,487	300	0	39,966		505	40,471	
		計 B	3	23,029	2,188	0	296,382		3,685	300,067	
		収 入 割 分	1	3,517	1,321	0	168,697	260,306	2,222	170,919	
		所 得 割 分		0	770	0	96,180	189,555	1,297	97,477	
		事 業 税 計	1	3,517	2,091	0	264,877		3,519	268,396	
		特別 法人 事業 税 分		1,056	396	0	51,340		667	52,007	
法第72条の2第1項第4号に 掲げる事業分		計 C	1	4,573	2,487	0	316,217		4,186	320,403	
		収 入 割 分	0	0	0	0	1,091	0	0	1,091	
		付 加 価 値 割 分		0	0	0	-239	0	0	-239	
		資 本 割 分		0	0	0	135	0	0	135	
		事 業 税 計	0	0	0	0	987	0	0	987	
		特別 法人 事業 税 分		0	0	0	682	0	0	682	
		計 D	0	0	0	0	1,669	0	0	1,669	
		合 計 (A+B+C+D)	4	27,602	15,752	0	5,781,345		27,451	5,808,796	

13 法人事業税所得階層別（分割法人他県本店分を除く）

総務省統計

区 分		欠損法人		年所得４００万円以下		年所得４００万 円超 ８００万円以下		年所得８００万円超 １,０００万円以下		年所得１,０００万円超 ５,０００万円以下	
		事業年度数	事業年度数	所得金額（千円）	事業年度数	所得金額（千円）	事業年度数	所得金額（千円）	事業年度数	所得金額（千円）	
令和２年度		80,271	26,094	33,545,769	6,677	37,890,500	1,855	16,458,225	7,561	161,396,381	
令和３年度		80,521	26,796	35,670,679	7,193	41,138,721	1,887	16,744,575	8,309	177,355,929	
令和４年度		82,322	27,146	35,481,345	7,212	41,018,590	1,942	17,157,801	8,803	187,485,726	
令和５年度		83,118	26,956	35,300,404	7,497	42,578,495	2,139	18,895,603	9,437	202,490,682	
令和６年度		83,306	27,141	35,571,479	7,823	44,524,615	2,240	19,786,852	10,104	218,604,816	
(令和６年度の内訳)											
事業 年度	年二 回法 人	分割法人 軽減税率 適用法人 A	0	0	0	0	0	0	0	0	
		そ の 他 B	0	0	0	0	0	0	0	0	
	県内法人 C	4	1	1,164	1	2,705	1	4,674	1	15,522	
		計 D (A+B+C)	4	1	1,164	1	2,705	1	4,674	1	15,522
		事業 年度	年一 回法 人	分割法人 軽減税率 適用法人 E	3,008	848	1,089,461	329	1,908,580	111	989,782
そ の 他 F	360			43	80,772	34	202,412	20	177,845	209	5,863,151
県内法人 G	79,934		26,249	34,400,082	7,459	42,410,918	2,108	18,614,551	8,986	190,457,242	
	計 H (E+F+G)		83,302	27,140	35,570,315	7,822	44,521,910	2,239	19,782,178	10,103	218,589,294
合 計 (D+H)			83,306	27,141	35,571,479	7,823	44,524,615	2,240	19,786,852	10,104	218,604,816

(注) 軽減税率適用法人とは、「三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金、出資金の額が一千万円以上の法人」以外の法人をいう

区 分	年所得5,000万円超 1億円以下		年所得1億円超 10億円以下		年所得10億円超		合 計	
	事業年度数	所得金額（千円）	事業年度数	所得金額（千円）	事業年度数	所得金額（千円）	事業年度数	所得金額（千円）
令和2年度	1,307	90,367,851	1,267	314,121,057	111	378,739,042	125,143	1,032,518,825
令和3年度	1,497	102,956,982	1,510	383,679,231	131	509,217,388	127,844	1,266,763,505
令和4年度	1,538	106,852,421	1,587	398,673,040	156	553,564,275	130,706	1,340,233,198
令和5年度	1,725	119,122,792	1,681	426,358,074	157	542,250,788	132,710	1,386,996,838
令和6年度	1,841	127,635,116	1,826	457,500,247	176	696,289,125	134,457	1,599,912,250
(令和6年度の内訳)								
事業年度年二回法人	分割法人	軽減税率適用法人 A	0	0	0	0	0	0
		その他 B	0	0	0	0	0	0
	県内法人 C		0	0	0	0	8	24,065
	計 D (A+B+C)		0	0	0	0	8	24,065
事業年度年一回法人	分割法人	軽減税率適用法人 E	283	19,886,468	359	86,005,843	19	108,322,903
		その他 F	140	10,239,373	413	137,176,577	125	521,694,154
	県内法人 G		1,418	97,509,275	1,054	234,317,827	32	66,272,068
	計 H (E+F+G)		1,841	127,635,116	1,826	457,500,247	176	696,289,125
合 計 (D+H)			1,841	127,635,116	1,826	457,500,247	176	696,289,125

1 4 分割法人の所得金額

総務省統計

区 分	本 県 本 店 分			他 県 本 店 分			合 計		
	法 人 数	事業年度数	所得金額 (千円)	法 人 数	事業年度数	分割後の本県 分の所得金額 (千円)	法 人 数 (①+④)	事業年度数 (②+⑤)	所得金額 (③+⑥) (千円)
	①	②	③	④	⑤	⑥ (千円)			
令和2年度	6,475	6,510	297,391,974	19,666	19,823	1,203,779,130	26,141	26,333	1,501,171,104
令和3年度	6,802	6,850	384,543,775	20,053	20,200	1,259,656,349	26,855	27,050	1,644,200,124
令和4年度	6,911	6,949	400,666,675	20,366	20,500	1,373,561,836	27,277	27,449	1,774,228,511
令和5年度	7,002	7,046	414,144,172	20,630	20,768	1,399,636,099	27,632	27,814	1,813,780,271
令和6年度	7,191	7,235	459,713,813	20,830	21,004	1,640,239,900	28,021	28,239	2,099,953,713
(令和6年度の内訳)									
法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人	210	211	223,088,261	2,748	2,772	1,095,334,585	2,958	2,983	1,318,422,846
法第72条の2第1項第1号ロに掲げる法人	6,955	6,998	236,096,254	18,032	18,182	543,404,585	24,987	25,180	779,500,839
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業	26	26	529,298	50	50	1,500,730	76	76	2,030,028

(注)上記の法人は、2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する普通法人(清算法人を除く)である。
また、所得金額は令和6年度において確定した法人の事業税(中間申告に係る税額を除く)に対応する所得金額である。

1 5 収入金額課税法人等

総務省統計

区 分	本 県 本 店 分		他 県 本 店 分		県 内 法 人		合 計	
	法 人 数	収入金額	法 人 数	収入金額	法 人 数	収入金額	法 人 数	収入金額(千円)
	①	② (千円)	③	④ (千円)	⑤	⑥ (千円)	(①+③+⑤)	(②+④+⑥)
令和2年度	27	10,775,126	122	461,896,653	524	28,335,426	673	501,007,205
令和3年度	36	15,385,878	144	425,562,301	584	39,671,420	764	480,619,599
令和4年度	31	18,363,108	120	461,674,874	558	29,417,592	709	509,455,574
令和5年度	27	17,008,320	113	396,412,770	573	27,819,588	713	441,240,678
令和6年度	32	7,047,110	133	414,325,102	588	28,930,984	753	450,303,196
(令和6年度の内訳)								
電気供給業	29	3,447,296	94	88,131,918	575	15,716,733	698	107,295,947
ガス供給業	1	3,481,327	4	33,594,286	12	13,104,078	17	50,179,691
生命保険業	2	118,487	26	188,201,693	0	0	28	188,320,180
損害保険業	0	0	9	104,397,205	0	0	9	104,397,205
少額生命保険業	0	0	0	0	1	110,173	1	110,173

(注)収入金額は、令和6年度において確定した法人の事業税額(中間申告に係る税額を除く)に対応する収入金額を集計。

1 6 資本金別法人数(全法人)

区 分	申告法人数 A	欠損法人数 B	欠損率 B/A	前年度欠損率
令和元年度	151,559	91,587	60.4	59.2
令和2年度	154,679	91,832	59.4	60.4
令和3年度	158,068	93,243	59.0	59.4
令和4年度	160,456	94,177	58.7	59.0
令和5年度	162,503	94,336	58.1	58.7
(令和6年度の内訳)				
資本金1千万円未満	110,954	69,633	62.8	63.4
資本金1千万以上1億円未満	46,531	23,796	51.1	52.1
資本金1億円	1,796	530	29.5	30.9
資本金1億円超10億円未満	1,696	210	12.4	13.2
資本金10億円以上	1,526	167	10.9	13.7
計	162,503	94,336	58.1	58.7

(注)申告法人数は、申告のあった事業年度ののべ数であり、総務省統計とは一致しない。

17 資本金別法人数（分割法人他県本店分を除く）

総務省統計

区分	分割法人（本社・本県）							県内法人			合計			その他の			
	利益法人			欠損法人			小計 （①+②） ③	利益法人 ④	欠損法人 ⑤	小計 （④+⑤） ⑥	利益法人 （①+④）	欠損法人 （②+⑤）	小計 （③+⑥）	不申告法人	休業中の法人	清算中の法人	所在不明法人
	2の県に にまたがるもの	3以上の県に またがるもの	計 ①	2の県に にまたがるもの	3以上の県に またがるもの	計 ②											
令和2年度	2,356	912	3,268	2,757	451	3,208	6,476	41,502	76,338	117,840	44,770	79,546	124,316	3,387	2,016	2,478	8
令和3年度	2,489	931	3,420	2,900	444	3,344	6,764	43,797	76,392	120,189	47,217	79,736	126,953	3,164	2,077	2,492	8
令和4年度	2,577	980	3,557	2,872	438	3,310	6,867	44,733	78,201	122,934	48,290	81,511	129,801	2,972	1,889	2,134	7
令和5年度	2,678	1,000	3,678	2,838	456	3,294	6,972	45,801	78,920	124,721	49,479	82,214	131,693	3,196	1,839	2,289	7
令和6年度	2,797	1,028	3,825	2,903	433	3,336	7,161	47,191	79,105	126,296	51,016	82,441	133,457	3,665	1,937	2,412	6
（令和6年度の内訳）																	
300万円未満	364	20	384	636	25	661	1,045	11,563	20,234	31,797	11,947	20,895	32,842	1,512	799	404	0
300万円以上 1,000万円未満	872	76	948	1,112	74	1,186	2,134	23,182	41,732	64,914	24,130	42,918	67,048	1,749	907	965	6
1,000万円	641	212	853	639	99	738	1,591	7,856	12,689	20,545	8,709	13,427	22,136	280	179	557	0
1,000万円超 5,000万円未満	600	305	905	359	117	476	1,381	3,657	3,707	7,364	4,562	4,183	8,745	107	49	302	0
5,000万円以上 1億円未満	232	225	457	119	78	197	654	736	614	1,350	1,193	811	2,004	12	3	104	0
1億円	43	70	113	20	13	33	146	117	97	214	230	130	360	4	0	23	0
1億円超 10億円未満	36	75	111	16	13	29	140	73	27	100	184	56	240	1	0	47	0
10億円	1	0	1	0	1	1	2	0	1	1	1	2	3	0	0	2	0
10億円超 50億円未満	7	26	33	1	7	8	41	7	2	9	40	10	50	0	0	5	0
50億円	0	2	2	0	0	0	2	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0
50億円超 100億円未満	0	10	10	1	3	4	14	0	0	0	10	4	14	0	0	1	0
100億円以上	1	7	8	0	3	3	11	0	2	2	8	5	13	0	0	2	0

1 8 決算期別法人区分別法人数（全法人）

区 分		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	計	2・8月	3・9月	4・10月	5・11月	6・12月	7・1月	計	合 計	
令和2年度		11,339	34,744	12,022	13,162	14,963	12,714	14,635	17,644	8,392	6,481	14,179	5,856	166,131	0	2	1	0	2	0	5	166,136	
令和3年度		11,540	34,973	12,236	13,492	15,338	13,025	14,983	18,100	8,751	6,733	14,619	6,057	169,847	0	3	1	0	2	0	6	169,853	
令和4年度		11,579	35,150	12,274	13,652	15,474	13,148	15,155	18,359	8,933	6,903	14,902	6,117	171,646	0	3	1	0	2	0	6	171,652	
令和5年度		11,826	35,385	12,462	13,891	15,808	13,529	15,546	18,764	9,105	7,069	15,099	6,218	174,702	0	3	1	0	2	0	6	174,708	
令和6年度		11,950	35,579	12,635	14,072	16,054	13,745	15,761	18,985	9,384	7,249	15,400	6,399	177,213	0	3	1	0	2	0	6	177,219	
(令和6年度の内訳)																							
普 通 法 人	県内法人	9,391	20,097	10,539	11,686	13,102	11,318	12,758	15,100	7,807	5,862	11,163	5,131	133,954	0	3	1	0	2	0	6	133,960	
	(うち外形)	3	69	2	2	1	3	3	5	3	3	14	2	110	0	0	0	0	0	0	0	110	
	分割法人	本県本店	536	1,752	478	585	664	585	675	802	353	336	739	273	7,778	0	0	0	0	0	0	0	7,778
		(うち外形)	11	147	1	6	8	1	1	8	2	3	25	1	214	0	0	0	0	0	0	0	214
		他県本店	1,324	6,774	957	1,114	1,450	1,006	1,294	1,866	674	567	2,263	604	19,893	0	0	0	0	0	0	0	19,893
	(うち外形)	116	1,857	25	64	85	16	39	93	32	32	406	31	2,796	0	0	0	0	0	0	0	2,796	
	計	11,251	28,623	11,974	13,385	15,216	12,909	14,727	17,768	8,834	6,765	14,165	6,008	161,625	0	3	1	0	2	0	6	161,631	
	(うち外形)	130	2,073	28	72	94	20	43	106	37	38	445	34	3,120	0	0	0	0	0	0	0	3,120	
特 別 法 人	県内法人	130	1,173	277	199	215	330	402	416	94	35	188	21	3,480	0	0	0	0	0	0	0	3,480	
	分割法人	本県本店	8	69	8	6	8	20	14	15	10	3	6	1	168	0	0	0	0	0	0	0	168
		他県本店	19	112	11	15	18	15	33	19	4	9	31	2	288	0	0	0	0	0	0	0	288
	計	157	1,354	296	220	241	365	449	450	108	47	225	24	3,936	0	0	0	0	0	0	0	3,936	
公 益 法 人	県内法人	22	3,965	19	28	39	39	29	46	16	10	121	19	4,353	0	0	0	0	0	0	0	4,353	
	分割法人	本県本店	2	45	0	2	3	1	1	2	0	0	5	0	61	0	0	0	0	0	0	0	61
		他県本店	0	177	0	0	2	2	1	4	1	1	8	0	196	0	0	0	0	0	0	0	196
	計	24	4,187	19	30	44	42	31	52	17	11	134	19	4,610	0	0	0	0	0	0	0	4,610	
公 共 法 人	県内法人	0	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0	0	0	0	0	0	0	29	
	分割法人	本県本店	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
		他県本店	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	11	
	計	0	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	0	0	0	0	0	0	0	41	
人 社 格 の 団 体 等	県内法人	78	357	39	37	49	48	68	55	39	61	99	54	984	0	0	0	0	0	0	0	984	
	分割法人	本県本店	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	
		他県本店	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
	計	78	360	39	37	49	48	68	55	39	61	99	54	987	0	0	0	0	0	0	0	987	
計	県内法人	9,621	25,621	10,874	11,950	13,405	11,735	13,257	15,617	7,956	5,968	11,571	5,225	142,800	0	3	1	0	2	0	6	142,806	
	分割法人	本県本店	546	1,869	486	593	675	606	690	819	363	339	750	274	8,010	0	0	0	0	0	0	0	8,010
		他県本店	1,343	7,075	968	1,129	1,470	1,023	1,328	1,889	679	577	2,302	606	20,389	0	0	0	0	0	0	0	20,389
	計	11,510	34,565	12,328	13,672	15,550	13,364	15,275	18,325	8,998	6,884	14,623	6,105	171,199	0	3	1	0	2	0	6	171,205	
外国法人普通		0	9	3	4	3	11	2	1	1	2	26	3	65	0	0	0	0	0	0	0	65	
外国法人以外		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
清算法人		440	1,005	304	396	501	370	484	659	385	363	751	291	5,949	0	0	0	0	0	0	0	5,949	
合 計		11,950	35,579	12,635	14,072	16,054	13,745	15,761	18,985	9,384	7,249	15,400	6,399	177,213	0	3	1	0	2	0	6	177,219	
構成比（％）		6.7	20.1	7.1	7.9	9.1	7.8	8.9	10.7	5.3	4.1	8.7	3.6	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	

19 資本金・業種別法人数（全法人）

資本金		100万円超		500万円超		1,000万円超		5,000万円超		1億円超		10億円超		合 計		構 成 比		資本金			
業 種		100万円以下		500万円以下		1,000万円以下		5,000万円以下		1億円以下		10億円以下		50億円以下		50億円超		業 種			
令和2年度		31,632	71,851	36,881	16,689	5,119	2,208	901	855	166,136	—	令和2年度						令和2年度			
令和3年度		34,339	72,645	37,009	16,825	5,202	2,119	865	849	169,853	—	令和3年度						令和3年度			
令和4年度		36,516	72,545	36,761	16,788	5,303	2,068	843	828	171,652	—	令和4年度						令和4年度			
令和5年度		39,057	73,080	36,731	16,798	5,344	2,049	824	825	174,708	—	令和5年度						令和5年度			
令和6年度		41,409	73,358	36,658	16,822	5,393	1,984	791	804	177,219	—	令和6年度						令和6年度			
(令和6年度の内訳)																	(令和6年度の内訳)				
農 林 水 産 業		159	344	140	49	10	1	1	1	705	0.4	農 林 水 産 業						農 林 水 産 業			
鉱 業		1	13	10	7	6	3	0	0	40	0.0	鉱 業						鉱 業			
建 設 業		6,471	17,158	5,845	2,582	480	141	76	67	32,820	18.5	建 設 業						建 設 業			
製 造 業	食 料 品 ・ た ば こ	83	470	366	227	126	48	29	32	1,381	0.8	食 料 品 ・ た ば こ						食 料 品 ・ た ば こ			
	織 維 工 業	33	216	220	87	21	4	4	6	591	0.3	織 維 工 業						織 維 工 業			
	木 材 ・ 家 具	33	344	222	80	24	5	1	4	713	0.4	木 材 ・ 家 具						木 材 ・ 家 具			
	パルプ・紙・紙加工品	26	193	189	125	48	20	6	5	612	0.3	パルプ・紙・紙加工品						パルプ・紙・紙加工品			
	出版・印刷・関連産業	138	617	484	251	106	44	7	5	1,652	0.9	出版・印刷・関連産業						出版・印刷・関連産業			
	化 学 工 業	15	100	176	143	86	58	39	48	665	0.4	化 学 工 業						化 学 工 業			
	石 油 ・ 石 炭 製 品	6	167	152	76	27	7	1	2	438	0.3	石 油 ・ 石 炭 製 品						石 油 ・ 石 炭 製 品			
	ゴ ム 製 品	8	113	116	64	23	18	3	3	348	0.2	ゴ ム 製 品						ゴ ム 製 品			
	窯 業 ・ 土 石 製 品	5	137	104	68	24	14	7	7	366	0.2	窯 業 ・ 土 石 製 品						窯 業 ・ 土 石 製 品			
	鉄 鋼 業	23	163	208	84	29	5	6	5	523	0.3	鉄 鋼 業						鉄 鋼 業			
業 造	非 鉄 金 属	9	131	101	67	25	14	1	7	355	0.2	非 鉄 金 属						非 鉄 金 属			
	金 属 製 品	122	1,237	840	354	111	47	21	13	2,745	1.6	金 属 製 品						金 属 製 品			
	一 般 機 械 器 具	78	815	746	341	152	55	29	36	2,252	1.3	一 般 機 械 器 具						一 般 機 械 器 具			
	電 気 機 械 器 具	44	359	404	227	120	57	32	69	1,312	0.7	電 気 機 械 器 具						電 気 機 械 器 具			
	輸 送 用 機 械 器 具	20	256	162	113	45	33	17	31	677	0.4	輸 送 用 機 械 器 具						輸 送 用 機 械 器 具			
	精 密 機 械 器 具	36	328	332	166	87	41	21	19	1,030	0.6	精 密 機 械 器 具						精 密 機 械 器 具			
	そ の 他 の 製 造 業	200	1,473	1,120	586	251	80	42	34	3,786	2.1	そ の 他 の 製 造 業						そ の 他 の 製 造 業			
	計	879	7,119	5,942	3,059	1,305	550	266	326	19,446	11.0	計						計			
	卸 売 ・ 小 売 業		5,469	17,720	10,057	4,135	1,623	618	212	145	39,979	22.6	卸 売 ・ 小 売 業						卸 売 ・ 小 売 業		
	金 融 業	金 銀 行 業	0	1	0	0	1	0	1	34	37	0.0	金 銀 行 業						金 融 業		
そ の 他 の 金 融 業		79	77	45	18	15	7	18	22	281	0.2	そ の 他 の 金 融 業						金 融 業			
証 券 業 ・ 商 品 取 引 業		55	34	19	5	2	3	9	11	138	0.1	証 券 業 ・ 商 品 取 引 業						金 融 業			
保 険 業		71	60	31	9	9	3	1	32	216	0.1	保 険 業						金 融 業			
計		205	172	95	32	27	13	29	99	672	0.4	計						金 融 業			
不 動 産 業		4,722	8,774	3,383	888	294	73	26	14	18,174	10.3	不 動 産 業						不 動 産 業			
運 輸 通 信 業	倉 庫 業	71	247	123	75	33	14	10	6	579	0.3	倉 庫 業						運 輸 通 信 業			
	鉄 道 軌 道 業	0	2	0	0	2	2	0	6	12	0.0	鉄 道 軌 道 業						運 輸 通 信 業			
	その他の運輸通信業	845	1,594	1,783	1,343	349	84	25	20	6,043	3.4	その他の運輸通信業						運 輸 通 信 業			
	計	916	1,843	1,906	1,418	384	100	35	32	6,634	3.7	計						運 輸 通 信 業			
電 気 ・ ガ ス 業		234	120	66	40	31	13	5	9	518	0.3	電 気 ・ ガ ス 業						電 気 ・ ガ ス 業			
サ ー ビ ス 業		16,307	17,788	7,573	3,286	1,050	385	114	83	46,586	26.3	サ ー ビ ス 業						サ ー ビ ス 業			
そ の 他		6,046	2,307	1,641	1,326	183	87	27	28	11,645	6.6	そ の 他						そ の 他			
非 製 造 業 計		40,530	66,239	30,716	13,763	4,088	1,434	525	478	157,773	89.0	非 製 造 業 計						非 製 造 業 計			
合 計		41,409	73,358	36,658	16,822	5,393	1,984	791	804	177,219	100.0	合 計						合 計			

20 法人事業税（資本金・業種別調定額）

（単位：千円、％）

資本金 業 種		令和 5 年度	令和 6 年度	資 本 金 階 層								構成比 (6 年度)	資本金 業 種	
				100万円以下	100万円超 500万円以下	500万円超 1千万円以下	1千万円超 5千万円以下	5千万円超 1億円以下	1億円超 10億円以下	10億円超 50億円以下	50億円超			
製 造 業	農 林 水 産 業	285,162	214,658	10,490	41,776	42,077	36,556	16,345	2,410	2,989	62,015	0.1	農 林 水 産 業	
	鉱 業	41,042	67,390	3	1,770	12,245	1,319	43,990	8,063	0	0	0.0	鉱 業	
	建 設 業	16,483,642	19,227,034	699,150	2,797,624	2,935,913	5,245,360	3,020,839	997,676	709,204	2,821,268	9.9	建 設 業	
	食 料 品 ・ た ば こ	4,437,169	5,540,531	2,665	32,955	339,668	882,828	811,815	1,504,694	678,693	1,287,213	2.9	食 料 品 ・ た ば こ	
	織 維 工 業	683,015	722,830	1,610	23,667	45,051	139,000	174,156	16,069	191,680	131,597	0.4	織 維 工 業	
	木 材 ・ 家 具	343,700	306,571	3,852	30,122	50,228	79,054	82,489	10,009	1,734	49,083	0.2	木 材 ・ 家 具	
	パルプ・紙・紙加工品	1,144,600	1,564,963	4,091	17,298	110,397	353,118	228,738	159,807	202,097	489,417	0.8	パルプ・紙・紙加工品	
	出版・印刷・同関連産業	2,148,435	3,145,702	11,382	48,448	154,584	489,159	448,033	611,818	101,128	1,281,150	1.6	出版・印刷・同関連産業	
	化 学 工 業	5,926,958	7,133,126	9,816	14,180	182,828	713,624	1,159,213	1,035,860	736,809	3,280,796	3.7	化 学 工 業	
	石 油 ・ 石 炭 製 品	376,420	376,780	12	10,667	79,361	110,084	155,418	10,029	10,954	255	0.2	石 油 ・ 石 炭 製 品	
	ゴ ム 製 品	660,836	726,182	63	13,799	147,524	118,247	92,483	186,229	103,579	64,258	0.4	ゴ ム 製 品	
	窯 業 ・ 土 石 製 品	672,757	1,004,572	0	62,627	80,039	237,466	97,912	114,147	67,545	344,836	0.5	窯 業 ・ 土 石 製 品	
	鉄 鋼 業	1,626,984	1,519,265	11,428	22,505	115,595	191,311	856,294	155,742	138,681	27,709	0.8	鉄 鋼 業	
	非 鉄 金 属	933,221	1,137,870	5,659	25,362	75,281	174,489	164,601	135,374	100,862	456,242	0.6	非 鉄 金 属	
	金 属 製 品	3,451,840	3,715,842	20,401	157,651	590,137	753,515	989,989	586,954	233,014	384,181	1.9	金 属 製 品	
	一 般 機 械 器 具	5,081,629	5,071,604	10,144	111,777	392,214	879,357	835,956	433,301	348,734	2,060,121	2.6	一 般 機 械 器 具	
	電 気 機 械 器 具	5,762,756	6,507,353	2,208	37,335	300,837	569,687	1,089,264	747,964	600,314	3,159,744	3.3	電 気 機 械 器 具	
	業	輸 送 用 機 械 器 具	4,579,175	7,410,357	434	24,615	176,332	419,702	259,608	829,585	641,012	5,059,069	3.8	輸 送 用 機 械 器 具
精 密 機 械 器 具		3,915,932	4,242,099	22,991	31,338	219,316	809,895	860,957	450,894	526,142	1,320,566	2.2	精 密 機 械 器 具	
そ の 他 の 製 造 業		5,495,796	6,162,078	21,727	208,606	806,716	1,045,921	1,645,079	884,438	623,925	925,666	3.2	そ の 他 の 製 造 業	
計		47,241,223	56,287,725	128,483	872,952	3,866,108	7,966,457	9,952,005	7,872,914	5,306,903	20,321,903	29.1	計	
卸 売 ・ 小 売 業		41,074,930	46,003,770	518,200	2,263,521	6,623,958	10,555,681	9,124,691	4,770,870	5,164,781	6,982,068	23.7	卸 売 ・ 小 売 業	
金 融 保 険 業		銀 行 業	7,391,701	9,101,288	0	0	0	0	3,003,435	0	11,177	6,086,676	4.7	銀 行 業
		そ の 他 の 金 融 業	1,749,891	1,768,794	3,718	11,166	171,182	7,285	107,604	37,475	635,115	795,249	0.9	そ の 他 の 金 融 業
		証 券 業 ・ 商 品 取 引 業	1,010,668	1,278,743	52,103	24,261	238	5,166	0	20,070	135,600	1,041,305	0.7	証 券 業 ・ 商 品 取 引 業
		保 険 業	3,025,559	2,969,922	555,790	13,497	3,008	7,076	31,862	2,345	2,390	2,353,954	1.5	保 険 業
業		計	13,177,819	15,118,747	611,611	48,924	174,428	19,527	3,142,901	59,890	784,282	10,277,184	7.8	計
運 輸 通 信 業	不 動 産 業	11,381,072	11,649,999	709,295	2,164,345	2,349,500	2,244,831	1,866,662	690,096	780,857	844,413	6.0	不 動 産 業	
	倉 庫 業	1,363,918	1,370,014	3,366	96,961	96,535	203,049	247,014	78,645	296,919	347,525	0.7	倉 庫 業	
	鉄 道 軌 道 業	1,361,412	2,003,415	0	0	0	0	0	21,046	0	1,982,369	1.0	鉄 道 軌 道 業	
	その他の運輸通信業	8,323,084	9,181,780	45,508	270,350	930,300	1,767,857	1,614,618	906,684	456,028	3,190,435	4.7	その他の運輸通信業	
	計	11,048,414	12,555,209	48,874	367,311	1,026,835	1,970,906	1,861,632	1,006,375	752,947	5,520,329	6.4	計	
業	電 気 ・ ガ ス 業	1,776,712	2,059,274	57,234	74,615	112,401	262,248	189,931	367,425	57,693	937,727	1.1	電 気 ・ ガ ス 業	
	サ ー ビ ス 業	23,845,399	25,263,822	1,616,822	2,786,523	4,204,510	4,890,284	3,892,579	2,298,457	1,917,325	3,657,322	13.0	サ ー ビ ス 業	
	そ の 他	4,944,232	5,550,132	656,304	280,822	634,445	870,398	277,305	435,983	321,959	2,072,916	2.9	そ の 他	
	非 製 造 業 計	124,058,424	137,710,035	4,927,983	10,827,231	18,116,312	26,097,110	23,436,875	10,637,245	10,492,037	33,175,242	70.9	非 製 造 業 計	
	合 計	171,299,647	193,997,760	5,056,466	11,700,183	21,982,420	34,063,567	33,388,880	18,510,159	15,798,940	53,497,145	100.0	合 計	
構成比（6年度）		100.0	100.0	2.6	6.0	11.3	17.6	17.2	9.5	8.2	27.6		構成比（6年度）	

2 1 外形標準課税・付加価値割（令和6年度 分割法人他県本店分を除く）

総務省統計

(1) 付加価値割の内訳

区分 資本金別		報 酬 給 与 額					労働者派遣分 (⑥+⑦-⑧) (千円)
		課税対象 報酬給与額 (千円)	給与分 ① (千円)	掛金分 ② (③-④) (千円)	掛金 ③ (千円)	控除分 ④ (千円)	
法 第 一 七 号 に 条 掲 げ る 法 人 項 分	1億円超 10億円未満	474,018,925	438,567,182	7,850,410	7,850,412	2	28,404,570
	10億円	413,775	413,775	0	0	0	0
	10億円超 50億円未満	289,842,122	268,681,650	6,576,477	6,576,477	0	14,681,700
	50億円	4,345,421	4,307,788	37,633	37,633	0	0
	50億円超 100億円未満	167,274,668	163,215,120	940,536	940,536	0	3,506,688
	100億円以上	190,806,369	181,798,264	7,770,291	7,770,291	0	1,237,814
	計	1,126,701,280	1,056,983,779	23,175,347	23,175,349	2	47,830,772
	法第72条の2第1項第3 号イに掲げる法人分	509,530	459,945	16,530	16,530	0	33,055
	法第72条の2第1項第4 号イに掲げる法人分	0	0	0	0	0	0
	合計	1,127,210,810	1,057,443,724	23,191,877	23,191,879	2	47,863,827

区分 資本金別		報 酬 給 与 額			純 支 払 利 子		
		労働者派遣を 受けた法人分 ⑥ (千円)	労働者派遣を した法人分 ⑦ (千円)	⑦のうち控除分 ⑧ (千円)	課税対象 純支払利子 (千円)	支払利子 (千円)	受取利子 (千円)
法 第 一 七 号 に 条 掲 げ る 法 人 項 分	1億円超 10億円未満	28,404,570	8,441	8,441	5,467,413	9,970,400	20,668,755
	10億円	0	0	0	0	57	4,222
	10億円超 50億円未満	14,681,700	0	0	3,854,994	5,430,754	2,604,993
	50億円	0	0	0	0	375,701	1,007,613
	50億円超 100億円未満	3,506,688	0	0	1,413,575	2,368,572	1,068,357
	100億円以上	1,237,814	0	0	47,548	14,150,148	135,820,955
	計	47,830,772	8,441	8,441	10,783,530	32,295,632	161,174,895
	法第72条の2第1項第3 号イに掲げる法人分	33,055	0	0	7,469	11,585	6,702
	法第72条の2第1項第4 号イに掲げる法人分	0	0	0	0	0	0
	合計	47,863,827	8,441	8,441	10,790,999	32,307,217	161,181,597

区分 資本金別		純 支 払 賃 借 料			単 年 度 損 益		
		課税対象 純支払賃借料 (千円)	支払賃借料 (千円)	受取賃借料 (千円)	課税対象 単年度損益 (千円)	単年度利益を 計上した法人分 (千円)	単年度損失を 計上した法人分 (千円)
法 第 一 七 号 に 条 掲 げ る 法 人 項 分	1億円超 10億円未満	56,425,887	86,767,884	51,550,054	157,697,970	175,363,554	△17,665,584
	10億円	188,104	194,116	6,012	△24,134	0	△24,134
	10億円超 50億円未満	37,861,343	53,619,296	20,825,179	126,861,630	131,237,408	△4,375,777
	50億円	510,114	511,669	1,554	2,506,708	2,506,708	0
	50億円超 100億円未満	17,026,130	24,156,000	7,093,019	56,825,313	62,555,328	△5,730,015
	100億円以上	38,692,895	44,255,581	6,773,454	109,845,378	128,820,335	△18,974,957
	計	150,704,473	209,504,546	86,249,272	453,712,865	500,483,333	△46,770,467
	法第72条の2第1項第3 号イに掲げる法人分	47,872	52,606	4,735	375,147	563,135	△187,988
	法第72条の2第1項第4 号イに掲げる法人分	0	0	0	0	0	0
	合計	150,752,345	209,557,152	86,254,007	454,088,012	501,046,468	△46,958,455

(2) 雇用安定控除

区分		付加価値額が0 以下である法人	収 益 配 分 額 に 占 め る 報 酬 給 与 額 の 割 合					
			7 0 %以下				7 0 %超～7 5 %以下	
			法人数	法人数	付加価値額 (千円)	控除額 (千円)	法人数	付加価値額 (千円)
資本金別								
法 第 一 七 号 に 条 掲 の け る 第 一 法 人 項 分	1億円超 10億円未満	7	15	5,965,683		5	63,230,765	2,142,060
	10億円	0	1	577,745		0	0	0
	10億円超 50億円未満	2	2	8,659,067		2	5,231,007	55,057
	50億円	0	0	0		0	0	0
	50億円超 100億円未満	1	0	0		0	0	0
	100億円以上	3	1	155,049,399		1	6,948,672	35,993
	計	13	19	170,251,894		8	75,410,444	2,233,110
	法第72条の2第1項第3 号イに掲げる法人分	2	1	63,876		0	0	0
	法第72条の2第1項第4 号に掲げる法人分	0	0	0		0	0	0
	合計	15	20	170,315,770		8	75,410,444	2,233,110

区分	収 益 配 分 額 に 占 め る 報 酬 給 与 額 の 割 合									
	7 5 %超～8 0 %以下			8 0 %超～8 5 %以下			8 5 %超～9 0 %以下			
	法人数	付加価値額 (千円)	控除額 (千円)	法人数	付加価値額 (千円)	控除額 (千円)	法人数	付加価値額 (千円)	控除額 (千円)	
資本金別										
法第 一七 号に 条掲 のけ る第 一法 人項 分	1億円超 10億円未満	13	71,189,656	5,075,431	16	100,881,989	10,447,580	26	77,843,418	8,734,058
	10億円	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10億円超 50億円未満	3	116,136,956	7,486,641	2	21,924,007	1,791,839	11	135,810,439	15,729,589
	50億円	0	0	0	0	0	0	2	7,362,243	946,546
	50億円超 100億円未満	1	6,244,522	540,006	0	0	0	2	156,423,604	21,732,104
	100億円以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	17	193,571,134	13,102,078	18	122,805,996	12,239,419	41	377,439,704	47,142,297
	法第72条の2第1項第3 号イに掲げる法人分	0	0	0	0	0	0	1	699,313	55,047
	法第72条の2第1項第4 号に掲げる法人分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	17	193,571,134	13,102,078	18	122,805,996	12,239,419	42	378,139,017	47,197,344

区分		収 益 配 分 額 に 占 め る 報 酬 給 与 額 の 割 合								
		9 0 %超～9 5 %以下			9 5 %超～1 0 0 %以下			合 計 (7 0 %超分)		
		法人数	付加価値額 (千円)	控除額 (千円)	法人数	付加価値額 (千円)	控除額 (千円)	法人数	付加価値額 (千円)	控除額 (千円)
資本金別										
法第 一七 号に 条掲 のけ る第 一法 人項 分	1億円超 10億円未満	55	166,131,349	27,048,333	106	208,558,850	45,702,946	221	687,836,027	99,150,408
	10億円	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10億円超 50億円未満	8	42,726,170	6,340,628	21	128,211,095	26,574,697	47	450,039,674	57,978,451
	50億円	0	0	0	0	0	0	2	7,362,243	946,546
	50億円超 100億円未満	2	14,978,260	2,203,610	6	67,060,226	12,161,070	11	244,706,612	36,636,790
	100億円以上	2	98,153,426	11,780,320	5	84,958,210	16,057,035	8	190,060,308	27,873,348
	計	67	321,989,205	47,372,891	138	488,788,381	100,495,748	289	1,580,004,864	222,585,543
	法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人分	0	0	0	2	230,279	35,394	3	929,592	90,441
	法第72条の2第1項第4号に掲げる法人分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	67	321,989,205	47,372,891	140	489,018,660	100,531,142	292	1,580,934,456	222,675,984

2 2 外形標準課税・資本割（令和6年度 分割法人他県本店分を除く）

総務省統計

区分		資本金	法人税法上の 資本金等の額	法第72条の21第1項 第1号に係る加算分	法第72条の21第1項 第2号及び第3号 に係る控除分	法附則第9条第1項～ 第3項、第11項及び 第12項に係る控除分	収入金額課税分	月数按分後の 資本金等の額
		① (千円)	② (千円)	③ (千円)	④ (千円)	⑤ (千円)	⑥ (千円)	⑦ (千円)
法第 一 七 号 内 国 法 人 の 一 人 一 項 分	1億円超 10億円未満	72,626,114	479,579,504	0	16,960,970	0	0	558,410,236
	10億円	1,000,000	5,291,399	0	4,211,955	0	0	1,120,341
	10億円超 50億円未満	126,375,218	289,667,293	0	20,222,506	0	0	320,749,730
	50億円	10,000,000	7,529,444	0	0	0	0	14,063,950
	50億円超 100億円未満	95,682,538	133,322,605	0	0	0	0	179,403,060
	100億円以上	266,779,100	642,986,181	0	145,774,290	0	0	622,255,688
	外国法人	710,292	710,292					751,842
	計	573,173,262	1,559,086,718	0	187,169,721	0	0	1,696,754,847
	内国法人	5,828,738	90,330,314	0	0	0	0	89,917,848
	外国法人	0	0					0
	計	5,828,738	90,330,314	0	0	0	0	89,917,848
	内国法人	0	0	0	0	0	0	0
	外国法人	0	0					0
	計	0	0	0	0	0	0	0
合 計		579,002,000	1,649,417,032	0	187,169,721	0	0	1,786,672,695

区分		持株控除分	外国事業分	非課税事業分	法附則第9条第4項 ～第7項、第17項 及び第23項に係る 控除分	資本圧縮措置前の 資本金等の額 ⑫ ⑦－⑧－⑨ －⑩－⑪ (千円)	資本圧縮措置分 ⑬ (千円)	課税対象 資本金等の額 ⑭ (⑫－⑬) (千円)
		⑧ (千円)	⑨ (千円)	⑩ (千円)	⑪ (千円)			
法第 一 七 号 内 国 法 人 の 一 人 一 項 分	1億円超 10億円未満	201,514,722	17,873	310,078	0	356,567,563	0	356,567,563
	10億円	0	0	0	0	1,120,341	0	1,120,341
	10億円超 50億円未満	0	68,422	0	0	320,681,308	0	320,681,308
	50億円	0	0	0	0	14,063,950	0	14,063,950
	50億円超 100億円未満	0	616,855	0	0	178,786,205	0	178,786,205
	100億円以上	0	0	0	0	622,255,688	111,060,545	511,195,143
	外国法人		751,681	0		161	0	161
	計	201,514,722	1,454,831	310,078	0	1,493,475,216	111,060,545	1,382,414,671
	内国法人	0	0	0	0	89,917,848	44,771,996	45,145,852
	外国法人		0	0		0	0	0
	計	0	0	0	0	89,917,848	44,771,996	45,145,852
	内国法人	0	0	0	0	0	0	0
	外国法人		0	0		0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0
合 計		201,514,722	1,454,831	310,078	0	1,583,393,064	155,832,541	1,427,560,523

2 3 地方消費税

(1) 課税状況

(単位:千円)

	本		県		分	
	譲渡割	全国計に 占める割合	貨物割	全国計に 占める割合	計	全国計に 占める割合
		%		%		%
令和2年度	138,869,887	3.43	583,611	0.04	139,453,498	2.57
令和3年度	147,145,466	3.29	658,754	0.04	147,804,220	2.40
令和4年度	142,192,220	3.39	820,725	0.04	143,012,945	2.23
令和5年度	143,126,128	3.47	857,206	0.04	143,983,334	2.30
令和6年度	159,784,356	3.40	1,024,398	0.05	160,808,754	2.33
(令和6年度 月別課税状況)						
令和6年 4月	15,348,100	3.09	84,489	0.04	15,432,589	2.25
5月	9,565,036	7.68	62,653	0.04	9,627,689	3.56
6月	18,345,795	3.03	50,154	0.03	18,395,949	2.31
7月	20,643,016	2.53	29,595	0.02	20,672,611	2.21
8月	4,300,888	11.44	94,573	0.10	4,395,461	3.23
9月	7,440,189	4.94	125,230	0.06	7,565,419	2.03
10月	14,942,508	3.39	60,454	0.04	15,002,962	2.54
11月	17,024,939	3.30	94,921	0.04	17,119,860	2.21
12月	12,600,021	3.38	99,646	0.05	12,699,667	2.18
令和7年 1月	13,510,648	3.92	87,400	0.05	13,598,048	2.66
2月	11,944,913	4.17	101,729	0.05	12,046,642	2.46
3月	14,118,303	2.76	133,554	0.05	14,251,857	1.86

(参 考)

(単位:千円)

	全 国 の 合 計		
	譲渡割	貨物割	計
令和2年度	4,051,103,701	1,372,648,161	5,423,751,862
令和3年度	4,477,622,726	1,692,647,991	6,170,270,717
令和4年度	4,192,562,821	2,222,578,887	6,415,141,708
令和5年度	4,119,791,071	2,143,360,373	6,263,151,444
令和6年度	4,700,867,158	2,213,418,951	6,914,286,109
(令和6年度 月別課税状況)			
令和6年 4月	496,246,437	189,421,182	685,667,619
5月	124,586,998	145,747,131	270,334,129
6月	605,072,340	191,535,528	796,607,868
7月	815,923,259	121,585,754	937,509,013
8月	37,589,439	98,637,015	136,226,454
9月	150,527,517	221,293,410	371,820,927
10月	440,612,927	148,932,028	589,544,955
11月	515,978,757	258,091,754	774,070,511
12月	372,577,983	210,141,466	582,719,449
令和7年 1月	344,234,452	167,605,822	511,840,274
2月	286,417,199	204,062,864	490,480,063
3月	511,099,850	256,364,997	767,464,847

(2)実質収支

(単位:千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入	地方消費税	139,453,498	147,804,220	143,012,945	143,983,334	160,808,754
	地方消費税清算金	288,790,780	315,617,138	332,309,179	330,084,981	346,616,105
	小計 A	428,244,278	463,421,358	475,322,124	474,068,315	507,424,859
歳出	地方消費税清算金	131,919,364	139,101,290	134,742,718	135,507,314	146,272,092
	地方消費税徴収取扱費	403,008	373,879	357,336	359,367	387,991
	地方消費税市町村交付金	148,113,060	161,739,311	169,991,318	168,900,996	177,482,177
	小計 B	280,435,432	301,214,480	305,091,372	304,767,677	324,142,260
実質収支額(計) (A - B)		147,808,846	162,206,878	170,230,752	169,300,638	183,282,599

(3)消費に相当する額の本県のシェア

令和7年4月1日現在

(単位:百万円)

	小売年間販売額 ①	サービス業 対個人事業収入額 ②	人口により あん分した額 ③	消費に相当する額 (①+②+③)
本県分 I	5,677,222	2,163,294	9,174,295	17,014,811
全国分 II (い)	109,710,065	47,858,156 (ろ)	157,568,220	315,136,441
他都道府県分 (II - I)	104,032,843	45,694,862	148,393,925	298,121,630
本県シェア (I / II)	5.17475%	4.52022%	5.82243%	5.39919%

備考 人口によりあん分した額とは、小売年間販売額全国分(い)と、サービス業対個人事業収入額全国分(ろ)の合算額を、各都道府県の人口によりあん分して求めた額である。

<参考> 指標元統計調査一覧

令和7年4月1日現在

	①	②	③
指標	小売年間販売額	サービス業 対個人事業収入額	人口により あん分した額
統計調査名	経済センサス 活動調査	経済センサス 活動調査	国勢調査
主管官庁	総務省	総務省	総務省
調査の周期	5年	5年	5年
使用指標基準日	令和3年6月1日	令和3年6月1日	令和2年10月1日

2 4 不動産取得税（家屋）

総務省統計

区 分		価額の全額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの			法第73条の14第1項から第3項まで及び第6項に該当するものでその価格の全額がこれらの規定に規定する金額以下のもの			課 税 対 象				控 除 額				
												法第73条の14第7項から第9項まで及び第11項から第15項まで並びに法附則第11条等の課税標準の特例に該当するもの(②⑤に該当するものを除く。)			④	
		①			②			③				件 数		控 除 額 (千円)		
		件 数	面 積 (㎡)	価 格 (千円)	件 数	面 積 (㎡)	価 格 (千円)	件 数	面 積 (㎡)	評 価 額 (千円)	1㎡当たり 評 価 額 (円)	適用件数	全額控除のもの (B)			
								(4)	(㎡)	(千円)						
令 和 2 年 度		312	6,754	28,874	50,983	4,318,329	370,732,699	40,217	6,533,770	434,369,717	66,481	180	9	18,551,292		
令 和 3 年 度		380	7,114	24,105	49,843	4,170,841	357,541,240	40,759	6,574,446	428,108,595	65,117	45	10	22,592,674		
令 和 4 年 度		360	20,226	34,983	48,638	4,404,955	401,529,704	43,978	7,010,591	453,282,827	64,657	114	9	14,353,159		
令 和 5 年 度		323	9,212	28,144	45,711	3,872,039	380,867,335	45,601	7,331,120	496,164,060	67,679	37	7	30,488,067		
令 和 6 年 度		288	9,286	23,853	47,880	7,548,994	378,531,089	45,231	7,004,233	476,799,023	68,073	136	18	26,122,028		
(令和6年度の内訳)																
木 造	建 築 分	専用住宅	10	33	1,071	26,236	4,044,222	244,193,075	8,255	604,611	62,889,019	104,016	10	0	28,126	
		併用住宅	住宅部分	—	0	0	—	—	—	—	43,162	4,497,727	104,206	—	—	0
			非住宅部分	—	0	0	—	—	—	—	19,580	1,224,484	62,537	—	—	5,759
			小計	0	0	0	—	—	—	1,314	62,742	5,722,211	91,202	1	0	5,759
		その他	4	13	623	—	—	—	501	65,816	5,004,527	76,038	3	1	16,159	
	小計	14	46	1,694	26,236	4,044,222	244,193,075	10,070	733,169	73,615,757	100,408	14	1	50,044		
	承 継 分	専用住宅	148	5,316	10,173	5,989	589,344	21,514,676	9,886	1,025,202	23,812,333	23,227	0	0	0	
		併用住宅	住宅部分	—	748	646	—	—	—	—	54,469	941,965	17,294	—	—	0
			非住宅部分	—	341	267	—	—	—	—	32,799	484,482	14,771	—	—	0
			小計	11	1,089	913	—	—	—	641	87,268	1,426,447	16,346	0	0	0
その他		40	2,345	2,255	—	—	—	331	46,910	976,948	20,826	1	1	163		
小計	199	8,750	13,341	5,989	589,344	21,514,676	10,858	1,159,380	26,215,728	22,612	1	1	163			
計 A	213	8,796	15,035	32,225	4,633,566	265,707,751	20,928	1,892,549	99,831,485	52,750	15	2	50,207			
非 木 造	建 築 分	専用住宅	12	97	1,983	8,838	2,383,220	75,808,092	7,259	455,220	63,781,268	140,111	67	2	223,372	
		併用住宅	住宅部分	—	0	0	—	—	—	—	93,692	12,521,545	133,646	—	—	15,683
			非住宅部分	—	0	0	—	—	—	—	31,547	3,719,989	117,919	—	—	4,329
			小計	0	0	0	—	—	—	2,207	125,239	16,241,534	129,684	2	0	20,012
		その他	33	152	5,033	—	—	—	1,171	1,747,786	162,060,558	92,723	42	11	25,312,535	
	小計	45	249	7,016	8,838	2,383,220	75,808,092	10,637	2,328,245	242,083,360	103,977	111	13	25,555,919		
	承 継 分	専用住宅	19	105	1,185	6,817	532,208	37,015,246	11,391	1,362,309	70,940,328	52,074	5	0	256,974	
		併用住宅	住宅部分	—	1	44	—	—	—	—	202,203	9,463,936	46,804	—	—	0
			非住宅部分	—	0	5	—	—	—	—	102,277	4,296,579	42,009	—	—	0
			小計	1	1	49	—	—	—	698	304,480	13,760,515	45,193	0	0	0
その他		10	135	568	—	—	—	1,577	1,116,650	50,183,335	44,941	5	3	258,928		
小計	30	241	1,802	6,817	532,208	37,015,246	13,666	2,783,439	134,884,178	48,460	10	3	515,902			
計 B	75	490	8,818	15,655	2,915,428	112,823,338	24,303	5,111,684	376,967,538	73,746	121	16	26,071,821			
合 計 A + B		288	9,286	23,853	47,880	7,548,994	378,531,089	45,231	7,004,233	476,799,023	68,073	136	18	26,122,028		

2 4 不動産取得税（家屋） その2

2 4 不動産取得税（家屋） その2																		総務省統計		
区 分	控 除 額					課税標準の特例を適用したあとの額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの			課 税 標 準				減免等される前の税額 ⑨ (千円)	法第73条の2第7項、 法第73条の27の2から 法第73条の27の5まで、 法附則第11条の4及び第62 条の規定により減額、納税 義務の免除をしたもの ⑩		法第73条の31の規定、 他法の規定により 減免等をしたもの ⑪		調 定 額 (⑨－⑩－⑪) (千円)		
	⑤		⑥		⑦									⑧						
	件 数	控 除 額 (千円)	件 数	控 除 額 (千円)	件 数									面 積 (㎡)	価 格 (千円)	件 数 (イ)－(ロ)－ (ハ)－(ニ)	価 格 (③－⑥－⑦) (千円)		左 の 内 訳	
	適 用 件 数	全額控除 のもの(ハ)								住宅部分 (千円)	住宅以外の 部分 (千円)									
令 和 2 年 度	8,050	72	73,078,455	8,230	91,629,747	708	77,726	63,702	39,428	342,676,268	128,017,578	214,658,690	12,423,831	660	142,243	41	5,334	12,276,254		
令 和 3 年 度	7,090	8	68,527,514	7,135	91,120,188	647	72,212	63,301	40,094	336,925,106	127,017,943	209,907,163	12,189,711	853	248,403	37	4,549	11,936,759		
令 和 4 年 度	10,491	12	68,090,766	10,605	82,443,925	1,273	117,970	155,103	42,684	370,683,799	141,691,301	228,992,498	13,044,290	1,409	377,785	76	19,867	12,646,638		
令 和 5 年 度	10,497	7	83,961,607	10,534	114,449,674	754	82,497	72,523	44,833	381,641,863	153,215,535	228,426,328	13,678,966	1,137	327,000	37	21,246	13,330,720		
令 和 6 年 度	10,751	28	92,930,874	10,887	119,052,902	941	96,985	87,258	44,244	357,658,863	155,306,397	202,352,466	12,733,022	999	166,897	37	14,236	12,551,889		
(令和6年度の内訳)																				
木 造	建 築	専用住宅	4,376	5	42,448,563	4,386	42,476,689	490	57,663	53,904	7,760	20,358,426	20,358,426	—	610,602	0	0	4	148	610,454
		住宅部分	324	1	1,858,454	324	1,858,454	—	188	0	—	2,639,273	2,639,273	—	79,174	—	0	—	0	79,174
		併用住宅	—	—	—	—	5,759	—	0	10	—	1,218,715	—	1,218,715	48,744	—	0	—	158	48,586
		非住宅部分	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—
		小計	324	1	1,858,454	325	1,864,213	2	188	10	1,311	3,857,988	2,639,273	1,218,715	127,918	0	0	1	158	127,760
	分	その他	0	0	0	3	16,159	1	94	98	499	4,988,270	0	4,988,270	199,511	3	1,071	3	795	197,645
		小計	4,700	6	44,307,017	4,714	44,357,061	493	57,945	54,012	9,570	29,204,684	22,997,699	6,206,985	938,031	3	1,071	8	1,101	935,859
	承 継	専用住宅	62	0	237,653	62	237,653	7	818	313	9,879	23,574,367	23,574,367	—	706,783	167	12,307	4	81	694,395
		住宅部分	65	0	148,341	65	148,341	—	422	0	—	793,624	793,624	—	23,783	—	33	—	47	23,703
		併用住宅	—	—	—	—	0	—	15	241	—	484,241	—	484,241	19,367	—	0	—	0	19,367
		非住宅部分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—
		小計	65	0	148,341	65	148,341	5	437	241	636	1,277,865	793,624	484,241	43,150	1	33	1	47	43,070
	分	その他	0	0	0	1	163	0	0	0	330	976,785	0	976,785	39,058	0	0	1	38	39,020
		小計	127	0	385,994	128	386,157	12	1,255	554	10,845	25,829,017	24,367,991	1,461,026	788,991	168	12,340	6	166	776,485
	計 A		4,827	6	44,693,011	4,842	44,743,218	505	59,200	54,566	20,415	55,033,701	47,365,690	7,668,011	1,727,022	171	13,411	14	1,267	1,712,344
非 木 造	建 築	専用住宅	4,509	21	40,231,619	4,576	40,454,991	407	35,142	31,056	6,829	23,295,221	23,295,221	—	698,722	1	31	12	1,879	696,812
		住宅部分	1,074	1	6,243,085	1,074	6,258,768	—	0	0	—	6,262,777	6,262,777	—	187,879	—	0	—	295	187,584
		併用住宅	—	—	—	—	4,329	—	0	0	—	3,715,660	—	6,715,660	148,624	—	9,038	—	101	139,485
		非住宅部分	—	—	—	—	—	—	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		小計	1,074	1	6,243,085	1,076	6,263,097	0	0	0	2,206	9,978,437	6,262,777	3,715,660	336,503	1	9,038	1	396	327,069
	分	その他	0	0	0	42	25,312,535	2	13	214	1,158	136,747,809	0	136,747,809	5,469,867	10	24,819	9	10,613	5,434,435
		小計	5,583	22	46,474,704	5,694	72,030,623	409	35,155	31,270	10,193	170,021,467	29,557,998	140,463,469	6,505,092	12	33,888	22	12,888	6,458,316
	承 継	専用住宅	297	0	1,623,072	302	1,880,046	27	2,630	1,422	11,364	69,058,860	69,058,860	—	2,071,252	816	119,598	1	81	1,951,573
		住宅部分	44	0	140,087	44	140,087	—	0	0	—	9,329,849	9,323,849	—	279,686	—	0	—	0	279,686
		併用住宅	—	—	—	—	0	—	0	0	—	4,296,579	—	4,296,579	171,861	—	0	—	0	171,861
非住宅部分		—	—	—	—	—	—	0	0	—	—	—	—	—	—	0	—	0	—	
小計		44	0	140,087	44	140,087	0	0	0	698	13,620,428	9,323,849	4,296,579	451,547	0	0	0	0	451,547	
分	その他	0	0	0	5	258,928	0	0	0	1,574	49,924,407	0	49,924,407	1,978,109	0	0	0	0	1,978,109	
	小計	341	0	1,763,159	351	2,279,061	27	2,630	1,422	13,636	132,603,695	78,382,709	54,220,986	4,500,908	816	119,598	1	81	4,381,229	
計 B		5,924	22	48,237,863	6,045	74,309,684	436	37,785	32,692	23,829	302,625,162	107,940,707	194,684,455	11,006,000	828	153,486	23	12,969	10,839,545	
合 計 A+B		10,751	28	92,930,874	10,887	119,052,902	941	96,985	87,258	44,244	357,658,863	155,306,397	202,352,466	12,733,022	999	166,897	37	14,236	12,551,889	

25 不動産取得税(土地)

総務省統計

区 分	価額の全額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの ①			※	法第73条の14第7項から第11項まで及び第15項並びに法附則第11条等の課税標準の特例に該当し、全額控除されたもの ②			※	法第73条の3から第73条の7まで及び法附則第10条並びに①②に該当する以外のもの ③			※	法第73条の14第7項から第11項まで及び第15項並びに法附則第11条等の課税標準の特例に該当したもので②以外のもの ④		課税標準の特例を適用した後の額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの ⑤		
	件数	面積 (㎡)	価格 (千円)		件数	面積 (㎡)	価格 (千円)		件数	面積 (㎡)	価格 (千円)		件数	控除額 (千円)	件数	面積 (㎡)	価格 (千円)
令和2年度	2,814	1,845,870	111,777	139,238	14	8,731	122,491	213,730	68,246	20,880,301	407,813,643	815,060,992	39	1,531,010	3	6,171	231
令和3年度	2,949	1,637,961	111,031	143,377	8	1,065	19,842	39,685	72,165	21,493,652	426,463,343	851,681,152	62	2,110,422	9	12,145	667
令和4年度	2,863	1,442,248	105,860	135,484	21	882	82,549	165,097	73,559	21,986,313	456,317,855	912,499,221	74	1,806,999	12	18,351	863
令和5年度	2,822	1,426,246	102,785	133,095	10	6,142	84,487	168,706	75,564	23,634,982	478,563,469	956,176,245	43	1,594,339	6	7,882	465
令和6年度	2,987	1,646,026	111,936	139,054	10	11,176	11,221	21,774	74,797	22,832,410	473,177,984	945,811,493	51	2,296,821	227	12,625	13,249
(令和6年度の内訳)																	
住宅用地	458	12,307	18,289	36,167	4	2,270	10,560	21,113	66,282	12,438,253	381,061,964	762,075,865	19	1,482,992	191	815	10,708
上記以外の宅地	314	13,171	9,288	18,528	0	0	0	0	7,739	5,998,492	91,617,955	183,237,181	9	808,455	26	446	1,708
農地	1,441	903,608	64,118	64,118	6	8,906	661	661	581	1,590,150	344,692	344,973	23	5,374	7	8,824	647
山林	588	623,857	16,923	16,923	0	0	0	0	171	1,913,056	104,181	104,268	0	0	1	200	45
その他	186	93,083	3,318	3,318	0	0	0	0	24	892,459	49,192	49,206	0	0	2	2,340	141
計	2,987	1,646,026	111,936	139,054	10	11,176	11,221	21,774	74,797	22,832,410	473,177,984	945,811,493	51	2,296,821	227	12,625	13,249

(注)※の「特例適用前の価格」は、法附則第11条の5第1項の適用前の額(固定資産税評価額)である。

区 分	課税標準額	減 免 等 さ れ る 前 の 税 額	法第73条の24の規定の適用 により全額減額されるもの		法第73条の24の規定に該当 したもので⑧以外のもの		⑦のうち、法第73条の25の 規定の適用により徴収猶 予をしているもの		法第73条の27の2から法第73条の 27の7まで並びに法附則第11条の 4、第12条の規定により減額、納税 義務の免除をしたもの		法 第 73 条 の 31、 他 法 の 規 定 により 減 免 等 を し た も の		調定額 (⑦-⑧-⑨ -⑩-⑪) (千 円)
	(千 円)		(千 円)	⑧		⑨		⑩		⑪			
	⑥	⑦	件 数	減額した額 (千 円)	件 数	減額した額 (千 円)	件 数	徴収猶予額 (千 円)	件 数	減額等した額 (千 円)	件 数	減免等した額 (千 円)	
令 和 2 年 度	406,282,402	12,186,646	34,105	5,046,298	4,630	724,804	547	304,838	459	32,783	23	2,895	6,379,866
令 和 3 年 度	424,352,254	12,666,542	34,345	5,067,413	4,946	786,974	618	372,385	599	40,377	23	3,089	6,768,689
令 和 4 年 度	454,509,993	13,932,077	35,940	5,183,645	4,029	729,478	646	390,314	854	53,980	19	1,274	7,963,700
令 和 5 年 度	476,968,665	14,332,056	32,730	4,852,323	4,960	696,981	787	79,810	584	41,685	242	41,356	8,699,711
令 和 6 年 度	470,867,914	13,989,319	33,410	4,658,337	4,274	614,320	575	377,649	579	41,571	85	19,730	8,655,361
(令和6年度の内訳)													
住 宅 用 宅 地	379,568,264	11,250,329	31,894	4,329,764	3,703	507,489	459	275,889	553	40,422	83	19,623	6,353,031
上 記 以 外 の 宅 地	90,807,792	2,724,234	1,516	328,573	571	106,831	116	101,760	26	1,149	1	50	2,287,631
農 地	338,671	10,160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,160
山 林	104,136	3,124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,124
そ の 他	49,051	1,472	0	0	0	0	0	0	0	0	1	57	1,415
計	470,867,914	13,989,319	33,410	4,658,337	4,274	614,320	575	377,649	579	41,571	85	19,730	8,655,361

26 県たばこ税

区 分	課 税 対 象 本 数		調 定 額	
	(千本)	前年比 (%)	(千円)	前年比 (%)
平成27年度	9,622,667	98.3	8,074,322	98.2
平成28年度	9,330,705	97.0	7,860,393	97.4
平成29年度	8,775,519	94.0	7,438,966	94.6
平成30年度	8,424,499	96.0	7,431,148	99.9
令和元年度	8,019,640	95.2	7,422,192	99.9
令和2年度	7,710,818	96.1	7,400,274	99.7
令和3年度	7,566,784	98.1	7,795,908	105.3
令和4年度	7,681,613	101.5	8,219,497	105.4
令和5年度	7,738,450	100.7	8,280,142	100.7
令和6年度	7,641,440	98.7	8,176,354	98.7

(注) 国産たばこと輸入たばことの合算値である。

平成28年度以降は手持品課税含む。

27 ゴルフ場利用税

総務省統計

		施設数	利用人員（人） ①	非課税利用人員（人）					差引利用人員 ①-（②+③） +④+⑤+⑥+⑦ （人）	調定額（千円）
				法第75条の2 第1号に該当 する者 18歳未満 ②	法第75条の2 第2号に該当 する者 70歳以上 ③	法第75条の2 第3号に該当 する者 障害者 ④	法第75条の3 第1号に該当 する者 国体 ⑤	法第75条の3 第2号に該当 する者 部活動など ⑥	法附則第12 条の2に該当 する者 国際競技 ⑦	
令和2年度		83	3,504,178	10,117	818,153	10,852	0	1,510	0	1,869,072
令和3年度		83	4,090,063	10,446	984,791	12,867	298	3,162	767	2,188,543
令和4年度		83	4,151,335	11,469	1,031,857	13,121	162	3,034	0	2,260,996
令和5年度		83	4,067,540	9,618	1,033,750	13,829	273	3,413	0	2,213,236
令和6年度		83	4,044,164	11,054	1,007,519	14,060	273	2,478	0	2,252,917
（令和6年度の内訳）										
18ホールを 超えるもの	税率									
	1,200円	4	193,870	991	61,114	353	173	77	0	155,678
	1,100円以上1,200円未満	3	217,707	377	44,050	358	0	203	0	178,981
	1,000円以上1,100円未満	2	114,062	58	34,342	315	0	11	0	70,765
	800円超1,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	800円	1	51,124	66	14,756	119	0	0	0	28,002
	600円以上 800円未満	2	125,003	80	28,810	538	0	0	0	61,076
	400円以上 600円未満	7	491,887	839	138,190	2,082	1	208	0	163,631
	400円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	19	1,193,653	2,411	321,262	3,765	174	499	0	658,133
18ホール	1,200円	6	206,559	669	60,236	433	0	22	0	171,865
	1,100円以上1,200円未満	12	513,766	1,582	133,358	1,713	97	433	0	409,648
	1,000円以上1,100円未満	3	148,810	130	32,726	621	0	0	0	110,817
	800円超1,000円未満	10	512,580	966	130,902	2,126	2	27	0	321,415
	800円	3	184,665	168	43,550	818	0	101	0	106,017
	600円以上 800円未満	8	369,914	710	98,743	1,420	0	1,131	0	178,030
	400円以上 600円未満	13	625,253	3,646	127,060	2,257	0	115	0	225,077
	400円未満	4	180,564	237	31,954	481	0	84	0	44,342
	小計	59	2,742,111	8,108	658,529	9,869	99	1,913	0	1,567,211
18ホール未満 9ホール以上	500円以上	1	13,646	202	1,727	49	0	1	0	5,834
	400円以上 500円未満	2	14,827	99	1,266	10	0	0	0	5,381
	300円以上 400円未満	2	79,927	234	24,735	367	0	65	0	16,358
	300円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	5	108,400	535	27,728	426	0	66	0	27,573
計		83	4,044,164	11,054	1,007,519	14,060	273	2,478	0	2,252,917

（注） 他都県にまたがる施設の利用人員については、あん分している。

総務省統計

※ 令和元年10月1日から「自動車税」から「自動車税種別割」に名称変更

2 8 種別割(自動車税を含む)【その2 トラック】

総務省統計

総務省統計 列番号			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)						(9)			(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)			
区 分			賦課期日 現在登録 台 数	賦課期日 現在台数	①のうち 非 課 税 台 数	①のうち 課税免除 台 数	①のうち 減 免 台 数	差引課税 台 数 ①－(② ＋③＋④)	⑤のうちグ リーン化に よる軽減の 適用を受け たもの	⑥のうち 7 5 % (5 0 %)の 軽減の もの	⑥のうち 5 0 % (2 5 %)の 軽減の もの	⑤のうち グリー ン化によ る重課の 適用を受け たもの	⑦のうち ガソリン車 又は L P G車	⑦のうち ディーゼ ル車	賦課期日 現 在 調 定 額 (千円)	⑧のうち ⑥に係る 調 定 額 (千円)	⑧のうち ⑦に係る 調 定 額 (千円)	年 度 末 現在登録 台 数	年 度 末 現 在 非 課 税 台 数	年 度 末 現 在 課税免除 台 数	年 度 末 現 在 減 免 台 数	⑨、⑩ のうち 身体障害 者等に係 るもの	年 度 末 現 在 課税台数	⑪のうち 電気を動 力源とす るもの	⑪のうち 天然ガス を動力源 とするも の	⑪のうち プラグイン ハイブリッ ド車 (統計開始 24年度)	年 度 末 現 在 調 定 額 (千円)		
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑						
ト ラ ク	引 車 ・ 被 用 車	業 客 車 を 除 く	1トン以下	871	841	0	0	0	841	69	69	－	115	77	38	5,225	138	817	881	0	0	0	0	850	208	0	0	5,429	
			1トン超	17,308	16,956	0	0	0	16,956	14	14	－	4,850	149	4,701	156,878	35	48,015	17,311	0	0	0	0	16,956	80	119	0	156,472	
			2トン以下	15,723	15,512	0	0	0	15,512	14	14	－	4,052	9	4,043	190,880	42	53,487	15,872	0	0	0	0	15,656	22	113	0	192,807	
			3トン以下	7,233	7,078	0	0	0	7,078	0	0	－	2,574	0	2,574	110,031	0	42,471	6,986	0	0	0	0	6,829	0	2	0	106,224	
			4トン超	828	811	0	0	0	811	0	0	－	223	0	223	15,405	0	4,527	862	0	0	0	0	845	0	0	0	16,010	
			5トン以下	433	426	0	0	0	426	0	0	－	95	0	95	9,581	0	2,299	473	0	0	0	0	466	0	0	0	10,472	
			6トン超	1,118	1,114	0	0	0	1,114	0	0	－	330	0	330	29,232	0	9,240	1,139	0	0	0	0	1,134	0	0	0	29,737	
			7トン以下	1,228	1,215	0	0	0	1,215	0	0	－	426	0	426	37,078	0	13,802	1,252	0	0	0	0	1,239	0	0	0	37,850	
			8トン超	17,761	17,648	0	0	0	17,648	0	0	－	4,045	0	4,045	987,843	0	233,069	18,160	0	0	0	0	18,045	0	1	0	1,011,641	
			小 計	20,778	18,849	125	0	17	18,707	7	7	－	9,593	8,844	749	157,288	14	84,418	20,206	122	0	12	12	18,128	24	0	0	152,551	
	引 車	業 客 車 を 除 く	1トン以下	64,487	59,975	361	0	17	59,597	0	0	－	28,787	8,257	20,530	717,026	0	362,711	63,858	355	0	16	16	58,930	1	6	0	709,316	
			2トン超	30,056	28,894	74	0	1	28,819	7	7	－	12,160	55	12,105	480,476	28	214,016	30,760	71	0	2	2	29,519	12	4	0	492,755	
			3トン以下	16,482	15,018	44	0	0	14,974	0	0	－	7,357	1	7,356	321,681	0	165,533	16,879	47	0	0	0	15,350	0	1	0	330,023	
			4トン超	1,406	1,295	1	0	0	1,294	0	0	－	561	1	560	34,400	0	15,708	1,466	1	0	0	0	1,355	0	0	0	35,995	
			5トン以下	359	321	0	0	0	321	0	0	－	150	0	150	10,080	0	4,950	379	0	0	0	0	342	0	0	0	10,740	
			6トン超	1,150	1,088	1	0	0	1,087	0	0	－	457	0	457	39,645	0	17,595	1,229	1	0	0	0	1,164	0	0	0	42,420	
			7トン以下	2,231	2,153	0	0	0	2,153	0	0	－	810	0	810	90,437	0	36,045	2,262	0	0	0	0	2,182	0	0	0	91,687	
			8トン超	7,012	6,312	0	0	0	6,312	0	0	－	2,517	0	2,517	375,860	0	162,086	7,185	0	0	0	0	6,485	0	0	0	387,995	
			小 計	206,464	195,506	606	0	35	194,865	111	111	－	79,102	17,393	61,709	3,769,046	257	1,470,789	207,160	597	0	30	30	195,475	347	246	0	3,820,124	
	引 車	業 客 車 を 除 く	小型車	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			普通車	3,730	3,691	0	0	0	3,691	0	0	－	634	0	634	56,685	0	10,524	3,755	0	0	0	0	3,718	0	0	0	57,108	
			小型車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			普通車	644	615	1	0	0	614	0	0	－	168	0	168	12,984	0	3,797	737	1	0	0	0	707	0	0	0	14,906	
			小 計	4,374	4,306	1	0	0	4,305	0	0	－	802	0	802	69,669	0	14,321	4,492	1	0	0	0	4,425	0	0	0	72,014	
小型車			0	0	0	0	0	0	－	－	－	－	－	－	0	－	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
普通車 (8t以下)			80	78	0	0	0	78	－	－	－	－	－	－	585	－	－	74	0	0	0	0	72	0	0	0	540		
普通車 (8t超)			4,241	4,205	0	0	0	4,205	－	－	－	－	－	－	300,581	－	－	4,315	0	0	0	0	4,271	0	0	0	305,754		
小型車			76	47	1	0	0	46	－	－	－	－	－	－	244	－	－	82	1	0	0	0	50	0	0	0	265		
普通車 (8t以下)			702	685	5	0	0	680	－	－	－	－	－	－	6,936	－	－	824	5	0	0	0	793	0	0	0	8,089		
普通車 (8t超)			724	681	0	0	0	681	－	－	－	－	－	－	61,302	－	－	806	0	0	0	0	764	0	0	0	70,507		
小 計			5,823	5,696	6	0	0	5,690	－	－	－	－	－	－	369,648	－	－	6,101	6	0	0	0	5,950	0	0	0	385,155		
引 車	業 客 車 を 除 く	1,000cc以下	3	3	0	0	0	3	0	0	－	0	0	0	138	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	20		
		1,000cc超	320	283	0	0	0	283	0	0	－	118	118	0	3,299	0	1,451	306	0	0	0	0	265	－	1	0	3,093		
		1,500cc以下	1,017	958	0	0	0	958	0	0	－	308	141	167	13,448	0	4,680	1,034	0	0	0	0	973	－	1	0	13,692		
		1,500cc超	40	29	5	0	0	24	0	0	－	2	2	0	319	0	29	42	5	0	0	0	26	16	0	0	346		
		1,000cc以下	30,746	29,531	714	0	44	28,773	0	0	－	2,803	2,799	4	415,378	0	44,007	31,151	691	0	46	46	29,192	－	0	0	421,510		
		1,000cc超	79,488	74,027	499	0	327	73,201	0	0	－	18,033	12,123	5,910	1,246,313	0	330,418	80,203	495	0	336	336	73,837	－	1	0	1,257,455		
		小 計	111,614	104,831	1,218	0	371	103,242	0	0	－	21,264	15,183	6,081	1,678,895	0	380,585	112,738	1,191	0	382	382	104,295	16	3	0	1,696,116		
		計	328,275	310,339	1,831	0	406	308,102	111	111	－	101,168	32,576	68,592	5,887,258	257	1,865,695	330,491	1,795	0	412	412	310,145	363	249	0	5,973,409		

2 8 種別割(自動車税を含む)【その3 バス・三輪の小型自動車・特殊用途車】

総務省統計

総務省統計 列番号		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)					(9)				(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)		
区 分		賦課期日 現在登録 台 数	賦課期日 現在台数	①のうち 非 課 税 台 数	①のうち 課税免除 台 数	①のうち 減 免 台 数	差引課税 台 数 ①－(② ＋③＋④) ⑤	⑤のうちグ リーン化に よる軽減 の適用を 受けたも の ⑥	⑥のうち 75% (50%) 軽減の もの	⑥のうち 50% (25%) 軽減の もの	⑤のうち グリー ン化に よる重 課の適 用を受 けたも の ⑦	⑦のうち ガソリ ン車 又は LPG車	⑦のうち ディー ゼ ル車	賦課期日 現 在 調 定 額 (千円) ⑧	⑧のうち ⑥に係 る調 定 額 (千円)	⑧のうち ⑦に係 る調 定 額 (千円)	年 度 末 現在登録 台 数	年 度 末 現 在 非 課 税 台 数	年 度 末 現 在 課税免除 台 数	年 度 末 現 在 減 免 台 数	⑨、⑩ のうち 身体障害 者等に係 るもの	年 度 末 現 在 課税台数 ⑪	⑪のうち 電気を動 力源とす るもの	⑪のうち 天然ガス を動力源 とするも の	⑪のうち プラグイン ハイブリッ ド車 (統計開始 24年度)	年 度 末 現 在 調 定 額 (千円)	
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑪														
パ	業 用	30人以下	83	83	0	0	0	83	1	1	—	—	—	987	3	—	74	0	0	0	0	74	4	0	0	879	
		30人超 40人以下	301	301	0	0	0	301	2	2	—	—	—	4,344	8	—	300	0	0	0	0	300	16	5	0	4,266	
		40人超 50人以下	54	54	0	0	0	54	0	0	—	—	—	945	0	—	62	0	0	0	0	62	2	0	0	1,085	
		50人超 60人以下	545	545	0	0	0	545	0	0	—	—	—	10,900	0	—	543	0	0	0	0	543	0	1	0	10,860	
		60人超 70人以下	20	20	0	0	0	20	1	1	—	—	—	434	6	—	14	0	0	0	0	14	3	0	0	299	
		70人超 80人以下	1,095	1,095	0	0	0	1,095	0	0	—	—	—	27,923	0	—	1,109	0	0	0	0	1,109	2	0	0	28,280	
		80人超	85	85	0	0	0	85	0	0	—	—	—	2,465	0	—	95	0	0	0	0	95	2	0	0	2,755	
		小 計	2,183	2,183	0	0	0	2,183	4	4	—	—	—	47,998	17	—	2,197	0	0	0	0	2,197	29	6	0	48,424	
	業 用 以 外	30人以下	941	933	0	0	0	933	1	1	—	480	8	472	25,953	7	13,968	943	0	0	0	0	937	4	0	0	26,028
		30人超 40人以下	187	186	1	0	0	185	0	0	—	90	0	90	6,208	0	3,168	194	1	0	0	0	192	0	0	0	6,486
		40人超 50人以下	323	316	0	0	0	316	0	0	—	185	0	185	12,711	0	7,733	322	0	0	0	0	315	1	0	0	12,648
		50人超 60人以下	746	735	0	0	0	735	0	0	—	416	0	416	34,170	0	20,134	731	0	0	0	0	720	1	0	0	33,530
		60人超 70人以下	248	248	0	0	0	248	0	0	—	97	0	97	13,009	0	5,384	262	0	0	0	0	262	0	0	0	13,741
		70人超 80人以下	319	319	0	0	0	319	0	0	—	222	0	222	19,448	0	13,919	325	0	0	0	0	325	0	3	0	19,779
		80人超	99	99	0	0	0	99	0	0	—	67	0	67	6,765	0	4,717	100	0	0	0	0	100	1	0	0	6,848
		小 計	2,863	2,836	1	0	0	2,835	1	1	—	1,557	8	1,549	118,264	7	69,023	2,877	1	0	0	0	2,851	7	3	0	119,060
自 家 用	30人以下	3,977	3,699	112	0	2	3,585	3	3	—	1,480	323	1,157	123,116	26	53,724	4,030	108	0	4	4	3,641	18	0	0	124,818	
	30人超 40人以下	325	298	13	0	0	285	0	0	—	129	5	124	12,214	0	5,818	312	12	0	0	0	273	0	0	0	11,718	
	40人超 50人以下	125	84	8	0	0	76	0	0	—	47	0	47	3,954	0	2,533	122	8	0	0	0	73	0	0	0	3,798	
	50人超 60人以下	174	88	10	0	0	78	0	0	—	60	0	60	4,788	0	3,762	175	10	0	0	0	79	0	0	0	4,851	
	60人超 70人以下	47	31	2	0	0	29	0	0	—	21	0	21	2,036	0	1,512	48	2	0	0	0	30	0	0	0	3,108	
	70人超 80人以下	53	53	6	0	0	47	0	0	—	34	0	34	3,730	0	2,768	56	6	0	0	0	50	1	0	0	3,959	
	80人超	51	48	0	0	0	48	1	1	—	41	0	41	4,262	21	3,743	50	0	0	0	0	47	1	0	0	4,225	
	小 計	4,752	4,301	151	0	2	4,148	4	4	—	1,812	328	1,484	154,100	47	73,860	4,793	146	0	4	4	4,193	20	0	0	156,477	
計 C	9,798	9,320	152	0	2	9,166	9	9	—	3,369	336	3,033	320,362	71	142,883	9,867	147	0	4	4	9,241	56	9	0	323,961		
三輪の小型 自 動 車	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	自家用	43	29	0	0	0	29	0	0	—	26	26	0	198	0	179	42	0	0	0	0	28	0	0	0	191	
	計 D	43	29	0	0	0	29	0	0	0	26	26	0	198	0	179	42	0	0	0	0	28	0	0	0	191	
特殊用途車	営業用	23,885	23,708	6	0	554	23,148	0	0	0	5,112	473	4,639	489,008	0	112,923	24,483	6	0	595	595	23,701	0	0	0	502,941	
	自家用	48,866	43,636	3,816	115	5,624	34,081	2	2	—	13,357	4,134	9,223	874,133	9	396,407	49,994	3,835	116	5,624	5,624	35,153	0	0	0	900,699	
	計 E	72,751	67,344	3,822	115	6,178	57,229	2	2	0	18,469	4,607	13,862	1,363,141	9	509,330	74,477	3,841	116	6,219	6,219	58,854	0	0	0	1,403,640	
合 計 (A+B+C+D+E)		2,563,198	2,411,267	9,238	117	70,289	2,331,623	5,286	5,283	3	533,479	444,875	88,604	83,608,880	43,346	21,862,619	2,563,635	9,236	118	68,450	68,439	2,333,370	10,849	259	13,484	83,016,476	

29 環境性能割（新車）

総務省統計

区 分				新規登録、 新規検査 又は届出 台数 ①	非課税、課税 免除、減免 及び免税点 以下台数 ②	②のうち 身体障害者 等に係る 減免台数	課税台数 (①－②) ③	取得価額 (千円) ④	バリアフリー 特例に係る 控 除 額 (千円) ⑤	ＡＳＶ 特例に係る 控 除 額 (千円) ⑥	課税標準額 (④－(⑤＋⑥)) (千円) ⑦	1台当たりの 課税標準額 (千円) (⑦／③)	税 額 (千円) ⑧
令和2年度				246,921	142,599	1,557	104,322	254,887,829	460,464	11,426,252	243,001,113	2,329	5,255,606
令和3年度				229,805	124,897	1,329	104,908	297,896,934	711,000	7,635,718	289,550,216	2,760	5,301,656
令和4年度				232,657	125,643	1,087	107,014	305,559,898	520,000	0	305,039,898	2,850	7,130,454
令和5年度				246,463	148,213	1,291	98,250	321,117,274	1,050,000	302,750	319,764,524	3,255	7,799,153
令和6年度				246,989	116,093	869	130,896	428,326,455	1,290,000	33,250	427,003,205	3,262	9,374,984
(令和6年度の内訳)													
自動車	乗用車	普通車	97,234	55,236	130	41,998	184,918,645	0	0	184,918,645	4,403	5,230,465	
		小型車	43,528	22,218	401	21,310	41,556,442	0	0	41,556,442	1,950	1,140,783	
		計	140,762	77,454	531	63,308	226,475,087	0	0	226,475,087	3,577	6,371,248	
	トラック	けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの	9,910	1,392	0	8,518	69,426,412	－	26,250	69,400,162	8,147	1,042,817	
		けん引車	344	0	0	344	4,509,738	－	5,250	4,504,488	13,094	58,658	
		被けん引車	374	16	0	358	2,674,508	－	－	2,674,508	7,471	62,631	
		貨客兼用車	7,190	3,549	2	3,641	10,015,327	－	0	10,015,327	2,751	219,916	
		計	17,818	4,957	2	12,861	86,625,985	－	31,500	86,594,485	6,733	1,384,022	
	バス	バス	586	61	0	525	6,740,070	1,290,000	0	5,450,070	10,381	90,072	
		三輪の小型自動車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		特種用途車	4,142	768	210	3,374	26,568,240	0	1,750	26,566,490	7,874	417,233	
		合計	163,308	83,240	743	80,068	346,409,382	1,290,000	33,250	345,086,132	4,310	8,262,575	
	軽自動車	四輪乗用車	67,644	28,632	116	39,012	67,390,415	－	－	67,390,415	1,727	871,290	
		四輪トラック	16,036	4,220	10	11,816	14,526,658	－	－	14,526,658	1,229	241,119	
		三輪車	1	1	0	0	0	－	－	0	0	0	
		合計	83,681	32,853	126	50,828	81,917,073	－	－	81,917,073	1,612	1,112,409	
	総 計				246,989	116,093	869	130,896	428,326,455	1,290,000	33,250	427,003,205	3,262

(注) 「取得価額」欄は、「バリアフリー特例及びＡＳＶ特例に係る控除前」の取得価額を計上している。

30 環境性能割（中古車）

総務省統計

区 分				新規登録、 新規検査又 は届出台数	移転登録 台 数	自動車検査証 (軽自動車届 出済証)の 記入に係るもの	計 (①+②+③) ④	非課税、 課税免除、 減免及び 免税点以下 台数 ⑤	⑤のうち 身体障害者等 に係るもの	課税台数 (④－⑤) ⑦	課税標準額 (千円) ⑧	1台当たりの 課税標準額 (千円) (⑧÷⑦)	税 額 (千円) ⑨
				①	②	③			⑥			(⑧÷⑦)	⑨
令和2年度				89,997	258,841	289,743	638,581	560,325	55	78,256	99,564,852	1,272	477,250
令和3年度				90,559	237,197	289,632	617,388	591,281	57	26,107	25,975,151	995	505,474
令和4年度				85,173	233,875	281,937	600,985	564,811	41	36,174	34,736,980	960	725,217
令和5年度				87,262	242,028	293,891	623,181	586,132	42	37,049	36,792,263	993	808,679
令和6年度				89,280	259,015	297,200	645,495	618,939	49	26,556	34,379,835	1,295	856,536
(令和6年度の内訳)													
自動車	乗用車	普通車		30,505	146,482	22,661	199,648	184,787	31	14,861	23,030,163	1,550	649,827
		小型車		18,802	84,061	14,790	117,653	115,112	8	2,541	2,140,974	843	59,394
		計		49,307	230,543	37,451	317,301	299,899	39	17,402	25,171,137	1,446	709,221
トラック		けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの		3,585	14,833	5,666	24,084	22,656	0	1,428	2,951,683	2,067	51,330
		けん引車		49	431	267	747	611	0	136	309,708	2,277	4,401
		被けん引車		73	391	189	653	624	0	29	34,351	1,185	877
		貨客兼用車		2,789	7,041	1,935	11,765	11,210	0	555	564,707	1,017	13,260
		計		6,496	22,696	8,057	37,249	35,101	0	2,148	3,860,449	1,797	69,868
バス		バス		163	475	262	900	833	0	67	115,540	1,724	2,284
		三輪の小型自動車		0	1	0	1	1	0	0	0	0	0
		特種用途車		1,082	5,257	2,427	8,766	8,377	2	389	602,757	1,550	10,374
		合計		57,048	258,972	48,197	364,217	344,211	41	20,006	29,749,883	1,487	791,747
		四輪乗用車		25,927	31	199,516	225,474	220,397	8	5,077	3,669,526	723	47,181
軽自動車		四輪トラック		6,305	12	49,487	55,804	54,331	0	1,473	960,426	652	17,608
		三輪車		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計		32,232	43	249,003	281,278	274,728	8	6,550	4,629,952	707	64,789
総 計				89,280	259,015	297,200	645,495	618,939	49	26,556	34,379,835	1,295	856,536

(注) 令和元年10月1日から「自動車税環境性能割」導入

3 1 軽油引取税

総務省統計

(1) 軽油の引取数量

区 分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
引 取 数 量 ①			1,642,814 kl	1,680,588 kl	1,685,158 kl	1,699,640 kl	1,691,352 kl
課税対象とならない数量②			81,984 kl	79,686 kl	74,702 kl	78,289 kl	75,058 kl
差 引 （ ① － ② ） ③			1,560,830 kl	1,600,902 kl	1,610,456 kl	1,621,351 kl	1,616,294 kl
欠 減 量	特 約 業 者 分 1／100		15,109 kl	15,409 kl	15,495 kl	15,658 kl	15,606 kl
	元 売 業 者 分 0.3／100		150 kl	180 kl	183 kl	166 kl	167 kl
	計 ④		15,259 kl	15,589 kl	15,678 kl	15,824 kl	15,773 kl
課 税 標 準 量 （ ③ － ④ ） ⑤			1,545,571 kl	1,585,313 kl	1,594,778 kl	1,605,527 kl	1,600,521 kl
そ の 他 （ 申 告 納 付 等 の 分 別	法第144条の2第3項の販売量		0 kl	0 kl	0 kl	0 kl	0 kl
	法第144条の2第4項の販売量		0 kl	0 kl	0 kl	0 kl	12 kl
	法第144条の2第5項の消費量		0 kl	0 kl	0 kl	107 kl	0 kl
	みなす課税（法144の3①V） そ の 他		3,334 kl	1,908 kl	1,280 kl	1,087 kl	1,273 kl
	計 ⑥		3,334 kl	1,908 kl	1,280 kl	1,194 kl	1,285 kl
	課 税 対 象 の と 量	法 第 144 条 の 2 第 3 項 の 販 売 量	0 kl	0 kl	0 kl	0 kl	0 kl
		法 第 144 条 の 2 第 4 項 の 販 売 量	0 kl	0 kl	0 kl	0 kl	0 kl
		法 第 144 条 の 2 第 5 項 の 消 費 量	0 kl	0 kl	0 kl	0 kl	0 kl
		みなす課税（法144の3①V） そ の 他	2,408 kl	887 kl	209 kl	94 kl	89 kl
		小 計 ⑦	2,408 kl	887 kl	209 kl	94 kl	89 kl
	課税標準量（⑥－⑦）⑧		926 kl	1,021 kl	1,071 kl	1,100 kl	1,196 kl
合 計 （ ⑤ ＋ ⑧ ）			1,546,497 kl	1,586,334 kl	1,595,849 kl	1,606,627 kl	1,601,717 kl
特 別 徴 収 義 務 者 数 等	元売業者	本 店 の 数	0	0	0	0	0
		登 録 数	15	17	17	17	16
		事 務 所 等 の 数	15	16	16	16	7
	特約業者	本 店 の 数	79	79	77	76	73
		登 録 数	301	296	289	291	287
		事 務 所 等 の 数	634	635	633	615	612
	計	本 店 の 数	79	79	77	76	73
		登 録 数	316	313	306	308	303
		事 務 所 等 の 数	649	651	649	631	619
	仮特約業者	本 店 の 数	0	0	0	0	0
事 務 所 等 の 数		0	0	0	0	0	

(2) 課税対象とならない軽油

区 分		免税軽油使用者数等	数量(キロリットル)
平成30年度		1,145	92,617
令和元年度		1,084	90,675
令和2年度		1,087	81,984
令和3年度		978	79,686
令和4年度		961	74,702
令和5年度		980	78,289
令和6年度		912	75,058
(令和6年度の内訳)			
法 第 百 四 十 四 条 の 五	輸 出	0	0
	課 税 済	83	62,556
	小 計 A	83	62,556
法 第 百 四 十 四 条 の 六	エチレン等の原料の用途	0	0
	ポリプロピレンの製造工程等	0	0
	小 計 B	0	0
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 一 項	船 舶	97	93
	自衛隊・オーストラリア軍隊(機械等)	2	148
	鉄道事業・軌道事業等	4	1,068
	農 業 等	631	1,069
	林 業 等	3	84
	セメント製品製造業	19	371
	生コンクリート製造業	0	0
	鉱物の掘採事業	21	7,353
	とび・土工工事業	36	1,866
	鉱さいバラス製造業	0	0
	港湾運送業	0	0
	倉庫業	4	13
	貨物利用運送事業等	0	0
	航空運送サービス業	0	0
	廃棄物処理事業	2	3
	木材加工業	5	380
	木材市場業	5	54
	たい肥製造業	0	0
	索道事業	0	0
	小 計 C	829	12,502
法附則12の2の7⑤～⑦関係D		0	0
アメリカ合衆国軍隊関係E		0	0
外国公館等の暖房用ボイラー関係F		0	0
合 計 (A+B+C+D+E+F)		912	75,058

32 地方譲与税

上段：譲与額（千円）
下段：前年比（％）

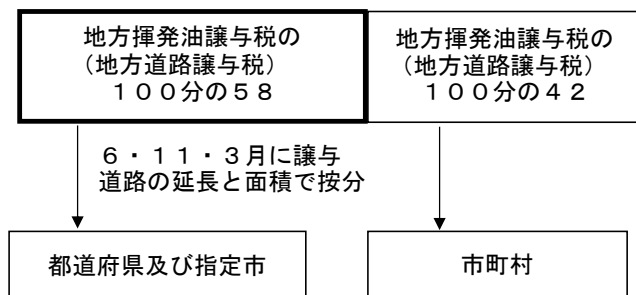
年度	地方揮発油譲与税 (地方道路譲与税)	石油ガス譲与税	特別法人事業譲与税 (地方法人特別譲与税)	自動車重量譲与税	森林環境譲与税	合 計
令和2年度	3,266,137 97.3	108,249 71.5	103,415,744 99.4	561,628 121.4	134,228 150.0	107,485,986 99.4
令和3年度	3,371,157 103.2	105,506 97.5	116,432,717 112.6	566,922 100.9	135,435 100.9	120,611,737 112.2
令和4年度	3,203,815 95.0	100,595 95.3	137,960,212 118.5	902,813 159.2	136,846 101.0	142,304,281 118.0
令和5年度	3,226,093 100.7	95,190 94.6	138,500,800 100.4	913,361 101.2	136,846 100.0	142,872,290 100.4
令和6年度	3,166,136 98.1	89,491 94.0	158,410,280 114.4	911,450 99.8	127,636 93.3	162,704,993 113.9

〈地方揮発油譲与税（地方道路譲与税）〉

令和7年4月1日現在

地方揮発油税収（地方道路税収）の100分の58が譲与される。

※税率は、揮発油1キロリットルにつき、5,200円（本則税率4,400円 暫定税率800円）



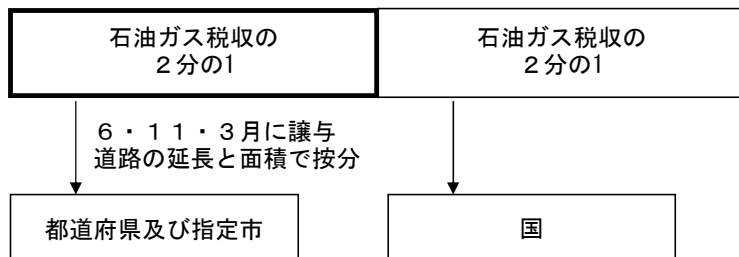
※ 地方道路譲与税は、平成21年度税制改正に伴い
地方揮発油譲与税に改称された。

〈石油ガス譲与税〉

令和7年4月1日現在

石油ガス税収の2分の1が譲与される。

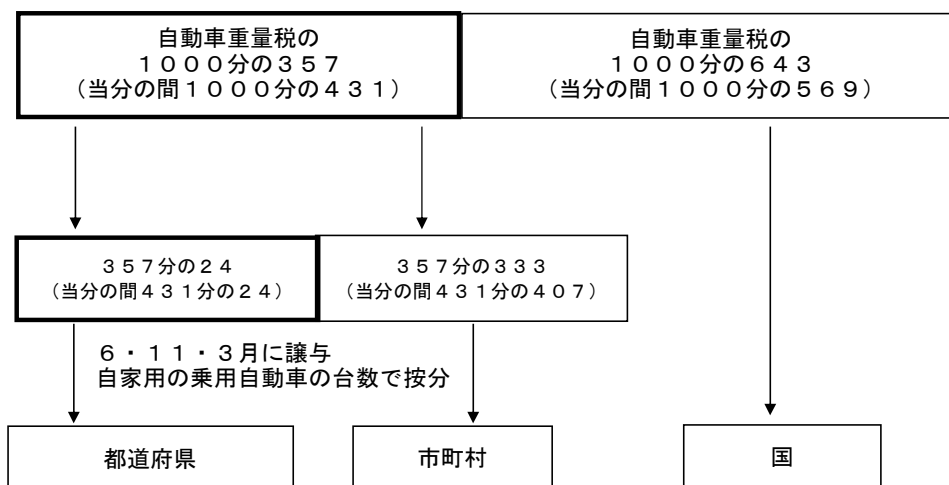
※税率は、自動車用石油ガス1キログラムにつき17円50銭



〈自動車重量譲与税〉

令和7年4月1日現在

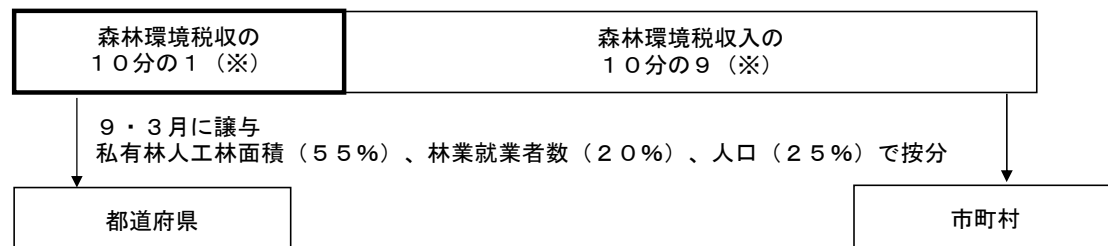
自動車重量税収の2.4%（1000分の24）程度が譲与される。
 ※税率は、条件、車種によって異なる。
 例：3年車検、自家用、エコカー以外の場合は12,300円／0.5トン



〈森林環境譲与税〉

令和7年4月1日現在

森林環境税収の10分の1が譲与される（※）。
 ※税率は、1,000円／1人年額、ただしR6から課税。
 それまでの原資は地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。



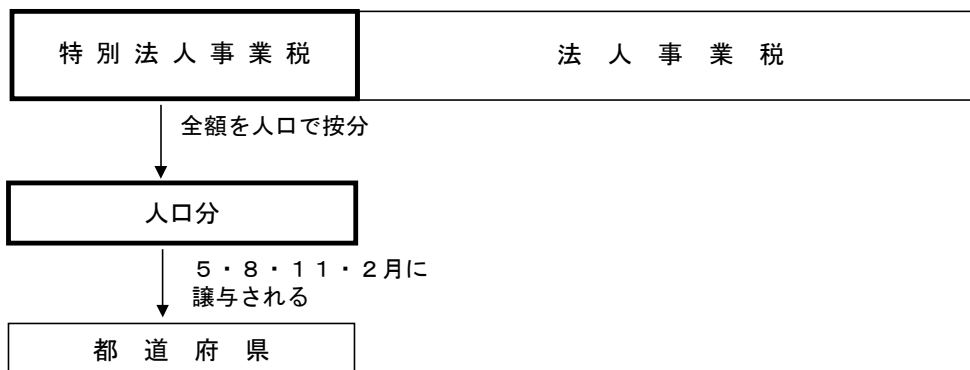
※令和2年度税制改正における都道府県及び市町村への譲与割合

年度	都道府県	市町村
令和2年度及び令和3年度	20分の3	20分の17
令和4年度及び令和5年度	25分の3	25分の22
令和6年度以降	10分の1	10分の9

〈特別法人事業譲与税(地方法人特別譲与税)〉

令和7年4月1日現在

地方税の税源の偏在性を是正するため、令和元年度税制改正で創設された。
 法人事業税額を課税標準とする特別法人事業税収入が原資である。
 特別法人事業税の全額を人口で按分したのち、各都道府県に譲与される。
 (財源超過団体分は75%控除し、財源不足団体に合算して案分)
 なお、令和元年度税制改正により、地方法人特別譲与税は令和2年2月譲与分をもって廃止された。



【特別法人事業税の概要】

『課税標準』

基準法人所得割額：法人事業税所得割額（標準税率分）

基準法人収入割額：法人事業税収入割額（標準税率分）

『税率』

	①※	②※	③※
付加価値割、資本割、所得割の合算額によって法人事業税を課税される法人の基準法人所得割額	260%	260%	260%
所得割額によって法人事業税を課税される特別法人の基準法人所得割額	34.5%	34.5%	34.5%
所得割額によって法人事業税を課税される上記以外の法人の基準法人所得割額	37%	37%	37%
収入割額によって法人事業税を課税される小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給業等を行う法人の基準法人収入割額	30%	40%	40%
収入割額によって法人事業税を課税される小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給業等を行う法人以外の基準法人収入割額	30%	30%	30%
収入割額によって法人事業税を課税される特定ガス供給業を行う法人の基準法人収入割額			62.5%

※ ① 令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度

② 令和2年4月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度

③ 令和4年4月1日以後に開始する事業年度

特別法人事業(地方法人特別)譲与税の影響額

(単位：千円)

年度	特別法人事業税 (地方法人特別税) ①	特別法人事業譲与税 (地方法人特別譲与税) ②	影響額 ②－①	影響額 全国順位
令和2年度 (R2年2月～R3年1月)	54,227,608	103,415,744	+49,188,136	1位
令和3年度 (R3年2月～R4年1月)	61,136,339	116,432,717	+55,296,378	1位
令和4年度 (R4年2月～R5年1月)	66,835,388	137,960,212	+71,124,824	1位
令和5年度 (R5年2月～R6年1月)	66,245,884	138,500,800	+72,254,916	1位
令和6年度 (R6年2月～R7年1月)	78,058,006	158,410,280	+80,352,274	1位

(注1) 特別法人事業税(地方法人特別税)は、特別法人事業譲与税(地方法人特別譲与税)に対応する期間(年度欄の下段)の額である。

(注2) 令和4年度以降の影響額全国順位は都道府県別影響額が非公開となったため他県による全国調査の結果をもとに記載。

第 6 徵 収 状 況

1 税目別納税率

(単位：％)

区 分		令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			区 分	
		現 年	滞 繰	計	現 年	滞 繰	計	現 年	滞 繰	計	現 年	滞 繰	計	現 年	滞 繰	計	現 年	滞 繰	計		
県 民 税	個 人	98.6	38.4	96.5	98.8	38.4	97.0	99.0	38.1	97.3	98.9	38.6	97.5	98.9	39.8	97.7	99.1	41.7	97.9	個 人	県 民 税
	均 等 割 及 び 所 得 割	98.5	38.4	96.3	98.7	38.4	96.8	98.9	38.1	97.1	98.8	38.6	97.3	98.8	39.8	97.5	98.9	41.7	97.6	均 等 割 及 び 所 得 割	
	配 当 割	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	配 当 割	
	株式等譲渡所得割	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	株式等譲渡所得割	
	法 人	99.8	36.3	99.6	99.0	54.3	98.8	99.7	78.0	99.5	99.8	42.4	99.5	99.7	39.4	99.5	99.7	37.6	99.5	法 人	県 民 税
	利 子 割	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	利 子 割	
事業 税	個 人	98.9	45.5	98.0	99.1	45.5	98.2	99.1	50.2	98.4	98.7	47.9	98.1	98.9	52.9	98.1	99.0	43.5	98.1	個 人	事業 税
	法 人	99.8	32.7	99.8	98.7	55.4	98.6	99.9	89.4	99.8	99.9	44.8	99.8	99.8	28.1	99.7	99.8	26.6	99.7	法 人	
地 方 消 費 税		100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	地 方 消 費 税	
不 動 産 取 得 税		98.4	39.1	97.9	98.0	46.9	97.4	98.4	61.0	97.9	98.4	23.9	97.8	98.3	34.5	97.8	98.2	27.2	97.7	不 動 産 取 得 税	
県 た ば こ 税		100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	99.9	—	99.9	100.0	95.8	99.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	県 た ば こ 税	
ゴ ル フ 場 利 用 税		100.0	—	100.0	98.9	—	98.9	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	ゴ ル フ 場 利 用 税	
自 動 車 取 得 税		100.0	0.0	100.0	—	—	—	—	—	—	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	自 動 車 取 得 税	
軽 油 引 取 税		99.5	100.0	99.5	99.5	100.0	99.5	99.5	100.0	99.5	99.1	100.0	99.1	99.4	100.0	99.4	99.5	100.0	99.5	軽 油 引 取 税	
自 動 車 税	自 動 車 税	99.7	37.9	99.3	—	43.7	43.7	—	20.1	20.1	—	10.6	10.6	—	8.6	8.6	—	10.0	10.0	自 動 車 税	自 動 車 税
	環 境 性 能 割	100.0	0.0	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	環 境 性 能 割	
	種 別 割	99.9	0.0	99.9	99.8	81.3	99.8	99.7	60.4	99.6	99.7	50.2	99.6	99.7	46.9	99.5	99.7	45.1	99.5	種 別 割	
鉦 区 税		100.0	—	99.5	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	鉦 区 税	
狩 猟 税		100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	狩 猟 税	
合 計		99.3	39.6	98.4	99.2	40.8	98.4	99.5	48.0	98.8	99.4	40.8	98.8	99.4	43.3	98.9	99.5	43.0	99.0	合 計	

(注1) 納税率は、(収入済額－過誤納金還付充当未済額)÷(過誤納金還付充当未済額を含まない調定額)を計上している。

(注2) 集計期間は各年度6月1日から5月31日まで。

2 税目別収入未済額

区 分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
							現年課税分	滞納繰越分	合 計
県民税	個人	均等割及び所得割	8,197,887,019 円	7,257,454,032 円	6,975,296,260 円	6,583,013,590 円	2,927,017,033 円	2,965,975,890 円	5,892,992,923 円
		配当割	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	—	0 円
		株式等譲渡所得割	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	—	0 円
	法人	法人	2,749 件 201,345,025 円	2,212 件 65,200,673 円	2,372 件 60,167,399 円	2,397 件 70,506,480 円	1,714 件 44,597,452 円	795 件 19,867,630 円	2,509 件 64,465,082 円
		利子割	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	—	0 円
	事業税	個人	2,255 件 224,469,240 円	2,028 件 214,425,510 円	2,641 件 287,740,861 円	2,391 件 277,766,146 円	1,458 件 162,574,014 円	844 件 112,515,437 円	2,302 件 275,089,451 円
		法人	1,246 件 1,897,809,072 円	979 件 274,591,214 円	1,000 件 255,162,768 円	1,036 件 438,067,159 円	698 件 317,879,361 円	282 件 90,741,463 円	980 件 408,620,824 円
		不動産取得税	1,162 件 472,759,554 円	1,031 件 388,848,313 円	1,001 件 460,844,344 円	1,018 件 467,068,912 円	734 件 388,863,642 円	248 件 100,788,593 円	982 件 489,652,235 円
		県たばこ税	0 円	2 件 57,448 円	0 件 0 円	0 件 0 円	0 件 0 円	—	0 件 0 円
		ゴルフ場利用税	11 件 19,726,000 円	0 件 0 円	0 件 0 円	0 件 0 円	0 件 0 円	—	0 件 0 円
		自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—
		軽油引取税	3 件 239,692,835 円	3 件 259,332,446 円	7 件 457,153,098 円	4 件 303,614,132 円	4 件 250,373,946 円	0 円	4 件 250,373,946 円
自動車税	自動車税(計)	自動車税(計)	10,471 件 378,327,160 円	9,662 件 354,477,699 円	9,604 件 352,526,267 円	9,916 件 354,567,920 円	5,793 件 208,399,182 円	3,954 件 137,461,838 円	9,747 件 345,861,020 円
		自動車税	4,953 件 173,664,746 円	1,916 件 67,181,324 円	618 件 21,895,549 円	113 件 3,706,022 円	—	16 件 483,548 円	16 件 483,548 円
	環境性能割	環境性能割	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	—	0 円
		種別割	5,518 件 204,662,414 円	7,746 件 287,296,375 円	8,986 件 330,630,718 円	9,803 件 350,861,898 円	5,793 件 208,399,182 円	3,938 件 136,978,290 円	9,731 件 345,377,472 円
		鉱区税	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	—	0 円
		狩猟税	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	—	0 円
		合 計	17,897 件 11,632,015,905 円	15,917 件 8,814,387,335 円	16,625 件 8,848,890,997 円	16,762 件 8,494,604,339 円	10,401 件 4,299,704,630 円	6,123 件 3,427,350,851 円	16,524 件 7,727,055,481 円

(注) 集計期間は各年度6月1日から5月31日まで。

3 不納欠損処分（その1 税目別）

区 分		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		税 額 (円)	件 数	税 額 (円)	件 数	税 額 (円)	件 数	税 額 (円)	件 数	税 額 (円)	件 数
県民税	個人県民税 (構成比)	1,113,302,074 (83.8)		1,021,312,188 (84.3)		867,176,706 (82.6)		925,673,062 (84.1)		952,862,013 (70.5)	
	法人県民税 (構成比)	16,550,105 (1.2)	536	15,841,699 (1.3)	517	15,018,561 (1.4)	484	15,392,086 (1.4)	575	28,078,842 (2.1)	636
事業税	個人事業税 (構成比)	30,945,347 (2.3)	326	24,933,791 (2.1)	283	45,683,815 (4.4)	209	31,456,353 (2.9)	221	44,246,967 (3.3)	365
	法人事業税 (構成比)	54,625,426 (4.1)	120	53,773,675 (4.4)	141	45,002,258 (4.3)	194	50,885,736 (4.6)	212	266,924,752 (19.7)	324
不動産取得税 (構成比)		12,239,234 (0.9)	103	18,167,004 (1.5)	91	4,721,622 (0.4)	66	17,019,029 (1.5)	74	5,870,363 (0.4)	60
県たばこ税 (構成比)		—	—	—	—	2,400 (0.0)	1	—	—	—	—
ゴルフ場利用税 (構成比)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車取得税 (構成比)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽油引取税 (構成比)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車税	自動車税 (構成比)	100,347,693 (7.6)	3,136	69,734,844 (5.7)	2,058	37,870,129 (3.6)	1,091	16,237,225 (1.5)	451	2,852,210 (0.2)	84
	環境性能割 (構成比)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	種別割 (構成比)	1,018,300 (0.1)	53	8,264,729 (0.7)	367	34,052,039 (3.3)	1,137	43,766,561 (4.0)	1,449	51,150,381 (3.8)	1,676
鉱区税 (構成比)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計 (構成比)		1,329,028,179 (100.0)	4,274	1,212,027,930 (100.0)	3,457	1,049,527,530 (100.0)	3,182	1,100,430,052 (100.0)	2,982	1,351,985,528 (100.0)	3,145
調定額に対する割合		0.2%		0.1%		0.1%		0.1%		0.2%	
前年度収入未済額に対する割合		12.0%		10.4%		11.9%		12.5%		15.9%	

(注) 集計期間は各年度6月1日から5月31日まで。

3 不納欠損処分（その2 事由別）

区 分		令 和 2 年 度		令 和 3 年 度		令 和 4 年 度		令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
		税 額（円）	件 数	税 額（円）	件 数	税 額（円）	件 数	税 額（円）	件 数	税 額（円）	件 数
滞納処分の停止中 時効完成 によるもの	無 財 産	8,322,823	209	4,070,812	110	4,564,511	115	3,298,490	107	2,937,680	68
	生 活 困 窮	812,250	23	339,500	11	299,738	8	218,700	4	188,700	5
	所 在 不 明	915,500	21	245,751	7	175,400	6	106,900	3	0	0
	計 (構 成 比)	10,050,573 (0.8)	253	4,656,063 (0.4)	128	5,039,649 (0.5)	129	3,624,090 (0.3)	114	3,126,380 (0.2)	73
滞納処分の停止後 3年経過 によるもの	無 財 産	42,224,456	936	36,581,451	730	20,836,049	488	17,751,720	281	9,747,871	149
	生 活 困 窮	8,819,573	220	3,245,811	91	2,448,139	54	2,338,350	47	1,722,443	20
	所 在 不 明	4,688,817	128	2,032,603	66	1,754,496	48	747,323	18	302,900	9
	計 (構 成 比)	55,732,846 (4.2)	1,284	41,859,865 (3.5)	887	25,038,684 (2.4)	590	20,837,393 (1.9)	346	11,773,214 (0.9)	178
時効完成によるもの (構 成 比)		0 (0.0)	0	0 (0.0)	0	0 (0.0)	0	0 (0.0)	0	0 (0.0)	0
法第15条の7第5項の納税 義務消滅 (構 成 比)		149,942,686 (11.3)	2,737	144,199,814 (11.9)	2,442	152,272,491 (14.5)	2,463	150,295,507 (13.7)	2,522	384,223,921 (28.4)	2,894
個 人 県 民 税 分 (構 成 比)		1,113,302,074 (83.8)		1,021,312,188 (84.3)		867,176,706 (82.6)		925,673,062 (84.1)		952,862,013 (70.5)	
合 計 (構 成 比)		1,329,028,179 (100.0)	4,274	1,212,027,930 (100.0)	3,457	1,049,527,530 (100.0)	3,182	1,100,430,052 (100.0)	2,982	1,351,985,528 (100.0)	3,145

(注) 集計期間は各年度6月1日から5月31日まで。

4 徴収状況（令和6年度）

総務省統計

区 分		調 定 額 ①		納 期 内 収 入 額 ②				滞 納 額 (①－②)				滞 納 額 ③ の うち 整 理 済 額							
								③				任 意 徴 収 ④				差 押 徴 収 ⑤			
		件 数	税 額 (千円)	件 数	左のうち 証紙徴収 に係るもの	税 額 (千円)	左のうち 証紙徴収 に係るもの	件 数	左のうち 徴収猶予 等に係る もの	税 額 (千円)	左のうち 徴収猶予 等に係る もの	件 数	左のうち 徴収猶予 等に係る もの	税 額 (千円)	左のうち 徴収猶予 等に係る もの	任 意 納 税		滞 納 処 分 徴 収	
																件 数	税 額 (千円)	件 数	税 額 (千円)
現 年 課 税 分	法人道府県民税	227,726	18,173,090	198,832		17,438,300		28,894		734,790		26,666		679,815		178	5,020	252	6,129
	法 人 事 業 税	113,378	193,997,760	100,062		189,066,195		13,316		4,931,565		12,371		4,536,295		94	29,454	92	26,466
	個 人 事 業 税	145,282	16,189,954	123,449		14,333,810		21,833		1,856,144		19,609		1,622,468		328	28,605	432	43,451
	不 動 産 取 得 税	72,106	21,207,250	65,225		19,857,328		6,881	380	1,349,922	351,777	6,216	28	1,004,101	17,404	105	19,587	80	8,230
	環境性能割	100,321	9,054,322	99,800	0	9,011,634	0	521	0	42,688	0	521	0	42,688	0	0	0	0	0
	種 別 割	2,515,051	83,016,476	2,241,651	0	73,151,423	0	273,400		9,865,053		264,728		9,555,976		1,067	38,691	1,868	71,446
	軽油引取税	3,946	51,415,116	2,788		23,805,315		1,158	461	27,609,801	27,543,052	1,154	172	27,359,427	8,040,674	0	0	0	0
	その他の道府県税	20,751	215,486,070	20,660	0	215,474,009	0	91	0	12,061	0	91	0	12,061	0	0	0	0	0
	計 A	3,198,561	608,540,038	2,852,467	0	562,138,014	0	346,094	841	46,402,024	27,894,829	331,356	200	44,812,831	8,058,078	1,772	121,357	2,724	155,722
	滞 納 繰 越 分 B	16,144	1,550,863					16,144	0	1,550,863	0	4,418	0	565,086	0	1,217	101,494	1,449	87,426
合 計 (A+B)		3,214,705	610,090,901	2,852,467	0	562,138,014	0	362,238	841	47,952,887	27,894,829	335,774	200	45,377,917	8,058,078	2,989	222,851	4,173	243,148

（注）個人県民税（均等割・所得割）及び地方消費税を除く。また、調定額は過誤納金還付充当未済額を含まない。

整 理 未 済 額 の 内 訳

総務省統計

区 分		収 入 計 (② + ④ + ⑤)		⑥のうち還付未済額		欠 損 処 分		整 理 未 済 額 (①－⑥＋⑦－⑧)	
		⑥		⑦		⑧		⑨	
		件 数	税 額 (千円)	件 数	税 額 (千円)	件 数	税 額 (千円)	件 数	税 額 (千円)
現 年 課 税 分	法人道府県民税	225,928	18,129,264	0	5,643	84	4,871	1,714	44,598
	法 人 事 業 税	112,619	193,658,410	0	34,800	61	56,271	698	317,879
	個 人 事 業 税	143,818	16,028,334	0	1,459	6	504	1,458	162,575
	不 動 産 取 得 税	71,626	20,889,246	257	71,005	3	146	734	388,863
	環境性能割	100,321	9,054,322	0	0	0	0	0	0
	種 別 割	2,509,314	82,817,536	104	10,375	48	917	5,793	208,398
	軽油引取税	3,942	51,164,742	0	0	0	0	4	250,374
	その他の道府県税	20,751	215,486,070	0	0	0	0	0	0
	計 A	3,188,319	607,227,924	361	123,282	202	62,709	10,401	1,372,687
	滞 納 繰 越 分 B	7,084	754,006	6	931	2,943	336,415	6,123	461,373
合 計 (A+B)		3,195,403	607,981,930	367	124,213	3,145	399,124	16,524	1,834,060

区 分	件 数	税 額 (千円)
財産差押額 ①	766	182,606
換価猶予額 ②	121	36,447
滞納処分の停止額 ③	3,169	178,965
徴収猶予額 ④	430	616,949
徴収嘱託額 ⑤	0	0
交付要求額 ⑥	338	41,621
⑥のうち参加差押に係るもの		9,951
分納誓約額 ⑦	109	12,221
その他 ⑧	11,591	765,251
計	16,524	1,834,060

５ 収入未済額の処分別内訳（令和６年度）（その１ 令和６年度収入未済額全体の内訳）

区 分	財 産 差 押 額		換 価 の 猶 予 額		滞納処分の停止額		徴 収 猶 予 額		徴 収 嘱 託 額		交 付 要 求 額 （ 参 加 差 押 ）		納付（入）受託額		納 税 誓 約 額		そ の 他		計	
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件
さいたま	49,523,460	31	1,433,100	10	5,367,761	92	67,727,800	71	0	0	1,442,057	23	0	0	2,968,837	17	43,829,128	458	172,292,143	702
川 口	9,632,989	37	3,224,000	10	18,394,406	138	86,874,600	43	0	0	1,207,100	20	0	0	4,884,856	17	55,421,778	582	179,639,729	847
上 尾	3,482,779	23	1,317,623	8	7,368,624	62	13,855,000	41	0	0	1,517,405	17	0	0	0	0	21,406,247	377	48,947,678	528
朝 霞	5,508,245	47	3,419,500	17	7,517,025	25	45,955,700	37	0	0	224,000	3	0	0	0	0	27,679,661	223	90,304,131	352
川 越	5,396,046	44	557,789	5	3,912,907	35	59,001,000	51	0	0	8,917,824	22	0	0	624,300	6	53,395,851	624	131,805,717	787
所 沢	20,464,482	30	2,454,400	19	5,731,175	40	44,170,400	58	0	0	586,118	12	0	0	0	0	24,139,453	367	97,546,028	526
飯 能	5,770,035	14	952,300	5	2,372,221	30	7,724,900	26	0	0	97,700	5	0	0	1,006,100	15	6,226,153	131	24,149,409	226
東 松 山	1,045,700	9	14,339,600	27	2,544,700	32	655,500	8	0	0	368,400	6	0	0	0	0	44,593,570	207	63,547,470	289
秩 父	102,953	1	0	0	1,550,056	18	0	0	0	0	0	0	0	0	944,251	15	940,028	12	3,537,288	46
本 庄	561,000	4	0	0	468,607	8	907,600	4	0	0	293,494	5	0	0	0	0	10,977,716	84	13,208,417	105
熊 谷	1,884,770	12	2,493,600	10	11,636,063	104	2,741,900	11	0	0	8,588,285	23	0	0	582,700	4	9,139,783	166	37,067,101	330
行 田	798,800	15	0	0	2,358,700	33	3,235,100	7	0	0	1,404,400	8	0	0	0	0	17,648,242	143	25,445,242	206
春 日 部	31,654,330	33	4,949,440	3	25,115,101	199	20,498,900	40	0	0	1,677,700	23	0	0	0	0	134,924,888	732	218,820,359	1,030
越 谷	31,229,276	53	1,228,200	5	14,870,171	117	13,227,300	29	0	0	11,860,670	46	0	0	60,000	2	59,041,263	547	131,516,880	799
自 動 車	15,552,022	413	77,700	2	69,757,329	2,236	250,373,946	4	0	0	3,435,891	125	0	0	1,150,418	33	255,887,660	6,938	596,234,966	9,751
個人県民税	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	5,892,992,923	－
県 計	182,606,887	766	36,447,252	121	178,964,846	3,169	616,949,646	430	0	0	41,621,044	338	0	0	12,221,462	109	765,251,421	11,591	7,727,055,481	16,524

（注）集計期間は６月１日から５月３１日まで。

5 収入未済額の処分別内訳（その2 令和6年度収入未済額前ページ「その他」区分の内訳）

区 分	滞納処分予定		徴収猶予予定		滞納処分の停止予定		資金繰り困難		異議申立又は 課税取消予定		更生債権		調査中のもの		計	
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件
さいたま	8,720,823	26	0	0	800,000	7	12,927,580	99	8,500	1	0	0	21,372,225	325	43,829,128	458
川 口	3,874,564	33	0	0	150,482	4	29,556,312	330	0	0	0	0	21,840,420	215	55,421,778	582
上 尾	2,166,982	53	0	0	1,985,311	31	4,690,788	79	0	0	0	0	12,563,166	214	21,406,247	377
朝 霞	11,139,522	94	0	0	270,600	7	7,766,799	28	0	0	0	0	8,502,740	94	27,679,661	223
川 越	2,669,800	32	0	0	19,222,500	226	21,358,251	247	0	0	0	0	10,145,300	119	53,395,851	624
所 沢	6,196,593	89	0	0	1,735,706	29	5,953,727	144	0	0	0	0	10,253,427	105	24,139,453	367
飯 能	230,600	8	0	0	373,300	10	1,867,300	40	0	0	0	0	3,754,953	73	6,226,153	131
東 松 山	1,373,500	14	0	0	1,172,800	36	12,469,400	53	0	0	0	0	29,577,870	104	44,593,570	207
秩 父	98,900	4	0	0	414,828	3	0	0	0	0	0	0	426,300	5	940,028	12
本 庄	6,531,057	23	0	0	373,300	13	0	0	0	0	0	0	4,073,359	48	10,977,716	84
熊 谷	272,200	11	0	0	344,100	12	7,760,200	132	0	0	0	0	763,283	11	9,139,783	166
行 田	5,290,000	43	0	0	7,137,941	59	1,739,700	13	0	0	0	0	3,480,601	28	17,648,242	143
春 日 部	3,596,900	39	0	0	124,700	8	13,308,849	145	0	0	0	0	117,894,439	540	134,924,888	732
越 谷	14,635,541	165	0	0	951,723	18	27,010,680	214	0	0	0	0	16,443,319	150	59,041,263	547
自 動 車	34,794,077	938	0	0	23,767,858	624	84,605,976	2,381	8,576,432	231	0	0	104,143,317	2,764	255,887,660	6,938
県 計	101,591,059	1,572	0	0	58,825,149	1,087	231,015,562	3,905	8,584,932	232	0	0	365,234,719	4,795	765,251,421	11,591

（注）集計期間は6月1日から5月31日まで。

6 滞 納 処 分 状 況

(単位：件、円)

区 分	差 押 処 分 を し た も の						差 押 処 分 を 解 除 し た も の						公売処分付したものの		差押税額の一部について 納付充当のあったもの		差押処分を取消し・ 差押税額の一部課税 取消し・その他		年度末の整理未済額 ③－(⑥+⑦+⑧+⑨)	
	前年度整理未済額 ①		本年度差押額 ②		計 ①＋② ③		完納によるもの ④		そ の 他 ⑤		計 ④＋⑤ ⑥									
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
令和2年度	458		3,697		4,155		1,055		190		1,245		2,539		－		3		368	
	1,382	260,656,714	7,033	462,201,985	8,415	722,858,699	1,502	119,350,027	463	56,109,937	1,965	175,459,964	4,890	280,861,824	469	114,758,470	47	4,195,633	1,044	147,582,808
令和3年度	372		3,844		4,216		824		120		944		2,938		－		3		331	
	1,067	147,994,037	7,044	555,892,476	8,111	703,886,513	1,441	146,511,981	387	90,424,993	1,828	236,936,974	5,293	337,253,211	33	30,055,948	22	7,180,268	935	92,460,112
令和4年度	333		4,847		5,180		1065		86		1,151		3,586		－		5		438	
	970	92,635,250	8,436	727,322,231	9,406	819,957,481	1,671	113,390,406	287	32,937,573	1,958	146,327,979	6,226	517,190,197	92	35,885,029	35	11,091,569	1,095	109,462,707
令和5年度	427		5,493		5,920		1,177		129		1,306		4,112		－		10		492	
	1,090	109,474,927	9,909	1,259,501,076	10,999	1,368,976,003	1,940	142,256,937	322	77,323,987	2,262	219,580,924	7,227	488,665,283	83	125,026,931	21	22,765,699	1,406	512,937,166
令和6年度	481		5,103		5,584		1,104		150		1,254		3,867		－		13		450	
	1,417	510,270,420	10,178	2,180,725,261	11,595	2,690,995,681	2,025	213,145,005	445	176,199,136	2,470	389,344,141	7,140	1,537,583,370	62	150,748,060	48	126,568,935	1,875	486,751,175
(令和5年度の内訳)																				
さいたま	49		624		673		102		21		123		492		－		3		55	
	106	17,694,751	1,143	662,259,979	1,249	679,954,730	186	71,128,384	35	123,478,506	221	194,606,890	878	257,995,842	9	4,566,208	5	97,104,496	136	125,681,294
川 口	34		246		280		31		4		35		220		－		0		25	
	95	35,554,174	536	112,333,607	631	147,887,781	85	14,325,993	7	232,963	92	14,558,956	377	97,320,745	0	1,200,000	0	0	162	34,808,080
上 尾	29		469		498		132		16		148		329		－		1		20	
	135	11,888,619	847	60,300,769	982	72,189,388	302	24,798,560	43	3,583,576	345	28,382,136	553	34,501,520	11	2,076,045	2	930,639	71	6,299,048
朝 霞	67		381		448		99		20		119		285		－		0		44	
	247	35,596,607	716	57,883,269	963	93,479,876	238	13,049,852	67	11,099,171	305	24,149,023	563	60,476,589	4	1,059,869	1	791,500	90	7,002,895
川 越	21		341		362		49		5		54		259		－		7		42	
	126	30,254,784	920	207,778,214	1,046	238,032,998	83	29,009,450	28	11,947,320	111	40,956,770	707	164,124,624	16	665,200	34	12,832,500	178	19,453,904
所 沢	51		394		445		119		13		132		281		－		0		32	
	226	279,969,463	778	102,753,511	1,004	382,722,974	199	13,488,107	57	3,933,089	256	17,421,196	552	75,632,113	5	138,322,160	0	0	191	151,347,505
飯 能	24		311		335		73		16		89		213		－		0		33	
	38	3,706,441	411	22,737,209	449	26,443,650	90	4,822,717	20	1,325,500	110	6,148,217	283	14,107,230	0	0	0	0	56	6,188,203
東 松 山	9		153		162		24		8		32		119		－		0		11	
	15	1,707,400	278	33,062,288	293	34,769,688	56	4,348,900	15	1,586,200	71	5,935,100	198	27,638,288	0	0	0	0	24	1,196,300
秩 父	4		109		113		38		0		38		68		－		1		6	
	5	57,691	144	6,281,900	149	6,339,591	51	1,875,506	0	0	51	1,875,506	87	3,885,898	0	13,426	1	44,400	10	520,361
本 庄	21		144		165		73		5		78		72		－		0		15	
	23	1,923,215	195	10,702,118	218	12,625,333	99	5,670,200	7	234,100	106	5,904,300	96	5,368,917	0	291,116	0	0	16	1,061,000
熊 谷	20		411		431		83		6		89		315		－		0		27	
	48	1,321,022	662	59,386,601	710	60,707,623	135	6,716,187	6	6,233,596	141	12,949,783	509	43,448,058	3	28,774	3	317,500	54	3,963,508
行 田	44		279		323		89		11		100		204		－		0		19	
	44	3,957,161	443	17,646,381	487	21,603,542	102	4,558,150	16	2,661,900	118	7,220,050	341	13,167,803	2	236,600	0	8,400	26	970,689
春日部	43		346		389		92		9		101		246		－		0		42	
	101	68,175,401	748	614,398,111	849	682,573,512	153	6,751,757	39	1,670,004	192	8,421,761	549	637,461,700	12	687,515	1	221,300	95	35,781,236
越 谷	65		637		702		97		15		112		512		－		1		77	
	208	18,463,691	1,936	201,234,111	2,144	219,697,802	241	12,451,042	103	8,109,811	344	20,560,853	1,035	90,858,450	0	1,601,147	1	14,318,200	764	92,359,152
自 動 車	0		258		258		3		1		4		252		－		0		2	
	0	0	421	11,967,193	421	11,967,193	5	150,200	2	103,400	7	253,600	412	11,595,593	0	0	0	0	2	118,000

(注1) 件数欄の上段は処分件数を示す。

(注2) 集計期間は各年度6月1日から5月31日まで。

7 個人事業税の口座振替納税状況

区 分	調 定 額		収 入 額		口 座 振 替 に よ る 収 入 額			
	件 数	税 額 (千円)	件 数	税 額(A) (千円)	件 数	税 額(B) (千円)	振 替 率 (B)/(A)(%)	依頼者数 (人)
令和2年度	130,848	13,976,431	129,579	13,854,928	44,971	6,792,188	49.0	25,333
令和3年度	139,055	14,802,158	137,835	14,674,801	46,987	7,108,400	48.4	25,730
令和4年度	153,880	17,498,066	151,981	17,274,812	47,933	7,460,735	43.2	25,867
令和5年度	140,693	15,611,896	139,358	15,438,273	47,573	7,378,394	47.8	25,910
令和6年度	145,282	16,189,954	143,818	16,028,335	48,083	7,504,112	46.8	27,715
(令和6年度の内訳)								
		(千円)		(千円)		(千円)		
さいたま	23,668	3,345,905	23,520	3,330,747	8,832	1,694,694	50.9	4,633
川 口	18,334	2,212,531	18,125	2,190,937	6,219	1,069,896	48.8	3,196
上 尾	8,713	839,906	8,624	832,313	2,878	398,039	47.8	3,453
朝 霞	10,871	1,438,585	10,790	1,428,222	3,645	721,194	50.5	1,965
川 越	15,660	1,652,506	15,460	1,635,556	5,370	782,170	47.8	2,858
所 沢	9,739	1,107,789	9,615	1,095,318	3,465	546,057	49.9	1,864
飯 能	5,799	487,291	5,757	483,949	1,756	201,697	41.7	1,009
東 松 山	3,271	271,640	3,193	264,929	1,038	106,781	40.3	1,089
秩 父	1,418	109,557	1,410	108,315	496	49,582	45.8	270
本 庄	1,998	157,570	1,990	156,765	624	63,544	40.5	317
熊 谷	5,489	480,184	5,439	473,320	1,878	220,964	46.7	943
行 田	4,171	331,625	4,127	327,344	1,276	136,553	41.7	662
春 日 部	13,996	1,313,276	13,842	1,298,502	4,203	536,842	41.3	2,143
越 谷	22,155	2,441,589	21,926	2,402,116	6,403	976,101	40.6	3,313

(注) 集計期間は各年度6月1日から5月31日まで。

8 収納方法別納税状況

(1) 金額

令和3年度

	金融機関		コンビニエンスストア		Pay-easy (ペイジー)		クレジットカード		地方税共同機構 (共通納税システム・ お支払サイト等)		スマートフォン 決済アプリ		計	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
個人事業税	11,904,019	80.2	1,999,597	13.5	679,780	4.6	131,828	0.9	－	－	122,699	0.8	14,837,923	100.0
不動産取得税	16,114,766	79.7	1,227,353	6.1	2,477,213	12.3	242,454	1.2	－	－	145,729	0.7	20,207,515	100.0
自動車税	33,636,237	38.4	41,115,499	46.9	5,045,249	5.8	3,805,761	4.3	－	－	4,037,336	4.6	87,640,082	100.0
その他の税目	738,829,260	91.7	－	－	499,928	0.1	－	－	66,493,075	8.3	－	－	805,822,263	100.0
計	800,484,282	86.2	44,342,449	4.8	8,702,170	0.9	4,180,043	0.5	66,493,075	7.2	4,305,764	0.5	928,507,783	100.0

令和4年度

(単位:千円、%)

	金融機関		コンビニエンスストア		Pay-easy (ペイジー)		クレジットカード		地方税共同機構 (共通納税システム・ お支払サイト等)		スマートフォン 決済アプリ		計	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
個人事業税	13,555,849	77.9	2,685,130	15.4	881,479	5.1	141,650	0.8	285	0.0	139,980	0.8	17,404,372	100.0
不動産取得税	15,976,005	74.2	1,365,973	6.3	3,796,321	17.6	249,786	1.2	1,063	0.0	143,162	0.7	21,532,311	100.0
自動車税	31,796,271	36.3	42,911,289	49.0	5,796,345	6.6	3,151,278	3.6	82,520	0.1	3,800,405	4.3	87,538,107	100.0
その他の税目	716,644,884	87.9	－	－	338,445	0.0	－	－	98,259,589	12.1	－	－	815,242,918	100.0
計	777,973,009	82.6	46,962,392	5.0	10,812,591	1.1	3,542,714	0.4	98,343,457	10.5	4,083,546	0.4	941,717,708	100.0

令和5年度

(単位:千円、%)

	金融機関		コンビニエンスストア		Pay-easy (ペイジー)		クレジットカード		地方税共同機構 (共通納税システム・ お支払サイト等)		スマートフォン 決済アプリ		計	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
個人事業税	12,150,013	77.9	2,136,495	13.7	818,337	5.2	242,742	1.6	31,053	0.2	222,316	1.4	15,600,957	100.0
不動産取得税	15,915,313	69.4	1,364,135	6.0	3,280,144	14.3	593,301	2.6	1,481,697	6.5	284,917	1.2	22,919,507	100.0
自動車税	26,318,697	30.9	40,536,944	47.6	5,737,963	6.7	3,991,100	4.7	2,195,175	2.6	6,380,377	7.5	85,160,256	100.0
その他の税目	708,602,824	84.6	－	－	426,351	0.1	785,902	0.1	127,380,791	15.2	11,438	0.0	837,207,306	100.0
計	762,986,847	79.4	44,037,574	4.6	10,262,795	1.1	5,613,045	0.6	131,088,717	13.6	6,899,048	0.7	960,888,027	100.0

令和6年度

(単位:千円、%)

	金融機関		コンビニエンスストア		Pay-easy (ペイジー)		クレジットカード		地方税共同機構 (共通納税システム・ お支払サイト等)		スマートフォン 決済アプリ		計	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
個人事業税	12,432,466	76.9	2,240,420	13.9	728,768	4.5	287,942	1.8	56,148	0.3	428,602	2.6	16,174,346	100.0
不動産取得税	14,754,261	67.4	1,257,576	5.7	3,186,915	14.5	664,445	3.0	1,590,113	7.3	449,792	2.1	21,903,100	100.0
自動車税	24,806,323	29.4	38,625,989	45.7	4,789,664	5.7	4,090,964	4.8	2,892,523	3.4	9,274,769	11.0	84,480,232	100.0
その他の税目	695,925,560	77.6	－	－	573,323	0.1	1,383,569	0.1	199,152,967	22.2	24,402	0.0	897,059,822	100.0
計	747,918,609	73.4	42,123,984	4.1	9,278,670	0.9	6,426,920	0.6	203,691,750	20.0	10,177,566	1.0	1,019,617,499	100.0

【開始時期】

コンビニエンスストア:平成16年10月(自動車税)、平成23年7月(個人事業税、不動産取得税)

Pay-easy(ペイジー):平成23年7月

クレジット:平成27年4月(自動車税(定期課税分))

平成31年2月(個人事業税、不動産取得税、納期後の滞納分)

令和5年4月 地方税統一QRコード対応税目

※ 金融機関は、口座振替並びにPay-easy(ペイジー)のうち「窓口(農協等の窓口OCR)」及び「一括伝送(郵便局窓口)」分を含む。

※ Pay-easy(ペイジー)は、「インターネットバンキング」、「モバイルバンキング」及び「ATM」分。

共通納税システム:令和元年10月(法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人事業税)

地方税共同機構 令和3年10月(配当割、県民税利子割、株式譲渡所得割)

令和5年4月「地方税お支払サイト」開始。申告税目を含め地方税統一QRの印字された納付書が利用可能。

※令和4年度の地方税共同機構には、地方税統一QRを用いた収納分を含む。

※令和5年度以降の地方税共同機構は、地方税統一QRコードを用いたクレジットカード・スマートフォン決済アプリを除く。

スマートフォン決済アプリ:令和3年4月(個人事業税、不動産取得税、自動車税)

令和5年4月 地方税統一QRコード対応税目

(2) 件数

令和3年度

(単位:件、%)

	金融機関		コンビニエンスストア		Pay-easy (ペイジー)		クレジットカード		地方税共同機構 (共通納税システム・ お支払サイト等)		スマートフォン 決済アプリ		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
個人事業税	89,172	62.1	44,008	30.6	6,609	4.6	1,555	1.1	－	－	2,247	1.6	143,591	100.0
不動産取得税	36,233	52.6	21,076	30.6	7,152	10.4	2,177	3.2	－	－	2,249	3.3	68,887	100.0
自動車税	903,783	38.3	1,113,653	47.2	139,215	5.9	96,272	4.1	－	－	106,537	4.5	2,359,460	100.0
その他の税目	316,671	89.3	－	－	3,948	1.1	－	－	34,186	9.6	－	－	354,805	100.0
計	1,345,859	46.0	1,178,737	40.3	156,924	5.4	100,004	3.4	34,186	1.2	111,033	3.8	2,926,743	100.0

令和4年度

(単位:件、%)

	金融機関		コンビニエンスストア		Pay-easy (ペイジー)		クレジットカード		地方税共同機構 (共通納税システム・ お支払サイト等)		スマートフォン 決済アプリ		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
個人事業税	96,573	61.1	49,685	31.4	7,807	4.9	1,524	1.0	4	0.0	2,493	1.6	158,086	100.0
不動産取得税	36,721	51.3	22,197	31.0	8,247	11.5	2,011	2.8	8	0.0	2,364	3.3	71,548	100.0
自動車税	860,763	36.3	1,151,028	48.6	158,721	6.7	79,576	3.4	19,901	0.8	99,703	4.2	2,369,692	100.0
その他の税目	305,262	80.9	－	－	4,819	1.3	－	－	67,116	17.8	－	－	377,197	100.0
計	1,299,319	43.7	1,222,910	41.1	179,594	6.0	83,111	2.8	87,029	2.9	104,560	3.5	2,976,523	100.0

令和5年度

(単位:件、%)

	金融機関		コンビニエンスストア		Pay-easy (ペイジー)		クレジットカード		地方税共同機構 (共通納税システム・ お支払サイト等)		スマートフォン 決済アプリ		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
個人事業税	86,292	59.4	45,396	31.2	7,322	5.0	2,167	1.5	213	0.1	3,943	2.7	145,333	100.0
不動産取得税	36,659	47.7	22,297	29.0	8,933	11.6	3,221	4.2	1,715	2.2	4,052	5.3	76,877	100.0
自動車税	799,657	32.7	1,097,550	44.9	157,834	6.5	102,358	4.2	117,601	4.8	168,221	6.9	2,443,221	100.0
その他の税目	295,684	70.5	－	－	5,000	1.2	3,258	0.8	114,920	27.4	463	0.1	419,325	100.0
計	1,218,292	39.5	1,165,243	37.8	179,089	5.8	111,004	3.6	234,449	7.6	176,679	5.7	3,084,756	100.0

令和6年度

(単位:件、%)

	金融機関		コンビニエンスストア		Pay-easy (ペイジー)		クレジットカード		地方税共同機構 (共通納税システム・ お支払サイト等)		スマートフォン 決済アプリ		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
個人事業税	87,935	59.0	45,297	30.4	6,512	4.4	2,488	1.7	362	0.2	6,441	4.3	149,035	100.0
不動産取得税	33,958	44.6	20,355	26.8	8,285	10.9	3,500	4.6	4,415	5.8	5,530	7.3	76,043	100.0
自動車税	759,068	31.0	1,054,820	43.2	135,329	5.5	105,838	4.3	143,806	5.9	246,721	10.1	2,445,582	100.0
その他の税目	277,545	63.6	－	－	4,862	1.1	5,836	1.3	147,429	33.8	760	0.2	436,432	100.0
計	1,158,506	37.3	1,120,472	36.1	154,988	5.0	117,662	3.8	296,012	9.5	259,452	8.3	3,107,092	100.0

9 延滞金・各種加算金等

総務省統計

【単位：千円】

区 分	加 算 金								延 滞 金		還 付 加 算 金 (充当したものを含む)	
	過 少 申 告 加 算 金		不 申 告 加 算 金		重 加 算 金		合 計					
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
令 和 元 年 度	598	22,527	720	14,174	1,989	205,723	3,307	242,424	53,159	1,285,945	8,902	51,205
令 和 2 年 度	437	5,766	613	9,340	1,434	130,737	2,484	145,843	42,229	1,064,434	9,905	69,035
令 和 3 年 度	313	4,586	638	9,823	868	95,553	1,819	109,962	40,629	901,021	7,176	40,864
令 和 4 年 度	383	14,965	787	9,499	1,281	156,721	2,451	181,185	34,450	776,302	6,684	38,194
令 和 5 年 度	473	12,766	827	16,875	1,697	201,503	2,997	231,144	41,659	715,945	7,190	42,004
令 和 6 年 度	482	18,113	1,481	19,706	1,650	215,968	3,613	253,787	39,947	579,193	7,067	40,854
(令和6年度の内訳)												
法 人 事 業 税	458	17,724	942	17,910	1,650	215,968	3,050	251,602				
ゴ ル フ 場 利 用 税	2	6	1	80	0	0	3	86				
軽 油 引 取 税	5	249	513	1,330	0	0	518	1,579				
そ の 他	17	134	25	386	0	0	42	520				

10 不服申立て

総務省統計

区 分				要 処 理 件 数			処 理 済 件 数						翌 年 度 へ の 繰 越		
				前年度からの繰越	本年度発生	合 計	却 下	棄 却	一部取消	全部取消	取 下	合 計	国税決定の繰越に伴うもの	そ の 他	合 計
令和元年度	1	9	10	8	1	0	0	1	10	0	0	0			
令和2年度	0	5	5	2	1	0	0	1	4	0	1	1			
令和3年度	1	4	5	0	2	0	0	0	2	0	3	3			
令和4年度	3	3	6	1	2	0	0	0	3	0	3	3			
令和5年度	3	4	7	1	4	0	0	1	6	0	1	1			
令和6年度	1	3	4	0	0	0	0	2	2	0	2	2			
(令和6年度の内訳)															
賦課	個人事業税	非自主決定分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		自主決定分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	課税	不動産取得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		軽油引取税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		その他の税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
徴収			1	2	3	0	0	0	0	2	2	0	1	1	
上記以外			0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	

第 7 参 考 资 料

1 令和7年度 地方税制改正の概要（県税条例改正関係）

埼玉県税条例等の一部を改正する条例（専決処分によるもの）

1 専決処分年月日及び理由

地方税法等の一部改正に伴い、緊急に埼玉県税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、専決処分したものである。（専決処分年月日：令和7年3月31日）

2 改正内容

(1) 不動産取得税

新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅*用の土地を取得した場合に、不動産取得税を減額する特例措置について、**適用期限を2年延長**する。
* 安否確認や生活相談などのサービスを受けることができるバリアフリー構造の高齢者専用賃貸住宅

適用期限	【改正前】令和7年3月31日 ➡ 【改正後】令和9年3月31日
------	---------------------------------

(2) 自動車税（環境性能割）

ア バリアフリー化基準に適合したバス及びタクシー（いずれも新車に限る。）を取得した場合に、取得価額から一定額を控除する特例措置について、**適用期限を2年延長**する。

≪制度の概要≫

対 象 者	対象車両を取得した者（バス事業者、タクシー事業者）
対 象 車 両	ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー
控 除 額	取得価額から一定額を控除 (例) ノンステップバスの取得時、取得価額から1,000万円を控除

適用期限	【改正前】令和7年3月31日 ➡ 【改正後】令和9年3月31日
------	---------------------------------

イ 先進安全技術を搭載したバス及びトラック（いずれも新車に限る。）を取得した場合に、取得価額から一定額を控除する特例措置について、**適用期限を2年延長**する。

≪制度の概要≫

対 象 者	対象車両を取得した者（バス事業者、運送事業者等）
対 象 車 両	衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）が搭載された一定のバス、トラック
控 除 額	取得価額から175万円を控除

適用期限	【改正前】令和7年3月31日 ➡ 【改正後】令和9年3月31日
------	---------------------------------

(3) その他

地方税法等の改正に伴い規定の整備を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日

埼玉県税条例の一部を改正する条例の概要

1 趣 旨

地方税法の一部改正に伴い、県たばこ税の加熱式たばこの課税方式を見直すとともに、規定の整備を行う。

2 改正内容

(1) 県たばこ税

加熱式たばこの課税方式を、重量と価格を基に課税標準を算出する方式から、重量のみを基に算出する方式に見直す。

【現行】	
加熱式たばこ 1箱 当たりの 葉たばこ・溶液の 重量	加熱式たばこ 1箱 当たりの 小売 価格
0.4g ごとに紙巻きたばこ 0.5本 に換算	25.4円 ごとに紙巻きたばこ 0.5本 に換算
合わせて紙巻きたばこ 1本 に換算	



【改正案】
加熱式たばこ 1本 当たりの 葉たばこ等の 重量
0.35g ごとに紙巻きたばこ 1本 に換算

※1本当たりの重量が0.35g未満の場合、
紙巻きたばこ1本に換算

(例) 商品A (1箱20本入り・5.4g 小売定価580円)

	現行	改正案	(参考) 紙巻たばこ
1箱当たり 換算本数	17.1本	20本	20本
1箱当たり 県たばこ税額	18.2円	21.4円	21.4円

(2) その他

規定の整備を行う。

3 施行期日

2 (1) : 令和8年4月1日 2 (2) : 公布の日 等

2 交付金・徴収取扱費

(1) 交付金等支払実績

(単位:円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特別徴収交付金	ゴルフ場利用税交付金	41,406,350	36,641,840	44,184,950	45,177,360	43,879,130
	軽油引取税交付金	1,253,210,670	1,262,313,630	1,280,948,280	1,282,851,510	1,283,517,790
	計	1,294,617,020	1,298,955,470	1,325,133,230	1,328,028,870	1,327,396,920
個人県民税金徴収取扱費交付金		12,262,519,551	12,389,978,540	12,443,479,918	12,499,686,083	12,759,076,115
地方消費税徴収取扱費		403,007,910	373,879,101	357,336,484	359,367,005	387,990,868
市町村交付金	県民税所得割指定都市交付金	325,846,000	335,543,000	316,600,000	342,244,000	347,991,000
	県民税配当割交付金	4,627,955,000	7,119,044,000	6,458,813,000	7,371,746,000	10,423,416,000
	県民税株式等譲渡所得割交付金	5,544,694,000	8,456,950,000	5,028,150,000	8,583,219,000	14,983,737,000
	県民税利子割交付金	873,797,000	724,000,000	448,620,000	402,396,000	546,122,000
	法人事業税交付金	6,412,967,000	11,896,155,000	12,757,939,000	12,732,958,000	14,348,813,000
	地方消費税交付金	148,113,060,000	161,739,311,000	169,991,318,000	168,900,996,000	177,482,177,000
	内訳	一般財源分	70,289,379,000	73,285,980,000	77,026,680,000	80,421,303,000
		社会保障財源分	77,823,681,000	88,453,331,000	92,964,638,000	97,060,874,000
	ゴルフ場利用税交付金	1,285,536,960	1,558,414,121	1,578,974,449	1,553,823,312	1,564,074,915
	自動車取得税交付金	484,580	923,425	47,144,680	188,773,627	16,914
	軽油引取税交付金	6,503,660,946	6,551,692,867	6,574,725,224	6,373,277,784	6,334,519,231
	自動車税環境性能割交付金	2,594,709,405	2,506,733,152	3,243,095,732	3,513,661,053	4,183,360,622
	計	176,282,710,891	200,888,766,565	206,445,380,085	209,963,094,776	230,214,227,682
	合 計	190,242,855,372	214,951,579,676	220,571,329,717	224,150,176,734	244,688,691,585

(2) 市町村別支払実績（上位5位）

県民税配当割市町村交付金

令和5年度		令和6年度	
市町村名	交付額	市町村名	交付額
1 さいたま市	1,597,777,000 円	1 さいたま市	2,281,974,000 円
2 川口市	640,256,000	2 川口市	907,956,000
3 所沢市	360,469,000	3 所沢市	507,129,000
4 越谷市	344,497,000	4 越谷市	488,430,000
5 川越市	344,106,000	5 川越市	484,065,000

県民税株式等譲渡所得割市町村交付金

令和5年度		令和6年度	
市町村名	交付額	市町村名	交付額
1 さいたま市	1,863,007,000 円	1 さいたま市	3,285,757,000 円
2 川口市	746,597,000	2 川口市	1,305,543,000
3 所沢市	419,287,000	3 所沢市	728,428,000
4 越谷市	401,328,000	4 越谷市	702,413,000
5 川越市	400,530,000	5 川越市	695,195,000

県民税利子割市町村交付金

令和5年度		令和6年度	
市町村名	交付額	市町村名	交付額
1 さいたま市	86,960,000 円	1 さいたま市	119,109,000 円
2 川口市	34,840,000	2 川口市	47,546,000
3 所沢市	19,722,000	3 所沢市	26,623,000
4 川越市	18,799,000	4 越谷市	25,568,000
5 越谷市	18,785,000	5 川越市	25,420,000

法人事業税市町村交付金

令和5年度		令和6年度	
市町村名	交付額	市町村名	交付額
1 さいたま市	2,551,525,000 円	1 さいたま市	2,875,320,000 円
2 川口市	871,812,000	2 川口市	982,447,000
3 川越市	663,240,000	3 川越市	747,407,000
4 越谷市	547,077,000	4 越谷市	616,502,000
5 所沢市	530,946,000	5 所沢市	598,325,000

地方消費税市町村交付金

令和 5 年 度		令和 6 年 度	
市 町 村 名	交 付 額	市 町 村 名	交 付 額
1 さいたま市	31,195,648,000 円	1 さいたま市	32,803,339,000 円
2 川口市	13,219,906,000	2 川口市	13,859,988,000
3 川越市	8,301,889,000	3 川越市	8,721,338,000
4 越谷市	7,713,986,000	4 越谷市	8,112,462,000
5 所沢市	7,684,464,000	5 所沢市	8,077,277,000

地方消費税市町村交付金 交付額財源別内訳

令和 6 年 度		
市 町 村 名	一般財源分	社会保障財源分
1 さいたま市	15,306,364,000 円	17,496,975,000 円
2 川口市	6,006,664,000	7,853,324,000
3 川越市	4,035,687,000	4,685,651,000
4 越谷市	3,597,946,000	4,514,516,000
5 所沢市	3,551,621,000	4,525,656,000

ゴルフ場利用税市町村交付金

令和 5 年 度		令和 6 年 度	
市 町 村 名	交 付 額	市 町 村 名	交 付 額
1 飯能市	146,048,527 円	1 飯能市	150,354,261 円
2 東松山市	122,494,037	2 東松山市	118,194,078
3 鳩山町	96,425,228	3 鳩山町	97,182,250
4 滑川町	94,500,936	4 日高市	92,924,452
5 日高市	85,832,142	5 滑川町	91,214,961

自動車税環境性能割市町村交付金

令和 5 年 度		令和 6 年 度	
市 町 村 名	交 付 額	市 町 村 名	交 付 額
1 さいたま市	802,388,053 円	1 さいたま市	955,809,218 円
2 川口市	176,877,000	2 川口市	210,566,102
3 川越市	137,464,000	3 川越市	164,324,299
4 越谷市	137,336,000	4 越谷市	163,556,303
5 熊谷市	121,453,000	5 熊谷市	145,074,381

3 交付金等算定基準

(令和7年4月1日現在)

名 称	支 出 先	算 定 基 礎 額 等	算 定 率 等	支払時期
ゴルフ場利用税 特別徴収交付金	特別徴収義務者	納期内納入額 (特別徴収義務者別に集計)	2. 0/100	5月
軽油引取税 特別徴収交付金	特別徴収義務者	納期内納入額 (特別徴収義務者別に集計、徴収猶予 期限内を含む)	2. 5/100	6月 12月
地方消費税 徴収取扱費	国	収入額(国からの払込額)の10/22	譲渡割 0. 55/100 貨物割 0. 65/100	6月 9月 12月 3月
個人県民税 徴収交付金	市町村	納税義務者の数 市町村が還付又は充当した住民税の過誤納金及び住民税の過誤納 金に係る還付加算金のうち県民税相当額 住民税の納期前納付報奨金のうち県民税相当額 県民税の所得割から控除されるべき配当割額又は株式等譲渡所得割額 で、控除できずに市町村が還付又は充当した金額相当額	1人当たり3, 000円	5月 11月
県民税所得割 指定都市交付金	政令指定都市	政令指定都市分の個人県民税所得割 の収入額 (退職所得の分離課税分)	1/2(税源移譲相当分)	3月
県民税配当割 市町村交付金	市町村	収入額の59. 4/100	「当該市町村の個人県民税納 入額/ 県内全市町村の納 入額」の過去3年度平均	8月 12月 3月
県民税 株式等譲渡所得 割市町村交付金	市町村	収入額の59. 4/100	「当該市町村の個人県民税納 入額/ 県内全市町村の納 入額」の過去3年度平均	3月
県民税利子割 市町村交付金	市町村	収入額の59. 4/100	「当該市町村の個人県民税納 入額/ 県内全市町村の納 入額」の過去3年度平均	8月 12月 3月
法人事業税 交付金	市町村	収入額の7. 7/100	市町村の従業員数により按 分	8月 12月 3月
地方消費税 市町村交付金	市町村	(一般財源分) 都道府県間清算後の従来分(10/2 2)の収入額の1/2 (社会保障財源分) 都道府県間清算後の引上分(12/2 2)の収入額の1/2	1/2を市町村の人口により、 1/2を市町村の従業者数に より按分 市町村の人口により按分	6月 9月 12月 3月
ゴルフ場利用税 市町村交付金	ゴルフ場所在 市町村	収入額の7/10 (ゴルフ場所在の市町村別に集計)	2以上の市町村にまたがる場 合は面積により按分	8月 12月 3月
軽油引取税 指定市交付金	政令指定都市	収入額の9/10	政令指定都市が管理する道 路面積/県全体の道路面積	8月 12月 3月
自動車税 環境性能割 市町村交付金	市町村	収入額の40. 85/100	1/2を市町村道延長により、 1/2を市町村道面積により 按分	8月 12月 3月
	政令指定都市	収入額の33. 25/100 (一般市町村分に加算)	1/2×政令指定都市内道路 延長/県内道路延長 1/2×政令指定都市内道路 面積/県内道路面積	8月 12月 3月

4 徴 税 費

総務省統計

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
県 税 予 算 額 ①	871,900,000	831,800,000	820,300,000	805,300,000	768,100,000
県 税 調 定 額 ②	893,403,639	848,450,931	833,055,243	821,221,305	788,729,726
県 税 収 入 額 ③	884,448,811	838,855,897	823,156,824	811,194,889	775,831,682
徴 税 費 A + B + C + D ④	22,379,729	20,719,725	20,614,650	20,296,022	20,727,769
人 件 費 A	4,770,850	4,714,782	4,745,454	4,755,952	4,793,025
職 員 給	2,201,440	2,166,539	2,185,836	2,208,923	2,216,907
超 過 勤 務 手 当	103,949	85,846	90,440	89,585	69,089
税 務 特 別 手 当	90,338	90,993	91,999	94,066	95,882
そ の 他 の 手 当	1,309,963	1,304,090	1,285,970	1,269,547	1,313,569
そ の 他 の 人 件 費	1,065,160	1,067,314	1,091,209	1,093,831	1,097,578
旅 費 B	13,740	13,664	14,410	14,816	14,442
需 要 費 C	3,120,675	1,804,197	1,728,836	1,462,440	1,960,158
需 用 費	90,666	87,800	89,311	88,916	102,523
通 信 運 搬 費	264,601	252,408	255,262	248,058	264,908
備 品 購 入 費	871	1,490	935	965	935
そ の 他	2,764,537	1,462,499	1,383,328	1,124,501	1,591,792
徴 収 取 扱 費 等 D	14,474,464	14,187,082	14,125,950	14,062,814	13,960,144
県 民 税 徴 収 取 扱 費	12,759,076	12,499,686	12,443,480	12,389,979	12,262,519
納 税 義 務 者 数 分	11,942,354	11,804,622	11,716,778	11,656,319	11,551,152
払 込 金 額 分	2,592	2,890	4,802	7,041	9,039
そ の 他	814,130	692,174	721,900	726,619	702,328
地 方 消 費 税 徴 収 取 扱 費	387,991	359,367	357,337	373,879	403,008
納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	0	0	0	0	0
特別徴収義務者に対する交付金等	1,327,397	1,328,029	1,325,133	1,298,956	1,294,617
特 別 地 方 消 費 税	0	0	0	0	0
ゴ ル フ 場 利 用 税	43,879	45,177	44,185	36,642	41,406
軽 油 引 取 税	1,283,518	1,282,852	1,280,948	1,262,314	1,253,211
そ の 他	0	0	0	0	0
税 収 入 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合					
対 予 算 額 ④／①	2.57%	2.49%	2.51%	2.52%	2.70%
対 調 定 額 ④／②	2.50%	2.44%	2.47%	2.47%	2.63%
対 収 入 額 ④／③	2.53%	2.47%	2.50%	2.50%	2.67%
税 務 職 員 数 (人)	698	699	689	698	692
吏 員 (人) ⑤	577	583	577	584	577
そ の 他 (人)	121	116	112	114	115
吏 員 一 人 当 た り の 徴 税 額 ③／⑤	1,532,840	1,438,861	1,426,615	1,389,032	1,344,596
吏 員 一 人 当 た り の 徴 税 費 ④／⑤	38,786	35,540	35,727	34,753	35,923
人 件 費 (旅 費 を 含 む) A + B／⑤	8,292	8,111	8,249	8,169	6,947
物 件 費 (徴 収 取 扱 費 を 含 む) C + D／⑤	30,494	27,429	27,478	26,584	23,006

(注) 1 歳出還付する県税還付金及び還付加算金を除く。

＜参考＞ 令和5年度全国の徴税费

431,894,993 千円

税収入に対する徴税费の割合

1.95 %

税務職員一人当たり徴税額

1,381,703 千円

税務職員一人当たり徴税费 (人件費+物件費)

26,906 千円

5 そ の 他

(1) 令和5年度における都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合

都道府県名	歳入 総 額		税 収 入		地方譲与税		地方交付税		国庫支出金		地 方 債		そ の 他		全国計に対		基準財政需要額		都道府県名
	金 額 A (百万円)	金 額 B (百万円)	B/A (%)	金 額 C (百万円)	C/A (%)	金 額 D (百万円)	D/A (%)	金 額 E (百万円)	E/A (%)	金 額 F (百万円)	F/A (%)	金 額 G (百万円)	G/A (%)	する千分比	歳入総額	人口	算出額 (百万円)	全国計に対 する千分比	
北海道	2,856,219	752,047	26.3	111,260	3.9	657,027	23.0	496,006	17.4	293,819	10.3	546,060	19.1	49	41	1,212,209	50	北海道	
青 森	709,755	182,724	25.7	26,118	3.7	227,117	32.0	148,535	20.9	49,465	7.0	75,796	10.7	12	10	347,081	14	青 森	
岩 手	809,516	168,354	20.8	26,500	3.3	232,717	28.7	125,797	15.5	50,534	6.2	205,614	25.4	14	9	357,710	15	岩 手	
宮 城	1,024,724	348,373	34.0	46,004	4.5	164,100	16.0	144,757	14.1	77,740	7.6	243,750	23.8	18	18	408,688	17	宮 城	
秋 田	617,449	128,521	20.8	20,894	3.4	207,016	33.5	107,264	17.4	71,483	11.6	82,271	13.3	11	7	300,051	12	秋 田	
山 形	676,812	148,479	21.9	23,051	3.4	192,125	28.4	102,480	15.1	66,810	9.9	143,867	21.3	12	8	301,759	13	山 形	
福 島	1,257,263	301,968	24.0	38,918	3.1	242,600	19.3	249,755	19.9	114,053	9.1	309,969	24.7	21	14	436,734	18	福 島	
茨 城	1,259,006	480,320	38.2	58,088	4.6	209,550	16.6	169,958	13.5	96,263	7.6	244,827	19.4	22	23	566,362	23	茨 城	
栃 木	931,728	318,940	34.2	39,664	4.3	149,118	16.0	121,599	13.1	75,108	8.1	227,299	24.4	16	15	388,516	16	栃 木	
群 馬	904,926	321,553	35.5	39,484	4.4	155,777	17.2	116,807	12.9	58,115	6.4	213,190	23.6	15	15	391,830	16	群 馬	
埼 玉	2,102,355	1,033,434	49.2	142,872	6.8	269,766	12.8	241,780	11.5	204,692	9.7	209,811	10.0	36	59	1,053,628	44	埼 玉	
千 葉	2,045,563	928,947	45.4	122,604	6.0	233,509	11.4	260,821	12.8	136,042	6.7	363,640	17.8	35	51	934,823	39	千 葉	
東 京	8,898,727	6,345,076	71.3	64,088	0.7	0	0.0	661,557	7.4	229,256	2.6	1,598,750	18.0	152	111	2,104,104	87	東 京	
神奈川	2,251,238	1,349,971	60.0	176,942	7.9	153,817	6.8	201,666	9.0	132,158	5.9	236,684	10.5	38	74	1,101,695	46	神奈川	
新 潟	1,148,075	316,204	27.5	45,749	4.0	267,304	23.3	182,835	15.9	101,884	8.9	234,099	20.4	20	17	489,808	20	新 潟	
富 山	617,351	171,242	27.7	21,648	3.5	151,165	24.5	78,217	12.7	47,762	7.7	147,317	23.9	11	8	275,669	11	富 山	
石 川	693,733	185,696	26.8	23,498	3.4	153,144	22.1	150,108	21.6	66,204	9.5	115,083	16.6	12	9	277,657	12	石 川	
福 井	539,080	146,531	27.2	16,186	3.0	143,285	26.6	86,012	16.0	70,571	13.1	76,495	14.2	9	6	238,140	10	福 井	
山 梨	573,587	133,340	23.2	16,781	2.9	146,611	25.6	90,610	15.8	50,029	8.7	136,216	23.7	10	6	245,001	10	山 梨	
長 野	1,098,348	321,564	29.3	42,601	3.9	219,283	20.0	176,992	16.1	100,027	9.1	237,881	21.7	19	16	458,348	19	長 野	
岐 阜	876,508	306,379	35.0	40,853	4.7	200,046	22.8	131,037	14.9	99,542	11.4	98,651	11.3	15	16	427,621	18	岐 阜	
静 岡	1,269,197	585,905	46.2	71,480	5.6	192,938	15.2	182,950	14.4	134,920	10.6	101,004	8.0	22	29	606,911	25	静 岡	
愛 知	2,620,933	1,389,689	53.0	147,876	5.6	125,071	4.8	281,056	10.7	258,221	9.9	419,020	16.0	45	60	1,127,646	47	愛 知	
三 重	807,572	303,126	37.5	36,359	4.5	166,884	20.7	115,908	14.4	92,519	11.5	92,776	11.5	14	14	387,712	16	三 重	
滋 賀	620,386	226,463	36.5	28,624	4.6	138,974	22.4	97,607	15.7	57,264	9.2	71,454	11.5	11	11	306,786	13	滋 賀	
京 都	1,042,686	377,132	36.2	50,505	4.8	195,508	18.8	128,760	12.3	70,874	6.8	219,907	21.1	18	20	459,920	19	京 都	
大 阪	3,358,436	1,478,136	44.0	170,644	5.1	339,972	10.1	341,507	10.2	141,384	4.2	886,793	26.4	57	70	1,367,324	57	大 阪	
兵 庫	2,444,905	818,640	33.5	107,726	4.4	363,574	14.9	241,737	9.9	160,280	6.6	752,948	30.8	42	43	949,566	39	兵 庫	
奈 良	546,696	168,224	30.8	26,703	4.9	182,548	33.4	81,663	14.9	40,375	7.4	47,183	8.6	9	11	308,695	13	奈 良	
和歌山	636,274	122,077	19.2	19,515	3.1	191,264	30.1	111,077	17.5	72,079	11.3	120,262	18.9	11	7	282,826	12	和歌山	
鳥 取	389,627	74,008	19.0	12,172	3.1	150,426	38.6	70,328	18.1	34,832	8.9	47,861	12.3	7	4	203,911	8	鳥 取	
島 根	561,454	95,699	17.0	15,111	2.7	191,770	34.2	100,744	17.9	52,337	9.3	105,793	18.8	10	5	258,881	11	島 根	
岡 山	730,821	268,509	36.7	38,490	5.3	178,510	24.4	90,581	12.4	56,557	7.7	98,174	13.4	12	15	375,597	16	岡 山	
広 島	1,124,841	410,528	36.5	56,215	5.0	200,058	17.8	170,153	15.1	104,474	9.3	183,413	16.3	19	22	498,139	21	広 島	
山 口	712,962	198,017	27.8	28,161	3.9	186,433	26.1	100,715	14.1	44,174	6.2	155,462	21.8	12	10	337,126	14	山 口	
徳 島	531,811	105,040	19.8	15,363	2.9	160,415	30.2	80,455	15.1	46,203	8.7	124,335	23.4	9	6	236,680	10	徳 島	
香 川	477,855	147,991	31.0	19,426	4.1	132,838	27.8	64,802	13.6	29,190	6.1	83,608	17.5	8	8	241,052	10	香 川	
愛 媛	765,415	196,689	25.7	27,961	3.7	185,305	24.2	109,676	14.3	53,015	6.9	192,769	25.2	13	11	326,664	14	愛 媛	
高 知	483,885	88,593	18.3	15,305	3.2	186,478	38.5	96,979	20.0	55,620	11.5	40,910	8.5	8	5	252,745	10	高 知	
福 岡	2,054,311	730,869	35.6	101,263	4.9	312,122	15.2	267,139	13.0	180,169	8.8	462,749	22.5	35	41	842,981	35	福 岡	
佐 賀	555,571	119,740	21.6	16,801	3.0	159,684	28.7	84,628	15.2	52,665	9.5	122,053	22.0	9	6	245,069	10	佐 賀	
長 崎	747,602	162,149	21.7	26,686	3.6	238,405	31.9	149,052	19.9	76,245	10.2	95,065	12.7	13	10	359,342	15	長 崎	
熊 本	954,297	225,861	23.7	35,602	3.7	233,207	24.4	182,183	19.1	100,656	10.5	176,788	18.5	16	14	396,086	16	熊 本	
大 分	710,292	154,043	21.7	23,859	3.4	188,678	26.6	129,570	18.2	67,580	9.5	146,562	20.6	12	9	304,294	13	大 分	
宮 崎	685,629	142,700	20.8	22,681	3.3	196,881	28.7	120,350	17.6	65,626	9.6	137,391	20.0	12	8	305,410	13	宮 崎	
鹿児島	901,448	204,841	22.7	33,434	3.7	292,104	32.4	183,749	20.4	71,309	7.9	116,011	12.9	15	13	444,268	18	鹿児島	
沖 縄	862,155	186,468	21.6	28,665	3.3	234,583	27.2	235,324	27.3	31,234	3.6	145,881	16.9	15	12	371,133	15	沖 縄	
合 計	58,489,022	23,370,798	40.0	2,320,433	4.0	9,699,708	16.6	7,863,291	13.4	4,341,355	7.4	10,893,437	18.6	1,000	1,000	24,114,199	1,000	合 計	

出典：総務省自治税務局「令和7年度 地方税に関する参考計数資料 18 都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合（令和5年度）」

- (注) 1 人口は、令和6年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を含む。
3 この調は決算額による。また、地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
4 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

(2) 国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較

年 度	国民所得	租 税 負 担 額			租 税 負 担 率		
		国 税	地 方 税	租税総額	国 税	地 方 税	租税総額
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%
昭和9～11年度	14,372	1,226	629	1,855	8.5	4.4	12.9
16	35,834	4,931	879	5,810	13.8	2.5	16.2
19	56,937	12,715	862	13,577	22.3	1.5	23.8
	億円	億円	億円	億円			
24	27,373	6,361	1,424	7,785	23.2	5.2	28.4
25	33,815	5,702	1,883	7,585	16.9	5.6	22.4
30	69,733	9,363	3,815	13,178	13.4	5.5	18.9
35	134,967	18,010	7,442	25,452	13.3	5.5	18.9
40	268,270	32,785	15,494	48,279	12.2	5.8	18.0
45	610,297	77,732	37,507	115,239	12.7	6.1	18.9
50	1,239,907	145,043	81,548	226,591	11.7	6.6	18.3
55	2,038,787	283,688	158,938	442,626	13.9	7.8	21.7
56	2,116,151	304,551	173,255	477,806	14.4	8.2	22.6
57	2,201,314	320,031	186,286	506,317	14.5	8.5	23.0
58	2,312,900	341,621	198,413	540,034	14.8	8.6	23.3
59	2,431,172	367,748	214,939	582,687	15.1	8.8	24.0
60	2,605,599	391,502	233,165	624,667	15.0	8.9	24.0
61	2,679,415	428,510	246,282	674,792	16.0	9.2	25.2
62	2,810,998	478,068	272,040	750,108	17.0	9.7	26.7
63	3,027,101	521,938	301,169	823,107	17.2	9.9	27.2
平成元年度	3,208,020	571,361	317,951	889,312	17.8	9.9	27.7
2	3,468,929	627,798	334,504	962,302	18.1	9.6	27.7
3	3,689,316	632,110	350,727	982,837	17.1	9.5	26.6
4	3,660,072	573,964	345,683	919,647	15.7	9.4	25.1
5	3,653,760	571,142	335,913	907,055	15.6	9.2	24.8
6	3,729,768	540,007	325,391	865,398	14.5	8.7	23.2
7	3,801,581	549,630	336,750	886,380	14.5	8.9	23.3
8	3,940,248	552,261	350,937	903,198	14.0	8.9	22.9
9	3,909,431	556,007	361,555	917,562	14.2	9.2	23.5
10	3,793,939	511,977	359,222	871,199	13.5	9.5	23.0
11	3,780,885	492,139	350,261	842,400	13.0	9.3	22.3
12	3,901,638	527,209	355,464	882,673	13.5	9.1	22.6
13	3,761,387	499,684	355,488	855,172	13.3	9.5	22.7
14	3,742,479	458,442	333,785	792,227	12.2	8.9	21.2
15	3,815,556	453,694	326,657	780,351	11.9	8.6	20.5
16	3,885,761	481,029	335,388	816,417	12.4	8.6	21.0
17	3,881,164	522,905	348,044	870,949	13.5	9.0	22.4
18	3,949,897	541,169	365,062	906,231	13.7	9.2	22.9
19	3,948,132	526,558	402,668	929,226	13.3	10.2	23.5
20	3,643,680	458,309	395,585	853,894	12.6	10.9	23.4
21	3,527,011	402,433	351,830	754,262	11.4	10.0	21.4
		(395,693)	(358,234)	(753,928)	(11.2)	(10.2)	(21.4)
22	3,646,882	437,074	343,163	780,237	12.0	9.4	21.4
		(422,875)	(357,323)	(780,198)	(11.6)	(9.8)	(21.4)
23	3,574,735	451,754	341,714	793,468	12.6	9.6	22.2
		(436,194)	(357,142)	(793,336)	(12.2)	(10.0)	(22.2)
24	3,581,562	470,492	344,608	815,100	13.1	9.6	22.8
		(453,794)	(361,317)	(815,111)	(12.7)	(10.1)	(22.8)
25	3,725,700	512,274	353,743	866,017	13.7	9.5	23.2
		(492,264)	(373,545)	(865,809)	(13.2)	(10.0)	(23.2)
26	3,766,776	578,492	367,855	946,346	15.4	9.8	25.1
		(554,547)	(391,733)	(946,280)	(14.7)	(10.4)	(25.1)
27	3,926,293	599,694	390,986	990,679	15.3	10.0	25.2
		(578,888)	(412,012)	(990,900)	(14.7)	(10.5)	(25.2)
28	3,922,939	589,563	393,924	983,486	15.0	10.0	25.1
		(571,747)	(411,700)	(983,447)	(14.6)	(10.5)	(25.1)
29	4,006,215	623,803	399,044	1,022,847	15.6	10.0	25.5
		(605,225)	(417,496)	(1,022,721)	(15.1)	(10.4)	(25.5)
30	4,030,991	642,241	407,514	1,049,756	15.9	10.1	26.0
		(621,362)	(428,379)	(1,049,742)	(15.4)	(10.6)	(26.0)
令和元年度	4,024,378	621,751	412,115	1,033,866	15.4	10.2	25.7
		(601,315)	(432,541)	(1,033,857)	(14.9)	(10.7)	(25.7)
2	3,759,929	649,330	408,256	1,057,586	17.3	10.9	28.1
		(632,836)	(424,862)	(1,057,698)	(16.8)	(11.3)	(28.1)
3	3,953,163	718,811	424,089	1,142,900	18.2	10.7	28.9
		(700,142)	(442,624)	(1,142,766)	(17.7)	(11.2)	(28.9)
4	4,095,504	763,377	440,522	1,203,899	18.6	10.8	29.4
		(741,610)	(462,181)	(1,203,791)	(18.1)	(11.3)	(29.4)
5	4,377,775	773,872	446,209	1,220,082	17.7	10.2	27.9
		(752,104)	(467,953)	(1,220,057)	(17.2)	(10.7)	(27.9)
6 実績見込	4,528,000	791,899	455,317	1,247,216	17.5	10.1	27.5
		(766,708)	(480,362)	(1,247,070)	(16.9)	(10.6)	(27.5)
7 見 込	4,626,000	841,840	467,186	1,309,026	18.2	10.1	28.3
		(818,386)	(490,656)	(1,309,042)	(17.7)	(10.6)	(28.3)

出典：総務省自治税務局「令和7年度 地方税に関する参考計数資料 6 国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較」

- (注) 1 国民所得は、令和5年度までは実績、令和6年度実績見込額及び令和7年度見込は「令和7年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和7年1月24日閣議決定)における額である。
- 2 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、令和5年度までは決算額、令和6年度は補正後予算額、令和7年度見込は当初予算額である。
- 3 地方税は、令和5年度までは決算額(昭和19年度は予算額)、令和6年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、令和7年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。
- 4 平成21年度以降の()内は、地方法人特別税及び特別法人事業税の額を国税から控除し、地方税に地方法人特別税と税及び特別法人事業税と税を加算した場合である。
- 5 国税及び地方税の租税負担率は、それぞれ算出し四捨五入してあるので、その合計は必ずしも租税総額と同率でない場合がある。

(3) 国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較

年 度	国 税	地 方 税	総 額	負 担 指 数
昭 和 16 年 度	68 円	12 円	80 円	100
19	175	12	187	234
20	159	14	173	216
25	6,854	2,263	9,117	11,396
30	10,311	4,201	14,512	18,140
35	18,772	7,757	26,529	33,161
40	32,604	15,409	48,013	60,016
45	74,357	35,878	110,235	137,794
50	129,334	72,717	202,051	252,564
55	242,450	135,834	378,284	472,855
56	258,584	147,105	405,689	507,111
57	269,837	157,069	426,906	533,633
58	286,315	166,291	452,606	565,758
59	306,437	179,105	485,542	606,928
60	324,304	193,144	517,448	646,810
61	353,055	202,915	555,971	694,964
62	392,263	223,214	615,477	769,346
63	426,646	246,183	672,829	841,036
平 成 元 年 度	465,486	259,034	724,520	905,650
2	509,755	271,608	781,363	976,704
3	511,469	283,789	795,258	994,073
4	463,033	278,872	741,906	927,383
5	459,402	270,194	729,597	911,996
6	433,199	261,032	694,231	867,789
7	440,005	269,584	709,590	886,988
8	440,902	280,173	721,076	901,345
9	442,793	287,936	730,729	913,411
10	406,783	285,414	692,197	865,246
11	390,366	277,828	668,193	835,241
12	417,476	281,478	698,954	873,693
13	395,074	281,066	676,139	845,174
14	361,866	263,469	625,335	781,669
15	357,735	257,567	615,302	769,128
16	379,153	264,357	643,510	804,388
17	411,558	273,932	685,490	856,863
18	425,938	287,329	713,267	891,584
19	414,397	316,896	731,293	914,116
20	360,657	311,298	671,954	839,943
21	316,732	276,905	593,637	742,046
	(311,427)	(281,946)	(593,374)	(741,718)
22	344,329	270,346	614,675	768,344
	(333,143)	(281,501)	(614,644)	(768,305)
23	356,668	269,789	626,457	783,071
	(344,383)	(281,970)	(626,352)	(782,940)
24	371,462	272,074	643,535	804,419
	(358,278)	(285,266)	(643,544)	(804,430)
25	398,848	275,419	674,267	842,834
	(383,269)	(290,836)	(674,105)	(842,631)
26	451,149	286,879	738,027	922,534
	(432,475)	(305,501)	(737,975)	(922,469)
27	468,269	305,300	773,568	966,960
	(452,022)	(321,718)	(773,740)	(967,175)
28	460,931	307,977	768,907	961,134
	(447,002)	(321,874)	(768,876)	(961,095)
29	488,463	312,468	800,931	1,001,164
	(473,916)	(326,916)	(800,832)	(1,001,040)
30	503,941	319,760	823,703	1,029,629
	(487,559)	(336,132)	(823,692)	(1,029,615)
令和元年度	489,036	324,148	813,184	1,016,480
	(472,962)	(340,214)	(813,177)	(1,016,471)
2	512,679	322,339	835,018	1,043,773
	(499,656)	(335,450)	(835,107)	(1,043,884)
3	570,812	336,771	907,583	1,134,479
	(555,986)	(351,490)	(907,476)	(1,134,345)
4	608,672	351,246	959,918	1,199,898
	(591,316)	(368,515)	(959,831)	(1,199,789)
5	619,667	357,295	976,962	1,221,203
	(602,236)	(374,707)	(976,943)	(1,221,179)
6 実 績 見 込	634,102	364,589	998,690	1,248,363
	(613,930)	(384,643)	(998,573)	(1,248,216)
7 見 込	674,091	374,092	1,048,184	1,310,230
	(655,311)	(392,886)	(1,048,196)	(1,310,245)

出典：総務省自治税務局「令和7年度 地方税に関する参考計数資料 7 国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較」

(注) 1 国税及び地方税については、(2)「国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較」と同じである。

2 人口の使用区分は、次のとおりである。

(ア) 昭和16年度から昭和21年度までは、昭和15年国勢調査人口

(イ) 昭和25年度から昭和27年度までは、昭和25年国勢調査人口

(ウ) 昭和28年度から昭和41年度までは、各年度の3月31日現在住民登録人口

(エ) 昭和42年度から平成24年度までは、各年度の3月31日現在住民基本台帳人口

(オ) 平成25年度以降は、各年度の1月1日現在住民基本台帳人口。

ただし、令和6年度及び令和7年度は、令和6年1月1日現在住民基本台帳人口

(4) 埼玉県民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較

(単位: 円、%)

年 度	国 税 (A)		県 税 (B)		市 町 村 税 (C)		地 方 税 (B+C)		租税総額 (A+B+C)	
	税 額	前年比	税 額	前年比	税 額	前年比	税 額	前年比	税 額	前年比
18	199,200	103.4	104,988	108.1	145,107	103.6	250,095	105.5	449,295	104.5
19	194,673	97.7	122,731	116.9	156,140	107.6	278,870	111.5	473,543	105.4
20	177,525	91.2	117,825	96.0	156,540	100.3	274,364	98.4	451,889	95.4
21	161,351	90.9	102,659	87.1	150,900	96.4	253,559	92.4	414,910	91.8
22	166,349	103.1	98,071	95.5	148,492	98.4	246,563	97.2	412,912	99.5
23	168,017	101.0	96,893	98.8	148,882	100.3	245,775	99.7	413,792	100.2
24	168,597	100.3	99,444	102.6	148,736	99.9	248,179	101.0	416,776	100.7
25	175,708	104.2	99,348	99.9	147,068	98.9	246,417	99.3	422,125	101.3
26	196,802	112.0	104,236	104.9	149,787	101.8	254,024	103.1	450,826	106.8
27	218,833	111.2	118,643	113.8	149,193	99.6	267,837	105.4	486,670	108.0
28	222,156	101.5	117,768	99.3	150,982	101.2	268,750	100.3	490,906	100.9
29	226,651	102.0	121,625	103.3	152,815	101.2	274,440	102.1	501,091	102.1
30	229,542	101.3	122,575	100.8	157,553	103.1	280,128	102.1	509,670	101.7
R1	231,744	101.0	121,024	98.7	159,985	101.5	281,009	100.3	512,753	100.6
R2	255,123	110.1	126,146	104.2	159,932	100.0	286,078	101.8	541,201	105.5
R3	274,450	107.6	133,730	106.0	159,044	99.4	292,774	102.3	567,224	104.8
R4	279,586	101.9	138,290	103.4	164,258	103.3	302,548	103.3	582,134	102.6
R5	293,143	104.8	140,057	101.3	167,008	101.7	307,066	101.5	600,209	103.1

- (注) 1 上表のうち24年度までは各年度の3月31日現在住民基本台帳人口により、平成25年度以降は、各年度の1月1日現在住民基本台帳人口により算出。
2 国税(A)は、「国税庁統計年報」(国税庁)の都道府県別徴収状況のうち埼玉県内の税務署分(局引受分を含まず)の収納済額から算出している。
3 県税(B)及び市町村税(C)は、「地方税に関する参考計数資料」の「19 道府県税収入及び市町村税収入の都道府県別所在状況」(総務省自治税務局)から計上した。
4 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
5 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は含まない額である。

(5) 令和7年度 都道府県一般会計当初予算

(単位：百万円、伸び率・構成比%、△は減)

都道府県名	予 算 総 額			地 方 税				う ち 法 人 関 係 税					
	7 年 度	対 6 年 度 当 初 予 算		7 年 度	対 6 年 度 当 初 予 算		構 成 比		7 年 度	対 6 年 度 当 初 予 算		構 成 比	
		増 減 額	伸 び 率		増 減 額	伸 び 率	7 年 度	6 年 度		増 減 額	伸 び 率	7 年 度	6 年 度
北 海 道	3,050,466	28,921	1.0	694,120	48,513	7.5	22.8	21.4	177,169	18,603	11.7	5.8	5.2
青 森	709,500	7,300	1.0	155,962	6,461	4.3	22.0	21.3	30,123	1,360	4.7	4.2	4.1
岩 手	732,942	725	0.1	136,712	10,174	8.0	18.7	17.3	35,065	5,478	18.5	4.8	4.0
宮 城	1,026,481	2,668	0.3	335,600	15,000	4.7	32.7	31.3	100,290	7,202	7.7	9.8	9.1
秋 田※	577,345	△6,889	△1.2	102,050	6,315	6.6	17.7	16.4	25,799	982	4.0	4.5	4.2
山 形	675,419	25,636	3.9	115,000	4,700	4.3	17.0	17.0	25,933	△4	△0.0	3.8	4.0
福 島	1,281,799	43,691	3.5	245,219	9,748	4.1	19.1	19.0	68,799	1,701	2.5	5.4	5.4
茨 城	1,263,694	12,503	1.0	438,011	19,988	4.8	34.7	33.4	115,587	4,423	4.0	9.1	8.9
栃 木	924,200	△8,600	△0.9	273,000	16,000	6.2	29.5	27.6	76,049	6,275	9.0	8.2	7.5
群 馬	807,800	26,200	3.4	278,000	18,000	6.9	34.4	33.3	77,677	3,884	5.3	9.6	9.4
埼 玉	2,230,890	111,146	5.2	879,400	74,200	9.2	39.4	38.0	197,526	18,400	10.3	8.9	8.5
千 葉※	2,104,150	△3,550	△0.2	672,735	52,548	8.5	32.0	29.4	200,341	16,641	9.1	9.5	8.7
東 京	9,158,000	705,000	8.3	6,929,588	543,118	8.5	75.7	75.6	1,838,375	159,061	9.5	20.1	19.9
神 奈 川	2,215,824	111,312	5.3	1,453,402	117,731	8.8	65.6	63.5	370,524	19,049	5.4	16.7	16.7
新 潟	1,263,450	△23,700	△1.8	291,076	11,985	4.3	23.0	21.7	77,300	431	0.6	6.1	6.0
富 山	600,664	△11,992	△2.0	160,602	11,912	8.0	26.7	24.3	41,849	1,933	4.8	7.0	6.5
石 川	837,989	△402,325	△32.4	168,500	11,400	7.3	20.1	12.7	44,800	1,970	4.6	5.3	3.5
福 井	501,734	△2,961	△0.6	144,211	13,601	10.4	28.7	25.9	41,928	6,225	17.4	8.4	7.1
山 梨	511,543	△3,002	△0.6	106,086	9,515	9.9	20.7	18.8	31,983	1,146	3.7	6.3	6.0
長 野	1,011,857	12,745	1.3	254,718	14,505	6.0	25.2	24.0	73,164	1,539	2.1	7.2	7.2
岐 阜※	901,970	15,890	1.8	274,300	18,100	7.1	30.4	28.9	65,313	3,899	6.3	7.2	6.9
静 岡	1,372,300	56,300	4.3	536,000	39,000	7.8	39.1	37.8	162,129	10,882	7.2	11.8	11.5
愛 知	2,941,301	146,357	5.2	1,314,000	23,300	1.8	44.7	46.2	420,500	△17,500	△4.0	14.3	15.7
三 重	836,552	31,466	3.9	303,259	19,773	7.0	36.3	35.2	77,278	3,561	4.8	9.2	9.2
滋 賀	646,200	31,700	5.2	195,000	15,700	8.8	30.2	29.2	61,289	5,288	9.4	9.5	9.1
京 都	1,029,881	34,850	3.5	297,000	13,000	4.6	28.8	28.5	105,782	1,077	1.0	10.3	10.5
大 阪	3,271,363	74,210	2.3	1,628,262	167,438	11.5	49.8	45.7	564,859	55,124	10.8	17.3	15.9
兵 庫	2,358,157	19,150	0.8	887,000	71,100	8.7	37.6	34.9	205,539	11,330	5.8	8.7	8.3
奈 良	563,657	19,675	3.6	132,800	9,000	7.3	23.6	22.8	26,008	2,296	9.7	4.6	4.4
和 歌 山	613,813	△14,190	△2.3	98,387	4,183	4.4	16.0	15.0	22,482	1,050	4.9	3.7	3.4
鳥 取	365,049	4,565	1.3	60,564	2,937	5.1	16.6	16.0	16,361	1,259	8.3	4.5	4.2
島 根	471,965	10,271	2.2	82,904	4,723	6.0	17.6	16.9	22,071	1,276	6.1	4.7	4.5
岡 山	776,861	26,311	3.5	288,643	23,329	8.8	37.2	35.3	71,056	5,889	9.0	9.1	8.7
広 島	1,089,830	△5,870	△0.5	352,733	29,586	9.2	32.4	29.5	122,168	12,562	11.5	11.2	10.0
山 口	739,840	△4,180	△0.6	193,847	6,585	3.5	26.2	25.2	48,572	3,449	7.6	6.6	6.1
徳 島	516,040	15,851	3.2	87,000	5,500	6.7	16.9	16.3	22,988	△505	△2.2	4.5	4.7
香 川	496,706	10,099	2.1	133,729	5,766	4.5	26.9	26.3	36,230	1,807	5.2	7.3	7.1
愛 媛	754,150	25,850	3.5	178,600	9,400	5.6	23.7	23.2	51,408	2,080	4.2	6.8	6.8
高 知	474,128	8,565	1.8	70,918	3,125	4.6	15.0	14.6	15,999	149	0.9	3.4	3.4
福 岡	966,957	△1,165,103	△54.6	278,313	△464,084	△62.5	28.8	34.8	82,217	△112,486	△57.8	8.5	9.1
佐 賀	513,021	△7,535	△1.4	102,568	4,848	5.0	20.0	18.8	25,742	1,041	4.2	5.0	4.7
長 崎	734,736	△113	△0.0	132,600	311	0.2	18.0	18.0	30,913	512	1.7	4.2	4.1
熊 本	844,797	△11,352	△1.3	163,953	△36	△0.0	19.4	19.2	52,190	6,178	13.4	6.2	5.4
大 分	702,677	12,869	1.9	146,900	9,400	6.8	20.9	19.9	35,138	2,726	8.4	5.0	4.7
宮 崎	667,959	8,177	1.2	112,310	5,070	4.7	16.8	16.3	27,023	1,237	4.8	4.0	3.9
鹿 児 島	852,734	12,224	1.5	168,410	9,773	6.2	19.7	18.9	39,721	3,252	8.9	4.7	4.3
沖 縄	889,360	47,217	5.6	170,592	20,227	13.5	19.2	17.9	46,152	7,025	18.0	5.2	4.6
合 計	57,877,751	28,081	0.0	22,224,586	1,072,468	5.1	38.4	36.6	6,107,411	290,756	5.0	10.6	10.1

- (注) 1 ※は骨格予算。前年度が骨格予算の場合は、肉付け補正後と比較した。
2 当初予算に含まれる地方消費税は、清算前の額又は清算後の額であり都道府県により取扱いが異なる。
3 法人関係税には、特別法人事業税（地方法人特別税）及び特別法人事業譲与税（地方法人特別譲与税）は含まない。
4 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

出典：地方行財政調査会『都道府県の当初予算案調べ』及び『都道府県の地方税収当初予算案調べ』

(6) 令和6年度 都道府県税決算見込額（出納閉鎖日現在）

(単位：千円、千円未満四捨五入)

都道府 県 名	予 算 現 額			調 定 額			収 入 額			収入歩合(%)		都道府 県 名
	6年度	5年度	前年比(%)	6年度	5年度	前年比(%)	6年度	5年度	前年比(%)	6年度	5年度	
北海道	671,820,585	650,894,676	103.2	682,326,879	658,735,373	103.6	674,678,087	650,980,567	103.6	98.9	98.8	北海道
青 森	150,339,151	146,755,066	102.4	153,429,468	148,628,491	103.2	152,186,023	147,377,075	103.3	99.2	99.2	青 森
岩 手	130,763,000	128,879,000	101.5	132,901,181	130,860,022	101.6	131,417,054	129,376,511	101.6	98.9	98.9	岩 手
宮 城	322,962,000	313,559,000	103.0	326,135,813	316,772,087	103.0	323,273,764	313,881,017	103.0	99.1	99.1	宮 城
秋 田	100,832,717	97,718,619	103.2	102,161,895	98,562,687	103.7	101,117,720	97,543,635	103.7	99.0	99.0	秋 田
山 形	116,300,000	116,900,000	99.5	117,887,380	118,469,792	99.5	116,658,078	117,391,511	99.4	99.0	99.1	山 形
福 島	249,778,244	251,149,574	99.5	253,753,674	255,084,132	99.5	250,236,621	251,377,264	99.5	98.6	98.5	福 島
茨 城	438,855,558	423,782,625	103.6	446,000,533	433,298,405	102.9	441,067,397	428,802,738	102.9	98.9	99.0	茨 城
栃 木	270,000,000	260,000,000	103.8	273,460,305	262,917,067	104.0	271,115,775	260,169,088	104.2	99.1	99.0	栃 木
群 馬	286,000,000	270,000,000	105.9	291,067,031	275,206,077	105.8	288,307,889	272,507,512	105.8	99.1	99.0	群 馬
埼 玉	871,900,000	831,800,000	104.8	893,403,639	848,231,284	105.3	884,448,811	838,855,897	105.4	99.0	98.9	埼 玉
千 葉	1,331,137,947	1,272,204,000	104.6	1,345,744,434	1,287,487,832	104.5	1,334,496,104	1,275,888,633	104.6	99.2	99.1	千 葉
東 京	5,537,002,225	4,986,153,775	111.0	5,529,364,732	4,985,757,377	110.9	5,491,279,577	4,952,775,896	110.9	99.3	99.3	東 京
神奈川	1,418,210,922	1,358,120,522	104.4	1,441,047,741	1,373,779,052	104.9	1,428,646,158	1,361,203,523	105.0	99.1	99.1	神奈川
新 潟	291,621,000	280,833,000	103.8	293,738,990	282,822,917	103.9	292,082,036	281,097,267	103.9	99.4	99.4	新 潟
富 山	160,290,000	150,000,000	106.9	166,024,793	154,245,901	107.6	164,130,761	152,143,206	107.9	98.9	98.6	富 山
石 川	173,809,047	162,271,756	107.1	177,700,641	165,202,093	107.6	175,790,483	163,101,334	107.8	98.9	98.7	石 川
福 井	139,589,314	132,142,600	105.6	142,380,938	134,972,760	105.5	141,445,864	133,992,098	105.6	99.3	99.3	福 井
山 梨	106,103,380	100,296,072	105.8	108,078,616	101,484,471	106.5	107,321,812	100,722,236	106.6	99.3	99.2	山 梨
長 野	253,442,046	249,036,579	101.8	255,420,380	251,810,723	101.4	253,733,920	250,247,897	101.4	99.3	99.4	長 野
岐 阜	270,200,000	259,600,000	104.1	275,387,801	268,051,504	102.7	271,788,328	264,069,977	102.9	98.7	98.5	岐 阜
静 岡	531,200,000	494,600,000	107.4	538,025,875	500,997,504	107.4	533,750,106	496,985,496	107.4	99.2	99.2	静 岡
愛 知	1,472,300,000	1,313,500,000	112.1	1,508,584,799	1,335,994,512	112.9	1,496,822,961	1,324,470,054	113.0	99.2	99.1	愛 知
三 重	300,858,000	289,158,000	104.0	310,222,256	296,739,425	104.5	307,448,543	294,155,631	104.5	99.1	99.1	三 重
滋 賀	193,422,400	183,248,500	105.6	196,008,866	188,372,483	104.1	193,504,240	185,802,822	104.1	98.7	98.6	滋 賀
京 都	305,816,000	293,125,000	104.3	309,927,854	297,436,190	104.2	307,855,106	294,358,463	104.6	99.3	99.0	京 都
大 阪	1,810,283,000	1,685,072,000	107.4	1,829,501,557	1,702,379,710	107.5	1,819,242,100	1,691,813,508	107.5	99.4	99.4	大 阪
兵 庫	873,376,979	827,308,653	105.6	884,481,406	838,289,029	105.5	876,785,902	831,344,084	105.5	99.1	99.2	兵 庫
奈 良	133,480,000	127,190,000	104.9	137,504,374	129,582,483	106.1	135,801,242	127,795,134	106.3	98.8	98.6	奈 良
和歌山	98,928,500	102,701,400	96.3	101,562,980	104,865,648	96.9	100,758,478	103,984,979	96.9	99.2	99.2	和歌山
鳥 取	58,883,090	58,074,797	101.4	59,794,299	58,404,538	102.4	59,296,653	57,901,908	102.4	99.2	99.1	鳥 取
島 根	83,255,485	81,910,639	101.6	84,320,907	83,255,902	101.3	83,768,446	82,816,207	101.1	99.3	99.5	島 根
岡 山	285,416,263	263,272,350	108.4	288,193,709	265,632,856	108.5	285,960,868	263,403,631	108.6	99.2	99.2	岡 山
広 島	344,860,040	320,062,000	107.7	347,810,287	327,649,565	106.2	343,753,227	323,536,232	106.2	98.8	98.7	広 島
山 口	197,576,018	191,631,319	103.1	202,702,007	201,152,064	100.8	201,201,065	199,534,664	100.8	99.3	99.2	山 口
徳 島	85,000,000	84,000,000	101.2	88,051,249	86,891,319	101.3	87,292,859	86,243,526	101.2	99.1	99.3	徳 島
香 川	132,811,011	130,659,011	101.6	137,977,108	133,941,918	103.0	136,821,304	132,831,401	103.0	99.2	99.2	香 川
愛 媛	181,100,000	171,700,000	105.5	183,765,641	172,774,256	106.4	182,902,178	171,701,121	106.5	99.5	99.4	愛 媛
高 知	70,219,759	68,506,345	102.5	70,647,222	68,581,477	103.0	70,047,951	68,048,571	102.9	99.2	99.2	高 知
福 岡	799,459,013	746,029,322	107.2	814,937,207	757,741,603	107.5	807,377,027	750,055,449	107.6	99.1	99.0	福 岡
佐 賀	101,491,000	97,806,000	103.8	103,664,101	99,892,112	103.8	102,806,333	99,030,450	103.8	99.2	99.1	佐 賀
長 崎	133,128,793	134,441,033	99.0	134,485,734	135,925,326	98.9	133,374,669	134,681,041	99.0	99.2	99.1	長 崎
熊 本	161,924,841	164,670,287	98.3	167,655,067	171,425,346	97.8	165,991,502	169,472,761	97.9	99.0	98.9	熊 本
大 分	144,500,000	146,000,000	99.0	146,840,778	147,190,935	99.8	145,994,997	146,344,962	99.8	99.4	99.4	大 分
宮 崎	111,760,000	109,100,000	102.4	113,147,707	111,321,982	101.6	112,023,485	110,261,202	101.6	99.0	99.0	宮 崎
鹿児島	167,549,460	161,704,432	103.6	170,503,276	164,737,328	103.5	169,046,512	163,200,342	103.6	99.1	99.1	鹿児島
沖 縄	161,539,570	151,555,446	106.6	166,057,563	155,109,863	107.1	163,869,271	153,060,198	107.1	98.7	98.7	沖 縄
合 計	22,231,096,358	20,839,123,398	106.7	22,503,790,693	21,088,665,421	106.7	22,318,719,287	20,906,338,719	106.8	99.2	99.1	合 計

出典：地方行政調査会『都道府県税決算見込額調べ（出納閉鎖日現在）』より作成。

(7)都道府県別納税率(各年度出納閉鎖日現在)

ア 全税目の合計

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
	都道府県名	納税率	都道府県名	納税率	都道府県名	納税率	都道府県名	納税率	都道府県名	納税率	都道府県名	納税率	都道府県名	納税率	都道府県名	納税率	都道府県名	納税率	都道府県名	納税率	
1	島根	99.1%	島根	99.1%	島根	99.2%	島根	99.3%	愛媛	99.3%	愛媛	99.2%	愛媛	99.5%	愛媛	99.5%	島根	99.5%	愛媛	99.5%	1
2	新潟	98.8%	新潟	98.9%	大阪	99.0%	愛媛	99.1%	島根	99.2%	高知	99.0%	島根	99.4%	新潟	99.4%	大分	99.4%	大阪	99.4%	2
3	佐賀	98.6%	佐賀	98.8%	新潟	99.0%	沖縄	99.1%	新潟	99.2%	新潟	98.9%	新潟	99.3%	大分	99.4%	新潟	99.4%	新潟	99.4%	3
4	鳥取	98.5%	鳥取	98.7%	愛媛	98.9%	新潟	99.1%	大阪	99.1%	島根	98.9%	高知	99.3%	大阪	99.4%	長野	99.4%	大分	99.4%	4
5	京都	98.5%	東京	98.7%	東京	98.9%	東京	99.1%	高知	99.1%	徳島	98.9%	長野	99.3%	長野	99.4%	大阪	99.4%	島根	99.3%	5
6	香川	98.5%	愛媛	98.7%	青森	98.9%	鳥取	99.0%	東京	99.1%	佐賀	98.8%	大阪	99.3%	島根	99.3%	愛媛	99.4%	福井	99.3%	6
7	東京	98.5%	沖縄	98.6%	鳥取	98.8%	高知	99.0%	鳥取	99.1%	宮崎	98.8%	東京	99.3%	山梨	99.3%	東京	99.3%	長野	99.3%	7
8	山口	98.5%	京都	98.6%	京都	98.8%	大阪	99.0%	徳島	99.1%	香川	98.8%	鳥取	99.3%	福井	99.2%	福井	99.3%	京都	99.3%	8
9	愛媛	98.4%	香川	98.6%	高知	98.8%	長野	99.0%	長野	99.0%	福井	98.8%	福井	99.2%	東京	99.2%	徳島	99.3%	東京	99.3%	9
10	高知	98.4%	岩手	98.6%	長野	98.8%	長野	99.0%	福井	99.0%	大阪	98.8%	山梨	99.1%	佐賀	99.2%	山梨	99.2%	山梨	99.3%	10
11	長野	98.4%	山口	98.6%	沖縄	98.8%	佐賀	98.9%	岡山	99.0%	鹿児島	98.8%	山口	99.1%	鳥取	99.2%	高知	99.2%	山口	99.3%	11
12	山形	98.4%	長野	98.6%	山口	98.8%	愛知	98.9%	佐賀	99.0%	長崎	98.8%	静岡	99.1%	山口	99.2%	静岡	99.2%	岡山	99.2%	12
13	岩手	98.3%	山形	98.6%	山形	98.8%	徳島	98.9%	山口	99.0%	東京	98.7%	岡山	99.1%	静岡	99.2%	山口	99.2%	愛知	99.2%	13
14	愛知	98.3%	高知	98.6%	佐賀	98.7%	山口	98.9%	香川	99.0%	大分	98.7%	徳島	99.1%	岡山	99.2%	兵庫	99.2%	和歌山	99.2%	14
15	沖縄	98.3%	愛知	98.6%	宮城	98.7%	福井	98.9%	愛知	98.9%	青森	98.7%	和歌山	99.1%	高知	99.2%	香川	99.2%	静岡	99.2%	15
16	宮城	98.3%	宮城	98.5%	香川	98.7%	山形	98.8%	宮崎	98.9%	茨城	98.6%	佐賀	99.1%	和歌山	99.2%	岡山	99.2%	青森	99.2%	16
17	三重	98.3%	宮崎	98.5%	長崎	98.7%	宮城	98.8%	山形	98.9%	宮城	98.6%	香川	99.1%	香川	99.2%	和歌山	99.2%	長崎	99.2%	17
18	和歌山	98.3%	長崎	98.5%	愛知	98.7%	香川	98.8%	京都	98.8%	神奈川	98.6%	山形	99.1%	愛知	99.2%	青森	99.2%	佐賀	99.2%	18
19	宮崎	98.2%	大分	98.4%	岩手	98.7%	三重	98.8%	秋田	98.8%	岡山	98.6%	宮城	99.1%	兵庫	99.1%	鳥取	99.1%	鳥取	99.2%	19
20	長崎	98.2%	鹿児島	98.4%	徳島	98.7%	宮崎	98.8%	山梨	98.8%	兵庫	98.6%	長崎	99.1%	宮城	99.1%	佐賀	99.1%	千葉	99.2%	20
21	大阪	98.2%	福井	98.4%	大分	98.6%	長崎	98.8%	長崎	98.8%	熊本	98.5%	秋田	99.1%	青森	99.1%	愛知	99.1%	香川	99.2%	21
22	徳島	98.2%	大阪	98.4%	福井	98.6%	大分	98.7%	宮城	98.8%	山口	98.5%	鹿児島	99.1%	鹿児島	99.1%	三重	99.1%	高知	99.2%	22
23	青森	98.2%	三重	98.4%	熊本	98.6%	秋田	98.7%	静岡	98.8%	鳥取	98.5%	群馬	99.0%	長崎	99.1%	千葉	99.1%	鹿児島	99.1%	23
24	福井	98.2%	徳島	98.4%	三重	98.6%	山梨	98.7%	青森	98.8%	和歌山	98.5%	兵庫	99.0%	香川	99.1%	山形	99.1%	栃木	99.1%	24
25	秋田	98.1%	青森	98.4%	神奈川	98.6%	岡山	98.7%	大分	98.8%	山形	98.5%	愛知	99.0%	山形	99.1%	宮城	99.1%	神奈川	99.1%	25
26	岡山	98.1%	岡山	98.3%	岡山	98.6%	静岡	98.7%	岩手	98.8%	秋田	98.5%	青森	99.0%	千葉	99.1%	神奈川	99.1%	徳島	99.1%	26
27	福島	98.1%	神奈川	98.3%	宮崎	98.5%	青森	98.7%	三重	98.7%	福岡	98.5%	宮崎	99.0%	神奈川	99.1%	長崎	99.1%	兵庫	99.1%	27
28	神奈川	98.0%	秋田	98.3%	福岡	98.5%	岩手	98.7%	神奈川	98.7%	群馬	98.5%	神奈川	99.0%	宮崎	99.1%	鹿児島	99.1%	宮城	99.1%	28
29	富山	98.0%	広島	98.2%	静岡	98.5%	茨城	98.7%	茨城	98.7%	栃木	98.4%	熊本	99.0%	三重	99.0%	宮崎	99.0%	三重	99.1%	29
30	広島	98.0%	福島	98.2%	鹿児島	98.5%	神奈川	98.7%	福岡	98.7%	埼玉	98.4%	栃木	99.0%	茨城	99.0%	群馬	99.0%	福岡	99.1%	30
31	兵庫	98.0%	静岡	98.2%	秋田	98.5%	福岡	98.6%	栃木	98.7%	長野	98.4%	岩手	99.0%	熊本	99.0%	福岡	99.0%	群馬	99.1%	31
32	鹿児島	98.0%	兵庫	98.2%	茨城	98.5%	兵庫	98.6%	鹿児島	98.7%	愛知	98.4%	福岡	98.9%	群馬	99.0%	秋田	99.0%	熊本	99.0%	32
33	大分	97.9%	福岡	98.2%	兵庫	98.4%	鹿児島	98.6%	兵庫	98.7%	岩手	98.3%	大分	98.9%	秋田	98.9%	京都	99.0%	宮崎	99.0%	33
34	山梨	97.9%	群馬	98.2%	広島	98.3%	熊本	98.5%	熊本	98.6%	山梨	98.3%	三重	98.9%	福岡	98.9%	茨城	99.0%	埼玉	99.0%	34
35	福岡	97.9%	茨城	98.1%	石川	98.3%	栃木	98.5%	群馬	98.6%	北海道	98.2%	京都	98.9%	栃木	98.9%	栃木	99.0%	秋田	99.0%	35
36	群馬	97.9%	山梨	98.1%	和歌山	98.3%	石川	98.5%	沖縄	98.6%	広島	98.2%	茨城	98.9%	京都	98.9%	埼玉	98.9%	山形	99.0%	36
37	熊本	97.9%	富山	98.0%	群馬	98.3%	和歌山	98.5%	石川	98.6%	千葉	98.2%	千葉	98.9%	北海道	98.9%	岩手	98.9%	石川	98.9%	37
38	静岡	97.9%	和歌山	98.0%	栃木	98.3%	群馬	98.5%	広島	98.5%	富山	98.1%	埼玉	98.8%	岩手	98.9%	熊本	98.9%	茨城	98.9%	38
39	岐阜	97.7%	熊本	98.0%	福島	98.3%	北海道	98.4%	和歌山	98.5%	福島	98.0%	石川	98.8%	石川	98.8%	北海道	98.8%	岩手	98.9%	39
40	茨城	97.7%	石川	97.9%	山梨	98.3%	広島	98.4%	北海道	98.5%	石川	98.0%	沖縄	98.7%	埼玉	98.8%	広島	98.7%	北海道	98.9%	40
41	石川	97.6%	北海道	97.9%	北海道	98.2%	富山	98.4%	富山	98.4%	京都	98.0%	富山	98.7%	広島	98.8%	石川	98.7%	富山	98.9%	41
42	栃木	97.6%	栃木	97.9%	富山	98.2%	千葉	98.3%	埼玉	98.4%	三重	97.9%	広島	98.7%	富山	98.7%	沖縄	98.7%	広島	98.8%	42
43	北海道	97.5%	岐阜	97.8%	千葉	98.1%	福島	98.2%	千葉	98.4%	奈良	97.9%	北海道	98.6%	福島	98.6%	富山	98.6%	奈良	98.8%	43
44	滋賀	97.4%	千葉	97.7%	岐阜	98.0%	埼玉	98.2%	岐阜	98.4%	沖縄	97.9%	福島	98.5%	岐阜	98.5%	滋賀	98.6%	滋賀	98.7%	44
45	千葉	97.4%	滋賀	97.6%	滋賀	97.9%	岐阜	98.1%	奈良	98.2%	静岡	97.8%	岐阜	98.5%	奈良	98.5%	奈良	98.6%	岐阜	98.7%	45
46	奈良	97.0%	奈良	97.4%	埼玉	97.8%	滋賀	98.1%	滋賀	98.2%	滋賀	97.3%	奈良	98.4%	沖縄	98.5%	福島	98.5%	沖縄	98.7%	46
47	埼玉	96.9%	埼玉	97.4%	奈良	97.8%	奈良	98.0%	福島	98.1%	岐阜	97.2%	滋賀	98.3%	滋賀	98.4%	福島	98.5%	福島	98.6%	47
	平均	98.1%	平均	98.3%	平均	98.6%	平均	98.7%	平均	98.8%	平均	98.5%	平均	99.0%	平均	99.1%	平均	99.1%	平均	99.2%	

出典：地方行政調査会『都道府県税決算見込額調べ(出納閉鎖日現在)』

(7)都道府県別納税率(各年度出納閉鎖日現在)
イ 個人県民税(均等割・所得割)以外の税目合計

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
	都道府県名	納税率	都道府県名	納税率	都道府県名	納税率	都道府県名	納税率	都道府県名	納税率	都道府県名	納税率	都道府県名	納税率	都道府県名	納税率	都道府県名	納税率	都道府県名	納税率	
1	青森	99.7%	沖縄	99.8%	沖縄	99.9%	沖縄	100.3%	栃木	99.8%	長崎	99.5%	新潟	99.8%	新潟	99.9%	青森	99.8%	栃木	99.8%	1
2	新潟	99.7%	青森	99.8%	青森	99.8%	新潟	99.8%	新潟	99.8%	愛媛	99.5%	栃木	99.8%	青森	99.8%	長野	99.8%	青森	99.8%	2
3	鳥取	99.6%	新潟	99.7%	大阪	99.8%	青森	99.8%	青森	99.8%	徳島	99.5%	長崎	99.8%	愛媛	99.8%	山形	99.8%	新潟	99.8%	3
4	島根	99.6%	山形	99.7%	長崎	99.8%	栃木	99.8%	山形	99.7%	青森	99.5%	山形	99.8%	山形	99.8%	新潟	99.8%	愛媛	99.8%	4
5	山形	99.6%	栃木	99.7%	新潟	99.8%	島根	99.8%	香川	99.7%	高知	99.5%	青森	99.8%	千葉	99.8%	千葉	99.8%	長崎	99.8%	5
6	福井	99.6%	群馬	99.7%	栃木	99.8%	山形	99.8%	福井	99.7%	鹿児島	99.4%	群馬	99.8%	長崎	99.8%	徳島	99.8%	福井	99.8%	6
7	栃木	99.6%	島根	99.7%	山形	99.7%	福井	99.8%	秋田	99.7%	新潟	99.4%	静岡	99.8%	長野	99.8%	大分	99.8%	和歌山	99.8%	7
8	山口	99.6%	福井	99.7%	島根	99.7%	愛知	99.7%	高知	99.7%	香川	99.4%	秋田	99.8%	和歌山	99.8%	島根	99.8%	千葉	99.8%	8
9	三重	99.6%	鳥取	99.7%	宮城	99.7%	宮城	99.7%	長崎	99.7%	福井	99.4%	長野	99.8%	大分	99.8%	静岡	99.8%	長野	99.8%	9
10	宮崎	99.6%	宮城	99.7%	福井	99.7%	三重	99.7%	愛媛	99.7%	栃木	99.3%	鳥取	99.8%	静岡	99.8%	和歌山	99.8%	大阪	99.8%	10
11	群馬	99.6%	愛知	99.6%	愛知	99.7%	静岡	99.7%	静岡	99.7%	埼玉	99.3%	愛媛	99.7%	愛知	99.8%	兵庫	99.8%	山梨	99.7%	11
12	宮城	99.6%	長崎	99.6%	静岡	99.7%	長崎	99.7%	山口	99.7%	宮崎	99.3%	高知	99.7%	兵庫	99.8%	長崎	99.8%	山形	99.7%	12
13	愛知	99.6%	山口	99.6%	愛媛	99.7%	長野	99.7%	三重	99.7%	兵庫	99.3%	千葉	99.7%	大阪	99.8%	大阪	99.7%	大分	99.7%	13
14	沖縄	99.5%	宮崎	99.6%	山口	99.7%	愛媛	99.7%	愛知	99.7%	群馬	99.3%	和歌山	99.7%	宮城	99.7%	三重	99.7%	愛知	99.7%	14
15	静岡	99.5%	静岡	99.6%	長野	99.6%	山口	99.7%	大阪	99.7%	佐賀	99.3%	宮城	99.7%	山梨	99.7%	東京	99.7%	山口	99.7%	15
16	香川	99.5%	長野	99.6%	群馬	99.6%	秋田	99.7%	群馬	99.7%	茨城	99.3%	福井	99.7%	福井	99.7%	福井	99.7%	島根	99.7%	16
17	長崎	99.5%	三重	99.6%	三重	99.6%	高知	99.7%	島根	99.7%	宮城	99.2%	兵庫	99.7%	三重	99.7%	山梨	99.7%	徳島	99.7%	17
18	徳島	99.5%	愛媛	99.6%	兵庫	99.6%	香川	99.7%	東京	99.6%	熊本	99.2%	埼玉	99.7%	鹿児島	99.7%	香川	99.7%	静岡	99.7%	18
19	長野	99.5%	佐賀	99.5%	東京	99.6%	東京	99.6%	鳥取	99.6%	大阪	99.2%	鳥根	99.7%	山口	99.7%	宮城	99.7%	鹿児島	99.7%	19
20	佐賀	99.5%	香川	99.5%	鳥取	99.6%	鳥取	99.6%	山梨	99.6%	島根	99.1%	愛知	99.7%	香川	99.7%	愛知	99.7%	香川	99.7%	20
21	秋田	99.4%	埼玉	99.5%	熊本	99.6%	熊本	99.6%	長野	99.6%	山形	99.1%	徳島	99.7%	佐賀	99.7%	山口	99.7%	宮城	99.7%	21
22	愛媛	99.4%	兵庫	99.5%	香川	99.6%	兵庫	99.6%	宮城	99.6%	神奈川	99.1%	香川	99.7%	徳島	99.7%	栃木	99.7%	東京	99.7%	22
23	兵庫	99.4%	東京	99.5%	埼玉	99.6%	群馬	99.6%	埼玉	99.6%	福岡	99.1%	鹿児島	99.7%	鳥取	99.7%	埼玉	99.7%	岡山	99.7%	23
24	東京	99.4%	岡山	99.5%	秋田	99.6%	埼玉	99.6%	兵庫	99.6%	秋田	99.1%	山梨	99.7%	茨城	99.7%	鳥取	99.7%	三重	99.7%	24
25	埼玉	99.4%	徳島	99.5%	千葉	99.5%	大阪	99.6%	岡山	99.6%	大分	99.1%	山口	99.7%	岡山	99.7%	鹿児島	99.6%	埼玉	99.7%	25
26	熊本	99.4%	千葉	99.5%	岡山	99.5%	山梨	99.6%	徳島	99.6%	千葉	99.1%	大阪	99.7%	埼玉	99.7%	鳥取	99.6%	鳥取	99.6%	26
27	岡山	99.4%	熊本	99.5%	高知	99.5%	京都	99.6%	千葉	99.5%	東京	99.1%	三重	99.7%	茨城	99.7%	愛媛	99.6%	群馬	99.6%	27
28	和歌山	99.4%	鹿児島	99.5%	徳島	99.5%	茨城	99.5%	沖縄	99.5%	山口	99.0%	東京	99.6%	鳥根	99.6%	岡山	99.6%	佐賀	99.6%	28
29	千葉	99.4%	秋田	99.5%	鹿児島	99.5%	徳島	99.5%	茨城	99.5%	岡山	99.0%	岡山	99.6%	群馬	99.6%	群馬	99.6%	兵庫	99.6%	29
30	鹿児島	99.4%	高知	99.4%	福岡	99.5%	千葉	99.5%	宮崎	99.5%	和歌山	99.0%	茨城	99.6%	宮崎	99.6%	宮崎	99.6%	神奈川	99.6%	30
31	富山	99.4%	岩手	99.4%	茨城	99.5%	岡山	99.5%	熊本	99.5%	愛知	98.9%	熊本	99.6%	東京	99.6%	沖縄	99.6%	茨城	99.6%	31
32	京都	99.3%	神奈川	99.4%	宮崎	99.5%	宮崎	99.5%	佐賀	99.5%	鳥取	98.8%	佐賀	99.5%	熊本	99.6%	高知	99.6%	岐阜	99.6%	32
33	高知	99.3%	福岡	99.4%	神奈川	99.4%	佐賀	99.5%	鹿児島	99.5%	福島	98.8%	神奈川	99.5%	神奈川	99.6%	神奈川	99.6%	京都	99.6%	33
34	岩手	99.3%	福島	99.3%	京都	99.4%	鹿児島	99.4%	福岡	99.4%	広島	98.8%	沖縄	99.5%	高知	99.5%	佐賀	99.6%	福岡	99.6%	34
35	神奈川	99.3%	広島	99.3%	岩手	99.4%	神奈川	99.4%	岩手	99.4%	富山	98.8%	宮崎	99.5%	石川	99.5%	秋田	99.5%	宮崎	99.5%	35
36	山梨	99.3%	茨城	99.3%	石川	99.4%	石川	99.4%	石川	99.4%	岩手	98.7%	石川	99.5%	富山	99.5%	福岡	99.5%	熊本	99.5%	36
37	広島	99.3%	富山	99.3%	佐賀	99.4%	富山	99.4%	神奈川	99.4%	北海道	98.7%	岩手	99.5%	秋田	99.5%	石川	99.5%	富山	99.5%	37
38	福岡	99.3%	山梨	99.3%	福島	99.3%	福岡	99.4%	富山	99.4%	山梨	98.6%	福岡	99.5%	福岡	99.4%	岐阜	99.4%	沖縄	99.5%	38
39	福島	99.2%	石川	99.2%	広島	99.3%	広島	99.3%	岐阜	99.4%	長野	98.6%	富山	99.5%	岐阜	99.4%	熊本	99.4%	秋田	99.5%	39
40	茨城	99.2%	京都	99.2%	富山	99.3%	岩手	99.3%	広島	99.3%	石川	98.6%	岐阜	99.4%	福島	99.4%	岩手	99.4%	高知	99.5%	40
41	大阪	99.2%	大分	99.2%	大分	99.3%	大分	99.3%	大分	99.3%	三重	98.5%	福島	99.3%	北海道	99.3%	富山	99.4%	石川	99.5%	41
42	岐阜	99.1%	大阪	99.2%	山梨	99.3%	北海道	99.2%	京都	99.2%	沖縄	98.4%	広島	99.3%	岩手	99.3%	滋賀	99.3%	岩手	99.4%	42
43	石川	99.0%	岐阜	99.1%	岐阜	99.2%	福島	99.2%	北海道	99.2%	奈良	98.4%	大分	99.3%	広島	99.3%	北海道	99.3%	滋賀	99.3%	43
44	大分	98.8%	北海道	99.0%	北海道	99.1%	和歌山	99.1%	和歌山	99.1%	静岡	98.2%	京都	99.2%	沖縄	99.3%	広島	99.2%	福島	99.3%	44
45	北海道	98.7%	和歌山	98.9%	和歌山	99.1%	岐阜	99.1%	福島	99.0%	京都	98.0%	奈良	99.1%	奈良	99.2%	奈良	99.2%	奈良	99.3%	45
46	滋賀	98.7%	滋賀	98.7%	滋賀	98.8%	滋賀	98.9%	滋賀	99.0%	京都	97.6%	北海道	99.1%	京都	99.2%	福島	99.2%	北海道	99.3%	46
47	奈良	98.2%	奈良	98.5%	奈良	98.7%	奈良	98.9%	奈良	98.9%	岐阜	97.6%	滋賀	99.0%	滋賀	99.0%	京都	99.1%	広島	99.2%	47
	平均	99.4%	平均	99.4%	平均	99.6%	平均	99.6%	平均	99.6%	平均	99.0%	平均	99.6%	平均	99.6%	平均	99.7%	平均	99.6%	

出典：地方行財政調査会『都道府県税決算見込額調べ(出納閉鎖日現在)』

(7)都道府県別納税率(各年度出納閉鎖日現在)

ウ 個人県民税(均等割・所得割)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
	都道府県名	納税率	都道府県名	納税率	都道府県名	納税率	都道府県名	納税率	都道府県名	納税率	都道府県名	納税率	都道府県名	納税率	都道府県名	納税率	都道府県名	納税率	都道府県名	納税率	
1	島根	97.7%	島根	97.9%	島根	98.0%	島根	98.1%	島根	98.2%	愛媛	98.4%	愛媛	98.6%	愛媛	98.6%	愛媛	98.6%	愛媛	98.6%	1
2	京都	96.8%	京都	97.3%	京都	97.7%	愛媛	97.6%	愛媛	98.1%	島根	98.4%	島根	98.5%	島根	98.6%	島根	98.6%	京都	98.5%	2
3	高知	96.3%	高知	96.7%	高知	97.1%	高知	97.5%	徳島	97.9%	高知	98.0%	高知	98.3%	高知	98.4%	京都	98.5%	大分	98.3%	3
4	佐賀	96.2%	佐賀	96.7%	佐賀	97.1%	鳥取	97.5%	高知	97.8%	鳥取	97.9%	長野	98.1%	長野	98.3%	高知	98.4%	高知	98.3%	4
5	新潟	96.1%	神奈川	96.6%	愛媛	97.1%	佐賀	97.4%	鳥取	97.7%	長野	97.9%	鳥取	98.0%	大分	98.2%	長野	98.3%	長野	98.2%	5
6	鳥取	95.9%	鳥取	96.5%	神奈川	97.1%	京都	97.3%	京都	97.7%	京都	97.8%	大分	98.0%	山梨	98.1%	大分	98.3%	島根	98.2%	6
7	神奈川	95.8%	新潟	96.4%	鳥取	97.0%	徳島	97.3%	長野	97.6%	大分	97.8%	山梨	97.9%	京都	98.1%	山梨	98.2%	山梨	98.1%	7
8	長野	95.8%	愛媛	96.4%	大分	96.9%	大分	97.2%	佐賀	97.6%	佐賀	97.6%	京都	97.9%	鳥取	98.0%	佐賀	97.9%	鳥取	97.8%	8
9	岩手	95.8%	岩手	96.4%	新潟	96.7%	長野	97.2%	大分	97.5%	宮崎	97.6%	佐賀	97.8%	佐賀	97.8%	鳥取	97.9%	新潟	97.8%	9
10	香川	95.6%	大分	96.3%	長野	96.7%	宮崎	97.1%	宮崎	97.4%	山梨	97.5%	東京	97.7%	徳島	97.7%	徳島	97.8%	奈良	97.7%	10
11	大分	95.6%	長野	96.3%	岩手	96.7%	東京	96.9%	和歌山	97.2%	和歌山	97.5%	宮崎	97.6%	東京	97.7%	新潟	97.8%	佐賀	97.7%	11
12	和歌山	95.6%	長崎	96.1%	徳島	96.6%	岩手	96.9%	東京	97.1%	東京	97.5%	徳島	97.6%	新潟	97.7%	東京	97.8%	東京	97.7%	12
13	愛媛	95.6%	和歌山	96.1%	和歌山	96.5%	和歌山	96.9%	山梨	97.1%	徳島	97.5%	和歌山	97.6%	宮崎	97.6%	奈良	97.6%	和歌山	97.7%	13
14	長崎	95.5%	奈良	96.0%	長崎	96.5%	長崎	96.8%	奈良	97.1%	岩手	97.3%	大阪	97.5%	大阪	97.6%	和歌山	97.6%	神奈川	97.6%	14
15	奈良	95.4%	香川	95.9%	東京	96.5%	神奈川	96.7%	岩手	97.1%	神奈川	97.3%	岩手	97.5%	神奈川	97.6%	岩手	97.6%	大阪	97.6%	15
16	沖縄	95.3%	山形	95.9%	宮崎	96.4%	山梨	96.7%	神奈川	97.0%	鹿児島	97.2%	福井	97.4%	和歌山	97.6%	宮崎	97.6%	埼玉	97.6%	16
17	山形	95.3%	東京	95.9%	奈良	96.3%	奈良	96.7%	長崎	96.9%	香川	97.2%	鹿児島	97.4%	鹿児島	97.6%	大阪	97.6%	長崎	97.6%	17
18	山口	95.2%	鹿児島	95.8%	香川	96.3%	山形	96.6%	大阪	96.9%	大阪	97.2%	奈良	97.4%	岩手	97.6%	福井	97.6%	山口	97.6%	18
19	東京	95.1%	沖縄	95.8%	山形	96.3%	新潟	96.6%	新潟	96.9%	奈良	97.2%	新潟	97.4%	山口	97.5%	鹿児島	97.6%	鹿児島	97.5%	19
20	広島	95.0%	宮崎	95.8%	愛知	96.2%	香川	96.5%	岡山	96.8%	長崎	97.2%	神奈川	97.4%	奈良	97.5%	山口	97.5%	徳島	97.5%	20
21	滋賀	95.0%	愛知	95.7%	大阪	96.2%	山口	96.4%	鹿児島	96.8%	新潟	97.1%	香川	97.3%	福井	97.5%	神奈川	97.5%	宮崎	97.5%	21
22	徳島	95.0%	大阪	95.7%	広島	96.1%	鹿児島	96.4%	香川	96.8%	山口	97.1%	山口	97.3%	秋田	97.4%	香川	97.5%	岩手	97.5%	22
23	宮崎	94.9%	徳島	95.7%	鹿児島	96.1%	茨城	96.4%	山口	96.8%	山形	97.1%	長崎	97.3%	香川	97.3%	秋田	97.5%	兵庫	97.5%	23
24	愛知	94.9%	徳島	95.7%	熊本	96.1%	大阪	96.4%	茨城	96.8%	秋田	97.0%	岡山	97.2%	香川	97.3%	埼玉	97.5%	福井	97.5%	24
25	大阪	94.8%	山口	95.6%	沖縄	96.1%	秋田	96.3%	山形	96.8%	岡山	97.0%	山形	97.1%	埼玉	97.3%	長崎	97.5%	広島	97.4%	25
26	三重	94.7%	滋賀	95.5%	山口	96.1%	沖縄	96.3%	秋田	96.6%	福井	97.0%	埼玉	97.1%	静岡	97.2%	静岡	97.3%	秋田	97.4%	26
27	兵庫	94.7%	宮城	95.3%	福岡	96.0%	滋賀	96.3%	福井	96.6%	茨城	97.0%	茨城	97.1%	山形	97.2%	群馬	97.3%	香川	97.4%	27
28	鹿児島	94.7%	三重	95.3%	山梨	95.9%	愛知	96.2%	愛知	96.5%	埼玉	96.8%	秋田	97.1%	群馬	97.2%	広島	97.3%	静岡	97.3%	28
29	秋田	94.6%	兵庫	95.3%	茨城	95.9%	三重	96.1%	滋賀	96.4%	愛知	96.8%	北海道	97.0%	北海道	97.2%	兵庫	97.3%	北海道	97.3%	29
30	福島	94.6%	山梨	95.3%	宮城	95.9%	石川	96.0%	石川	96.3%	北海道	96.7%	熊本	97.0%	兵庫	97.2%	岡山	97.3%	熊本	97.3%	30
31	宮城	94.6%	秋田	95.2%	岡山	95.9%	福井	96.0%	埼玉	96.3%	沖縄	96.6%	群馬	97.0%	茨城	97.1%	北海道	97.3%	栃木	97.3%	31
32	山梨	94.5%	岡山	95.2%	北海道	95.8%	岡山	95.9%	沖縄	96.3%	熊本	96.6%	兵庫	96.9%	岡山	97.1%	山形	97.3%	群馬	97.2%	32
33	岡山	94.5%	茨城	95.2%	滋賀	95.8%	北海道	95.9%	北海道	96.3%	滋賀	96.6%	愛知	96.9%	熊本	97.1%	三重	97.2%	滋賀	97.1%	33
34	熊本	94.4%	北海道	95.1%	三重	95.8%	岐阜	95.8%	兵庫	96.2%	静岡	96.6%	静岡	96.9%	愛知	97.1%	熊本	97.2%	岡山	97.1%	34
35	富山	94.4%	福島	95.0%	秋田	95.8%	兵庫	95.8%	広島	96.2%	広島	96.6%	滋賀	96.8%	愛知	97.0%	栃木	97.2%	石川	97.1%	35
36	北海道	94.4%	福岡	95.0%	兵庫	95.7%	広島	95.8%	三重	96.2%	兵庫	96.6%	三重	96.8%	栃木	97.0%	愛知	97.1%	愛知	97.1%	36
37	岐阜	94.3%	静岡	94.9%	静岡	95.6%	埼玉	95.7%	岐阜	96.1%	三重	96.5%	石川	96.8%	滋賀	97.0%	茨城	97.0%	三重	97.0%	37
38	福岡	94.3%	岐阜	94.9%	石川	95.5%	福岡	95.7%	静岡	96.1%	群馬	96.5%	広島	96.8%	石川	96.9%	滋賀	97.0%	青森	96.8%	38
39	茨城	94.0%	熊本	94.8%	岐阜	95.4%	静岡	95.6%	栃木	96.1%	石川	96.5%	栃木	96.8%	三重	96.9%	青森	97.0%	茨城	96.8%	39
40	静岡	93.9%	富山	94.7%	福島	95.3%	富山	95.6%	熊本	96.1%	栃木	96.4%	沖縄	96.7%	青森	96.7%	石川	96.7%	山形	96.7%	40
41	石川	93.9%	福井	94.6%	富山	95.2%	宮城	95.6%	群馬	96.0%	福岡	96.3%	福岡	96.6%	宮城	96.7%	福岡	96.6%	千葉	96.7%	41
42	福井	93.6%	石川	94.5%	福井	95.2%	群馬	95.5%	福岡	96.0%	宮城	96.3%	宮城	96.5%	福岡	96.6%	富山	96.6%	千葉	96.6%	42
43	群馬	93.5%	埼玉	94.2%	埼玉	95.1%	栃木	95.5%	富山	95.9%	岐阜	96.2%	青森	96.3%	沖縄	96.5%	宮城	96.6%	宮城	96.6%	43
44	青森	93.2%	群馬	94.2%	群馬	94.9%	福島	95.5%	宮城	95.8%	富山	96.1%	富山	96.3%	富山	96.5%	千葉	96.5%	福岡	96.6%	44
45	埼玉	93.1%	青森	94.0%	栃木	94.7%	熊本	95.3%	福島	95.6%	青森	96.0%	岐阜	96.3%	千葉	96.3%	福島	96.4%	沖縄	96.4%	45
46	埼玉	92.6%	栃木	93.7%	青森	94.7%	熊本	95.2%	青森	95.6%	福島	95.9%	福島	96.2%	岐阜	96.3%	沖縄	96.4%	福島	96.3%	46
47	千葉	92.4%	千葉	93.4%	千葉	94.4%	千葉	94.7%	千葉	95.2%	千葉	95.6%	千葉	96.1%	福島	96.3%	岐阜	96.3%	岐阜	96.2%	47
	平均	94.7%	平均	95.4%	平均	96.1%	平均	96.3%	平均	96.6%	平均	96.9%	平均	97.2%	平均	97.3%	平均	97.4%	平均	97.4%	

出典：地方行政調査会『都道府県税決算見込額調べ(出納閉鎖日現在)』

(8) 令和7年度主要経済指標 (全国)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	対前年度比増減率			
	(実績)	(実績見込み)	(見通し)	令和6年度		令和7年度	
	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
1 国内総生産							
国内総生産	595.2	612.7	629.3	2.9	0.4	2.7	1.2
民間最終消費支出	323.1	333.0	343.6	3.1	0.8	3.2	1.3
民間住宅	22.2	22.6	22.8	1.5	▲1.3	1.1	▲0.3
民間企業設備	101.8	107.0	111.1	5.1	2.3	3.8	3.0
2 労働・雇用	万人	万人程度	万人程度	%程度		%程度	
労働力人口	6,934	6,955	6,958	0.3		0.1	
就業者数	6,756	6,779	6,788	0.3		0.1	
3 生産	%	%程度	%程度				
鉱工業生産指数 変化率	▲1.9	▲1.0	2.4	—		—	
4 物価	%	%程度	%程度				
国内企業物価指数 変化率	2.4	2.8	1.6	—		—	
消費者物価指数 変化率	3.0	2.5	2.0	—		—	
5 国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度		%程度	
貿易収支	▲3.7	▲4.6	▲4.1	—		—	
輸出	101.9	106.7	112.3	4.6		5.3	
輸入	105.7	110.8	116.4	4.8		5.0	
経常収支	26.6	30.9	31.0	—		—	

出典：総務省自治税務局『令和7年度地方税に関する参考計数資料』PDF全体版巻末

(9) 令和7年度地方税収入見込額（地方財政計画）

（単位：億円）

区 分	令和6年度 当初見込額 (A)	令和7年度							(G) — ×100 (A) (%)	
		令和6年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法による 収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法による 収入見込 額 (C)+(F) (G)	令和6年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)－(A)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
(Ⅰ) 普 通 税										
1. 道 府 県 民 税	52,587	8,304	60,891		△ 6	△ 6	60,885	8,298	115.8	
{ 個人均等割	694	△ 25	669				669	△ 25	96.4	
	所得割	43,273	5,780	49,053			49,053	5,780	113.4	
	法人均等割	1,475	41	1,516			1,516	41	102.8	
	法人税割	2,101	19	2,120		△ 6	△ 6	2,114	13	100.6
	利子割	197	252	449			449	252	227.9	
	配当割	2,267	417	2,684			2,684	417	118.4	
	株式等譲渡所得割	2,580	1,820	4,400			4,400	1,820	170.5	
2. 事業税	50,735	4,522	55,257		△ 29	△ 29	55,228	4,493	108.9	
{ 個人	2,467	26	2,493				2,493	26	101.1	
	法人	48,268	4,496	52,764		△ 29	△ 29	52,735	4,467	109.3
3. 地方消費税	64,004	1,223	65,227				65,227	1,223	101.9	
{ 譲渡割	41,319	1,486	42,805				42,805	1,486	103.6	
	貨物割	22,685	△ 263	22,422			22,422	△ 263	98.8	
4. 不動産取得税	4,423	△ 278	4,145	△ 1		△ 1	4,144	△ 279	93.7	
5. 道府県たばこ税	1,493	6	1,499				1,499	6	100.4	
6. ゴルフ場利用税	429	△ 11	418				418	△ 11	97.4	
7. 軽油引取税	9,102	△ 105	8,997				8,997	△ 105	98.8	
8. 自動車税	16,531	20	16,551				16,551	20	100.1	
{ 環境性能割	1,482	170	1,652				1,652	170	111.5	
	種別割	15,049	△ 150	14,899			14,899	△ 150	99.0	
9. 鉱区税	3	0	3				3	0	100.0	
10. 固定資産税（特例分等）	40	58	98				98	58	245.0	
普通税計	199,347	13,739	213,086	△ 1	△ 35	△ 36	213,050	13,703	106.9	
(Ⅱ) 目的税										
1. 狩猟税	7	0	7				7	0	100.0	
目的税計	7	0	7				7	0	100.0	
(Ⅲ) 道府県税小計	199,354	13,739	213,093	△ 1	△ 35	△ 36	213,057	13,703	106.9	
(Ⅳ) 東日本大震災による減免等	△ 56	17	△ 39				△ 39	—	—	
(Ⅴ) 道府県税計	199,298	13,756	213,054	△ 1	△ 35	△ 36	213,018	13,720	106.9	

出典：総務省自治税務局『令和7年度地方税に関する参考計数資料』の「1 地方税及び地方譲与税収入見込額（令和7年度）」



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」